

令和 6 年版

---

# 環境白書

大分県



# 大分県環境白書 目次

第1部 県民中心の施策展開	3
第1章 環境保全に関する施策の推進	3
第1節 環境行政の動向	3
第1項 国における環境行政の動向	3
第2項 大分県における環境行政の動向	5
第2節 グリーンアップおおいたの展開	6
第2章 環境行政の推進体制	8
第1節 大分県環境基本条例	8
第2節 大分県環境基本計画	8
第3節 大分県環境影響評価条例	10
第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例	11
第5節 美しく快適な大分県づくり条例	12
第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	15
第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	17
第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例	18
第9節 県における環境行政の推進体制	20
第1項 行政組織	20
第2項 附属機関	20
第2部 環境の状況と環境の保全に関して講じた施策	24
第1章 地球温暖化の緩和と気候変動への適応	24
第1節 温室効果ガスの排出削減の推進	24
第1項 地球温暖化の概要	24
第2項 本県の削減目標と県内の排出状況	25
第3項 本県の削減目標に向けた取組	28
第4項 脱炭素社会を目指したまちづくりの推進	28
第5項 エネルギー利用の効率化とその他の取組	30
第2節 吸収源対策の推進	31
第1項 森林の適正な管理・保全	31
第2項 地域材の利用拡大	32

第3節 気候変動の適応策の推進	32
第4節 その他地球規模の環境問題への対策	33
第1項 フロン等オゾン層破壊物質の回収対策	33
第2項 酸性雨対策	34
第2章 経済と環境の好循環を生み出すGXの推進	35
第1節 GXの挑戦による「経済と環境の好循環」の創出	35
第2節 大分県版水素サプライチェーンの構築	35
第3節 エネルギー関連産業の成長促進	36
第1項 エネルギー関連産業の事業化の支援	36
第2項 エコエネルギーの導入支援	37
第3項 エコエネルギーの普及・啓発	39
第4節 ものづくり産業の循環経済への転換	39
第3章 環境への負荷を抑えた循環型社会の構築	41
第1節 プラスチックごみなどの廃棄物の排出抑制、循環的利用の推進	41
第1項 プラスチックごみ対策の推進	41
第2項 県民や事業者に対する3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組	41
第3項 食品ロス削減の推進	42
第2節 廃棄物の適正処理の推進	43
第1項 廃棄物適正処理の推進	43
第2項 バイオマス等の循環経済の利活用	49
第3項 災害廃棄物処理体制の整備	50
第3節 大気環境対策の推進	51
第1項 大気環境保全対策の推進	51
第2項 地域の生活環境保全対策の推進	61
第4節 水・土壌・地盤環境対策の推進	66
第1項 水環境保全対策の推進	66
第2項 豊かな水環境の創出	96
第3項 土壌環境保全対策等の推進	97

第5節	化学物質等に係るリスクコミュニケーション	99
第1項	環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進	99
第2項	放射線の監視体制の充実	104
第4章	豊かな自然の保全と活用	106
第1節	生物多様性の保全・回復の推進	106
第1項	自然公園等の保護・保全	107
第2項	多様な生態系の保全	112
第3項	森林の保全	117
第4項	水辺の保全	118
第5項	生物多様性を支える基盤づくり	118
第2節	快適な地域環境の保全	119
第1項	ゆとりある生活空間の保全と創造	119
第2項	美しい景観の形成	121
第3項	身近な緑の保全と創造	122
第4項	身近な水辺の創造	126
第5項	農山漁村の持つ多面的機能の維持・保全	126
第6項	文化的遺産（文化財）の保存・活用・継承	127
第3節	持続可能な温泉利用の推進	129
第1項	おおいた温泉基本計画	129
第2項	温泉資源の保護	129
第3項	多目的利用と温泉地づくり	131
第4節	ユネスコエコパークなど地域資源を活用した地域づくりの推進	132
第5章	環境を守り活かす担い手づくりの推進	133
第1節	“未来”につながる人材育成	133
第1項	あらゆる場・世代におけるESDの視点に立った環境教育の推進	133
第2項	環境教育を担う人材の育成	134
第2節	持続可能な“活動”につながる環境の整備	136
第1項	環境保全活動の推進	136
第2項	県、市町村の率先行動の推進	139
第6章	基盤的施策の推進	144
第1節	環境影響評価の推進	144
第2節	環境に配慮した取組の推進	146

第1項	大分県環境マネジメントシステムの構築	146
第2項	グリーン購入の促進	147
第3節	環境情報の整備と提供	148
第4節	調査研究、監視・観測等の推進	149
第1項	衛生環境研究センターの概要	149
第2項	環境保全に関する試験検査の実施状況	149
第5節	規制法的手法の活用	150
第1項	大分県生活環境の保全等に関する条例の施行状況	150
第2項	公害防止協定締結の現況	151
第3項	土地利用対策	151
第4項	工場立地対策	152
第5項	環境犯罪の取締り	153
第6節	公害紛争等の適正処理	154
第1項	公害苦情及び紛争の処理	154
第7節	地域環境保全基金	156
第3部	環境関連事業の取組状況	157
	令和5年度及び令和6年度実施事業の取組状況	157
資料編		165

# 第1部 県民中心の施策展開

## 第1章 環境保全に関する施策の推進

### 第1節 環境行政の動向

#### 第1項 国における環境行政の動向

国は平成5年11月に「環境基本法」を制定し、環境政策の基本理念、社会の各主体の役割、基本的な施策のプログラムを明らかにした。この法律は、従来の公害対策基本法や自然環境保全法が規制的手法をとるのに対し、環境そのものを総合的に捉えて計画的に施策を講じようとするものである。この中で環境影響評価の推進が規定されたことから、平成9年6月には「環境影響評価法」が制定された。

また、この環境基本法第15条に基づいた「第六次環境基本計画」を令和6年5月に策定した。この計画は、第一次環境基本計画が策定されてからちょうど30年という節目に策定される環境基本計画であり、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げている。現在、私たちが直面している気候変動、**生物多様性**の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を目指している。

地球温暖化対策では、平成4年に気候変動に関する政府間交渉で「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、この条約では締約国が**温室効果ガス**の排出量を平成12年までに平成2年レベルに戻すこと、毎年の排出量や吸収量を把握・報告すること、先進国や途上国といった各国の事情、経済状況に応じた温暖化防止のための措置を講じていくこと等が明文化された。また、締約国会議(COP)が最高の意思決定機関として設置され、平成7年から開催されている。

平成9年に京都で開催されたCOP3では、

先進国の温室効果ガス排出量に対し、法的拘束力のある数値目標と目標達成に向けた方法等を定めた京都議定書が取りまとめられ、その後、実施に向けた運用ルールの協議や各国内の締結手続を経て、平成17年2月に京都議定書が発効した。

平成27年12月には、途上国を含む全ての国・地域の合意のもと「パリ協定」が採択され、2020年以降の地球温暖化対策に関する新たな国際的枠組みが構築された。協定では、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるとともに1.5℃未満に収まるように努力することや、できるだけ早い時期に温室効果ガスの排出量増加を止め今世紀後半には実質ゼロにすること、全ての国が削減目標を策定し、5年ごとに見直すことなどが定められた。平成28年中国とアメリカなど温室効果ガスの主要排出国が次々と批准し、協定は11月に発効した。また、令和元年12月のCOP25では、温室効果ガス削減目標の引上げを各国に促すことが採択され、令和3年11月のCOP26では、産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求するとして成果文書が採択された。

また、令和4年4月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正が行われ、地球温暖化対策の推進は、我が国の2050年までの**脱炭素社会**の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行わなければならないものとするのが基本理念として掲げられた。

生物多様性の保全では、平成5年12月に発効した生物多様性条約に基づき、平成7年10月、平成14年3月、平成19年11月にわたり、生物多様性国家戦略が策定された。

その後、平成20年6月に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的

かつ計画的な推進に関する「**生物多様性基本法**」が施行、平成 22 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2010」を閣議決定、平成 22 年 10 月には、「生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10)」が愛知県名古屋市で開催され、「**愛知目標**」の採択により、2011 年以降 10 年間の国際的な取組目標を定めたことを受け、平成 24 年 9 月に愛知目標達成のためのロードマップとなる「生物多様性国家戦略 2012-2020」が決定された。また、平成 23 年 10 月に地域における多様な主体が連携して行う生物多様性活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的として「**生物多様性地域連携促進法**」が施行された。

令和 4 年 12 月に「生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15)」がカナダのモントリオールで開催され、2030 年までの新たな世界目標となる「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」が採択された。この目標に掲げられた「**2030 年ネイチャーポジティブ (自然再興)**」の実現を目指し、令和 5 年 3 月に「生物多様性国家戦略 (2023-2030)」が閣議決定された。

さらに、**ネイチャーポジティブ (自然再興)**の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、「**地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律 (生物多様性増進活動促進法)**」が令和 6 年 4 月に公布され、一部施行された。

廃棄物・リサイクル対策では、**循環型社会**の形成を推進して廃棄物問題の抜本的解決を目指すために平成 12 年 5 月に「**循環型社会形成推進基本法**」が制定され、平成 15 年 3 月には、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「**循環型社会形成推進基本計画**」が策定された。

第五次循環型社会形成推進基本計画 (令和 6 年 8 月策定) では、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進の 5 つの方向

性を掲げ、それぞれに可能な限り具体的な数値目標を設定し、概ね 2030 年までに国が講ずべき施策を示している。

また、海洋プラスチックごみによる海洋汚染について、令和元年 6 月の G20 大阪サミットでは 2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「**大阪ブルー・オーシャン・ビジョン**」が共有され、令和 5 年 5 月の G7 広島サミットではそのビジョンが 2040 年までに前倒しされた。

大気汚染対策では、特に PM2.5 について、平成 25 年 2 月に大気汚染及び健康影響の専門家による「**PM2.5 に関する専門家会合**」により注意喚起のための暫定的な指針が示された。また、平成 26 年 11 月にはその運用に関する改善策が示されている。現在、**大気汚染防止法**に基づき、地方自治体によって全国 1,000 カ所以上で PM2.5 の常時監視が実施されている。また、平成 25 年 10 月に「**水銀に関する水俣条約**」が採択されたことを受け、平成 27 年 6 月に「**水銀による環境の汚染の防止に関する法律**」、「**大気汚染防止法の一部を改正する法律**」が成立し、平成 28 年 2 月に条約が締結された。改正後の大気汚染防止法では、新たに水銀の大気への排出を規制する規定が設けられた。

化学物質対策では、平成 11 年に、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するための「**特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)**」が制定され、対象事業者は平成 13 年度から対象化学物質の環境中への排出量等の把握を開始し、平成 14 年度からはその届出を実施し、国は集計結果の公表を行っている。

また、平成 23 年 8 月に制定された「**放射性物質汚染対処特措法**」により、現在、放射性物質の汚染状況の監視が強化されている。

今後、類似の問題に対応することを念頭におき、放射性物質による環境の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法令で定めることを規定していた環境基本法第 13 条が削除された。これを受けて、平成 25 年 6 月に制定された「**放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整**

備に関する法律」により、大気汚染防止法等から放射性物質における除外規定が削除され、放射性物質による汚染についても、環境汚染として取り扱われることとなった。

## 第2項 大分県における環境行政の動向

本県の環境保全に関する基本理念や環境保全施策の基本的事項を示すものとして「**大分県環境基本条例**」を平成11年9月に制定した。

同年3月には環境影響評価の対象となる事業やその手続等を規定した「大分県環境影響評価条例」を制定し、また、同年12月に大分県公害防止条例を見直して、新しい環境問題に対応する「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、自然環境及び生活環境の保全に努めてきたところである。

本県における環境施策は、平成10年3月に策定した大分県環境基本計画「豊の国エコプラン」に基づいた取組を行ってきた。その後、平成17年11月に「大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～」を、平成28年3月に「第3次大分県環境基本計画～うつくし作戦推進基本プラン～」を策定した。これらの計画に基づき、環境の保全に関する施策を着実に推進してきたが、大きく

変化している環境を取り巻く時代の要請や潮流の変化に適切に対応するため、令和6年9月に「第4次大分県環境基本計画」を策定した。この計画では、「恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいた」を目指すべき環境の将来像とし、これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策や環境保全活動などに新たな社会的価値を付け、経済の発展も促していく取組を「**グリーンアップおおいた**」として展開していく。

また、平成16年3月にはごみのない美しく快適な大分県づくりを広域的に進めるために「美しく快適な大分県づくり条例」を制定し、平成16年6月には**産業廃棄物**の排出の抑制、再生利用その他適正な処理を推進する財源を確保するため「**大分県産業廃棄物税条例**」を制定し、平成17年7月には産業廃棄物の適正な処理を推進するため「**大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例**」を制定した。

さらに、平成18年7月に土砂の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに土砂の崩落等による災害を未然に防止するため「**大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例**」を制定した。

令和6年3月31日現在の本県の環境関連条例については表1.1-1のとおりである。

表 1.1-1 県の環境関連条例

条例等の名称	公布年月日	概要
大分県環境基本条例	平11.9.30	環境の保全に関する基本理念、県・市町村・事業者・県民の責務、環境保全施策の基本となる事項を規定
大分県環境影響評価条例	平11.3.16	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関する環境影響評価の手続等について規定
大分県生活環境の保全等に関する条例	平11.12.24	公害の防止に関する規制に加えて、化学物質や廃棄物の適正処理などの事業活動や日常生活における環境への負荷の低減のための措置等について規定
美しく快適な大分県づくり条例	平16.3.31	ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加のもと広域的に推進するため、ごみのポイ捨てやピンクちらし掲示等の行為を禁止すること等について規定
大分県エコエネルギー導入促進条例	平15.3.20	太陽光、風力等の <b>エコエネルギー</b> の導入促進について、各主体の責務等を明確にするとともに、施策の基本的事項について規定
大分県産業廃棄物税条例	平16.6.25	産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の取組を誘導するとともに、産業廃棄物の適正処理推進のための税の仕組み等について規定

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	平17.7.11	産業廃棄物処理施設の設置及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前手続等を規定
大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	平18.7.7	土砂等に関する安全基準等を設定し、不適切なたい積行為の禁止、特定事業に関する規制について規定
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	昭47.12.25	瀬戸内法適用区域内の事業所（排水量50m <sup>3</sup> /日）に適用 規制項目はCOD、SS、n-ヘキサン抽出物質
大分県公害紛争処理条例	昭45.9.29	大分県公害審査会の設置、手続費用等公害紛争の処理について規定
大分県公害被害救済措置条例	昭48.12.25	原因不明の公害被害の救済について規定 大気汚染による健康被害、水質汚濁による漁業被害
大分県立自然公園条例	昭32.12.27	優れた自然風景地の保護と利用を図ることを目的として、自然公園の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、公園事業等について規定
大分県自然環境保全条例	昭47.10.13	優れた自然環境の保全を図ることを目的として、自然環境保全地域の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、保全計画等について規定
大分県自然海浜保全地区条例	昭55.10.1	瀬戸内海区域の海水浴などの公衆の利用に供されている自然海浜の保全と利用を図ることを目的として、 <b>自然海浜保全地区</b> の指定、地区内の行為の届出、勧告等について規定
大分県希少野生動植物の保護に関する条例	平18.3.30	希少野生動植物の保護の推進を目的として、希少野生動植物の指定、生息地の保護に関する規制等について規定
大分県環境緑化条例	昭48.4.16	緑地の保全と回復を図ることを目的として、緑化基本計画の策定、緑化地域の指定、緑化のための施策等について規定
大分県沿道の景観保全等に関する条例	昭63.3.30	県道等の沿道の景観保全及び環境美化を推進するため、沿道景観保全地区（沿道景観保全樹木を含む。）及び沿道環境美化地区を指定し、地区内の行為の届出指導等について規定

## 第2節 グリーンアップおおいたの展開

### 1 グリーンアップおおいたの推進

県では、平成15年度から広範囲にわたる環境問題に県民総参加で取り組む「ごみゼロおおいた作戦」を展開し、平成28年度からはこれをさらにステップアップさせた地域活性化型の県民運動として「**おおいたうつくし作戦**」に進化させ、環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進めてきた。

こうした取組により、県内各地で清掃活動や啓発活動などの様々な環境保全活動が行われ、多数の県民が参加するなど、取組

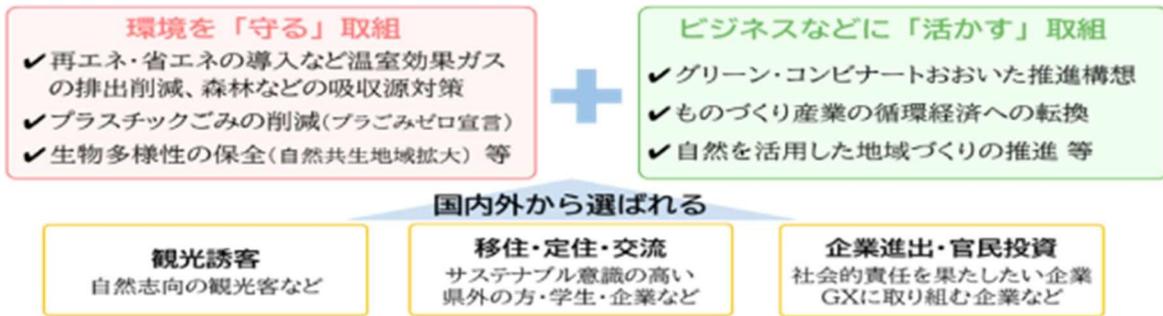
が着実に広がった。また、本県の優れた自然景観や豊かな自然環境を守るための活動や体験学習も盛んに行われた。

一方で、近年、企業や人々の環境に対する意識が高まり、環境への配慮が社会的価値を生む時代となる中、これからの環境政策においては、本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず、「活かして選ばれる」視点を持つことが大切である。

「グリーンアップおおいた」は、これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策、環境保全活動などに新たな社会的価値

を付け、経済の発展も促していく取組を展開することにより、「環境先進県おおいた」

の実現を目指す県民運動である。



## 2 グリーンアップおおいた推進会議

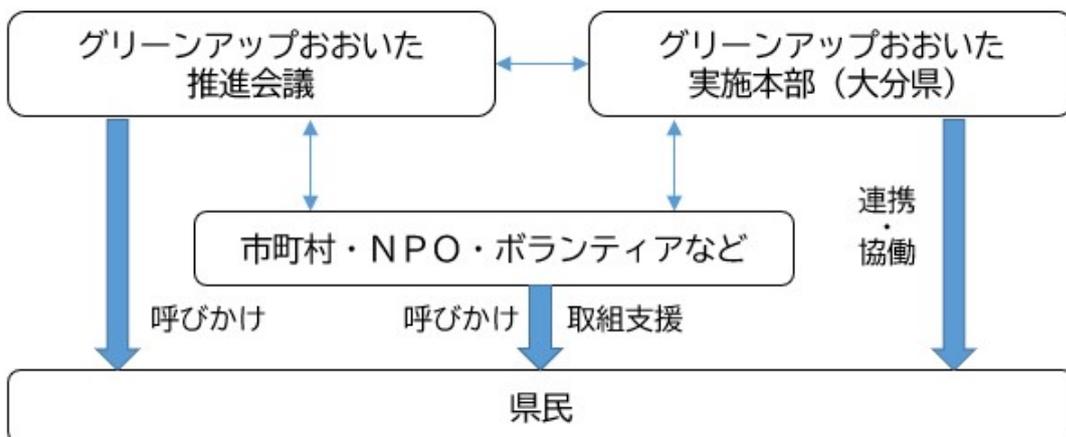
グリーンアップおおいたでは、学識経験者や環境関係団体の代表者などで構成するグリーンアップおおいた推進会議（以下この節において「推進会議」という。）を中心に、県民の視点から幅広い意見をいただき、具体的な取組を展開していく。

推進会議は、①グリーンアップおおいたの推進に必要な取組の立案、②①の取組を自ら実践しつつ、広く県民にも実践を呼びかけ、グリーンアップおおいたを唱導、といった役割を担っている。

## 3 グリーンアップおおいた実施本部

県庁内各部局などに広く跨がる環境課題について、総合的かつ効果的な施策を実施するため、県庁内に、生活環境部長を本部長とするグリーンアップおおいた実施本部を設置した。同実施本部では、推進会議などからの意見や提言等を踏まえ、市町村、NPO 法人・ボランティアなどと緊密に連携・協働しながら、部局横断的に環境政策を推進していく。

図 1.1-2 グリーンアップおおいたの概念図



## 第2章 環境行政の推進体制

### 第1節 大分県環境基本条例

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで複雑・多様化する環境問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保

全」の3つをその基本理念に定め、取り組むべき施策として環境基本計画の策定や環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例（平成11年9月施行）」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例（平成12年12月施行）」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んでいる。

### 第2節 大分県環境基本計画

#### 1 第3次大分県環境基本計画

～おおいとうつくし作戦推進基本プラン～

県では、大分県環境基本条例第9条に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画（豊の国エコプラン）」を平成10年3月に策定し、平成17年10月に「大分県新環境基本計画」を策定した。その後、平成28年3月には「第3次大分県環境基本計画」（以下この節において「第3次計画」という。）を策定し（第3次計画の期間は、平成28年度から令和6年度の9年間）、同計画に基づき、環境の保全に関する施策を着実に推進してきた。

第3次計画では、目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた」とし、この将来像の実現に向けて、Ⅰ「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」、Ⅱ「循環を基調とする地域社会の構築」、Ⅲ「地球温暖化対策の推進」、Ⅳ「環境を守り育てる産業の振興」、Ⅴ「すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」の5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標実現に向けた主な取組を記述している。

第3次計画に掲げられた各種施策を着実

かつ効果的に推進していくために、53項目について、その実施・進捗状況を数値目標である「環境指標」により、毎年度「大分県議会」、「大分県環境審議会」及び「おおいとうつくし作戦県民会議」において進行管理を行った。

令和5年度の環境指標の結果は表1.2-1のとおりである（詳細は資料編10環境指標一覧）

表 1.2-1 計画に定めた環境指標の評価結果

- 基本目標 1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造
- 基本目標 2 循環を基調とする地域社会の構築
- 基本目標 3 地球温暖化対策の推進
- 基本目標 4 環境を守り育てる産業の振興
- 基本目標 5 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

	指標 項目数	達成		概ね達成		未達	
		項目	割合(%)	項目	割合(%)	項目	割合(%)
基本目標 1	16	10	62.5	4	25.0	2	12.5
基本目標 2	17	7	41.2	7	41.2	3	17.6
基本目標 3	9	6	66.7	3	33.3	0	0
基本目標 4	6	4	66.7	1	16.7	1	16.7
基本目標 5	5	3	60.0	2	40.0	0	0
合計	53	30	56.6	17	32.1	6	11.3

評価(達成・概ね達成・未達)の区分について

- 「達成」 令和5年度の目標値を達成している場合
- 「概ね達成」 令和5年度の目標値を90%以上達成している場合
- 「未達」 令和5年度の目標値の90%未満である場合

## 2 第4次大分県環境基本計画

第3次計画は、令和6年度までを計画期間としていたが、大きく変化している環境を取り巻く時代の要請や潮流に適切に対応するため、第3次計画の上位計画となる新たな大分県長期総合計画が前倒しで策定されることにあわせ、令和6年9月に「第4次大分県環境基本計画」(以下この節において「第4次計画」という。)を策定した。

第4次計画では、目指すべき環境の将来像を「恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいた」とし、この将来像の実現に向けて、Ⅰ「地球温暖化の緩和と気候変動への適応」、Ⅱ「経済と環境の好循環を生み出すGXの推進」、Ⅲ「環境への負荷を抑えた循環型社会の構築」、Ⅳ「豊かな自然の保全と活用」、Ⅴ「環境を守り活かす担い手づくりの推進」の5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標実現に向けた主な取組を記述している。これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策や環境保全活動などに新たな社会的価値を付け、経済の発

展も促していく取組を「グリーンアップおおいた」として展開していく。

また、第4次計画に掲げられた各種施策を着実かつ効果的に推進していくために、37項目について、その実施・進捗状況を数値目標である「環境指標」により、毎年度「大分県議会」、「大分県環境審議会」及び「グリーンアップおおいた推進会議」において進行管理していく。

### 第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」（平成11年施行）の内容も踏まえ環境影響評価の手續等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」

（平成11年施行）を制定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表1.2-2のとおりである。

表 1.2-2 条例に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第1種対象事業※1	第2種対象事業※2
1 県道、市町村道の設置	4車線 7.5 km以上	—
2 発電所の設置		
水力発電所	出力 22,500kW 以上	出力 15,000kW 以上
火力発電所	出力 112,500kW 以上	出力 75,000kW 以上
地熱発電所	出力 7,500kW 以上	出力 5,000kW 以上
風力発電所	出力 7,500kW 以上	出力 5,000kW 以上
太陽光発電所	敷地全体の面積 20ha 以上 (特別地域を含むものにあつては、5ha 以上。工業地域、工業専用地域は除く)	—
3 廃棄物処理施設の設置		
ごみ焼却施設	200t/日以上	—
し尿処理施設	100kL/日以上	—
廃棄物最終処分場	25ha 以上	5ha 以上 25ha 未満
4 工場等の設置	排ガス量 10 万 N m <sup>3</sup> /h 以上 排出水量 1 万 m <sup>3</sup> /日以上	—
5 公有水面の埋立て又は干拓	40ha 以上	20ha 以上 40ha 未満
6 流通業務団地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
7 住宅用地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
8 工場用地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
9 運動又はレクリエーション施設 用地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
10 ゴルフ場用地造成事業	50ha 以上	10ha 以上 50ha 未満
11 その他の土地開発の事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
12 規則で定める事業	—	—

港湾計画	埋立て・掘込み面積 150ha 以上	
------	--------------------	--

※1) 第1種対象事業：大規模な事業であつて、計画段階環境配慮書、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手續」を行うもの

※2) 第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であつて、「住民手續」を行わないもの

## 第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応が求められるようになったため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行した。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、

広く県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」、**アイドリングストップ**を始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」や「**オゾン層破壊物質の回収**」等の規定が新たに定められており、今後も、この条例の適正な運用により環境保全対策を推進していくこととしている。（条例の概要については図1.2-3参照）

図1.2-3 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要

<p><b>公害規制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業所等に対する公害規制 (規制基準、設置等届出、改善命令、非常時等の措置)</li> <li>● 地下水の水質浄化に関する措置 (浄化対策計画作成義務、改善勧告・命令)</li> </ul>	<p><b>廃棄物対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物の減量・適正処理・資源の有効利用 (廃棄物の減量等に関する県・事業者・県民の責務)</li> <li>● 燃焼不適物の燃焼行為の制限 (施設基準、規制地域、中止・改善命令)</li> </ul>
<p><b>都市・生活型公害対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>アイドリングストップ</b>の推進 (自動車停車時の原動機の停止義務) (駐車場などの管理者の責務、管理者への勧告)</li> <li>● <b>生活排水</b>による水質汚濁防止 (県民・行政の生活排水対策取組の責務)</li> <li>■ 拡声機・深夜営業騒音の規制 (使用基準、規制地域、使用停止勧告・命令)</li> </ul>	<p><b>地球環境保全対策等の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>オゾン層破壊物質</b>の回収等の推進 (特定機器の使用者に対するフロン回収・破壊処理の努力規定、指導・勧告)</li> <li>● 事業者による自主的な環境管理の推進 (組織体制の整備、環境管理の導入)</li> </ul>
<p><b>化学物質の適正管理の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 化学物質の適正管理対策 (事業者の適正管理の責務、指導助言・勧告・公表)</li> </ul>	<p><b>その他の規定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中小企業者に対する助成</li> <li>■ 環境保全協定の締結</li> <li>■ 立入検査、報告徴収</li> <li>■ 県等の責務等</li> </ul>
<p>● : 新規項目    ■ : 公害防止条例の規定を見直し</p>	

## 第5節 美しく快適な大分県づくり条例

### 1 条例制定の背景

平成15年9月からごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部モラルの低い県民により生じている身近な環境問題に対応するために、新たな条例の制定を求める声が多く寄せられることとなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおいた作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を平成16年3月に制定した。

### 2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査やごみゼロおおいた作戦県民会議の意見、パブリックコメントなどを通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務としてそれぞれが率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための顕彰の実施や「環境美化の日」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の投光器の使用（祭典等の一時使用を除く）、⑥動物のふん等の放置で、これらのうち①から⑤については違反者に罰則（5万円以下の過料）を科すこととしている。

また、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置し、これを適正に管理すること、観光に関する事業者は観光客にごみの散乱防止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺的生活環境を損なわないよう配慮すること、などについての努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全部又は一部が達成することができると思われる場合には、その市町村の区域においてはこの条例を適用しない旨の調整条項を設けている。（令和6年12月1日現在の市町村条例との調整状況は表1.2-4を参照）

表 1.2-4 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況

(令和6年12月1日現在)(○…県条例適用)

市町村名	ごみの 投棄 (※)	自動販 売機の 回収容 器設置 義務	ピンク ちらし の掲示 等 (※)	動物の ふん等 の放置	自動車 の放置 (※)	自転車 の放置 (※)	落書き (※)	悪臭等へ の配慮	投光器 の使用 (※)
大分市	●	●	●	●(飼犬)	●	●	○	○	○
別府市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
中津市	●	●	○	●	○	●	●	○	○
日田市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
佐伯市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	○	○	○
臼杵市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
津久見市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
竹田市	●	●	○	●(飼犬)	○	○	○	○	○
豊後高田 市	●	●	●(印刷物等)	●	○	●	○	○	○
杵築市	●	●	○	●(飼犬)	○	○	○	○	○
宇佐市	●	●	○	●	●	●	○	○	○
豊後大野 市	●	○	○	○	●	○	○	○	○
由布市	●	●	○	●	●	○	○	○	○
国東市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
姫島村	●	●	○	○	○	○	○	○	○
日出町	●	●	○	●	●	●	○	○	○
九重町	●	●	○	○	○	○	○	○	○
玖珠町	●	●	○	○	○	○	○	●	○

注) 「※」については、美しく快適なおおいた県づくり条例では違反者に過料を科す。

なお、印刷物等の配布等の責務については、努力規定である。

### 3 顕彰制度

条例第8条の規定に基づき、環境技術の開発、環境美化の取組その他美しく快適な大分県づくりに著しい功績のあったものを顕彰する「ごみゼロおおいた作戦功労者顕彰制度」に替わり地域活性化に資する取組を加えた「おおいたうつくし作戦功労者顕彰制度」を設けた。令和6年度には6個人11団体を表彰した(令和6年度の受賞者は表1.2-5を参照)。

表 1.2-5 令和6年度おおいとうつくし作戦功労者顕彰

感謝状贈呈式：令和6年5月27日（月）（おおいとうつくし作戦県民会議）

場所：トキハ会館 ローズの間

区分	個人・団体名等	市町村名	主な功績
(1) 地域環境の美化に関するボランティア活動			
個人	いそがわ まきのり 五十川 正憲	佐伯市	永年にわたり、草刈りや植栽などのボランティア活動を行い、地域環境の美化に貢献した。
個人	きよはら まさふみ 清原 正文	杵築市	永年にわたり、JR中山香駅のトイレ清掃や花壇の水やり、草刈り等を行い、地域環境の美化に貢献した。
個人	ごとう よしのぶ 後藤 義信	由布市	永年にわたり、地域住民を巻き込み旧朴木小学校及び周辺の草刈り等を行い、地域環境の美化に貢献した。 また、整備した旧朴木小学校において「ほおのき秋祭」を実施し、地域の活性化にも繋げている。
個人	はやみ まさつぐ 速見 正次	宇佐市	永年にわたり、宇佐市の海岸線や幹線道路、河川敷のごみ拾いを行うとともに、SNSを通じてポイ捨て状況等を発信することで環境への意識啓発を行うなど、地域環境の美化に貢献した。
団体	おおいだ けんりつ くにまさ こうたけがっこう 大分県立国東高等学校	国東市	永年にわたり、地元環境団体が主催する海岸清掃に学校全体で取り組んでおり、地域環境の美化に貢献した。
団体	しいぞこ まんゆうかい 椎迫満友会	大分市	永年にわたり、住吉川周辺の清掃活動を行い、地域環境の美化に貢献した。
団体	ひた ちく しょうこうかい じよせいぶ 日田地区商工会女性部 なかつえ しぶ 中津江支部	日田市	永年にわたり、鯛生金山周辺の国道387号線と442号線及び県道647号線のごみ拾いを行い、地域環境の美化に貢献した。
(2) 環境保全のための技術開発			
団体	しんでんりやく かつふしきかいしよ 新電力おおいだ株式会社	由布市	太陽光による電力有効活用のため、夜間から昼間に稼働させる電力料金プランを設定し、他社と協働して、協議会を立ち上げ取組の拡大を行うなど環境保全のための技術開発に貢献した。
団体	あたご じどうしよ こうぎよう かつふしき かいしよ 愛宕自動車工業株式会社	中津市	トラックの耐用年数を延ばす技術開発や、発電・蓄電できるエコでクリーンな「移動図書館車（青空図書館）」を開発するなど、環境保全のための技術開発に貢献した。
団体	ゆうび株式会社	大分市	廃プラスチックを主原料とした固形燃料やフォーミング抑制剤を開発し、環境保全のための技術開発に貢献した。
(3) -1 環境保全に関する学術研究			
個人	たにがみ かずとし 谷上 和年	大分市	永年にわたり、「大分県レッドデータブック調査員」として、鳥類分野の絶滅危惧種について調査を行うとともに、鳥類の専門家として学術研究に貢献した。
(3) -2 環境保全に関する普及啓発			
個人	よこみつ ようこ 横光 陽子	中津市	永年にわたり、環境に関する講演会を行うほか、環境ボランティアグループを立ち上げるなど環境保全の普及啓発に貢献した
団体	そぼ さんろく しぜん ひときようせいぐらん せいび 祖母山麓自然・人共生空間整備 プロジェクト実行委員会	竹田市	永年にわたり、親子自然観察会や登山道の巡視、倒木処理や駐車場や小屋のトイレ清掃、ニホンカモシカの生息状況調査等を実施し、環境保全の普及啓発に貢献した。
(4) うつくしキャンペーンの推進に協力			
該当なし			
(5) おおいだグリーン事業者において特に脱炭素又はプラスチック削減に取り組んだもの			
団体	株式会社大分からあげ	大分市	食品トレイを繰り返し使うリユースの取組や、さとうきび素材を混合させたトレイなどを導入、ポイント付与による消費者への意識の醸成など、プラスチック削減に積極的かつ組織的に貢献した。
団体	せいかつぎょうどうぐみあい 生活協同組合コープおおいだ	大分市	リサイクルボックスを設置し、食品トレイや卵パックの回収を行うほか、マイバッグ利用率をHPに掲載し、環境意識の醸成を図るなど、プラスチック削減に積極的かつ組織的に貢献した。
団体	グリーンコープ生活協同組合おおいだ	大分市	卵パックをプラスチック製から古紙を原料とした素材に変更、牛乳や調味料類は瓶を使用するなどリデュース・リデュース・リユース・リサイクルを推進し、プラスチック削減に積極的かつ組織的に貢献した。
(6) 地域活性化に資する美しく快適な大分県づくりに貢献したもの			
団体	とくてい ひんえいり かつどう ほうじん 特定非営利活動法人アイラブグ リーン大分	大分市	永年にわたり、みどりの教室や遊歩道・海岸林の整備を行うとともに、近隣の自治会等と連携し、継続して管理が地域でできるように促すなど地域の活性化に貢献した。また、植物について子どもの質問に答えるための本を発行し、子どもと大人が一緒に考える環境教育にも尽力した。

## 第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とした「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「適正化条例」という。）」を平成17年7月に公布し平成18年4月1日から完全施行した。

### 1 適正化条例の概要

条例は、(1)産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続、(2)県外産業廃棄物の搬入に係る手続、(3)産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本の柱から構成されている。また、条例の実効性を高めるための規定、中核市である大分市への適用についての規定も盛り込んでいる。

#### (1) 産業廃棄物処理施設等の設置等

産業廃棄物処理施設を新たに設置又は変更しようとする場合、許可申請予定者は法手続の前に県に対して事前協議を行う。また、地元住民に対する説明会を開催することで施設設置予定者と地元住民との相互理解を深めるとともに、地元市町村や住民からの求めがあれば、施設設置予定者との間で生活環境の保全に関する協定を締結できることとする。

なお、最終処分場については、県外から搬入される産業廃棄物の増加が、施設の短命化をもたらすとともに、適正な処理の支障となるおそれがあるため、平成28年3月に規則を改正し、事前協議の審査基準に、「大分県産業廃棄物処理計画」において定める産業廃棄物処理施設の整備方針への適合性を追加した。

他者の産業廃棄物を処理するために許可対象外施設（施設設置に係る法手続が不要な施設）を設置しようとする場合も、設置工事の前に県への事前協議を行う。

産業廃棄物処理施設等（許可対象外施設については、他者の産業廃棄物を処分するものに限る。）を譲り受け又は借り

受けようとする場合、県への事前協議を行う。

#### (2) 県外産業廃棄物の搬入

県外で発生した産業廃棄物を大分県内（大分市の区域を含む。）に持ち込んで処理しようとする場合、県外排出事業者は県へ事前協議を行う。

なお、優良な産廃処理業者での再資源化を促進するため、平成28年3月に規則を改正し、事前協議を必要としない対象に、「優良な産廃処理業者へがれき類の破砕処理を委託する場合であって、搬入量が1,000トン未満であるとき」を追加した。また、令和3年1月の規則改正では、減量リサイクル率の高い優良な産廃処理業者へ処理を委託する場合は、事前に県に届出をすれば、事前協議を不要とした。

事前協議が成立した県外排出事業者は、県との間で適正処理に関する協定を締結する。この協定に基づき、県外排出事業者は、その搬入実績に応じて環境保全協力金を県に納付する。

環境保全協力金は産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てる。

県外産業廃棄物を処理している施設の周辺住民は、処理業者に対して、関係書類の閲覧や施設への立ち入りを求めることができる。

#### (3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止

土地所有者等は産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めるとともに、不適正な処理が行われた場合は県へ通報する。

産業廃棄物の発生現場以外の場所で産業廃棄物を保管する場合は、事前に県に届け出る。

産業廃棄物の処理に関する試験を行う場合は、事前に県に届け出る。

#### (4) 適正化条例の実効性の確保

適正化条例の実効性を確保するため、条例の施行に必要な限度において必要な報告を求めたり、職員が事業場等に立入検査を行う。また、適正な処理のための勧告や公表について規定するとともに、虚偽の報告、立入検査拒否等を行った者に対しては、罰則として5万円以下の過料に処する。

さらに、県外産業廃棄物の搬入については平成21年4月に条例施行規則を改正し、協定に違反する事実が確認された場合及び環境保全協力金が未納の場合においては、県外産業廃棄物の搬入中止

の措置等を講ずるよう規定した。

#### (5) 大分市への適用

大分市は中核市となっており、産業廃棄物の処理に関する事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされているが、県外産業廃棄物の搬入対策については、県として大分市の区域を含めた大分県全体の問題として捉え、的確な対応を行う必要がある。このため、適正化条例においては、県外産業廃棄物の搬入に係る部分だけは大分市の区域を含めることとしている。

## 第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図るとともに生活の安全を確保することを目的として「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を、平成18年7月7日に公布し、同年11月1日から施行した。

本条例の施行により、土砂等の埋立て等の事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立て面積等が3,000㎡以上の行為については許可が必要になった。

また、県、事業者及び土地所有者等の責務、たい積行為に使用される土砂等の安全基準、不適正なたい積行為の禁止及び特定事業に関する規制等、土砂等の不適正なたい積行為等を防止するための各種規定が制定された。

令和6年3月31日現在の許可状況※は、13市3町でのべ252事業者、面積2,974,435㎡、土量16,727,158㎡となっており、うち県外土砂は、面積で11.3%、土量で16.0%を占めている(表1.2-6)。

なお、立入調査による土壌及び水質検査の結果、基準を超過していた土砂については、全量撤去等の措置を取っている。

表 1.2-6 土砂条例許可状況

年度	許可数		埋立面積(㎡)			埋立土量(㎡)		
		うち県外分		うち県外分 面積(㎡)	うち県外分 率(%)		うち県外分 土量(㎡)	うち県外分 率(%)
平成18年度	8	2	63,262	27,501	43.5	243,293	180,968	74.4
平成19年度	26	1	265,693	7,069	2.7	1,123,185	15,755	1.4
平成20年度	17	1	233,614	33,683	14.4	980,304	385,755	39.4
平成21年度	11	0	128,770	0	0.0	514,640	0	0.0
平成22年度	13	1	140,417	9,997	7.1	453,355	83,396	18.4
平成23年度	9	3	84,875	33,599	39.6	101,294	40,458	39.9
平成24年度	15	4	169,375	70,190	41.4	567,387	419,558	73.9
平成25年度	12	2	111,090	29,434	26.5	385,422	55,569	14.4
平成26年度	10	0	111,903	0	0.0	163,397	0	0.0
平成27年度	9	1	116,481	23,095	19.8	859,536	4,688	0.5
平成28年度	11	0	176,330	0	0.0	799,714	0	0.0
平成29年度	13	0	242,908	0	0.0	1,571,158	0	0.0
平成30年度	13	1	158,060	44,489	28.1	1,035,219	383,595	37.1
令和元年度	19	1	197,642	5,698	2.9	2,302,945	4,274	0.2
令和2年度	13	0	129,154	0	0.0	417,618	0	0.0
令和3年度	11	0	153,683	0	0.0	959,938	0	0.0
令和4年度	16	0	155,501	0	0.0	862,173	0	0.0
令和5年度	26	1	335,678	50,702	15.1	3,386,581	1,101,867	32.5
累計	252	18	2,974,435	335,458	11.3	16,727,158	2,675,882	16.0

※大分市実施分も含む。

## 第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例

県、市町村、県民等及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を推進することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成18年に制定した。

平成18年3月 公布  
 平成18年10月 全部施行  
 平成18年12月 指定希少野生動植物の指定(11種)  
 平成20年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
 平成20年3月 保護管理事業計画の決定(4種)  
 平成21年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
 平成22年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)

平成22年3月 保護管理事業計画の決定(1種)  
 平成24年3月 指定希少野生動植物の指定(1種)  
 平成26年5月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
 平成27年3月 指定希少野生動植物の指定(1種)  
 平成28年7月 指定希少野生動植物の指定(4種)  
 平成29年8月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
 平成30年8月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
 令和元年5月 指定希少野生動植物の指定等  
 (指定7種、解除1種)  
 令和2年7月 指定希少野生動植物の指定(5種)  
 令和3年6月 指定希少野生動植物の指定(1種)  
 令和4年4月 保護管理事業計画の決定(1種)  
 令和4年7月 指定希少野生動植物の指定(5種)  
 令和5年8月 指定希少野生動植物の指定等  
 (指定3種、解除2種、改正1種)  
 令和6年7月 指定希少野生動植物の指定(3種)

表 1.2-7 指定希少野生動植物一覧

植 物	
タマボウキ (ユリ科)	H18.12 指定
ヒメユリ (ユリ科)	H18.12 指定
チョクザキミズ (イラクサ科)	H18.12 指定
ナガバヒゼンマユミ (ニシキギ科)	H18.12 指定
イワギリソウ (イワタバコ科)	H18.12 指定
ヒゴタイ (キク科)	H18.12 指定
ホウライクジャク (イノモトソウ科)	H18.12 指定
オオミスゴケ (ミスゴケ科)	H18.12 指定
イワギク (キク科)	H20.3 指定
ナゴラン (ラン科)	H20.3 指定
オトメクジャク (イノモトソウ科)	H21.3 指定
オグラセンノウ (ナデシコ科)	H21.3 指定
ヤツシロソウ (キキョウ科)	H22.3 指定
ミチノクフクジュソウ (キンポウゲ科)	H28.7 指定
オキナグサ (キンポウゲ科)	H28.7 指定
カワツルモ (ヒルムシロ科)	H29.8 指定
クマガイソウ (ラン科)	H30.8 指定
トキノウ (ラン科)	H30.8 指定
ウチョウラン (ラン科)	R1.5 指定
セッコク (ラン科)	R1.5 指定
ヤマシャクヤク (キンポウゲ科)	R1.5 指定
エヒメアヤメ (アヤメ科)	R2.7 指定
サギソウ (ラン科)	R2.7 指定
アズマイチゲ (キンポウゲ科)	R2.7 指定
サクラソウ (サクラソウ科)	R3.6 指定
ミズチドリ (ラン科)	R4.7 指定
フウラン (ラン科)	R4.7 指定
サワギキョウ (キキョウ科)	R4.7 指定
ベニバナヤマシャクヤク (ケナシベニバナヤマシャクヤク含む)	R4.7 指定
ツクシカイドウ (バラ科)	R5.8 指定
ワタナベソウ (ユキノシタ科)	R5.8 指定
ムラサキセンブリ (リンドウ科)	R6.7 指定
ナツエビネ (ラン科)	R6.7 指定

動 物	カブトガニ (カブトガニ科) H18.12 指定
	オオウラギンヒョウモン (タテハチョウ科) H18.12 指定
	オンセンミズゴマツボ (ミズゴマツボ科) H22.3 指定
	ハッチョウトンボ (トンボ科) H24.3 指定
	クボハゼ (ハゼ科) H26.5 指定
	チクゼンハゼ (ハゼ科) H26.5 指定
	オナガラムシオイ (ムシオイガイ科) H27.3 指定
	ハブタエムシオイ (ムシオイガイ科) H28.7 指定
	ブッポウソウ (ブッポウソウ科) R1.5 指定
	オオルリシジミ (シジミチョウ科) R1.5 指定
	カスミサンショウウオ (サンショウウオ科) R1.5 指定
	ヤマグチサンショウウオ (ニホウサンショウウオ) (サンショウウオ科) R1.5 指定 R5.8 改正
	ウブギセルガイ (キセルガイ科) R1.5 指定
	ニホンカモシカ (ウシ科) R2.7 指定
	オオジシギ (シギ科) R2.7 指定
	シオマネキ (スナガニ科) R4.7 指定
アリアケスジシマドジョウ (ドジョウ科) R5.8 指定	
アオバズク (フクロウ科) R6.7 指定	

## 第9節 県における環境行政の推進体制

### 第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置されたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、保健環境部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター（昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。）を置き、その後、同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図っている。

平成17年4月の組織改正では、「ごみゼロおおいた作戦」の更なる推進をするため、「ごみゼロおおいた推進班」を「ごみゼロおおいた推進室」として機能強化を図った。

平成21年4月の組織改正では、低炭素社会の構築を目指し、大分県におけるCO<sub>2</sub>削減に向けた新たな仕組みづくりを推進するため、「地球環境対策課」を新設した。また、温泉関連業務を企画振興部から生活環境部へ移管し、さらに平成23年5月に、自然保護業務を企画振興部から生活環境部へ移管するなど見直しを行った。

平成28年4月の組織改正では、地域活性化型の取組として「おおいたうつくし作戦」を展開するため地球環境対策課を「うつくし作戦推進課」と改め、自然保護業務を一体的に推進するため、生活環境部に自然保護推進室を新設した。

令和4年4月の組織改正では、脱炭素社会実現に向けた取組を加速するため、生活環境部に脱炭素社会推進室を新設した。

令和6年4月の組織改正では、「カーボンニュートラルの実現」を県運動として一層強力に推進するため、うつくし作戦推進課と脱炭素社会推進室を統合し、環境に関する新たな県民運動の支援などを所掌する「環境政策課」を新設した。

令和6年4月1日現在の本県の環境保全行政組織図は図1.2-8のとおりである。

### 第2項 附属機関

環境保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するための附属機関として大分県環境審議会を設置している。この審議会は、昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称し、さらに平成18年4月に大分県自然環境保全審議会と統合したものである。

環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況は表1.2-9のとおりである。

各種審議会の委員の名簿は、資料編1.各種審議会委員等名簿参照。

図 1.2-8 県の環境保全行政組織（令和 6 年 4 月 1 日現在）

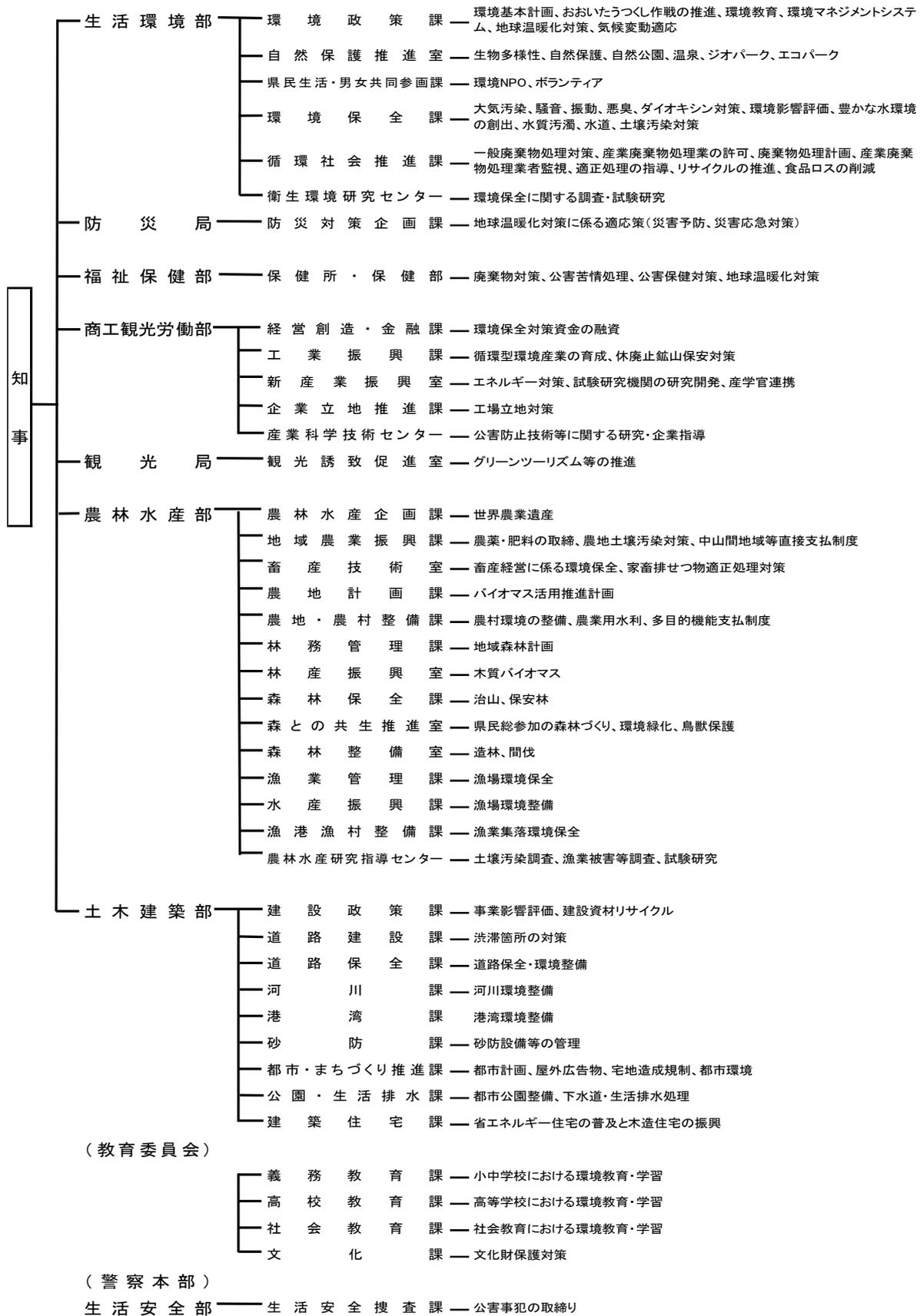


表 1.2-9 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要（令和6年4月1日）

名称	根拠法令 (設置年月日)	所掌事務	組織	令和5年度の開催状況
大分県 環境審議会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法第 21条第1項 自然環境保全法第 51条 大分県環境審議会 条例 (H6. 8. 1)	知事の諮問に応 じ、環境の保全 に関する基本的 事項及び自然環 境の保全に関す る重要事項につ いて、調査審議 し意見を述べる こと。	委員 44人 総合政策部会 20人 水質部会 7人 (特別委員5人) 自然環境部会 7人 温泉部会 7人 鳥獣部会 7人 環境緑化部会7人 (重複あり)	<p>【総合政策部会】 R5. 12. 20 ・大分県環境影響評価条例の一部改 正について ・第4次大分県環境基本計画の策定 について ・第3次大分県環境基本計画の実施 状況について ・大分県環境マネジメントシステム の令和4年度実績について ・第5期大分県地球温暖化対策実行 計画の改定について ・各部会決議事項について</p> <p>【水質部会】 R6. 2. 7 ・令和6年度公共用水域及び地下水 の水質測定計画について ・「大分県生活環境の保全等に関す る条例施行規則」の一部改正につ いて</p> <p>【自然環境部会】 R6. 2. 21 ・指定希少野生動植物の指定案につ いて ・第3次生物多様性おおい県戦略 について ・大分県立自然公園条例に基づく公 園事業について</p> <p>【温泉部会】 R5. 5. 29 R5. 8. 3 R5. 9. 21 R5. 11. 27 R6. 1. 22 R6. 3. 26 ・温泉新規掘削許可申請について ・温泉代替掘削許可申請について ・温泉増掘許可申請について ・動力装置許可申請について</p> <p>【鳥獣部会】 開催なし</p> <p>【環境緑化部会】 開催なし</p>
大分県環境 影響評価技 術審査会	大分県環境影響評 価条例第48条 (H11. 3. 16)	知事の諮問に応 じ、環境影響評 価その他の手続 きに関する技術 的事項を調査審 議し、意見を述 べること。	委員 14人	<p>R5. 4. 27 ・東神野地区石灰石鉱山拡張事 業に係る環境影響評価準備書に 対する答申について R6. 1. 11 ・中九州横断道路（大分～犬 飼）計画段階環境配慮書につ いて</p>

					R6. 2. 13 ・中九州横断道路（大分～犬飼）計画段階環境配慮書に対する答申について
大分県公害審査会	公害紛争処理法第13条 大分県公害紛争処理条例 (S45. 9. 29)	公害に係る紛争のうち、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件について、あつせん、調停及び仲裁を行うこと。	委員	10人	未開催
大分県産業廃棄物審査会	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第22条 (H17. 7. 11)	産業廃棄物処理施設の設置について意見を求められた場合や、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策について知事の諮問に応じて、調査審議し、意見を述べること。	委員	10人	R5. 8. 31 ・有限会社クリーン環境の安定型最終処分場変更許可申請の事前協議について R5. 10. 16 ・エコセンター力南株式会社の安定型最終処分場設置許可申請の事前協議について R5. 12. 20 ・九州環境管理株式会社の安定型最終処分場設置許可申請の事前協議について
大分県漁業被害認定審査会	大分県公害被害救済措置条例 (S48. 12. 25)	漁業被害の補填申請に対し、当該被害の態様が条例第9条の規定に補填を求める者が同第10条の規定に適合するか審査すること。	委員	8人	R5. 12. 27 ・令和5年度の赤潮発生に伴う漁業被害の認定について

# 第2部 環境の状況と環境の保全に関して講じた施策

## 第1章 地球温暖化の緩和と気候変動への適応

### 第1節 温室効果ガスの排出削減の推進

#### 第1項 地球温暖化の概要

##### 1 地球温暖化のメカニズム

地球の気温は、太陽からのエネルギー入射と地球からのエネルギー放射のバランスによって決定される。地球は太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地球からは熱が放射されるが、大気に含まれる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスがこの熱を吸収し、再び地表に戻している（再放射）。これにより、地球上は、平均気温約14℃という生物の生存が可能な環境に保たれている。ところが、産業革命以降の人間社会は化石燃料を大量に燃やして使うようになり、大量の二酸化炭素などの温室効果ガスを大気中に排出するようになった。このため、大気中の温室効果ガス濃度が上昇し続け、地表からの放射熱を吸収する量が増えてきた。これにより、地球全体が温暖化している。

##### 2 地球温暖化の影響

令和5年3月の、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書統合報告書」では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化に達した。化石燃料を使い地球温暖化の原因となる温室効果ガスを多く排出した場合、産業化革命

前と比べた世界の平均気温の上昇率が2021年から2040年の間に1.5℃を超える可能性が非常に高いと公表されている。

##### 3 国際的な取組

平成27年11～12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、途上国を含む全ての国・地域の合意のもと、「パリ協定」が採択され、2020年以降の地球温暖化対策に関する新たな国際的枠組みが構築された。「パリ協定」では、世界共通の長期目標として産業革命からの平均気温上昇を2℃未満に抑えることが定められ、さらに1.5℃未満に抑える努力を追求することも言及された。また、できるだけ早い時期に温室効果ガスの排出量増加を止め今世紀後半には実質ゼロにすること、全ての国が温室効果ガスの削減目標を策定し5年ごとに見直すこと、世界全体の実施状況を5年ごとに確認する仕組み（グローバル・ストックテイク）等も盛り込まれた。

パリ協定は、世界の温室効果ガス総排出量の55%を占める55か国による締結という発効要件を満たし、採択から1年にも満たない平成28年11月4日に発効した。我が国は、パリ協定の締結について国会の承認を得て、同年11月8日に批准した。

平成30年12月には、ポーランドのカトヴィツェで開催された気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）において、パリ協定実施に向けた具体的な方策が合意され、

翌年 12 月にスペインのマドリードで開催された COP25 では、温室効果ガス削減目標の引上げを各国に促すことが採択された。

2023 年 11 月にアラブ首長国連邦のドバイで開催された COP28 では、パリ協定で掲げられた目標達成に向けて、世界全体の進捗状況の評価する「グローバル・ストックテイク」が初めて実施された。その結果、パリ協定の目標達成にあたり、「世界の気温上昇を 1.5 度に抑える」という目標まで隔たりがある（オントラックではない）こと、1.5 度目標に向けて行動と支援が必要であることが強調された。

## 4 国の取組

平成 2 年 10 月に策定された「地球温暖化防止行動計画」で、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進していくための方針と今後取り組んでいくべき実行可能な対策の全体像を明らかにした。その後、地球サミットの成果を受け、平成 5 年 11 月に「環境基本法」が制定されるなど、持続可能な社会の構築に向けた枠組みづくりが進められた。また、平成 17 年 2 月の京都議定書の発効を受け、「**京都議定書目標達成計画**」を同年 4 月に策定し、平成 20 年 3 月 28 日には改定が行われた。

平成 27 年 12 月の COP21 における「パリ協定」の採択後、平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正、「**地球温暖化対策計画**」の閣議決定が行われた。令和 3 年 10 月には 2050 年カーボンニュートラルに向け、2030 年度 46%削減（2013 年度比）を目標とした計画の改定が行われた。

温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）が進められる一方で、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策の推進を図るため、平成 30 年 11 月に「**気候変動適応計画**」が閣議決定され、同年 12 月に「**気候変動適応法**」が施行された。また、令和 6 年 4 月には気候変動適応法が改正され、熱中症対策が盛り込まれた。

## 第 2 項 本県の削減目標と県内の排出状況

本県においては、地球環境問題を地域の課題としてとらえ、地域からの取組を積極的に展開していくこととし、平成 5 年 3 月に地球環境問題に関する基本姿勢や取組の方針を定めた「大分県地球環境保全基本方針」を、平成 6 年 3 月にこの基本方針を具体化するための「大分県地球環境保全行動計画」を策定し、県民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもとで、地球環境保全に向けた具体的な行動を推進してきた。平成 17 年 2 月の京都議定書の発効や国が同年 4 月に定めた「京都議定書目標達成計画」を踏まえ、平成 18 年 3 月に県民総参加で温室効果ガス削減に取り組むため「大分県地球温暖化対策地域推進計画（第 1 期）」（以下この項において「第 1 期計画」という。）を策定し、二酸化炭素の排出抑制対策、エコエネルギー導入促進対策及び二酸化炭素の**吸収源**対策などの地球温暖化対策に取り組んだところであるが、本計画の計画期間が平成 22 年度で終了したため、新たに平成 23 年度から平成 27 年度を計画期間とする「大分県地球温暖化対策地域推進計画（第 2 期）」（以下この項において「第 2 期計画」という。）を平成 23 年 7 月に策定した。

平成 28 年 3 月には、「第 2 期計画」と 1 事業所としての県庁の取組を定めた「第 3 期大分県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を統合し、平成 28 年度から令和 2 年度を計画期間とする「第 4 期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下この項において「第 4 期実行計画」という。）を策定した。この計画では、二酸化炭素排出量を削減する緩和策に加え、避けられない気候変動影響への適応策について、新たに追加している。

令和 3 年 4 月には、令和 3 年度から令和 7 年度を計画期間とする「第 5 期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。本計画では、脱炭素社会の実現を目指し、緩和策を強化するとともに、「地域気候変動適応計画」に位置づけ、適応策のさらなる充実を図った。更に、「地域気候変動適応計画」としての位置づけを明確化するため、令和 5 年 9 月に計画名称を改定し、「第 5 期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・大分県気候

変動適応計画」（以下この節において「第5期実行計画」という。）とした。

## 1 温室効果ガス排出量の削減目標

第5期実行計画において、温室効果ガス排出量の約98%を占める二酸化炭素について、令和7年度までに平成25年度実績から、家庭部門で27%、業務部門で28%、運輸部門で20%を削減する目標を設定した。また、令和12年度までに平成25年度実績から、家庭部門で66%、業務部門で51%、運輸部門で35%、産業部門26%、その他部門26%をそれぞれ削減し、全体として36%（吸収量考慮）削減する目標を設定した。

## 2 県内の排出状況

令和4年度の県内における温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算・吸収量考慮。以下この項において同じ。）は表2.1-1のとおり2,808万5千tであり、第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基準年度である2013（平成25）年度比26%減、前年度比6.9%増となっている。

前年度と比べて排出量が増加した要因としては、物価上昇や海外景気悪化の影響もあり、エネルギー消費量は微減したものの、原子力発電所の定期検査に伴う長期停止等により、電力の排出係数が大幅に悪化したため、CO<sub>2</sub>排出量はやや増加した。なお、全国の2022年度の温室効果ガス排出量は11億3,500万tで、2013年度比19.3%減、前年度比2.5%減となっている。

表 2.1-1 県内の温室効果ガス排出量

	排出量 [千t-CO <sub>2</sub> ]	排出量 [千t-CO <sub>2</sub> ]	排出量 [千t-CO <sub>2</sub> ]	2030 削減目標 (対2013) ※3	増減率 [%]		全国（2022年度） 増減率 [%]	
					2013 (H25)	2021 (R3)	2022 (R4)	対2013 年度
温室効果ガス排出量 ①	※1 37,955	29,533	29,989	▲31%	▲21.0	1.5	▲19.3	▲2.5
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	37,333	28,994	29,414	—	▲21.2	1.5	▲21.3	▲2.5
産業部門（製造業、鉱業等）	25,938	20,962	20,995	▲26%	▲19.1	0.2	▲24.0	▲5.3
業務部門（事務所・ビル、卸小売、病院等）	2,267	1,427	1,445	▲51%	▲36.3	1.2	▲23.6	▲4.2
家庭部門	2,360	1,115	1,565	▲66%	▲33.7	40.3	▲24.5	▲1.4
運輸部門（自動車、鉄道等）	2,712	2,093	2,176	▲35%	▲19.7	4.0	▲14.5	3.9
エネルギー転換部門	※2 1,623	1,019	1,019		▲37.2	0.0	—	—
工業プロセス部門（セメント製造等）	2,151	2,047	1,926		▲10.5	▲5.9	▲17.0	▲6.5
廃棄物部門（廃棄物の焼却等）	281	331	288		2.3	▲13.1	▲1.0	▲3.4
メタン (CH <sub>4</sub> )	305	271	294		▲3.6	8.7	▲8.6	▲1.7
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	258	232	229	▲26%	▲11.2	▲1.2	▲13.3	▲1.9
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0	1	0		—	▲100.0	52.1	▲1.6
パーフルオロカーボン (PFC)	51	35	49		▲4.9	37.2	2.1	4.9
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	8	0	3		▲64.8	—	▲8.9	▲4.6
三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	0	0	0		—	—	▲77.6	1.4
森林吸収量 ②	—	▲3,262	▲1,904	—	—	▲41.6	—	▲4.4
温室効果ガス排出量（吸収量考慮①+②）	37,955	26,271	28,085	▲36%	▲26.0	6.9	▲22.9	▲2.3

「大分県温室効果ガス排出量算定システム」を用いた推計による。

第5期大分県地球温暖化対策実行計画の改定にあわせて、より実態に即した排出（吸収）量とするため、環境省が策定する直近のマニュアル等に基づいて「大分県温室効果ガス排出量算定システム」の改定を行い、2013年度まで遡及して推計し直している。

- ※1 表中の数字は四捨五入による端数を調整していないため、内訳と計は必ずしも一致しない。
- ※2 環境省の「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」の開示データを使用している項目については、最新値である2021（R3）年度実績を2022（R4）年度の数値として使用している。
- ※3 削減目標は、第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、家庭、業務その他、運輸部門について記載している。

図 2.1-2 県内の温室効果ガス排出量の推移

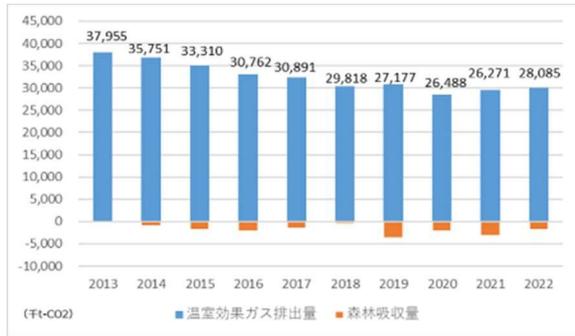


図 2.1-3 県内の部門別二酸化炭素排出量の推移（2013年度を100とした指標）

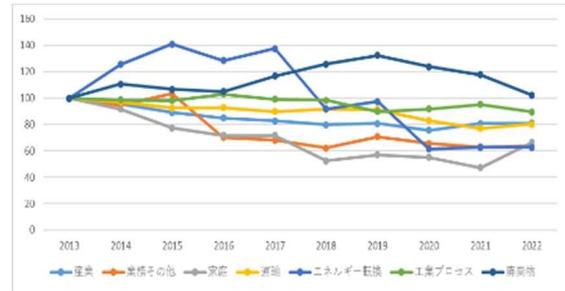
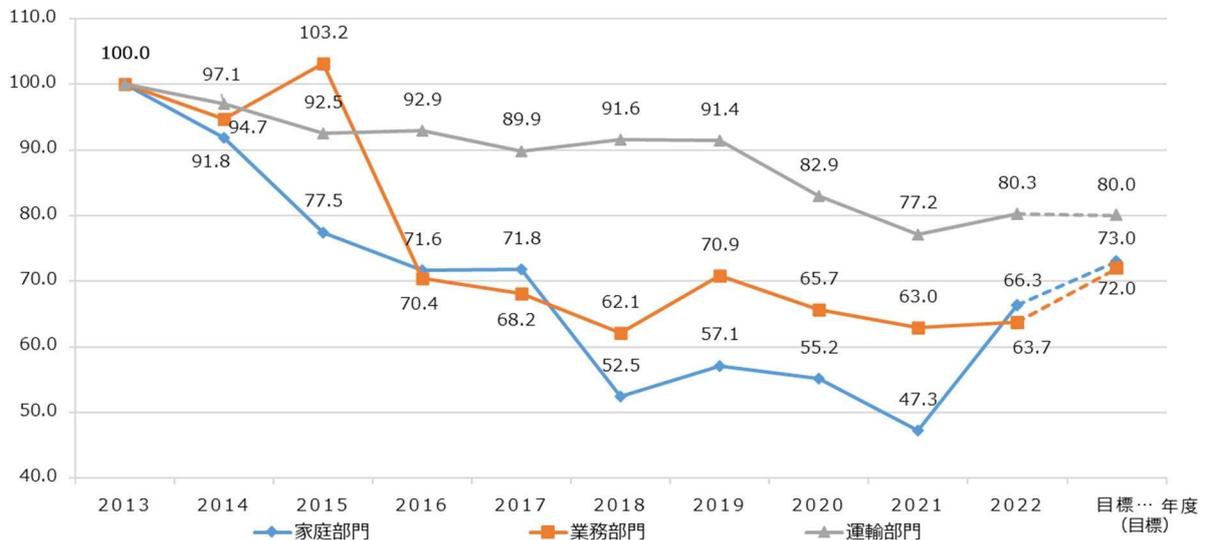


表 2.1-4 第5期実行計画で目標設定した3部門の推移（2013年=100とした指数表示）

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	目標 (2025)
家庭部門	100.0	91.8	77.5	71.6	71.8	52.5	57.1	55.2	47.3	66.3	73.0
業務部門	100.0	94.7	103.2	70.4	68.2	62.1	70.9	65.7	63.0	63.7	72.0
運輸部門	100.0	97.1	92.5	92.9	89.9	91.6	91.4	82.9	77.2	80.3	80.0
合計	100.0	94.7	91.0	79.1	77.4	69.9	74.0	68.7	63.2	70.7	75.0

図 2.1-5 第5期実行計画で目標設定した3部門の推移（2013年度を100とした指標）



### **第3項 本県の削減目標に向けた取組**

令和5年度に改定した第5期実行計画では、3つの方向性として、「環境と経済・社会のバランスを保ちながら、県民や企業と一体となった取組推進」「地域資源を有効活用するとともに、地域の課題解決につながる取組推進」「新たな経済成長の契機となる環境対策をビジネスチャンスにつなげるための取組推進」を掲げ、「緩和策」と「適応策」を車の両輪として一体的に実施することとしている。

#### **1 家庭部門におけるCO<sub>2</sub>排出抑制対策の推進**

家庭部門では、CO<sub>2</sub>の主な発生要因として、家電製品や照明による電力使用と風呂などの給湯設備やストーブによる灯油やガスの使用が考えられることから、その使用量の抑制に向けた取組が必要となる。このため、省エネ診断や省エネチェックシートの活用などにより省資源・省エネルギー型ライフサイクルの普及啓発をはじめ、給湯器や照明など高効率な省エネ機器の導入促進などに取り組んでいる。

また、診断士による「うちエコ診断」や、WEB版の家庭向けエコ診断により、エネルギー使用量の「見える化」を図るほか、「省エネ・節電セミナー」や「地球温暖化防止推進大会」の開催、省エネチェックシートの活用等により、広く県民に対して啓発活動を展開している。また、令和3年度からは、「九州エコファミリー応援アプリ」（九州7県公式の環境アプリ。通称「エコふぁみ」）の運営により県民の省エネ・省資源など地球環境にやさしい活動を促進することで、家庭のCO<sub>2</sub>排出削減を図っている。

#### **2 業務部門におけるCO<sub>2</sub>排出抑制対策の推進**

業務部門では、CO<sub>2</sub>の主な発生要因として、オフィス機器、空調設備、給湯設備等による電力、ガス、灯油等の使用が考えられることから、その使用量の低減に向けた取組が必要となる。このため、「エコアクション21」認証取得の促進や、CO<sub>2</sub>削減に

取り組む事業者を対象とした認証制度の創設、無料省エネ診断の推進等により省資源・省エネルギー型ワークスタイルの普及を図り、省エネ機器等の導入促進やエネルギー関連産業の成長促進等により事業所における省エネルギー化を促進している。

#### **3 運輸部門におけるCO<sub>2</sub>排出抑制対策の推進**

運輸部門では、自動車等の利用によるガソリン等の燃料使用量の低減に向けた取組が必要となる。このため、エコドライブの普及促進等の取組により、自動車の環境に配慮した利用を促進するほか、ハイブリッド車などの低燃費車や電気自動車等の次世代自動車の普及促進を図っている。

平成20年度から、県内一斉で地球温暖化防止に取り組む「ストップ地球温暖化大分県ノーマイカーウィーク」を実施し、事業所でのモニター事業を行っているほか、自動車等から公共交通機関への利用転換を図ることを目的とした「エコ通勤割引」制度を平成25年度から実施している。

令和5年度には、各地域での集会や研修会においてエコドライブ講習を行う一般向け講習を実施した。

#### **4 産業部門におけるCO<sub>2</sub>排出抑制対策の推進**

本県における産業部門のCO<sub>2</sub>排出割合は約7割（2020年度）を占めている。産業部門からのCO<sub>2</sub>排出量を削減させるため、エネルギー等の利活用に関する企業間連携の推進や重要港湾におけるカーボンニュートラルポート（CNP）の形成のほか、工場などに対するカーボンリサイクルの取組の促進を図っている。

### **第4項 脱炭素社会を目指したまちづくりの推進**

#### **1 大分県地球温暖化防止活動推進センター**

大分県は、地球温暖化対策の推進に関する法律第24条の規定に基づき、平成15年9月から大分県地球温暖化防止活動推進センター（以下この節において「センター」

という。)を指定しており、平成15年9月から平成18年3月まではNPO法人緑の工房なぐらすを、平成18年4月から平成21年3月まではNPO法人地域環境ネットワークを、平成21年4月から令和3年3月31日まではNPO法人大分県地球温暖化対策協会を、令和3年10月から令和6年3月まではNPO法人地域環境ネットワークを令和6年4月からはNPO法人アシスト・パル・オオイタをそれぞれセンターに指定してい

る。

センターの事業内容は、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地域の**地球温暖化防止活動推進員**及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること並びに日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、必要な助言を行うことである。

**表 2.1-6 センターの令和5年度の実績**

1 家庭向けCO<sub>2</sub>削減推進事業 (県委託事業 R5.4.1~R6.3.31)

事業名称等	実施日等	事業実績等
家庭向けCO <sub>2</sub> 削減推進事業	年間	地球温暖化防止推進大会の開催(令和5年8月27日) 地球温暖化防止活動推進員に対する研修(令和5年8月9日、令和6年1月27日) 地球温暖化防止活動学生推進員への活動支援 学生推進員任命式・研修(令和5年9月14日) 学生推進員研修・交流合宿(令和5年9月17~18日) 学生フォーラム(令和6年2月16~17日)等 地球温暖化防止活動普及促進のためのプラットフォーム事業 成果品としてリーフレット「10分で分かる!第5期大分県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を作成 家庭における二酸化炭素削減取組の普及啓発事業 エコふあみの広報等

2 その他

事業名称等	実施日等	事業実績等
①ホームページ掲載	年間	情報提供
②報道機関への取材協力 県、市等関係機関の広報番組、マスコミ取材等	年間	
③普及器材など貸出し	年間	推進員や地域協議会が活動を実施するため、パネル・DVD・自然エネルギー学習器材等貸出しや資料提供
④相談・照会への対応	年間	

**表 2.1-7 センターの令和6年度の取組**

1 家庭向けCO<sub>2</sub>削減推進事業 (県委託事業 R6.4.1~R7.3.31)

事業名称等	実施日等	事業計画等
家庭向けCO <sub>2</sub> 削減推進事業	年間	地球温暖化防止推進大会の開催 地球温暖化防止活動推進員に対する研修(年2回) 地球温暖化防止活動学生推進員への活動支援

2 その他

事業名称等	実施日等	事業計画等
① 地域における地球温暖化防止活動促進事業(環境省補助事業)	年間	蛍光灯からLEDへの転換加速化事業 エコドライブ・次世代自動車推進事業

② ホームページ掲載	年間	情報提供
③ 報道機関への取材協力 県、市等関係機関の広報番 組、マスコミ取材等	年間	
④ 普及器材など貸出し	年間	推進員や地域協議会が活動を実施するため、パネル・DVD・自然エネルギー学習器材等貸出しや資料提供
⑤ 相談・照会への対応	年平均	

## 2 地域の地球温暖化対策の取組

「大分県地球温暖化対策地域協議会連絡会」を設置し、地域協議会間の情報の共有及び連携の促進、研修の実施等を行っている。また、「おおいた地球温暖化防止推進大会」を開催し、幅広く参加者を募り、地球温暖化防止に関する最新の知見に関する情報を提供するとともに、地球温暖化防止に関する県民意識の醸成を図っている。また、平成28年度から、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性を地域において普及啓発するため、地域協議会による「地球温暖化対策講座」を開催している。

## 3 県庁内における地球温暖化防止の取組

地球温暖化の防止に向けて県が率先して温室効果ガスの排出抑制を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年制定）に基づく「大分県地球温暖化対策実行計画」（平成12年度策定）により、県庁内の温暖化対策に取り組んできている。令和7年度を目標年度とし、平成25年度実績比28%を削減目標とした第5期計画

により温暖化対策を推進している。

令和5年度には、削減目標を平成25年度実績比43.6%に改定するとともに、太陽光発電設備等を最大限設置することなどの具体的取組を追加し、県庁内における地球温暖化対策を促進している。

令和5年度における県庁からの温室効果ガス総排出量実績（表2.1-8）は、平成25年度実績（基準年度）と比較して、33.3%（20,278t-CO<sub>2</sub>）の減少となっており、項目ごとに見ると、電気が36.9%（17,452t-CO<sub>2</sub>）、庁舎冷暖房用等燃料が19.1%（1,267t-CO<sub>2</sub>）、ガソリンが32.8%（1,478t-CO<sub>2</sub>）の減少となった。

## 第5項 エネルギー利用の効率化とその他の取組

### 1 J-クレジット等の排出量取引の活用促進

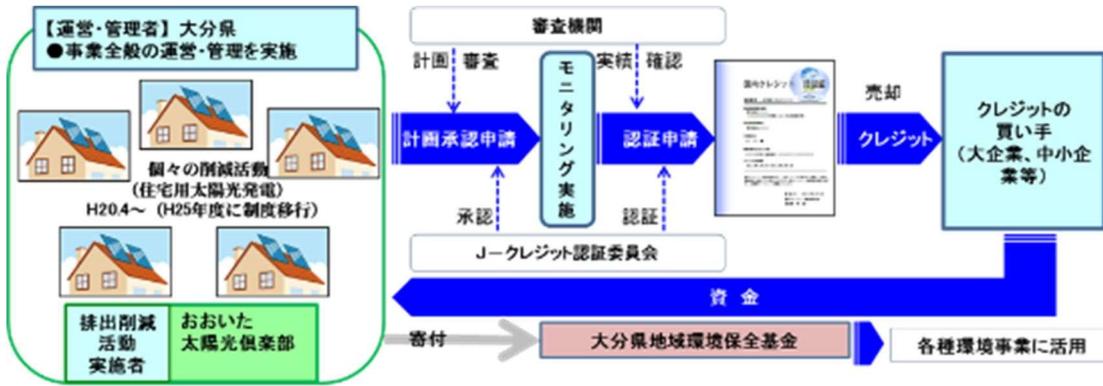
J-クレジット制度など地球温暖化防止に資する市場メカニズムを活用し、J-クレジット制度に基づく「おおいた太陽光倶楽部」の運営を行っている。

令和6年度からは森林吸収源由来のJ-クレジット創出の支援にも取り組んでいる。

表 2.1-8 県庁からの温室効果ガス総排出量実績

項目	単位	H25 (基準年度)	R4	R5(当該年度)			R7(目標年度)	
				実績	対基準年増減率	対前年増減率	目標値	対基準年増減率
①温室効果ガス排出量	t-CO <sub>2</sub>	60,971	34,597	40,693	▲33.3%	17.6%	32,768	▲46.3%
電気	t-CO <sub>2</sub>	47,318	22,951	29,866	▲36.9%	30.1%		
使用量	千kwh	73,530	78,887	77,056	4.8%	▲2.3%		
庁舎冷暖房用等燃料	t-CO <sub>2</sub>	6,627	5,910	5,360	▲19.1%	▲9.3%		
ガソリン	t-CO <sub>2</sub>	4,504	3,249	3,026	▲32.8%	▲6.9%		
その他(軽油等)	t-CO <sub>2</sub>	2,522	2,487	2,441	▲3.2%	▲1.9%		
②コピー用紙の購入量 (県立学校除く、A4用紙換算)	千枚	71,140	65,141	61,510	▲14%	▲5.6%	60,469	▲15%
③水の使用量	千m <sup>3</sup>	749	629	628	▲16%	▲0.16%	712	▲5%
④可燃ごみの排出量	千kg	897	915	895	▲0.22%	▲2.2%	852	▲5%

図 2.1-9 大分県太陽光倶楽部の取組



## 第2節 吸収源対策の推進

### 第1項 森林の適正な管理・保全

京都議定書の第一約束期間（2008～2012年）は、温室効果ガスの排出削減目標 6%のうち 3.8%（1990年比）を森林による二酸化炭素の吸収によって確保するため、全国で年平均 55万ヘクタールの間伐等を目標として取組んだところである。本県においては、平成 19年に「大分県森林吸収源確保推進計画」を策定し、間伐等の森林整備を積極的に推進した結果、約 8万ヘクタールが完了し、当初の目標を概ね達成したところである。

また、我が国は、第二約束期間（2013～2020年）における温室効果ガスの排出削減目標は設定しないものの、国際的な責務は有してい

ることから自主的取組を図ることとした。

このため、第二約束期間は、「革新的エネルギー・環境戦略」の内容を踏まえ、森林吸収量の算入上限値 3.5%（1990年比）を確保するため、年平均 52万ヘクタールの間伐、伐採後の確実な再造林の促進や木材利用等の推進に取り組むこととした。

本県においては、4万 1千ヘクタールの間伐等を計画的に推進したところである。

さらに、京都議定書の後継となるパリ協定が 2015年の COP21で採択された。本協定における森林吸収量の 2030年目標である 2013年度総排出量比 2.0%の達成に向け、引き続き間伐や再造林等を推進することとしている。

表 2.1-10 森林吸収源確保のための森林整備計画

(単位:ha)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
除間伐	6,594	9,168	10,700	11,024	10,800	10,800	9,086	68,172
人工造林等	2,871	3,504	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	23,875
計画	9,465	12,672	14,200	14,524	14,300	14,300	12,586	92,047
(FM林対象)	(8,556)	(11,439)	(12,828)	(13,328)	(13,198)	(13,198)	(11,455)	(84,000)
実績	9,465	12,786	14,233	15,421	13,934	13,120	10,280	89,239
(FM林対象)	(8,556)	(11,445)	(12,674)	(13,694)	(12,902)	(12,206)	(9,310)	(80,787)

表 2.1-11 健全な森林の整備

(単位:ha)

年度	人工造林						除間伐	合計
	再造林			複層林	拡大造林	計		
	再造林	被害地造林	小計					
25	758	210	968	0	114	1,082	7,357	8,439
26	636	12	649	0	191	839	4,547	5,386
27	691	19	710	0	132	842	5,225	6,067

28	831	23	854	4	140	998	4,106	5,104
29	891	36	928	2	134	1,064	2,889	3,953
30	832	44	877	1	130	1,007	3,067	4,074
R1	911	38	949	5	151	1,105	2,978	4,083
R2	960	38	997	2	165	1,164	3,177	4,341

## 第2項 地域材の利用拡大

平成23年2月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく県の基本方針を策定、令和4年2月に一部改正し、「大分県公共建築物等における地域材利用促進会議」等を通じて建築物や土木工事にお

いて地域材の利用を進めている。

また、木材の良さや特性について、農林水産祭や木育活動等を通じて広く県民に普及啓発を行うとともに、国や森林環境譲与税等の予算を活用し、木造建築物の設計・施行を担える人材の育成などに支援している。

## 第3節 気候変動の適応策の推進

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によるものと思われる影響が全国各地で生じている。さらに今後、これらの影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられている。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）の両輪で取り組んでいく必要がある。

### 1 適応策の推進

本県においても、気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、海面水温の上昇等が現れており、高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、気候変動の影響が既に顕在化している。将来は、さらなる気温の上昇や大雨の頻度の増加等に加え、大雨による降水量の増加、台風の最大強度の増加等が生じ、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康などの分野で様々な影響が生じる可能性があることから、気候変動の影響への各分野別の適応策として、次の5分野に取り組んでいる。

- ① 農林水産業分野…高温耐性品種への転換や栽培管理技術の開発・普及等。
- ② 水環境・水資源分野…公共水域でのモニタリングや監視の実施、節水意識の醸成等。
- ③ 自然生態系分野…生物多様性を支える基盤づくり。
- ④ 自然災害・沿岸域分野…ソフト対策として局地的豪雨等の防災情報の提供と避難体制の支援、ハード対策として河川改修やダム等の整備、管理、更新、土砂災害防止施設の整備等。
- ⑤ 健康・県民分野…熱中症や感染症の情報提供と注意喚起。
- ⑥ 産業・経済活動分野…停電時におけるエネルギーの確保体制の整備、適応ビジネスの推進等。

### 2 大分県気候変動適応センター

令和3年4月には気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとして「大分県気候変動適応センター」を設置した。センターでは大分県の将来気温予測地図の公表や適応策の普及啓発等に取り組んでいる。

## 第4節 その他地球規模の環境問題への対策

### 第1項 フロン等オゾン層破壊物質の回収対策

オゾン層の保護を図るため、国際的な取組みとして、昭和60年(1985年)に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が採択された。昭和62年(1987年)にはオゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択された。その後の4次にわたるモントリオール議定書の改正により、規制対象物質の追加や、既存規制物質の規制スケジュールの前倒しなど、段階的に規制が強化されている。

我が国においても、昭和63年にウィーン条約及びモントリオール議定書を締結するとともに、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(以下「オゾン層保護法」という。)を制定することにより、オゾン層破壊物質の生産等の規制が行われてきた。

平成14年には「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の法律(フロン回収破壊法)」が施行され、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)と使用済自動車のエアコン(第二種特定製品)のフロン回収が義務づけられるとともに、フロン類回収業者等について、知事の登録が義務付けられた。

その後、平成17年1月1日に本格施行された「使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」により、第二種特定製品に関する回収等については、フロン回収破壊法から削除され、自動車リサイクル法へと移行した。

また、平成18年6月にフロン回収破壊法が改正され、回収義務の拡大や行程管理制度(フロン類の引き渡し等を書面で管理する制度)が導入され、平成19年10月1日に施行された。

さらに、業務用冷凍空調機器の廃棄時の漏えいと同程度の機器使用中の漏えいが判明したことなどにより、フロン回収破壊法は平成25年6月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン

排出抑制法)」と名称を改め、対策強化が図られた(平成27年4月1日施行)。

その後、フロン排出抑制法は令和元年6月に改正され、機器廃棄時のフロン回収率向上のため、フロン回収を行わない機器廃棄時などの違反に対する直接罰の導入や、廃棄機器の引取制限が導入され、令和2年4月1日に施行された。

### 1 本県の状況

本県では、平成6年度に環境庁の委託を受け、「オゾン層保護対策地域実践モデル事業」を実施し、フロンの回収・再利用等の実態及び課題の調査を行うとともに、国・県・市町村や家庭用電気製品、自動車、空調設備等の関係68団体から構成する「フロン回収推進協議会」を設置し、フロン回収を促進するため必要な検討や普及啓発を行ってきた。

平成7年度及び8年度は、フロン回収装置を整備する場合の補助制度を設け、県下の全ての市町村で廃家電からのフロン回収が可能となった。

平成9年度には、「回収フロンに係る破壊処理実施要領」を作成するとともに、回収されたフロンを破壊処理するシステムを、フロン回収推進協議会が中心となって確立し、フロンの回収・破壊を推進してきた。また、平成13年から施行された「大分県生活環境の保全に関する条例」にオゾン層破壊物質の回収について努力義務を定め、フロン類に対する適正処理を推進している。

### 2 フロン排出抑制法による充填回収対策

フロン類の充填回収を行う登録事業者には計画的に立入検査を実施し、事業者の法の遵守状況を確認するとともに、必要に応じて指導を行っている。

なお、フロン排出抑制法による充填回収業者等の知事登録件数は、令和6年3月末

には、第一種特定製品からフロン類を充填回収する業者（第一種フロン類充填回収業者）が733件となっている。

## 第2項 酸性雨対策

### 1 概況

近年、地球規模の環境問題として、地球の温暖化やオゾン層の破壊とともに**酸性雨**が取り上げられ、これらの問題の解決に向けた種々の取組みがなされている。

酸性雨とは、石油や石炭などの化石燃料が燃焼した際、二酸化硫黄や**窒素酸化物**などの大気汚染物質が大気中に放出され、これらが大気中で硫酸や硝酸に変化した後、これらの酸が雲や雨にとりこまれて雨が酸性化するもので、通常 pH(水素イオン濃度指数)のことであり、7が中性、7を超える場合はアルカリ性、7未満は酸性である。)が5.6以下になった雨を「酸性雨」という。

酸性雨は欧米を中心に土壌や河川、湖沼の酸性化による**生態系**の変化、森林の衰退等の問題を引き起こしており、わが国においても、関東・中部地方の森林衰退等の報告がある。

これらの報告が直接に酸性雨（大気汚染）によるものであるとは断定できないが、その複合作用であろうと考えられており、メカニズムの解明や対策の実施が課題となっている。そのため環境省では、我が国における酸性雨の実態及びその影響を明らかにするため、昭和58年度から酸性雨モニタリング調査等の酸性雨対策調査を実施している。

また酸性雨は、その解決のために関係国が協力してこの問題に取り組む必要があることから、平成13年1月から「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」が本格稼働し、現在、日本、中国、韓国等13か国が参加し、参加各国の連携により東アジア地域全体での酸性雨モニタリング調査等が行われている。

環境省が酸性雨の測定を行っている地

点は全国に19箇所あり、令和2年度の年平均値はpHが4.68～5.24であった。

### 2 酸性雨対策調査結果

本県内においては、酸性雨による影響は、まだ観測されていないが、長期に及ぶ生態系への影響については十分注意していく必要がある。

本県では、衛生環境研究センターの調査研究として、県下における酸性雨の実態を把握し、発生メカニズムを解明することを目的に昭和60年度にろ過式採取法による酸性雨調査を開始し、平成25年度からは降水時開放型捕集装置法による酸性雨調査を実施している。

令和元年度～5年度の大分市における雨水のpH(年平均値)は、表2.1-12のとおり4.64～4.89で変動している。

表 2.1-12 酸性雨測定局における調査結果(pH)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
大分市	4.64	4.80	4.89	4.74	4.83

※湿性沈着（降水時開放型捕集装置法による）

## 第2章 経済と環境の好循環を生み出すGXの推進

### 第1節 GXの挑戦による「経済と環境の好循環」の創出

今後の経済活動において、世界的な要請であるカーボンニュートラルは避けられない問題である。特に大分コンビナートは、九州唯一の製油所や九州最大のLNG火力発電所など多様な企業が立地し、製造品出荷額等は県全体の約4割を占めていることから、その脱炭素化と持続的成長の両立は、県勢発展の最重要課題の一つである。

そのため、令和5年8月、「グリーン・コンビナートおおいた」推進会議を立ち上げて産学官で議論を重ね、令和6年1月、2050年を見据えた大分コンビナートの変革の姿を関係者共有の推進構想として取りまとめた。その中で、大分コンビナートとして、水素等の受入・供給、CO<sub>2</sub>の受入・搬出、脱炭素技術の実証・導入、この3つの役割を重視しながら拠点化を目指す方向性を共有した。

すでに現在、構想実現に資する多くの企業間連携プロジェクト等が動き出している。

CO<sub>2</sub>を資源として活用するカーボンリサイクルでは、水素と組み合わせた基礎化学品の製造などの実現可能性調査が進んでいる。また、活用しきれないCO<sub>2</sub>は、回収して搬出し、地中に埋設する手法も有効であり、現在検討されている全国9つのプロジェクトのうち、3つで大分コンビナートが排出源として想定されている。さらに、工場から排出されるCO<sub>2</sub>を低コストに分離・回収する技術開発も進行中であり、2035年には大分コンビナートでの実装が計画されている。

一方、現状では、大分コンビナートには新規設備等を導入するための用地に余裕がない状況であるため、大分市とともに産業用地の確保に向けて計画的な対応を図っていく。引き続き、「未来創造」の大分県づくりに向け、地域や関係者としっかりと連携し、構想の具体化を計画的・段階的に進めていく。

### 第2節 大分県版水素サプライチェーンの構築

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、水素は必要不可欠なエネルギーとして位置づけられており、令和6年10月には水素社会推進法が施行される等、GX推進に向けた動きが加速している。

そうした中で、大分県においても、大分コンビナートの脱炭素化と持続的発展の両立や、地熱をはじめとした豊富な**再生可能エネルギー**資源の有効活用の観点等から、水素は重要な鍵となる技術と捉えている。後述する大分県エネルギー産業企業会では、県内事業者を中心とする会員企業の水素にかかる研究開発や実証を支援しているほか、水素関連事業に取り組む県内企業を中心とした「水素関連産業分科会」を立ち上げ、水素に関する先進事例の講演や視察を行う等、水素社会の実現に向けた取組を後押しする体制を構築している。こうした取組の中で、令和5年度には県

産地熱を活用して製造されたグリーン水素をBRTひこぼしラインの燃料電池バスへ一部供給する実証を実施したほか、令和6年度には県内の物流事業者と連携し、燃料電池トラックの導入実証を行うなど、水素の地産地消や大分県版水素サプライチェーンの構築に向けた取組を進めている。

一方で、水素の利活用促進に向けては、コスト低減等の大きな課題が残っており、引き続き産学官連携の下で、水素社会の実現に向けて、水素の需要と供給をバランスよく立ち上げながら、大分県版水素サプライチェーンの構築を目指していく。

## 第3節 エネルギー関連産業の成長促進

### 第1項 エネルギー関連産業の事業化の支援

純国産であり、二酸化炭素等温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー導入の重要性が高まる中、節電意識の定着や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始もあり、新エネルギー、省エネルギーの導入が加速化し、それに伴うビジネスチャンスも拡大してきた。こうしたビジネスチャンスの拡大に積極的に対応すべく、平成24年6月、エネルギー関連産業を県の経済を牽引する産業に育てるため、産・学・官連携のもと「大分県エネルギー産業企業会」を設立した。現在、企業会では、三浦工業(株)の高橋祐二相談役を会長として、運営には地場企業を中心とした企画運営委員会を据えて、研究開発、人材育成・会員交流、販路開拓・情報発信といった活動を展開している。

研究開発の取組では、会員企業のエネルギーに関するチャレンジングなビジネス展開を支援するため、新製品の開発や試作品の実証実験等の事業プランを募集し、採択されたプランについて必要経費の一部を助成している。これまでの主な成果を挙げると、県内企業連合によるオール大分での小水力発電所導入体制の確立や、将来の太陽光発電設備の大量廃

棄時代を見据えた廃棄パネルのリサイクル装置の開発がある。特に、「姫島モデル」と呼ばれるソーラーパネル付きカーポートで充電した小型EVを観光に活用する取組は、平成31年の低炭素杯2019及び令和5年の第13回EST交通環境大賞でそれぞれ最高の大臣賞を受賞している。

人材育成・会員交流の取組としては、エネルギー関連分野のさまざまなテーマについて、専門家を招いたセミナーや研修会を定期的開催し、情報交換や新たなビジネスチャンスの拡大を図るほか、先進地の視察や、会員相互の親睦を深める活動も行っている。令和3年度からは、前述の「水素関連産業分科会」に加え、脱炭素社会の実現を目指して世界的に再生可能エネルギーなどの環境技術に対するニーズが高まっていることを受け、「海外展開ワーキンググループ」を新たに立ち上げた。

販路開拓・情報発信の取組としては、会員が開発した技術や製品情報を広く発信するため、県内外のエネルギー関連展示会に出展し、販路拡大を支援している。また、新エネコーディネーターや省エネコーディネーターを設置し、企業のエコエネルギー導入や省エネ対策の取組を後押ししている。

表 2.2-1 大分県エネルギー産業企業会エコエネルギーチャレンジ支援事業費補助金

(令和5年度)

分野	取組概要	事業者
水素	バイオマス水素製造設備において、有機系廃棄物を安価に処理し、水素製造用の原料としての活用可能性調査を実施した。	清水建設(株)
スマートコミュニティ・RE100	非常用電源車として活用することができる太陽光発電設備を兼ね備えた移動図書館車を開発した。	愛宕自動車工業(株)
地域課題解決・地方創生に繋がるエコエネルギーに関する取組	CO <sub>2</sub> 排出量算定ツール「カーボンノート」の利用実証事業を行い、機能強化、操作性向上を図った。	(株)オーイーシー

表 2.2-2 大分県エネルギー産業企業会概要



## 大分県エネルギー産業企業会

エネルギー産業を県経済の新たな牽引産業に成長させることを目指し、県内企業製品の実用化に向けた研究開発、人材育成、販路開拓について総合的に取り組んでいます。

大分県エネルギー産業企業会	
<b>会長</b>	高橋 祐二(三浦工業(株)相談役)
<b>企画運営委員会</b>	地元8企業で構成
<b>会員数</b>	305団体(企業等:279 大学・高専:6 行政:20) ※R6年12月1日時点
<b>事務局</b>	大分県商工観光労働部 新産業振興室

①研究開発

**地場企業のエネルギーに関するチャレンジングなビジネス展開を支援**

(例)  
水素  
スマートコミュニティ・RE100 等

②人材育成・会員交流

- ・各種セミナーの開催
  - ・省エネ補助金活用
  - ・各種情報発信セミナー 等
- ・水素関連産業分科会(R3~)
- ・海外展開WG(R3~)

③販路開拓

- ・展示会合同出展  
スマートエネルギーWeek2025  
@東京ビッグサイト
- ・HP、メルマガによる情報発信



(令和6年度総会)

## 第2項 エコエネルギーの導入支援

本県では、エコエネルギーの重要性に早くから着目し、全国に先駆け、平成15年4月に、エコエネルギー導入に関する施策の基本方針や、県、市町村、事業者及び県民の責務などを定めた「大分県エコエネルギー導入促進条例」を施行、その基本計画として「大分県新エネルギービジョン」を策定し、エコエネルギーの導入を推進している。

本県のエネルギー政策の柱は、エコエネルギーの導入促進とそれを支える関連産業の育成の2本であり、単なる発電設備の整備にとどまらず、地域の活力創造に資する取組を支援することでモデルケースとなる事業の創出を目指している。また、専門的な知識を有するコーディネーターを配置し、県内事業者などからの様々な相談にも対応している。

これまで、平成23年3月の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機とした再生可能エネルギーへの国民の注目度の高まりや、平成24年7月のFIT(固定価格買取制度)開始などが追い風となり、メガソーラーを始めとした太陽光発電の飛躍的増加や

温泉熱、小水力、木質バイオマスなどを活用した地元企業等による発電事業の活発化など、本県のエコエネルギー導入量は、増加の一端をたどってきた。結果として、直近の千葉大学等の調査報告によれば、大分県は再生可能エネルギーの自給率が全国2位であり、再生可能エネルギーの先進県と言える状況にある。

令和2年10月、国は「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、令和3年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標として2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を示した。また、令和3年10月には、国の「第6次エネルギー基本計画」が閣議決定され、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた最優先の原則での取組、可能な限りの化石電源比率の引下げや火力発電の脱炭素化、原発依存度の可能な限りの低減といった方針が明記された。加えて、令和7年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」では、発電量全体に占める再生可能エネルギーの割合を4~5割程度と最大電源に位置付ける等、エネルギー

をめぐる情勢は、これまでになく大きな変革の時期を迎えている。

今後は、このような変革を、いかに地方創生や県内企業の新たなビジネスチャンスにつなげていけるかが、カーボンニュートラル達成の成否の分かれ目であり、本県のエネルギー政策にとっても重要である。また、近年、

全国各地で続発している再エネ導入に関する地域とのトラブルを回避するためにも、いかに地域に貢献する再生可能エネルギー事業としていくかも重要なポイントになる。

県内のエコエネルギー導入状況については資料編 8 エコエネルギー関係資料のとおり。

表 2.2-3a 令和 6 年度エコエネルギー導入目標及び実績（令和 6 年 3 月現在）

項目	26 年度 (基準年)		令和 5 年度 (実績)		令和 6 年度 (目標)		増加率 (%)	
	設備 容量等	熱量 換算	設備 容量等	熱量 換算	設備 容量等	熱量 換算		
エコ エネ ルギ ー 導 入 量	太陽光発電	599,658kW	7,177	1,572,882 kW	18,826	1,399,519 kW	16,751	133
	太陽熱利用	13,307kl	432	14,160kl	459	14,307kl	464	7
	風力発電	11,497kW	196	25,423kW	434	63,368kW	1,083	453
	地熱・温泉熱 発電	155,390kW	11,026	169,548kW	12,031	177,890kW	12,623	15
	(うち温泉熱 発電)	425kW	30	2,608kW	185	8,270kW	586	1,853
	地熱・温泉熱 (地中熱)利用	4,105TJ	4,105	4,058TJ	4,058	4,305TJ	4,305	5
	バイオマス発 電	19,901kW	952	110,546kW	5,292	111,101kW	5,319	459
	バイオマス熱 利用	99,409kW	1,274	105,912kW	1,358	115,669kW	1,483	16
	水力発電	337,540kW	12,986	337,540kW	12,986	338,840kW	13,036	0
	小水力発電	1,694kW	86	3,593kW	184	3,536kW	181	110
	廃棄物発電	44,300kW	2,121	46,149kW	2,209	46,300kW	2,216	4
	ガスコージェ ネレーション	17,706kW	1,033	13,646kW	796	13,746kW	802	▲22
	燃料電池(エネ ファーム)	263kW	10	783.7kW	31	1,509kW	60	500
	合計	41,398TJ		58,664TJ		58,323TJ		41

表 2.2-3b 令和 6 年度省エネルギーに資する取組の目標及び実績（令和 6 年 3 月現在）

項目		26 年度 (基準年)	令和 5 年度 (実績)	令和 6 年度 (目標)	増加率 (%)
省エ ネ ル ギ ー に 資 す る 取 組	クリーンエネルギー自動車 (燃料電池自動車含む) の 普及【導入台数】	45,430 台	136,555 台	153,889 台	239
	エコエネルギーを活用した スマートコミュニティの形 成【形成件数】	—	—	4 箇所	—
	家庭用エネルギーマネジメ ントシステム (HEMS) の普 及 【1000 世帯当たり所有数 量】	13 台/1000 世帯	13 台/1000 世帯	— 世帯 (注)	4,746
	水素ステーションの設置 【設置件数】	—	1 箇所	3 箇所	—
	国の省エネ関連補助金を活 用した産業用設備や工場・ 事業所などの高効率化【省 エネ設備導入支援件数】	47 件	19 件	20 件	▲57
	(参考) エネルギー消費量	497,162TJ	411,968TJ	455,342TJ	▲8.4

※注：数値を引用していた全国消費実態調査が令和 2 年度から「全国家計構造調査」に変更され、調査項目の見直しにより HEMS に関する調査項目が削除されたことに伴うもの

### 第 3 項 エコエネルギーの普及・啓発

エコエネルギーの有用性を普及啓発するため、事業者に対して、国の補助事業などの各種助成制度や最新のエネルギー動向などに関する情報提供を積極的に行っている。

また、経済産業省から平成 21 年 8 月に認定を受けた「大分県次世代エネルギーパーク構想※」に基づき、HP やパンフレットによる情報発信を実施している。

※大分県次世代エネルギーパーク構想

次世代エネルギーパークは、新エネルギーに関する設備や体験施設を整備し、国民が実際に新エネルギーを見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーのあり方について、国民の理解増進を図ることを目的とした、経済産業省の制度である。令和 5 年 4 月現在、全国で 66 箇所の施設が認定を受けている。

## 第 4 節 ものづくり産業の循環経済への転換

国は、令和 2 年に「循環経済ビジョン 2020」を策定し、これまでの廃棄物・環境対策としての 3R の延長ではなく、国際的な状況や市場の変化を「環境と成長の好循環」に繋げる新たなビジネスチャンスと捉え、循環性の高いビジネスモデルへの転換・事業活動の「資源効率性」の向上を図ることで、産業競争力の強化と持続可能な成長を実現するための方向性を示した。

また、令和 5 年には、環境制約に加え、資源制約の観点から、循環経済への移行が喫緊

の課題であるとし、資源循環経済政策の再構築等を通じた国内の資源循環システムの自律化・強靱化等を目指し、総合的な政策パッケージである「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定した。

大分県では、産業廃棄物税活用事業として、平成 18 年度から産業廃棄物等の発生抑制・減量化・再生利用に資する設備投資を支援しており、県内企業の循環経済への転換による競争力強化の取組を後押ししながら、持続可能なものづくり産業の育成を図っている。

表 2.2-4 ものづくり循環経済促進事業

(R5 年度採択実績)

テーマ	事業者
自走式破砕機導入による建材廃材（木くず）の燃料チップ化	上栄企画(株)
CTP システム導入による、印刷工程における廃プラ及び廃アルカリの発生抑制	大磨印刷(有)
圧縮機導入による廃プラスチックの再生ペレットへの原料化	ゆうび(株)
再生樹脂ペレット製造機の導入による廃プラスチックの再資源化	(株)ダイキコーポレーション

## 第3章 環境への負荷を抑えた循環型社会の構築

### 第1節 プラスチックごみなどの廃棄物の排出抑制、循環

#### 環的利用の推進

私たちは、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直し、資源やエネルギーの効率的な利用を進める一方で廃棄物の発生抑制や適正処理などを図り、環境に与える負荷を極力抑えた「循環型社会」への転換を迫られている。

「循環型社会」の実現を目指す国の施策としては、平成7年6月の**容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）**制定を皮切りに、基本的枠組みを定めた循環型社会形成推進基本法をはじめ、令和4年4月にはプラスチック資源循環促進法が施行されるなど、循環型社会の形成を進める各種法律が制定・施行されている。

本県においては、平成14年3月に大分県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物・リサイクル対策の具体的な施策を示す（現在は令和3年3月に定めた第5次計画期間中）とともに、循環型社会を支えるべき県民・事業者・行政それぞれの責務について言及している。

#### 第1項 プラスチックごみ対策の推進

##### プラスチックごみ削減推進の取組

海洋プラスチック問題をはじめとして、プラスチックごみの削減が世界的にも大きな課題となっていることから、令和3年3月に新たに「大分県プラスチックごみ削減推進協議会」を設立し、事業者、消費者及び行政等が連携、協働し、プラスチックごみ削減の推進に向けて、分科会を設置して専門的な協議を行うなど具体的な取組を実施している。

令和5年度は漁業系プラスチックごみの発生抑制のため、漁港における巡回、監視、漁業者に対する啓発業務の漁協への委託や、釣具店を通じた遊漁者に対する啓発チラシの配布、海洋プラスチックごみ発生源調査等を実施した。

また、令和5年8月には、県民、事業者、行政

が連携、協力してプラごみ問題に取り組む「**おおいたプラごみゼロ宣言**」を行った。

この宣言を受け、令和6年度には「OITA スポGOMI ブロック大会」が開催された。スポGOMIとは、スポーツとごみ拾いを掛け合わせた、地球で最も優しいスポーツと言われている。本大会は、プラスチックごみ問題への関心を高め、美化活動への幅広い世代の参加を促進することを目的としている。なお、スポGOMIが都道府県内でブロック開催されるのは全国初の試みであり、県内から281名が参加した。

また、「おおいたプラごみゼロ宣言」を踏まえて、県民及び事業者のプラスチックごみ削減行動に繋がる意識を醸成し、環境問題に取り組むことの重要性を啓発するため、第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～関連行事の「豊かな海づくりフェスタ」でプラスチック代替容器の試験的導入及び検証事業を実施した。

#### 第2項 県民や事業者に対する3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組

##### 1 リデュースの推進

県民の身近な取組として、買い物の際に袋を持参し、レジ袋等を削減する「マイバッグキャンペーン」を平成10年度から実施、平成18年度からは「大分県版エコマネー『めじろん』推進事業」として、県内の小売店と連携したスタンプカード方式の実施により運動を展開した。エコマネー『めじろん』が終了する平成20年度には「大分県レジ袋削減検討会議」を設置し、事業者、消費者及び行政等で検討した結果、「県内一斉にレジ袋の無料配布中止を実施すべきである。」との意見をまとめた。これを受けて事業者、消費者団体、市町村及び県が「大分県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、平成21年6月から「マイバッグを持ってお買い物に行こう♪」のキャッチフレーズで、レジ袋の無料配

布中止の取組を全県的に開始した。令和2年3月末の時点では、33事業者1組合323店舗が参加し、令和元年度の食品スーパー等のマイバッグ持参率は84.1%となった。

なお、令和2年7月1日から全国一律にレジ袋が有料化されたが、今後も引き続きマイバッグの利用促進に取り組んでいくとともに、プラスチックの削減等に向けた取組を実施するため、令和3年3月に「大分県プラスチック削減推進協議会」を設置し、事業者、消費者、行政で連携して今後も取り組んでいく。

## 2 リユースの推進

県内で日用品等の修理を行っている店を「九州まちの修理屋さん(大分県版)」として登録し、県のホームページで修理する店舗の情報を紹介することにより、使えるものは修理して大切に使う意識の醸成を図った。

九州まちの修理屋さん(大分県版)登録数(令和6年10月末時点)

累計295店舗(現存237店舗)

397業種(例:時計と眼鏡を両方修理できる事業者を2業種と数えたもの)

## 3 リサイクルの推進

県内で発生する廃棄物を利用した製品で一定の基準を満たした製品に対する認定制度「大分県リサイクル製品認定制度」を設け、リサイクル製品の普及を促進し、循環産業の育成につなげている(令和6年3月末現在262製品を認定)。なお、県が発注する土木工事のみならず市町村に対しても大分県リサイクル認定製品について優先使用を依頼している。

## 第3項 食品ロス削減の推進

平成25年度から「おいしい大分食べきりキャンペーン」として、飲食店や家庭において廃棄されている食べ残し等の食品ロスを減らすための啓発活動を開始した。小盛りメニューなどを提供する飲食店向けの「食べきり協力店」、少量ずつ小分けしたパックの販売を行う惣菜店向けの「食べきり応援店」の登録や「わが家のエコ料理コンテスト」に取り組んできた。食べきり協力店・応援店の取組については、九州では本県が早くから取り組んでおり、28年度からは九州全体に広がった。令和6年10月

末時点で、協力店は累計256事業所423店舗(現存200事業所309店舗)、応援店は累計42事業所147店舗(現存39事業所144店舗)である。

平成28年度からは新たに、宴会料理の食べ残しによる食品ロスを削減するため、予約時には適量を注文し、宴会の開始後30分間とお開きの前の30分間は自席で料理を楽しむ「おおいた30.10運動」に取り組んでおり、市町村や各種団体と連携して啓発チラシを配布するなど広く周知を図った。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、令和元年5月31日公布、同年9月27日に施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することとし、10月を「食品ロス削減月間」、同月30日を「食品ロス削減の日」とすることが明記された。

国が策定した「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、令和3年3月に県の食品ロス削減推進計画を策定。令和3年10月には、県民総参加で食品ロス削減の推進を図るため、大分県食品ロス削減推進協議会を設立し、大分県内の食品ロス削減に向けて、具体的な取組を実施している。

なお、令和6年度に「大分県新長期総合計画」の策定に合わせて、「大分県環境基本計画」の見直しが行われ、大分県食品ロス削減推進計画についても、「環政総発第2303175号環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について(通知)」を受け、大分県環境基本計画と一体化することとした。

令和4年度の食品ロス量推計値が発表されたことを受け、大分県の推計値もあわせて更新し、目標については、2030年度の数値を引き続き目指すこととし、国が策定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」と足並みをそろえ、今後も食品ロス量の削減に向けて取り組んでいく。

## 第2節 廃棄物の適正処理の推進

### 第1項 廃棄物適正処理の推進

3R の取組が着実に進み、ごみの排出量が削減され、廃棄物の最終処分量も減少してきている。廃棄物の排出抑制や再資源化に関する意識の醸成を促し、持続可能な循環社会の構築を図るため、廃棄物を資源として捉えた取組を進めるとともに、循環産業を育成していく必要がある。

また、**不法投棄**などの廃棄物の不適正処理は減少傾向にあるものの、依然として後を絶たない状況にあるため、さらなる取組を行い、周辺住民の不安を除く必要がある。

#### 1 廃棄物処理計画

本県では、廃棄物処理法の規定及び「大分県環境基本計画」の基本目標「循環を基調とする地域社会の構築」の施策の一つである「資源循環の推進と廃棄物対策」を実行するための個別計画として、「大分県廃棄物処理計画」（策定年度 第一次：平成13年度、第二次：平成18年度、第三次：平成22年度、第四次：平成27年度）を策定し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

令和2年度には、新たに「第5次大分県廃棄物処理計画」を策定し、**一般廃棄物**対策として①循環型社会の構築に向けた意識改革、②ごみ減量化及び再資源化の推進、③ごみの適正処理の推進、④災害廃棄物の処理体制の充実、また、産業廃棄物対策として①排出抑制、循環的利用の推進、②安全・安心な適正処理の推進、③情報公開・相互理解の増進を図るとともに、一般廃棄物の新広域化ブロックや産業廃棄物処理施設の整備に関する事項を定め、適切な施設整備の方針としている。

また、平成27年度に、「大分県災害廃棄物処理計画」を策定し、令和元年度に最新の災害廃棄物処理にかかる知見を反映した

計画の見直しを行った。

### 2 廃棄物の発生状況

#### (1) 一般廃棄物の現況

##### ア ごみ処理の現況

令和4年度に県内で排出されたごみの量は、表2.3-1のとおり、385千トン（1人1日あたり937gグラム）となっている。

このうち、市町村（一部事務組合を含む）が処理したごみは、383千トン（排出量の99.5%）となっている。

また、これらのごみを処理する市町村（一部事務組合を含む）のごみ処理施設は、ごみ焼却施設12施設（公称処理能力1,647t/日）、粗大ごみ処理施設4施設（公称処理能力64t/日）、粗大ごみ処理施設以外の資源化を行う施設12施設（公称処理能力320.7t/日）、ごみ燃料化施設1施設（公称処理能力80t/日）及び埋立処分施設15施設（残余容量856千m<sup>3</sup>）となっている。

##### イ し尿処理の現況

令和4年度に県内で処理されたし尿の量は、表2.3-2のとおり、414,528キロリットルとなっている。

このうち市町村（一部事務組合を含む）が処理したし尿の量は、405,253キロリットル（排出量の97.8%）となっている。

また、これらのごみを処理する市町村（一部事務組合を含む）のし尿処理施設は、16施設（公称処理能力1,378.69キロリットル/日）である。

表 2.3-1 ごみ処理状況の推移

区 分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
計画処理区域内人口(千人)		1,169	1,160	1,152	1,141	1,131	1,124
計画処理区域ごみ総排出量(t/年)		399,535	401,250	405,385	395,733	390,604	384,545
ごみ処理量	直接焼却	321,043	324,124	328,099	321,138	318,137	315,110
	直接埋立	2,795	2,897	2,890	3,261	2,837	2,657
	直接資源化	9,309	8,989	8,728	8,740	9,257	9,203
	高速堆肥化	499	541	494	443	466	395
	その他	61,507	60,662	61,067	59,917	57,821	55,137
計(t/年)		395,153	397,213	401,278	393,499	388,518	382,502
計画処理区域内1人1日あたりごみ排出量(g)		936	948	962	950	946	937
1人1日あたりごみ排出量(全国値)(g)		920	919	918	901	890	880

※ごみ処理量には、資源化量を含まない。

表 2.3-2 し尿処理状況の推移

区 分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
人口(人)	人水 口化	下水道人口	505,161	512,650	525,691	529,836	535,771	549,947	
		コミュニティプラント人口	4,012	591	608	587	589	580	
		集落排水施設等人口	-	-	-	-	10,926	18,096	
		浄化槽人口	543,421	532,294	518,220	507,121	486,547	461,502	
		計	①	1,052,594	1,045,535	1,044,519	1,037,544	1,033,833	1,030,125
	化非 人水 口洗	計画収集人口	108,901	103,238	97,049	95,291	88,799	85,153	
		自家処理人口	7,990	11,035	10,228	8,249	8,755	8,582	
		計	②	116,891	114,273	107,277	103,540	97,554	93,735
	計画処理区域内人口(総人口)		①+②	1,169,485	1,159,808	1,151,796	1,141,084	1,131,387	1,123,860
	非水洗化率(%)		②÷(①+②)	10.0%	9.9%	9.3%	9.1%	8.6%	8.3%
処理量(kl)	浄化槽汚泥処理量		③	320,286	321,640	327,693	328,550	328,227	325,108
	し尿 処理 量	し尿処理施設	94,076	92,361	87,774	85,511	82,636	80,145	
		ごみ堆肥化施設	0	0	0	0	0	0	
		メタン化施設	0	0	0	0	0	0	
		下水道投入	0	0	0	0	0	0	
		農地還元	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	
	し尿処理量計		④	94,076	92,361	87,774	85,511	82,636	80,145
	し尿+浄化槽汚泥処理量		③+④	414,362	414,001	415,467	414,061	410,863	405,253
	処自 理 量 家	し尿処理量	⑤	6,608	10,581	9,798	8,674	9,221	9,275
		浄化槽汚泥処理量	⑥	0	0	0	0	0	0
		自家処理量計	⑤+⑥	6,608	10,581	9,798	8,674	9,221	9,275
	し尿処理量計(し尿+浄化槽汚泥+自家処理量)		③+④+⑤+⑥	420,970	424,582	425,265	422,735	420,084	414,528
くみ取りし尿排出量計		④+⑤	100,684	102,942	97,572	94,185	91,857	89,420	
1人1日当たりくみ取りし尿排出量(l/人・日)		(④+⑤)÷②	2.36	2.47	2.49	2.49	2.58	2.61	
1人1日当たりくみ取りし尿排出量の全国値(l/人・日)			2.54	2.62	2.68	2.71	2.81	2.83	

(2) 産業廃棄物の現況

令和5年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、令和4年度の本県における産業廃棄物の発生量は7,913千トンと推計され、令和3年度の8,385千トンに比べ472千トン減少している。

また、発生量から有償物量の5,060千トンを除いた排出量は2,853千トンとなっており、令和3年度の3,090千トンに比べ237千トン減少している。

ア 業種別産業廃棄物排出量

排出量を業種別にみると、建設業が

最も多く829千トン(29.0%)、次いで農業・林業816千トン(28.6%)、製造業632千トン(22.2%)、電気・水道業509千トン(17.8%)となっており、この4業種で全体の97.6%を占めている。

イ 種類別産業廃棄物排出量

排出量を種類別にみると、動物のふん尿が最も多く813千トン(28.5%)、次いで汚泥808千トン(28.3%)、がれき類645千トン(22.6%)となっており、この3種類で全体の79.4%を占めている。

## ウ 産業廃棄物の処理状況

排出量 2,853 千トンのうち、脱水や焼却、破碎等中間処理された量は 2,818 千トン(98.8%)となっており、中間処理されることなく直接処分された直接最終処分量は 29 千トン(1.0%)となっている。

また、中間処理により 781 千トン(27.4%)が減量化されており、2,000 千トン(70.1%)が資源化・再生利用されている。直接最終処分量と中間処理後最終処分量を合わせた 70 千トン(2.4%)は最終処分されている。

## 3 廃棄物の処理体制の整備

### (1) 一般廃棄物処理体制の整備（一般廃棄物の広域処理）

一般廃棄物の適正な処理を図るため、現在「第 5 次大分県廃棄物処理計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」で広域化目標を設定し、市町村等におけるごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等の一般廃棄物処理施設の設置整備を促進している。

### (2) 産業廃棄物処理体制の整備

産業廃棄物処理業者の団体である一般社団法人大分県産業資源循環協会や産業廃棄物排出事業者の団体である大分県環境保全協議会との連携を図りながら、「不法投棄パトロール」や「不法投棄廃棄物の撤去事業」、「産業廃棄物広域交換需給調査」などの取組を行政と業界が一体となって進め、産業廃棄物の排出量抑制、再生利用の促進、適正処理の推進に努めている。

しかしながら、民間による産業廃棄物最終処分場等が、地域住民の理解を得にくいなどの理由によりその設置が困難となっていることから、最終処分場の残余容量、民間事業者による処理施設の整備動向等を踏まえながら、適正な処理施設の整備を進めている。

## 4 産業廃棄物の適正処理の推進

### (1) 産業廃棄物税の活用

産業廃棄物については、排出抑制やリサイクルを促進するための経済的手法として、平成 17 年度から産業廃棄物税を導入している。循環型社会形成のための目的税として最大限の効果を発揮するよう、その税収を活用して、排出抑制及び再生利用等の推進、適正処理の推進、基盤整備の推進及び啓発広報等の推進に向けた各種施策を展開している。

### (2) 最終処分場対策

最終処分場については、従来、一定規模以上の施設（管理型最終処分場については埋立地の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの、安定型最終処分場については埋立地の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上のもの）が許可対象施設であったが、廃棄物処理法施行令の改正により、平成 9 年 12 月以降設置される施設については、面積の大小にかかわらず全て許可対象施設とされることとなった。また、最終処分場の技術上の基準を定める命令（いわゆる共同命令）が平成 10 年 6 月に改正され、施設設置者に対して浸透水、排水及び周縁地下水の水質検査の実施、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止するための展開検査の実施などが義務づけられた。

県では、不適正な埋立処分を防止するため、**産業廃棄物監視員**を保健所に配置して定期的な立入調査を実施している。また、最終処分場の浸透水等の状態を確認するため、定期的に水質の行政検査を実施している。令和 5 年度は、安定型最終処分場 15 施設の浸透水、管理型最終処分場 2 施設の放流水及び各最終処分場の周辺地下水について水質検査を実施した。その結果、安定型最終処分場のうち 1 施設において周辺地下水の基準超過が確認された。地下水の基準超過については、埋立開始前の検査の結果等から、自然由来である可能性が高いと認められた（表 2.3-3 参照）。

**表 2.3-3 令和 5 年度最終処分場水質検査実施状況**

検査項目	浸透水		放流水		地下水	
	検査件数	超過件数	検査件数	超過件数	検査件数	超過件数
BOD	39	0	6	0	-	-
COD	39	0	6	0	-	-
その他	30	0	6	0	23	1

**(3) 焼却施設**

焼却施設については、平成 9 年度の廃棄物処理法の改正により、施設の構造及び維持管理の規制が強化された。また、ダイオキシン類対策特別措置法が平成 12 年 1 月 15 日に施行され、一定規模以上の廃棄物焼却炉（火床面積が 0.5 m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が 1 時間あたり 50kg 以上のもの）において、排ガス、集じん灰及び焼却灰のダイオキシン類濃度を測定することが義務付けられた。

県では、不適正な焼却処分を防止するため、定期的な立入調査を行うとともに、設置者が行う焼却灰等のダイオキシン類濃度の測定結果を随時確認している。

**(4) 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進**

産業廃棄物の不法投棄、不法焼却、不適正保管等の不適正処理は、地域の景観をそこない、自然破壊に繋がる等、県民の快適な生活環境を阻害している。

県内の不法投棄件数及び不法投棄に関する苦情処理件数について、令和 5 年度の不法投棄件数は 32 件と、依然として数多く発生しており、憂慮すべき状況である。（表 2.3-4 参照）

このため、県では、産業廃棄物監視員による排出事業者や処理業者への定期的な立入調査を実施し、産業廃棄物の不適正保管等に対する監視・指導を行うとともに、山間部など不法投棄が行われやすい箇所を巡回し、不法投棄の発見に努めている。

また、ヘリコプターやドローンによる上空からの監視のほか、監視カメラや不法投棄防止用フェンスの設置により、不法投棄対策を強化している。

併せて、県、警察本部、関係業界等により構成する「不法処理防止連絡協議会」を各保健所単位で設置したほか、市町村職員による産業廃棄物処理業者等への立入調査が可能となる「市町村職員の県職員併任制度」を設けるなど、関係機関との連携を強化し、産業廃棄物の適正処理の確保に努めている。

行政指導に従わない業者等については、積極的に警察に通報するとともに、産業廃棄物処理業許可の取消処分や業停止処分等の行政処分を行い、悪質な業者の排除の徹底を図っている。

表 2.3-4 産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数(過去 5 年間)

1 種類別の不法投棄件数及び苦情処理件数

年度	不法投棄件数					苦情処理件数				
	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5
燃え殻		2	3	2	3		2	2	2	3
汚泥										
廃油				3	1				2	1
廃酸				2					2	
廃アルカリ				2					2	
廃プラスチック類	13	26	21	21	12	9	19	19	17	12
紙くず	3		3		1	2		2		1
木くず	18	26	15	22	16	14	17	20	16	14
繊維くず	9	3	2	4	3	4	1	2	4	1
動植物性残さ	2			1		2		1	1	1
動物系固形不要物										
ゴムくず										1
金属くず	6	13	9	7	6	6	10	7	6	7
ガラスくず等	5	7	7	17	7	4	6	6	13	5
鉱さい										
がれき類	21	30	18	24	18	14	20	18	20	14
動物のふん尿	1	3	1	1		1	4	1	1	
動物の死体						1		1	1	
ばいじん										
その他										
合計	78	110	79	106	67	57	79	79	87	60

※不法投棄や苦情処理各1件に対し、対象となる産業廃棄物の種類が複数に及ぶ場合があるため、1と2の合計件数は必ずしも一致しない。

2 地域別産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数

年度	不法投棄件数					苦情処理件数				
	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5
東部保健所	2	4	3	3	5	0	3	3	8	8
国東保健部	5	5	8	8	3	6	7	6	5	4
中部保健所	2	3	3	4	3	1	1	2	4	2
由布保健部	4	4	4	0	1	2	2	3	3	2
南部保健所	4	1	2	1	1	6	1	6	1	1
豊肥保健所	2	15	8	5	5	2	11	10	2	2
西部保健所	6	10	4	5	3	6	7	3	1	1
北部保健所	9	9	9	16	9	8	7	9	15	5
豊後高田保健部	5	5	7	7	2	1	5	9	4	1
合計	39	56	48	49	32	32	44	51	43	26

※東部＝別府市・日出町・杵築市／国東＝国東市／中部＝臼杵市・津久見市  
 由布＝由布市／南部＝佐伯市／豊肥＝竹田市・豊後大野市  
 西部＝日田市・玖珠町・九重町／北部＝中津市・宇佐市／豊後高田＝豊後高田市

(5) PCB 廃棄物対策の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB 廃棄物)の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 特措法)に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に

より、県内の高濃度 PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北九州 PCB 処理事業所で処分を行うことが義務づけられており、高濃度 PCB 廃棄物である変圧器・コンデンサー等は平成

30年3月31日までに、安定器等・汚染物は令和3年3月31日までに処分を行うことが義務づけられた。

低濃度PCB廃棄物は、令和9年3月31日までに環境大臣から無害化処理認定を受けた事業者等に委託して処分を行う必要がある。

県内に存在するPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に進めるため、平成18年3月に大分県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定して、PCB廃棄物の保管事業者に対する立入指導や助言等を行ってきた。また、未処理のPCB廃棄物を掘り起こすための調査を平成26年度から実施してきた。

平成30年1月から、県内のPCB使用安定器の本格的な掘り起こし調査に着手し、テレビCM、新聞広告、関係団体への訪問、調査費用の補助制度の創設、説明会の開催等の取組を実施してきた。

その結果、処理完了期限時点で把握した高濃度PCB廃棄物については、処分を完了した。

処理完了期限後に発見された高濃度PCB廃棄物については、適正に保管するよう指導を行い、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)での処分を調整する。

引き続き低濃度PCB廃棄物についても処理期限までに適正に処分するよう指導を行う。

## 5 地域住民の不安解消のための措置

### 大分県産業廃棄物適正化条例の運用

産業廃棄物の処理施設の設置にあたり、設置予定者は「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づき、県へ事前協議を行うとともに、関係地域住民への説明会を開催することが義務づけられている。

また、県外産業廃棄物の無秩序な流入により、産業廃棄物の適正処理に支障が生じるおそれがあるため、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基

づく事前協議と環境保全協力金の納入制度を適正に運用して、産業廃棄物の適正処理の確保と住民の生活環境の保全に努めることにしている。

## 6 循環型社会構築加速化の取組

### (1) セメント工場への廃棄物搬入体制の整備

焼却残さ等のセメント原料化をはじめとした資源循環の仕組みを構築し、廃棄物の減量化・再資源化を進めるため、市町村や一部事務組合、関係団体を構成員とする「おおいた資源循環推進協議会」を平成29年2月15日に設置し、焼却残さの全量セメント化をはじめとする資源循環の仕組みづくりに取り組んできた。

令和3年度から4年度にかけて焼却飛灰のセメント原材料化によるリサイクルを促進するため、輸送費用に係る補助制度を創設し、セメント工場への搬入体制の整備を図った。

### (2) 循環産業の育成

資源・エネルギー需要等の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、持続可能な形で資源を利用する循環経済への移行が世界の潮流となっている。

このような状況から、第4次大分県環境基本計画(R6.10)において、「循環型社会の構築」を施策の基本目標に掲げている。

循環経済への移行を推進するためには循環産業を営む産業廃棄物処理業者等の育成が必要であり、主に以下の取組を行っている。

### ア 優良産業廃棄物処理業者の育成について

循環産業の経営基盤強化を図り、適正処理を推進するため、令和5年度は産業廃棄物処理業を営む経営者を講師に産業廃棄物処理業における人材育成への取組をテーマに

経営セミナーを開催した。

## イ 産業廃棄物処理業者の優良認定取得の促進について

循環産業を牽引する優良産業廃棄物処理業者を増やすため、優良認定を取得した事業者には、①県のホームページや新聞による認定業者名の周知、②産廃処理施設周辺環境対策事業費補助の優遇措置、③県外産業廃棄物のがれき類の搬入等事前協議の規制緩和措置等を設けている。

## ウ 大分県リサイクル認定製品の利用の促進

県内で発生する廃棄物を利用した製品で、一定の基準を満たした製品に対して「大分県リサイクル製品認定制度」を設け、リサイクル製品の普及を促進し、循環産業の育成につなげている（令和6年3月末現在262製品を認定）。

なお、県が発注する土木工事のみならず市町村に対しても大分県リサイクル認定製品について優先使用を依頼している。

## 第2項 バイオマス等の循環経済の活用

### 1 大分県のバイオマス利活用計画について

本県では、動植物に由来する有機物である資源が豊富に存在しており、こうした農山漁村地域にあるバイオマスを最大限に活用し、地域活性化やエネルギーの利用など積極的な活用推進を図るため、平成28年2月に「大分県バイオマス活用推進計画」を策定した。

この計画は、バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づき、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な指針等を定めた国の「バイオマス活用推進基本計画」及び「大分県長期総合計画」における環境部門での施策を具体化した「大分県環境基本計画」を受けて、

地域のバイオマスを利活用して豊かで安心、活力、発展する循環型社会づくりを目指すものである。

第3次大分県環境基本計画では、2024年（令和6年度）を目標年として設定し、達成に向けて、それぞれの担当部門において取り組むこととしている。令和5年度（計測値は令和4年度）における進捗状況については下表のとおりである。

#### 【環境指標】

指標項目	単位	現状 R5 (R4)	目標	
			R5 (R4)	R6 (R5)
廃棄物系バイオマス利用率	%	97.6	98.7	98.7
未利用バイオマス利用率	%	79.5	80.1	80.3

注) カッコ内は測定年度

## 2 プランの主な取組

### (1) 地域資源の総合的な利活用の推進状況

国は市町村が自らバイオマスの利活用構想を樹立する「市町村バイオマス活用推進計画」の策定を推進している。

大分県では、「バイオマスタウン」については日田市、宇佐市、佐伯市、九重町、玖珠町、竹田市、杵築市の7市町が認定を受けており、また「バイオマス産業都市」については佐伯市、臼杵市、国東市、竹田市の4市が認定を受け、地域の特性を活かしたバイオマス活用の取組が行われている。今後は新たにバイオマスの活用に取り組む市町村に対し、市町村バイオマス活用推進計画の作成等の支援を行う。

### (2) 産・学・官・県民連携による利活用の推進状況

エネルギー関連産業を県経済の新たな牽引産業に成長させることを目指し、大分県エネルギー産業企業会を平成24年度に設立。県内企業が取り組む地熱、小水力、バイオマス等に関する製品・技術開発から販路開拓までの活動について支援を実施している。

### **第3項 災害廃棄物処理体制の整備**

#### **災害廃棄物の処理状況**

令和2年7月豪雨により、県下で1,090棟の建物被害が発生し、大分市（145トン）、日田市（6,602トン）、竹田市（82トン）、由布市（1,995トン）、九重町（6,146トン）、玖珠町（1,247トン）の家屋の公費解体や片

付けごみ等の災害廃棄物処理を行った。

また、令和3年8月の大雨では玖珠町で66トン、令和4年9月の台風第14号では由布市で187トン、令和5年7月の豪雨では中津市で234トン及び日田市で125トン、それぞれ家屋解体等の災害廃棄物処理を行った。

## 第3節 大気環境対策の推進

### 第1項 大気環境保全対策の推進

#### 1 大気汚染の概況

##### (1) 環境基準

環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものである。

大気汚染に係る環境基準は、昭和44年2月に硫黄酸化物に係る環境基準が設定されたのをはじめとして、昭和45年2月に一酸化炭素、昭和47年1月に浮遊粒子状物質に係る環境基準が設定された。

昭和48年5月には、硫黄酸化物の環境基準が二酸化硫黄に係る環境基準に改定され、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準が設定された。その後、二酸化窒素については、昭和53年7月に環境基準の改定が行われた。

平成に入ってから、平成9年2月にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質、平成11年12月にダイオキシン類、平成13年4月にジクロロメタン、平成21年9月に微小粒子状物質について、環境基準が定められた。

令和6年3月現在、大気汚染に係る環境基準は、資料編表大気1のとおりである。

##### (2) 固定発生源対策

###### ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法は、工場及び事業場の事業活動に伴って発生するばい煙、粉じん、揮発性有機化合物(VOC)及び水銀に係る排出基準を定めている。ばい煙、粉じん、揮発性有機化合物(VOC)及び水銀に係る規制の概要は、次のとおりである。

###### (7) ばい煙に係る規制

ばい煙発生施設は、大気汚染防止法施行令により、一定規模以上のボイラー、加熱炉等32種類の施設が定められている。

ばい煙発生施設の設置者に対しては、施設の設置等の届出の義務及びばい煙に係る排出基準の遵守が課せられている。

###### a 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、施設ごとにその排出口(煙突)の高さに応じて許容排出量を定めるK値規制方式がとられており、硫黄酸化物の環境基準の達成を目標として段階的に強化されてきた。本県のK値は、資料編表大気2のとおり推移してきている。

###### b ばいじん

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設から排出されるばいじんの濃度について、施設の種類及び規模ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

この基準は、昭和46年6月に設定され、昭和57年6月にエネルギー情勢の変化や浮遊粒子状物質対策の推進を図るために改定・強化され、新たに標準酸素ガス濃度によりばいじん濃度を補正する方式が導入された。

###### c 窒素酸化物

窒素酸化物の排出規制は、昭和48年8月の大型のばい煙発生施設を対象とする第1次規制に始まり、昭和50年12月の対象施設の規制強化を内容とする第2次規制、昭和52年6月の対象施設の拡大及び基準強化を内容とする第3次規制、昭和54年8月のほとんど全ての施設を対象にした

第4次規制、昭和58年9月の石炭等固体燃焼ボイラーの基準強化を内容とする第5次規制まで、段階的に強化・改定がなされてきた。現在では、ほとんど全てのばい煙発生施設について、施設の種類及び規模ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

#### d その他の有害物質

カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物について、施設の種類ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

### (イ) 粉じんに係る規制

石綿等による大気汚染を防止するため、平成元年12月に改正が行われ、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質を特定粉じんとし、それ以外の粉じんを一般粉じんとする事となった。

#### a 特定粉じん

現在、特定粉じんとして定められている物質は、石綿のみである。特定粉じんを発生する施設が特定粉じん発生施設であり、その規制基準は全国一律に、工場又は事業場の敷地境界における大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本となっている。

#### b 一般粉じん

一般粉じん発生施設には、一定規模以上の堆積場、ベルトコンベア等5種類が定められている。一般粉じんに係る規制は、施設の種類ごとに防じん装置や散水設備の設置、建築物内設置や薬剤散布等を定めた設備管理基準となっている。

### (ウ) 揮発性有機化合物(VOC)に係る規制

揮発性有機化合物(VOC)の排出規制は、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントによる大気汚染の状況を改善するために、平成16年5月に導入された。

なお、VOC排出削減にあたっては、法規制と事業者の自主的取組を組み合わせ(ベスト・ミックス)、効果的な削減を行っていくという仕組みがとられている。

#### a 揮発性有機化合物(VOC)

VOCの排出基準は、VOC排出施設から排出されるVOCの濃度について、施設の種類ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

VOC排出施設の設置者に対しては、施設の設置等の届出の義務及びVOCに係る排出基準の遵守が課せられている。なお、平成22年3月末までは、既存のVOC排出施設については排出基準の適用が猶予されていたが、平成22年4月からは既存の施設を含めて排出基準が適用される事となった。

### (イ) 水銀に係る規制

水銀の排出規制は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するために、平成30年4月に導入された。

水銀の排出基準は、水銀排出施設から排出される水銀の濃度について、施設の種類ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

水銀排出施設の設置者に対しては、施設の設置等の届出の義務及び水銀に係る排出基準の遵守が課せられている。

### (ウ) ばい煙発生施設等の届出

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特

定粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設及び水銀排出施設の設置者は、施設の設置等について知事に届出を行う義務が課されている。

なお、中核市である大分市内の工場・事業場については、大分市長に届け出ることになっている。

令和4年度末におけるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設及び水銀排出施設の届出状況は、表2.3-5～2.3-8のとおりであり、特定粉じん発生施設については、届出がない。

**表 2.3-5 ばい煙発生施設数 (令和5年度末)**

令別表第1の項番号	ばい煙発生施設の種類の	施設数 (大分市含む)	大分県内の施設数 (大分市を除く)	大分市内の施設数
1	ボイラー	965	687	278
2	ガス発生炉等	2	0	2
3	焙焼炉等	6	1	5
4	溶鉱炉等	5	0	5
5	金属溶解炉	10	8	2
6	金属鍛造用等加熱炉	22	10	12
7	石油加熱炉	39	0	39
8	触媒再生塔	1	0	1
8-2	燃焼炉	1	0	1
9	窯業焼成炉等	26	12	14
10	反応炉、直火炉	2	0	2
11	乾燥炉	72	43	29
12	電気炉	0	0	0
13	廃棄物焼却炉	46	28	18
14	銅精錬用焙焼炉等	11	0	11
19	塩素反応施設等	3	0	3
21	肥料等製造施設	1	0	1
28	コークス炉	5	0	5
29	ガスタービン	13	9	4
30	ディーゼル機関	122	69	53
施設数合計		1352	867	485
届出工場、事業場数合計		469	355	114

※電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に係るばい煙発生施設を除く

**表 2.3-6 一般粉じん発生施設数 (令和5年度末)**

令別表第2の項番号	一般粉じん発生施設の種類の	施設数 (大分市含む)	大分県内の施設数 (大分市を除く)	大分市への届出数
1	コークス炉	5	0	5
2	堆積場	195	82	113
3	ベルトコンベア	1,576	557	1019
4	破碎機・摩砕機	256	189	67
5	ふるい	198	58	140
施設数合計		2,230	886	1,344
届出工場、事業場数合計		126	82	44

※電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設を除く

**表 2.3-7 揮発性有機化合物排出施設数 (令和5年度末)**

令別表第1の2の項番号	揮発性有機化合物排出施設の種類の	施設数 (大分市含む)	大分県内の施設数 (大分市を除く)	大分市内の施設数
1	化学製品製造用乾燥施設	3	0	3
2	塗装施設	9	8	1
3	塗装の用に供する乾燥施設	4	4	0
5	接着の用に供する乾燥施設	1	0	1
9	貯蔵タンク	7	0	7
施設数合計		24	12	12
届出工場、事業場数合計		8	2	6

**表 2.3-8 水銀排出施設数 (令和5年度末)**

規則別表第3の3の項番号	ばい煙発生施設の種類の	施設数 (大分市含む)	大分県内の施設数 (大分市を除く)	大分市内の施設数
1	小型石炭混焼ボイラー	2	2	0
2	石炭燃焼ボイラー	0	0	0
3	一次施設(銅又は工業金)	6	0	6
4	一次施設(鉛又は亜鉛)	0	0	0
5	二次施設(銅、鉛又は亜鉛)	3	0	3
6	二次施設(工業金)	0	0	0
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	5	5	0
8	廃棄物焼却炉	48	29	19
9	水銀回収施設	0	0	0
施設数合計		64	36	28
届出工場、事業場数合計		30	20	10

※電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に係る水銀排出施設を除く

## イ 生活環境の保全等に関する 条例による規制

平成 12 年 12 月に施行された大分県生活環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法が施設の種類や規模に応じた濃度規制であるのに対し、規制対象工場等の排ガス量の規模に応じて窒素酸化物及びばいじんの総量を規制する方式をとっている。

また、炭化水素系物質としてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについて、排煙特定物質としてカドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物について排出口における排出量規制を行っている。

## ウ 公害防止協定等による指導

本県においては、最新の技術を採用して極力排出量の削減を図るよう指導しており、特に排出量の大きい主要企業については、県と立地している自治体との 3 者間で公害防止協定を締結して、その徹底を図っている。

現在、締結している公害防止協定のうち、大気関係の主な内容は、資料編表 大気 3 のとおりである。

なお、大分地域については、昭和 48 年から昭和 50 年にかけて実施した風洞実験を主体とする拡散シミュレーションを基礎にして、硫酸酸化物の排出許容総量を定め、これに基づき昭和 52 年 5 月に主要企業に対して総量の割当てを行い、昭和 53 年 4 月から指導を実施している。

## エ ばい煙発生施設等に対する 立入調査の実施状況

大気汚染防止法に基づき、届出施設を有する工場・事業場に立ち入り、届出内容、排出基準の遵守状況、施設の管理状況等を調査し、不適正施設には改善等の指導を行っている。

令和 5 年度における立入調査の実施状況は表 2.3-9 のとおりであり、調査

の結果、届出に関する不備が 18 件（うち大分市 16 件）、ばい煙の自主測定の不備が 2 件（うち大分市 1 件）あり、改善の指導を行った。

表 2.3-9 ばい煙発生施設等に対する立入調査実施状況(令和 5 年度末)

区分	地域	大分県 実施分	大分市 実施分	合計
	工場・事業場	工場・事業場数	459	174
	立入件数	34	62	96
施設	施設数	1801	1858	3659
	立入件数	33	247	280

※ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、VOC 排出施設、水銀排出施設が対象

### (3) 自動車排出ガス対策

自動車排ガスの規制は、昭和 41 年 9 月の一酸化炭素の濃度規制に始まり、その後昭和 43 年の大気汚染防止法の制定により、**炭化水素**、窒素酸化物等が規制項目に加えられるなど、逐次規制の強化が図られてきた。なお、これらの規制は、中央環境審議会の答申に基づき定められる道路運送車両法の「保安基準」により行われている。現在では、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質、ディーゼル黒煙について、規制が実施されている。

国の自動車排出ガス専門委員会が報告した「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」を受け、中央環境審議会の答申（中間答申（平成 8 年 10 月）～第五次答申（平成 14 年 4 月））により、ガソリン・LPG 自動車及びディーゼル自動車に対して規制が強化されている。

その後、第六次答申（平成 15 年 6 月）～第九次答申（平成 20 年 1 月）において、ディーゼル特殊自動車等について PM、NO<sub>x</sub>、非メタン炭化水素及び一酸化炭素の目標値等の設定を行っている。第十次答申（平成 22 年 7 月）では、ディーゼル重量車の NO<sub>x</sub> に係る新たな排出ガス許容限度目標値等を設定し、E10 対応ガソリン車の排出ガス及び燃料蒸発ガスの VOC 低減対策のための E10 の燃料規格を設定

するよう答申がなされ、第十一次答申（平成 24 年 8 月）では、二輪車、ディーゼル重量車の排出ガス低減対策等の答申がなされた。

なお、大気汚染防止法に基づき、知事及び政令市の長は、道路周辺の環境濃度の測定を行い、そのレベルが一定の限度を超えた場合、県公安委員会に対し交通規制等の要請を行うとともに、必要に応じ、道路管理者等に対して道路構造の改善等について意見を述べるができることとなっている。

#### (4) 大気環境監視の充実と緊急時の連携強化

##### ア 大気環境監視測定網の整備

大気環境の測定は、環境基準の適合状況の把握のほか、一時的な高濃度の出現等緊急時の把握や、規制効果の確認、各種開発に伴う事前調査など地域の特性に応じた大気汚染防止対策を講ずる上で不可欠である。このため、県では関係市町の協力を得ながら、大気汚染測定網の拡充に努めてきた。

平成 21 年 9 月に PM2.5 の環境基準が定められたことを受け、平成 25 年 2 月から日田市、佐伯市及び中津市に PM2.5 自動測定器を順次設置し、平成 26 年 12 月には、新たに中部保健所由布保健部及び国東高等学校に測定局を新設するとともに、既設の 5 測定局に PM2.5 自動測定器を設置し、県内 10 地点（大分市除く）で測定を開始した。

##### イ 大気汚染常時監視テレメータシステム

大気汚染を常時監視し、緊急時等の事態に迅速に対応するためにはテレメータシステムが必要であり、本県においては環境監視及び発生源監視のテレメータシステムを整備している。

環境監視テレメータシステムは、当初、昭和 47 年 1 月に大分市 7 局及び旧佐賀関町 1 局の計 8 測定局の常時監視のために整備し、逐次、測定局の拡

充を図ってきた。昭和 61 年度には、大分市に市内の測定局を移管した。平成 17 年 1 月 1 日に、大分市、佐賀関町及び野津原町が合併したことにより、旧佐賀関町における県測定局を大分市に移管した。

また、テレメータシステムは老朽化により逐次更新しており、平成 28 年度には、ホームページにおける県民への情報提供の内容を充実させた。

令和 5 年度末現在、県の 10 測定局についてテレメータシステムを整備しており、大分市の 14 測定局（一般環境大気測定局 12 局、自動車排出ガス測定局 2 局）については、大分市のシステムからデータの提供を受けている。

令和 5 年度における県内の大気環境監視測定局設置状況は、資料編 図大気 4 のとおりである。

一方、発生源監視テレメータシステムは、大分地域の主要企業を対象として硫黄酸化物、窒素酸化物の濃度や排出量を集中監視するシステムとして、昭和 52 年 6 月から運用を開始したが、平成 19 年度には大分市において同システムが設置されたため、県のシステムを廃止した。

## 2 大気汚染の現況

### (1) 一般環境調査

#### ア 環境基準及びその評価

大気汚染の状況を環境基準に照らして評価することについて、**長期的評価と短期的評価**の 2 通りの方法が示されている。長期的評価は、1 年間の大気汚染状況を長期的に監視し、大気汚染に対する施策の効果を的確に判断するために定められ、短期的評価は、監視を行った時間又は日につきリアルタイムで環境基準の達成状況を評価するために定められている。

（資料編 表 大気 1）

#### イ 環境基準の達成状況

令和 5 年度は、県内 10 市 1 町の計

26 測定局(一般環境大気測定局 24 局、自動車排出ガス測定局 2 局)で大気汚染の常時監視を行った。このうち、一般環境大気測定局 12 局、自動車排出ガス測定局 2 局については大分市が常時監視を行っている。

環境基準の達成状況等については、表 2.3-10 及び資料編 表 大気 5 に示すとおりである。

環境基準の評価は光化学オキシダントを除き、長期的評価で行うこととされており、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、PM2.5 については、全ての測定局で環境基準を達成した。一方、光化学オキシダントについては、22 測定局全てで環境基準を達成しなかった。

表 2.3-10 環境基準の達成状況及び達成率 (令和 5 年度)

区 分	測定局数	達成局数	達成率 (%)	R4全国達成率 (%)
一般環境大気測定局				
二 酸 化 硫 黄	24(12)	24(12)	100	99.5
二 酸 化 窒 素	24(12)	24(12)	100	100
浮 遊 粒 子 状 物 質	24(12)	24(12)	100	100
光化学オキシダント	22(10)	0(0)	0	0.1
一 酸 化 炭 素	1(0)	1(0)	100	100
微小粒子状物質(PM2.5)	16(10)	16(10)	100	99.9
自動車排出ガス測定局				
二 酸 化 窒 素	2(0)	2(0)	100	100
浮 遊 粒 子 状 物 質	2(0)	2(0)	100	100
一 酸 化 炭 素	2(0)	2(0)	100	100
微小粒子状物質(PM2.5)	1(0)	1(0)	100	100

※1) ( ) 内の数字は大分市を除いた測定局数

※2) 設置主体(県・市)は、資料編 表 大気 3「各測定局の環境基準達成状況」を参照

### a 二酸化硫黄

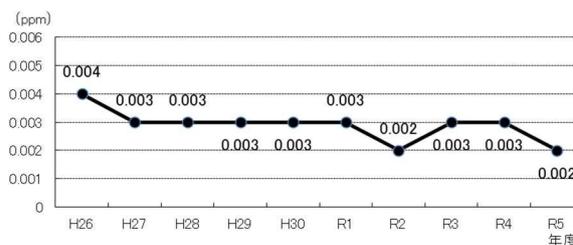
二酸化硫黄は、主として、石油や石炭など化石燃料の燃焼に伴い、その中に含まれる硫黄分が酸化されることにより生じる無臭で刺激性のある気体で、気管支炎等の原因となる。

令和 5 年度における二酸化硫黄濃度の一般環境調査は、24 測定局において実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準

を達成した。

また、二酸化硫黄の大気汚染状況の推移を過去 10 年間の年平均値の経年変化で見ると、図 2.3-11 のとおり、近年は横ばい傾向にある。

図 2.3-11 二酸化硫黄の年平均値の経年変化 (一般局平均)



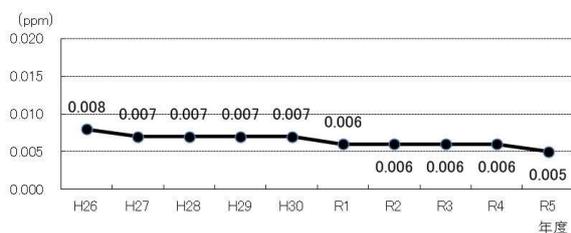
### b 二酸化窒素

窒素酸化物は、一般に、物の燃焼に伴い、空気中の窒素や燃料中の窒素分が酸化されて生じ、光化学オキシダントの生成要因物質の一つでもある。窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素の混合物で、特に、二酸化窒素は、気管支炎をはじめとする呼吸器系の障害を引き起こすことが知られている。

令和 5 年度における二酸化窒素濃度の一般環境調査は、24 測定局において実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準を達成した。

また、二酸化窒素に係る大気汚染状況の推移を過去 10 年間の年平均値の経年変化で見ると、図 2.3-12 のとおり、近年は横ばい傾向にある。

図 2.3-12 二酸化窒素の年平均値の経年変化  
(一般局平均)



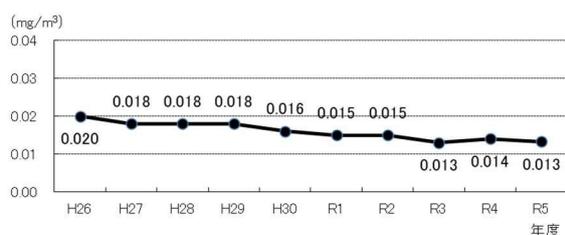
### c 浮遊粒子状物質

大気中の浮遊粉じんは、石油や石炭の燃焼、土砂や鉱物などの破砕処理等の人為的要因のほか、風による土壌の巻き上げや、黄砂現象等の自然的要因によっても発生する。このうち、粒径  $10\mu\text{m}$  以下のものを浮遊粒子状物質といい、環境基準が定められている。これらの粒子は、沈降速度が小さいため、長期間にわたって大気中に滞留し、人の気道又は肺胞に沈着して呼吸器系に悪影響を及ぼす。

令和 5 年度における浮遊粒子状物質濃度の一般環境調査は、24 測定局において実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準を達成した。

浮遊粒子状物質に係る大気汚染状況の推移を過去 10 年間の年平均値の経年変化で見ると、図 2.3-13 のとおりであり、近年は減少傾向にある。

図 2.3-13 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化(一般局平均)



### d 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中の浮遊粉じんのうち、粒

径  $2.5\mu\text{m}$  以下の小さな粒子を PM2.5 という。浮遊粒子状物質に比べて肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されており、平成 21 年 9 月 9 日に環境基準が設定された。

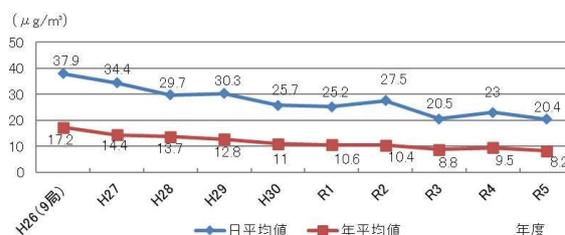
また、平成 25 年 1 月中旬から、大陸からの越境大気汚染の影響により、西日本で広域的に環境基準を超える濃度が観測され、社会的関心が高まっている。

そのため、環境省は平成 25 年 2 月に、環境基準とは別に、健康影響が出現する可能性があるとして予測される濃度水準を、法令等に基づかない注意喚起のための「暫定的な指針となる値」として定め、本県では、平成 25 年 3 月 9 日から運用を開始している。

令和 5 年度における PM2.5 濃度の一般環境調査は、一般環境大気測定局 16 局において調査を実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準(年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、日平均値の 95% 値が  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること)を達成した。

微小粒子状物質の大気汚染状況の推移を年平均値及び日平均値の経年変化で見ると、図 2.3-14 のとおり、近年は減少傾向にある。

図 2.3-14 微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の経年変化(一般局平均)



※年度 ( ) 内の数字は有効測定局数。平成 27 年度以降は 16 局

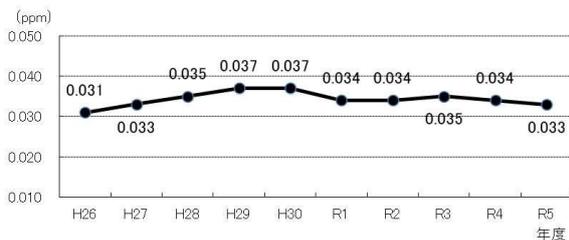
### e 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素類などが、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことによって生成されるオゾンを中心とする酸化性物質で、目や気道の粘膜を刺激して炎症を引き起こしたり、植物を枯死させたりする。

令和5年度における光化学オキシダント濃度の一般環境調査は、22測定局で実施した。評価対象となる有効測定局の全局で環境基準を達成しなかった。

また、光化学オキシダントに係る大気汚染状況の推移を見ると、図2.3-15のとおり、近年は横ばい傾向にある。

図 2.3-15 光化学オキシダントに係る昼間の年平均値の経年変化(一般局平均)



### f 一酸化炭素

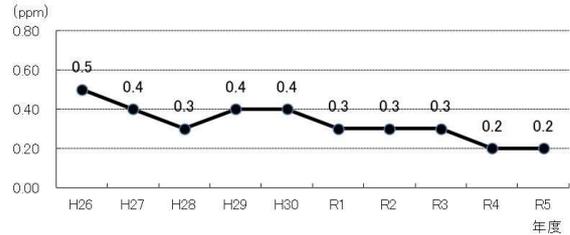
一酸化炭素は、燃料の不完全燃焼によって発生する無臭の有害な気体で、血液中のヘモグロビンと強く結合して酸素の供給を阻害し、めまい等を引き起こす。症状が重くなると、中枢神経が低酸素状態に陥り、回復不能の障害を受けることがある。

令和5年度における一酸化炭素濃度の一般環境調査は、大分市の三佐小学校において行った。年平均値は0.2ppmであり、環境基準を達成した。

また、一酸化炭素の大気汚染状況の推移を過去10年間の年平均値の経年変化で見ると、図2.3-16

のとおり、近年は減少傾向にある。

図 2.3-16 一酸化炭素に係る年平均値の経年変化(大分市 三佐小学校)



### g 非メタン炭化水素

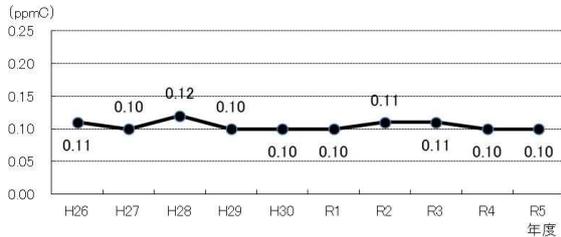
炭化水素は、石油系燃料の漏洩や自動車等の塗料、燃焼の未燃分として排出される。炭化水素は、反応性の低い物質であるメタンと、反応性に富む非メタン炭化水素に大別され、非メタン炭化水素は光化学オキシダントの原因物質の一つになる。非メタン炭化水素については、中央公害対策審議会により、大気中の濃度レベル指針(午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値として、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲)が示されている。

この指針値は、非メタン炭化水素自体の有害性について検討されたものではなく、光化学オキシダント生成の原因物質としての観点から定められたものである。

令和5年度における非メタン炭化水素濃度の一般環境調査は、大分市の東大分小学校、三佐小学校、大在小学校の3測定局において行った。非メタン炭化水素の3時間値(午前6時から9時まで)の年平均値は、東大分小学校で0.11ppmC、三佐小学校で0.10ppmC、大在小学校で0.10ppmCであった。

また、非メタン炭化水素の大気汚染状況の推移を過去10年間の年平均値(午前6時から9時)の経年変化で見ると、図2.3-17であり、近年は横ばい傾向にある。

図 2.3-17 非メタン炭化水素の 6 時～9 時における年平均値の経年変化(一般局(3局)平均)



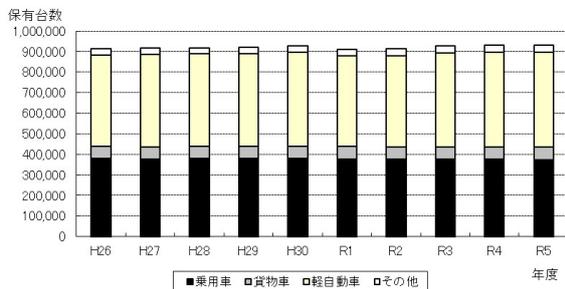
(2) 自動車排出ガスの現況

ア 自動車台数の現況

昭和 40 年代からのモータリゼーション(自動車社会)の進展により、自動車に起因する大気汚染、騒音及び振動は、特に大都市や幹線道路の周辺地域において深刻な社会問題になってきたことから、昭和 43 年 12 月に大気汚染防止法に基づく一酸化炭素の排出ガス規制が実施され、以後、排出規制の対象物質や対象車種の拡大等規制の強化が順次行われてきた。

本県においても、自動車保有台数は図 2.3-18 のとおり推移しており、令和 5 年度末現在、乗用車約 37 万 4 千台、貨物車約 6 万台、軽自動車約 46 万 3 千台、その他の車両約 3 万 4 千台、合計約 93 万台となっている。

図 2.3-18 大分県の自動車保有台数経年推移



引用：国土交通省九州運輸局ホームページ

イ 自動車排出ガスに係る調査

自動車排出ガス中には、一酸化炭素、窒素酸化物、粒子状物質、炭化水素等の大気汚染物質が含まれている。県下

における自動車排出ガスの監視測定については、県では、交通量が比較的多い主要交差点で移動測定車により定期的に調査を実施しており、令和 5 年度は別府市、日田市、宇佐市、日出町で調査を行った。

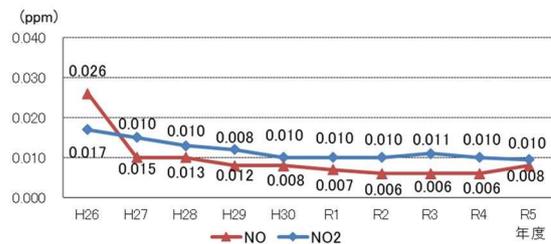
なお、大分市は、中央測定局及び宮崎測定局の 2 地点で常時監視を行っている。

a 二酸化窒素

令和 5 年度の道路沿道における二酸化窒素濃度の 1 日平均値の 98% 値は、中央測定局で 0.018ppm、宮崎測定局で 0.019ppm であり、環境基準を達成している。

窒素酸化物(二酸化窒素及び一酸化窒素)に係る大気汚染の状況の推移を過去 10 年間の年平均値の経年変化で見ると、図 2.3-19 のとおり横ばい傾向にある。

図 2.3-19 窒素酸化物の年平均値の経年変化(自排局平均)

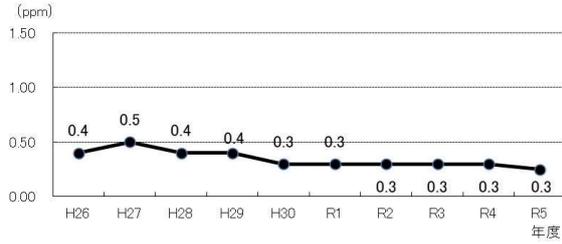


b 一酸化炭素

令和 5 年度の道路沿道における一酸化炭素濃度の 1 日平均値の 2% 除外値は、中央測定局で 0.5ppm、宮崎測定局で 0.6ppm であり、環境基準を達成している。

一酸化炭素の大気汚染の状況の推移を、過去 10 年間の年平均値の経年変化で見ると図 2.3-20 とおり、横ばい傾向にある。

図 2.3-20 一酸化炭素の年平均値の経年変化(自排局平均)

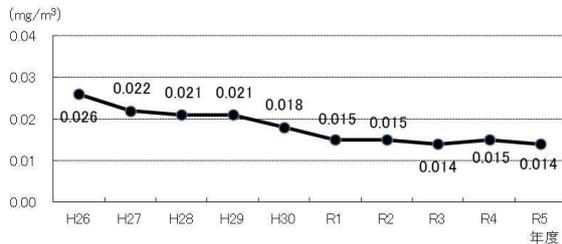


**c 浮遊粒子状物質**

令和 5 年度の道路沿道における浮遊粒子状物質濃度の 1 日平均値の 2% 除外値は、中央測定局で 0.034mg/m<sup>3</sup>、宮崎測定局で 0.032mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質の大気汚染の状況の推移を年平均値の経年変化で見ると、図 2.3-21 のとおり、近年は減少傾向にある。

図 2.3-21 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化(自排局平均)

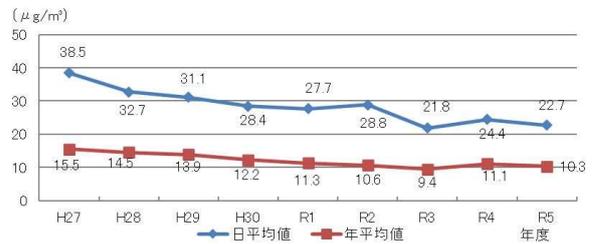


**d 微小粒子状物質 (PM2.5)**

令和 5 年度の道路沿道における PM2.5 濃度調査は、自動車排ガス測定局 (中央測定局) 1 局において実施した。年平均値は 10.3 μg/m<sup>3</sup>、日平均値の 98% 値は 22.7 μg/m<sup>3</sup>であり、環境基準を達成している。

微小粒子状物質の大気汚染状況の推移を年平均値及び日平均値の経年変化で見ると、図 2.3-22 のとおり、近年は減少傾向にある。

図 2.3-22 微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の経年変化(自排局平均)

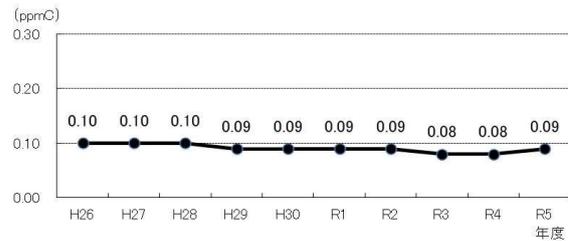


**e 非メタン炭化水素**

大気中の濃度レベル指針(午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値として、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲)が設定されている非メタン炭化水素濃度の午前 6 時から 9 時における令和 5 年度の年間平均値は、中央測定局が 0.08ppmC、宮崎測定局が 0.08ppmC であった。

非メタン炭化水素の大気汚染の状況の推移を、過去 10 年間の年平均値の経年変化で見ると図 2.3-23 のとおり、横ばい傾向にある。

図 2.3-23 非メタン炭化水素の 6 時～9 時における年平均値の経年変化(自排局平均)



(3) 緊急時対策

個々のばい煙排出者が排出基準を遵守している場合であっても、気象条件等によって著しく大気の汚染状況が悪化することがある。県では「大分県大気汚染緊急時等対策実施要綱」を定め、大分市とともに、大気汚染常時監視テレメータシステムにより被害の未然防止に努めている。

緊急時の発令対象区域は、令和 6 年 4

月現在、中津・宇佐地域、高田・国東地域、杵築・日出地域、別府地域、大分市地域（中部、南部、佐賀関の3地域で区分）、臼杵地域、津久見地域、佐伯地域、日田・玖珠地域、豊肥地域、由布地域である。

近年では、令和元年5月25日に由布地域で光化学オキシダント注意報を発令した。

#### (4) 有害大気汚染物質調査

近年、低濃度ながら、多様な化学物質が大気から検出されており、これらの有害化学物質の長期暴露による健康影響が懸念されている。このうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、環境基準が定められている。（資料編 表 大気1）

県では、平成9年度から有害大気汚染物質モニタリング事業を実施しており、令和5年度は県下11地点で21物質の測定を行った。有害大気汚染物質調査結果及び環境基準の達成状況については、資料編 表 大気7のとおりであり、固定発生源周辺の1,2-ジクロロエタン以外は、全ての地点で環境基準及び指針値を達成した。1,2-ジクロロエタンについては、平成24年度に新たに調査を開始した発生源周辺の1地点において、指針値を超過した。調査地点の近くにある工場で溶媒として使用されている1,2-ジクロロエタンが原因であると考えられるため、工場に対して代替物質への切替え及び排出ガス処理装置の導入等を指導している。

## 第2項 地域の生活環境保全対策の推進

### 1 騒音・振動対策

#### (1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項に基づき、一般地域と道路に面する地域について定められている。環境基準の各類型を当てはめる地域の指

定については、都道府県知事(平成24年4月1日から市の区域内の地域については市長)が行うこととなっており、現在16市町で指定を行っている(資料編 表 騒音1、騒音5)。

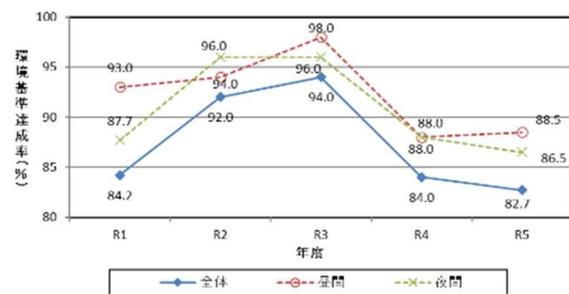
地域が指定されていない町村については、必要に応じて地域の実態調査を行うとともに類型指定を行うこととしている。

一般地域における騒音測定は、類型当てはめ地域がある市町が実施しており、令和5年度は11市の52地点で行われた。昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準以下であったのは43地点(82.7%)であった。(詳細は資料編 表 騒音6)

なお、令和4年度の全国の適合率は、90.8%であった。

過去5年間の達成状況の推移は、下の図2.3-24のとおりである。

図2.3-24 一般地域における騒音の環境基準達成状況の経年変化



#### (2) 自動車交通等の騒音・振動対策

##### ア 自動車騒音・振動

自動車騒音・振動については、自動車単体の構造の改善による騒音の低減等の発生源対策、交通流対策、道路構造対策、沿道対策等の様々な対策が国によって推進されており、自動車単体から発生する騒音対策としては、加速走行騒音、定常走行騒音、近接排気騒音について規制がなされている。

また、県においても、騒音規制法第18条に基づき、自動車騒音の常時監視を実施し、環境基準の達成状況の把握に努めている。平成16年度からは、従

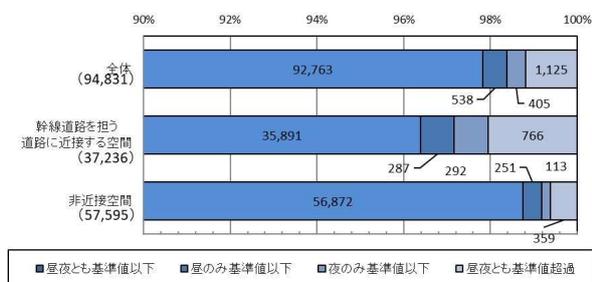
来から実施している騒音測定に加え面的評価を行うシステムを導入し、より地域の実態に即した環境基準の評価が可能になった。

令和5年度の県下主要道路における自動車騒音常時監視では、延長3235.2kmの道路（高速自動車国道122.8km、一般国道994.3km、県道2,106.2km、4車線以上の市町村道11.9km）に面する地域の94,831戸の住居等について環境基準達成状況の評価を行った。評価の対象となった住居等のうち、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準を達成していたのは92,763戸（97.8%）であった。（詳細は資料編表騒音8～11。ただし、騒音10～11については、町村の区域）

なお、令和4年度の全国の適合状況は、94.9%であった。

達成状況の評価結果の概要は図2.3-25のとおりである。

図 2.3-25 令和5年度自動車騒音の環境基準達成状況の評価結果



この結果は、国立研究開発法人国立環境研究所が運営するインターネットサイト「環境展望台」で、地理情報システムを用いて公開されている。（[https://tenbou.nies.go.jp/arcgis/monitor/?map\\_mode=monitoring\\_map&field=8](https://tenbou.nies.go.jp/arcgis/monitor/?map_mode=monitoring_map&field=8)）

道路に面する地域の騒音測定は、市町が実施した分もあわせて64地点で行われ、昼間・夜間とも環境基準値以下であったのは48地点であった。（資料編表騒音7）

なお、市町村長は、自動車騒音や道路交通振動のレベルが、総理府令で定める一定の限度を超過し、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請できることとされている。また、道路交通振動の場合は、道路管理者に対し所要の措置を執るべきことを要請できることとされており、市町村では、適宜調査を実施し、実態把握に努めている。

## イ 航空機騒音

大分空港は、昭和46年10月に滑走路2,000mで供用開始し、その後昭和57年12月に2,500mに延長、さらに昭和63年10月に3,000mに延長され、今日に至っている。

同空港は、海上空港であり、離着陸の飛行コースも全て海上にあり、しかも、空港周辺では、年間を通じて陸側から海側に向かって吹く風が多いことなど、航空機騒音対策上、立地条件に恵まれている。

航空機騒音については、航空機騒音に係る環境基準が定められており、知事が類型指定を行うこととされている。県では、昭和60年3月15日に、国東市武蔵町及び国東市安岐町の大分空港周辺地域について類型指定を行った。

航空機騒音の令和5年度調査結果は、全調査地点で航空機騒音に係る環境基準を達成した。（資料編表騒音2、騒音12）

航空機騒音対策として、次に掲げる事項など様々な対策を総合的に推進する必要がある。

### (7) 発生源対策

航空機騒音の発生源対策としては、低騒音型機の導入や、離着陸時の騒音を軽減させる運航方式の実施などがある。また、一定の基準以上の騒音を発生する航空機の運航を禁止する耐空証明（旧騒音基準適

合証明)制度により、昭和53年に強化された騒音基準に適合しない航空機の運航については、平成14年4月1日以降禁止することとされた。

#### (イ) 土地利用の適正化

土利用計画法に基づく国土利用計画は、国東市武蔵町、国東市安岐町とも既に策定されており同計画の適切な運用等により、土地利用の適正化を積極的に推進するとともに、空港周辺の緑化等に努める必要がある。

#### (ウ) 障害防止対策

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき、概ね $L_{den}$ 値が62デシベル以上の騒音影響が及ぶ地域を第1種区域として指定し、住宅の防音工事を希望する住民に対し助成措置を講じている。

大分空港については、昭和52年9月の告示で第1種区域の指定が行われ、その後昭和54年に対象区域が拡大されており、地域内の告示日前住宅については、昭和52年度から56年度にかけて、告示日後住宅については平成4年度に防音工事を実施し、既に区域内の81戸の住宅全てが完了している。

### (3) 工場・事業場、建設作業等の騒音・振動対策

騒音・振動のうち、特に騒音の苦情件数は、公害苦情件数の中で高い割合を占めている。

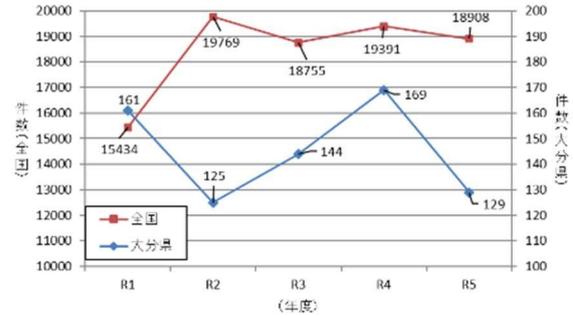
令和5年度の騒音の新規受付苦情件数は129件で、前年度から40件減少した。発生原因別にみると、建設作業が52件(40.3%)、工事・事業場が37件(28.7%)で多かった。(詳細は資料編表騒音13)

過去5年間の騒音苦情件数の推移は図

2.3-26のとおりである。

なお、振動の苦情件数は18件であり、前年度に比べて9件減少した。(資料編表振動2)

図 2.3-26 騒音苦情件数の推移



騒音規制法及び振動規制法に基づき、県知事(平成24年4月1日から市の区域内の地域については市長)が、騒音・振動を防止することにより生活環境を保全すべき地域を指定している。

令和6年4月1日現在、地域の指定が行われている市町村数は、騒音が17市町、振動が16市町である。(資料編表騒音5)

「大分県の事務処理の特例に関する条例」により、平成20年4月1日から九重町、玖珠町、平成23年4月1日から日出町、姫島村に規制地域の指定及び規制基準の設定事務等の権限を移譲している。

指定地域内において、金属加工機械等の政令で定める特定施設を設置している工場・事業場(以下「特定工場等」という。)と、くい打ち作業等の政令で定める特定建設作業を伴う建設工事が規制の対象となっており、市町村が指導を行っている。

令和5年度末における県内の騒音規制法に係る特定施設総数は14,638施設、特定工場等総数は1,649工場(資料編表騒音14)、振動規制法に係る特定施設総数は5,459施設、特定工場等総数は843工場(資料編表振動3)であった。

なお、カラオケ騒音等の風俗営業及び深夜飲食店営業等に係る騒音については、「風俗営業等の規制及び業務の適正

化等に関する法律」により、音量規制等の対策が講じられている。

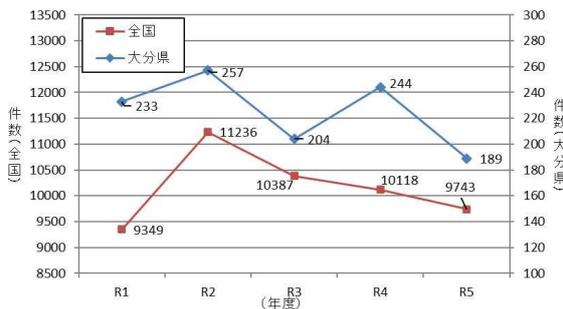
## 2 悪臭対策

悪臭公害は、大気汚染、水質汚濁等の公害と異なり、嗅覚という人の感覚に知覚されるものであり、その感知の程度は各人の嗜好、体調などにも影響され、さらに発生源も多種多様であることから、毎年多くの苦情が寄せられている。

令和5年度の悪臭苦情件数は189件で、前年度に比べて55件減少した。発生原因別にみると、個人住宅・アパート・寮が58件(30.7%)と最も多くなっている。(詳細は資料編 表 悪臭1)

過去5年間の悪臭苦情件数の推移は、図2.3-27のとおりである。

図 2.3-27 悪臭苦情件数の推移



悪臭防止法に基づき、工場・事業場から排出される悪臭物質の規制等が行われている。

県知事(平成24年4月1日から市の区域内の地域については市長)は、規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、令和6年4月1日現在、由布市、国東市及び町村を除く12市において地域の指定が行われており、市長は必要に応じて指定地域内の悪臭発生工場・事業場に対し指導を実施している。

「大分県の事務処理の特例に関する条例」により、平成20年4月1日から九重町、玖珠町、平成23年4月1日から日出町、姫島村に規制地域の指定及び規制基準の設定事務等の権限を移譲している。

同法に定める悪臭の規制は、特定悪臭物質による規制(特定の悪臭物質の濃度を測定する方法)又は臭気指数による規制(人の嗅覚により判定する方法)のいずれかによることとされている。

本県の悪臭規制地域のうち、宇佐市及び豊後大野市では臭気指数による規制を採用しており、その他の市では特定悪臭物質による規制を採用している。

特定悪臭物質による規制に係る特定悪臭物質の種類及び規制基準の範囲は、6段階臭気強度表示法の臭気強度2.5で規制基準を設定している。(資料編 表 悪臭2)

悪臭物質の22項目については、工場・事業場の敷地境界線の地表において規制するとともに、特にアンモニア等13項目については排出口においても規制している。(資料編 表 悪臭3)

なお、別府市においては、温泉地域という特性を考慮し、硫化水素を規制対象物質から除外している。悪臭に係る規制だけでなく、平成13年度に環境省が実施した「**かおり風景100選**」において、県からは4地点(旧6市町)が特に優れたかおり環境として選定され(資料編 表 悪臭4)、平成15年度には別府市において「2003 かおり環境フォーラム in 別府」を開催した。

## 3 畜産環境保全の現状と対策

### (1) 畜産による環境問題の発生状況

混住化の進行、飼養規模の拡大、住民の環境意識の高まり等を背景として、畜産に起因する水質汚濁、悪臭発生、害虫発生等の環境問題が発生している。このため、環境に対する負荷を軽減するとともに、資源の有効活用を図るとの観点から、家畜排せつ物を適正に管理し、堆肥として土づくりに積極的に活用するなど、その資源としての有効利用を一層促進する必要がある。

畜産環境問題による苦情発生の実態については毎年調査を実施しており、令和5年度においては、33件の問題が発生している。(図2.3-28)

発生状況は、内容別では、「悪臭」及び

「その他」によるものが各 12 件（各 36.4%）と最も多く、次いで「水質汚濁」、「害虫発生」及び「悪臭、害虫」が各 3 件（各 9.1%）となっている（図 2.3-28）。また、畜種別では、肉用牛に起因するものが 15 件（45.5%）と最も多く、次いで豚に起因するものが 9 件（27.3%）となっており、以下、乳用牛及びその他が各 3 件、採卵鶏 2 件、ブロイラー 1 件となっている（図 2.3-29）。

図 2.3-28 内容別苦情発生状況  
（調査期間 7 月 1 日～6 月 30 日）

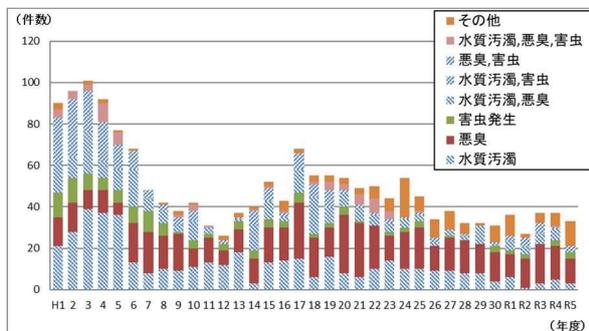
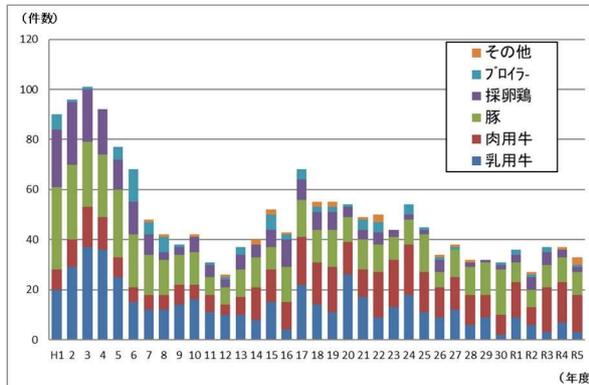


図 2.3-29 畜種別苦情発生状況  
（調査期間 7 月 1 日～6 月 30 日）



(2) 畜産環境保全対策

ア 畜産環境保全の基本方針

畜産に起因する環境問題を解消し、畜産経営の健全かつ安定的な発展を図るため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（以下「家畜排せつ物法」という。）の規定により、令和 2 年 4 月に変更された家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針の規程に基づき、以下

の環境保全対策を推進する。

- ・家畜排せつ物の管理の適正化を図るため、家畜排せつ物法に規定された家畜排せつ物の管理基準（堆肥舎等の施設の構造設備に関する基準、家畜排せつ物の管理の方法に関する基準）に従い畜産農家へ指導・助言等を行う。
- ・家畜排せつ物の利用の促進を図るため、令和 3 年 3 月に国が定めた基本方針の内容に即した「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」（①家畜排せつ物の利用の目標、②整備を行う処理高度化施設の内容及び整備に関する目標、③家畜排せつ物の利用の促進に関する技術研修の実施及び技術向上に関する事項等、以下「県計画」という。）を変更し、県計画に基づき、地域における資源循環型畜産の推進及び広域流通の円滑化による堆肥の利用拡大、家畜排せつ物のエネルギーとしての利用等の推進及び畜産環境問題への対応を推進する。

イ 畜産環境保全のための具体的な施策

今後、経営規模の拡大に伴い家畜排せつ物の発生量が増加することから、「大分県環境保全型畜産確立基本方針」に基づき設置している県及び地域畜産環境保全推進指導協議会の活動を強化するとともに、管理基準に基づく適正な管理に向けた指導等を行う。

また、畜産に起因する様々な環境問題等に適切に対応できるよう、中央畜産技術研修及び家畜排せつ物処理研修会等に職員を派遣し技術習得を図るとともに、適正処理に向けた普及啓発を行う。

一方、家畜排せつ物処理施設等については、畜産関係団体等の協力の下に県計画に沿い、各種制度を活用しながら整備する。

なお、畜産環境保全対策の推進指導体制は資料編 図 悪臭 5, 6 に示したとおりである。

## 第4節 水・土壌・地盤環境対策の推進

### 第1項 水環境保全対策の推進

#### 1 水環境の現状

令和5年度は、県内の54河川111地点、7湖沼14地点及び8海域50地点、計175地点について環境基準項目等の水質の汚濁の状況を調査した。(資料編 表 水質 1、2)

健康項目について34河川59地点、7湖沼12地点、8海域24地点、計95地点を調査した結果、表2.3-30のとおり3河川3地点で**環境基準**を達成しなかった。超過した項目は砒素であり、その他の項目については、全て環境基準を達成した。

砒素が超過した河川は、八坂川(杵築市)、朝見川(別府市)及び町田川(九重町)であった。

八坂川については上流(立石川)の休廃止鉱山の影響、朝見川及び町田川については上流域の温泉に起因する自然的なものが原因であると考えられる。

なお、いずれも水道用水等の利水上の影響については特に問題はないが、引き続き水質を監視し、健康被害等の未然防止に努める。

生活環境項目について53河川109地点、7湖沼14地点、8海域50地点を調査した結果、**BOD**又は**COD**について、各水域とも年間平均値はおおむね横ばいで推移しているが、表2.3-31のとおり類型指定している

河川43水域中4水域、湖沼2水域中1水域、海域19水域中1水域の計6水域で環境基準を達成しなかった。環境基準の達成率は、河川が90.7%、湖沼が50.0%、海域が94.7%、合計90.6%であった。(資料編 表 水質 3、4)

全窒素及び全リンについては、2湖沼2水域及び8海域8水域について類型指定されており、全ての水域で環境基準を達成した。(資料編 表 水質 5、6)

水生生物の保全に係る水質環境基準(以下、水生生物保全環境基準)については35河川55地点、4湖沼5地点、2海域4地点合計64地点を調査した結果、全て環境基準を達成した。(資料編 表 水質 7)

公共用水域の水質常時監視の結果や利水状況等を踏まえ、必要に応じて水質を改善するための施策を講じることができるよう、新たに類型の指定や、指定された類型の見直しを行っている。

平成29年度には、新たに水生生物保全環境基準について、1海域2水域が環境省により類型指定され、告示された。

環境基準の指定状況は資料編 表 水質 8のとおりで項目及び基準値等は資料編 表 水質 17のとおりである。BOD及びCODの環境基準達成状況の判定は**75%水質値**で行う。

水域別の水質結果の概況は(1)~(3)のとおり。

表 2.3-30 健康項目に係る環境基準を達成しなかった地点の調査結果

水域	地点名	項目	総検体数	基準値超過 検体数	最大値	平均値	基準値
					(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
八坂川	大左右橋	砒素	6	4	0.016	0.012	0.01
朝見川	藤助橋		6	5	0.023	0.017	
町田川	潜石橋		6	6	0.027	0.023	

表 2.3-31 公共用水域の生活環境項目(BOD、COD)の環境基準達成状況

水 域	達 成				非 達 成	欠 測
河 川	山国川(1) 犬丸川 都甲川 安岐川 祓川 大分川上流 原川 堅田川上流 中江川 庄手川	山国川(2) 駅館川 伊美川 八坂川 住吉川 大分川中流 末広川 堅田川下流 筑後川(2) 玖珠川	津民川 寄藻川 田深川 朝見川上流 丹生川上流 大分川下流 番匠川上流 木立川 大肥川 町田川	跡田川 桂川 武蔵川 朝見川下流 丹生川下流 大野川上流 番匠川下流 中川 花月川	伊呂波川 大野川下流 乙津川 臼杵川	—
湖 沼	松原ダム貯水池				北川ダム	—
海 域	響灘及び周防灘 住吉泊地水域 鶴崎泊地水域 大野川東部水域 守江港水域 別府湾中央水域 北海道東部地先水域 津久見湾 佐伯湾東部水域		国東半島地先海域 乙津泊地水域 大分港水域 別府港水域 佐賀関港水域 別府湾東部水域 臼杵湾 佐伯湾中央水域 南海部郡地先水域		豊前地先海域	—

(1) 河川

生活環境項目のうち、水素イオン濃度(pH)については、祓川、大分川上流、臼杵川及び末広川の4水域において、日間平均値の最大値がそれぞれ8.7、8.6、8.9、8.8と環境基準値を超過した測定日があった。その他の水域については全ての測定日で環境基準を達成していた。

浮遊物質(SS)については、寄藻川の1水域において、日間平均値の最大値が48mg/Lと環境基準値を超過した測定日があった。その他の水域については全ての測定日で環境基準を達成していた。

溶存酸素量(DO)については、犬丸川、伊呂波川、駅館川、寄藻川、桂川、伊美川、田深川、安岐川、八坂川、大野川下流、乙津川、住吉川、臼杵川、末広川及び堅田川下流の15水域において、日間平均値の最小値が3.7~7.4mg/Lと環境基準値に満たない測定日があった。その他の水域については全ての測定日で環境基準を達成していた。

大腸菌数については、AA~B類型に指定されている河川の日間平均値の最大値は130~2,600CFU/100mLで、山国川

(1)、津民川、犬丸川、寄藻川、桂川、都甲川、田深川、武蔵川、安岐川、八坂川、朝見川上流、大分川上流、祓川、丹生川上流、臼杵川、番匠川下流、木立川、

大肥川、庄手川及び町田川の20水域において環境基準を超過した測定日があった。

類型指定されている水域のBOD年間平均値の推移は次のとおり。

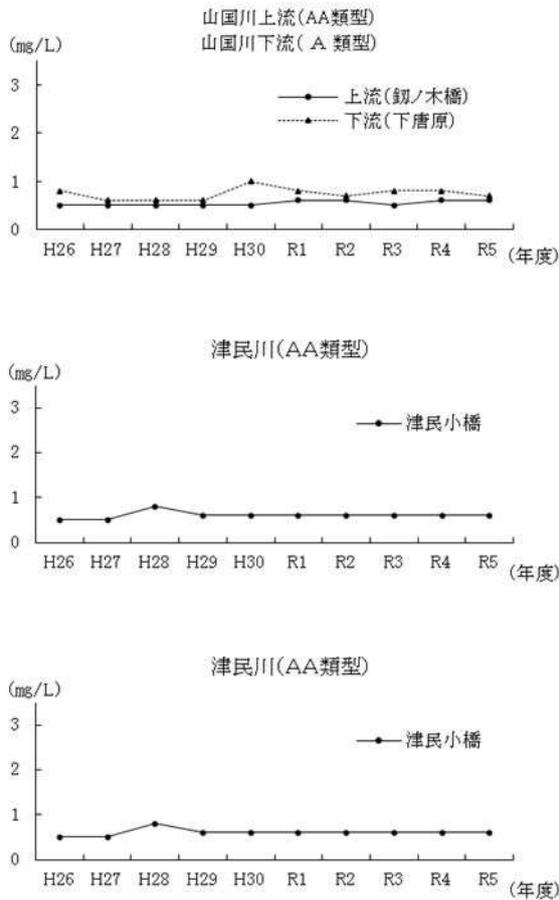
ア 山国川水系

山国川は一級河川であり、山移川等多くの支川を合し、中津川を分派して周防灘に流入している。流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編表水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 山国川水系 BOD 年間平均値の経年変化



イ 県北河川

犬丸川、伊呂波川、駅館川、寄藻川、桂川及び都甲川（桂川の支川）は、周防灘（豊前地先）に流入する二級河川である。これらの流域に特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

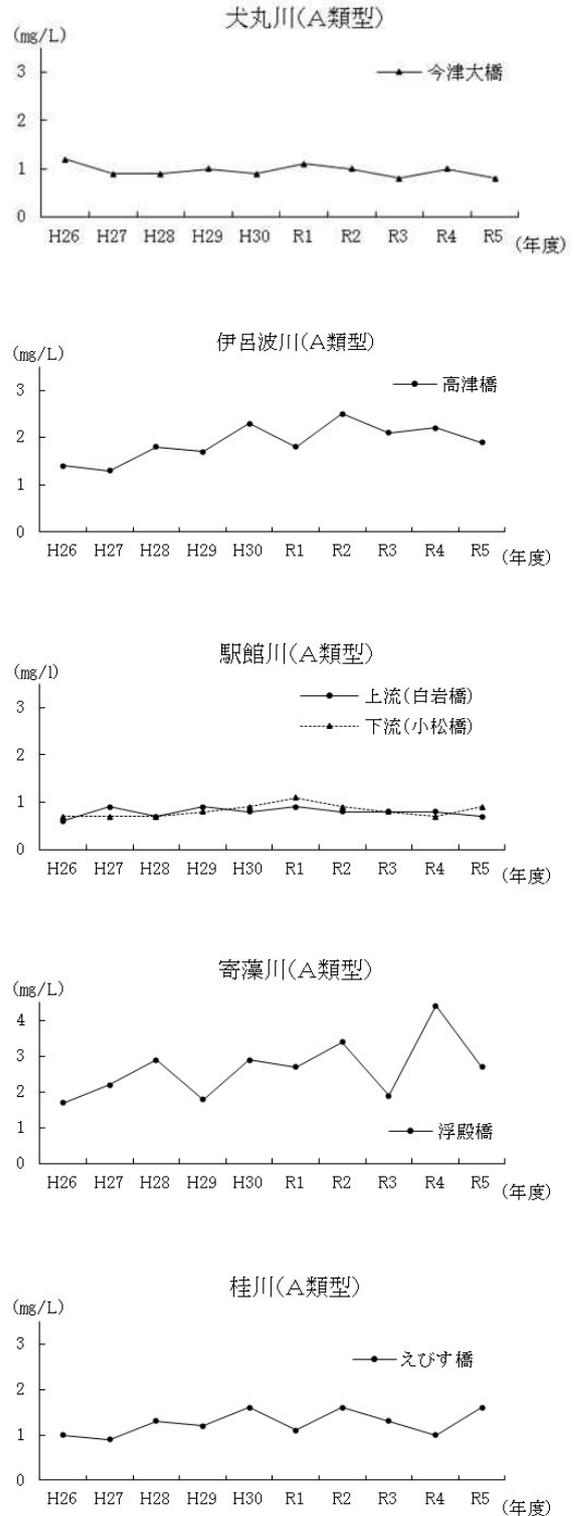
環境基準の達成状況は資料編 表水質4のとおりで、伊呂波川で環境基準を超過した。環境基準を超過した原因として、一時的な汚濁量の増加、濁水や藻類の繁殖などの影響が考えられる。

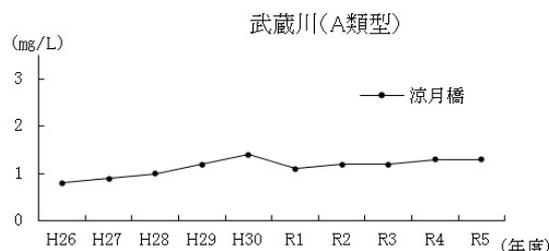
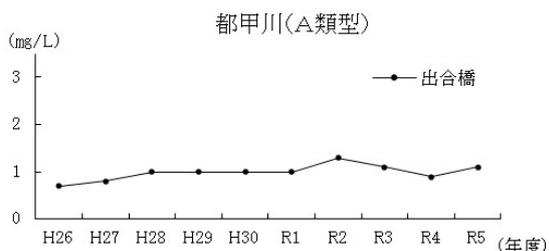
BOD 年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

寄藻川では、例年 BOD 年間平均値が大きく変動しているが、この変動は、濁水や一次生産の活発化によって BOD 値が大きく上昇することがあり、これにより全体の平均値が増減するため

と考えられる。

図 県北河川 BOD 年間平均値の経年変化

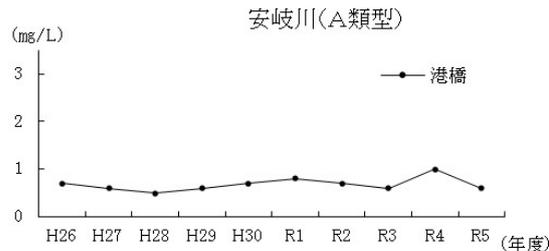




### ウ 国東半島東部河川

伊美川は国東半島北部から、田深川、武蔵川及び安岐川は半島東部から国東半島地先海域に流入する二級河川である。これらの河川の流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BOD の年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。



### エ 別杵速見地域河川

八坂川は立石川等7支川を合して別府湾（守江港）に流入する二級河川であり、朝見川は3支川を合し、別府市南部の市街地を貫流して別府湾に流入している二級河川である。両河川の流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BOD の年間平均値の推移は、八坂川上流及び八坂川下流はおおむね横ばい状態である。朝見川上流及び朝見川下流は減少傾向が見られる。

図 国東半島東部河川 BOD 年間平均値の経年変化

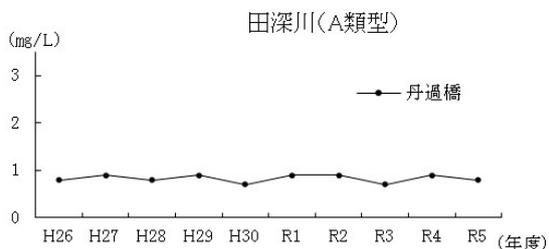
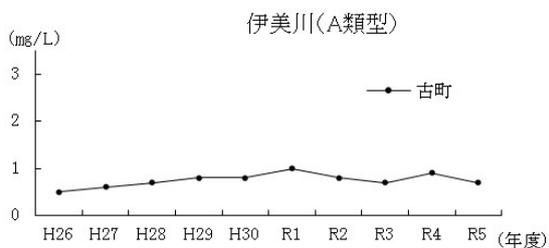
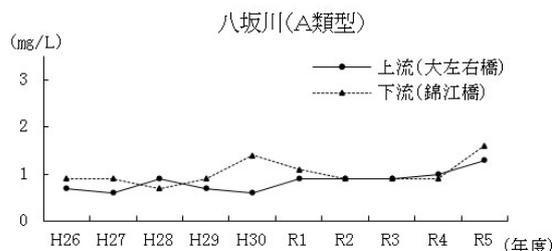
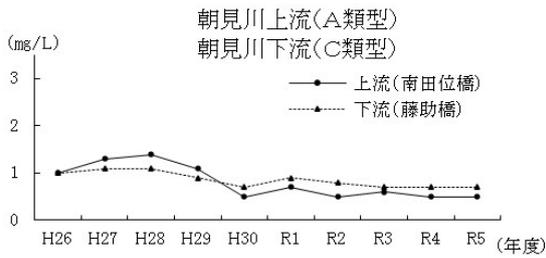


図 別杵速見地域河川 BOD 年間平均値の経年変化





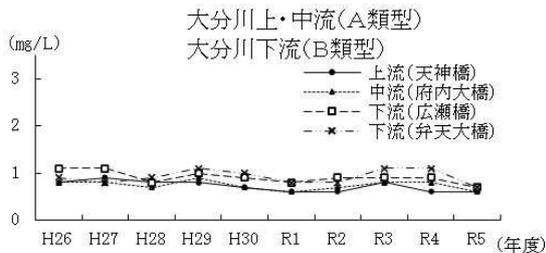
### オ 大分川水系

大分川は、本県を代表する一級河川で、賀来川、阿蘇野川、芹川のほか、七瀬川等 45 の支川を合し、裏川を分派して別府湾に流入している。上流域には温泉観光地の由布市湯布院町があり、下流の大分市内には食料品、機械器具等の製造業が立地しているが、流域人口が多い中流域の生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質 4 のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BOD の年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 大分川水系 BOD 年間平均値の経年変化



### カ 大野川水系

大野川は、本県の中央部を貫流する代表的な一級河川であり、玉来川、稲葉川、緒方川、三重川等 128 の支川を合し、乙津川を分派して別府湾に流入している。上流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水、畜産排水が汚濁の主体であるが、下流域には化学、機械器具等の大規模企業が立地し、産業排水が汚濁の主体となっている。

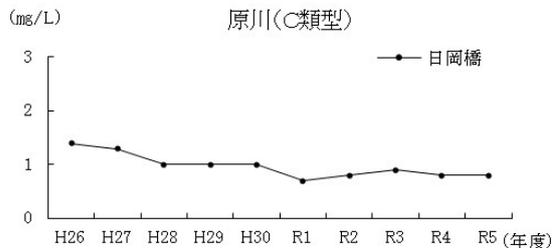
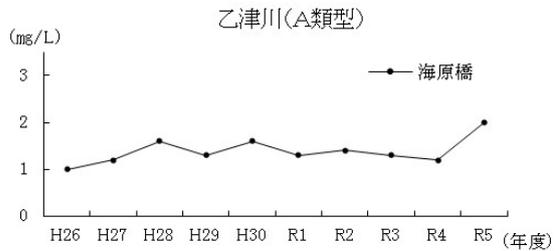
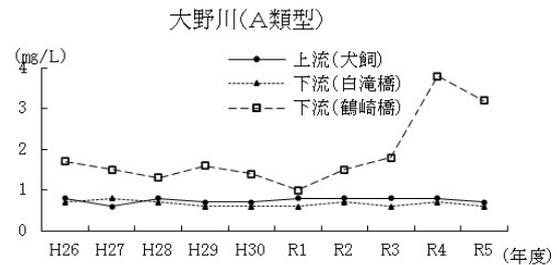
環境基準の達成状況は資料編 表

水質 4 のとおりで、大野川下流で環境基準を超過した。環境基準を超過した原因として、例年に比べて少雨傾向であったことなどから、河川流量が少ないが続いたことや、藻類の繁殖などの影響が考えられる。

BOD の年間平均値の推移は、大野川上流、大野川下流の白滝橋及び原川はおおむね横ばい状態である。

大野川下流の鶴崎橋、乙津川付近では、冬から春にかけて藻類が発生することがあるが、この際に濁水傾向が継続すると、BOD 値が大きく上昇することがあり、これにより全体の平均値が増減したと考えられる。

図 大野川水系 BOD 年間平均値の経年変化



### キ 大分市内河川

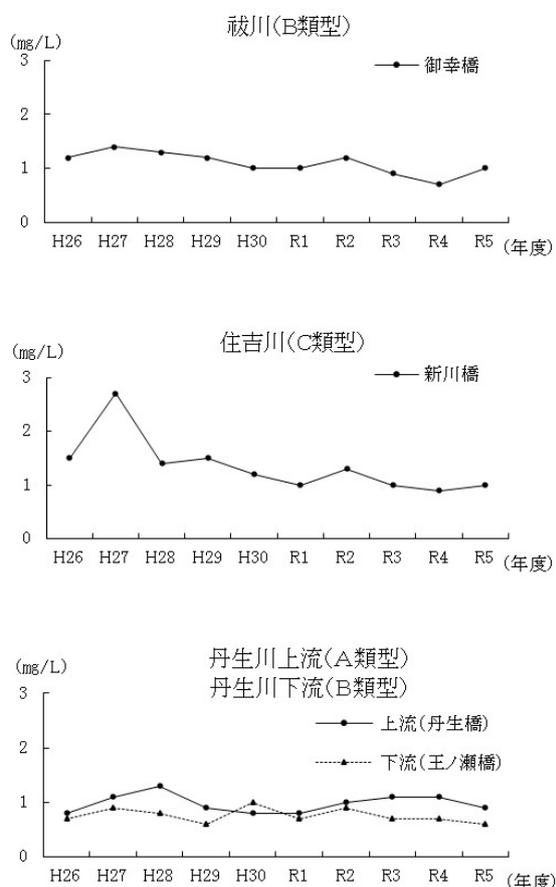
祓川、住吉川及び丹生川は、いずれも大分市内を貫流し、別府湾に流入する二級河川である。これらの河川の流

域には、特に大きな汚濁源はないが、流域人口が比較的多く、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年間平均値の推移は、祓川、丹生川上流及び丹生川下流はおおむね横ばい状態である。住吉川は減少傾向が見られる。

図 大分市内河川 BOD 年間平均値の経年変化



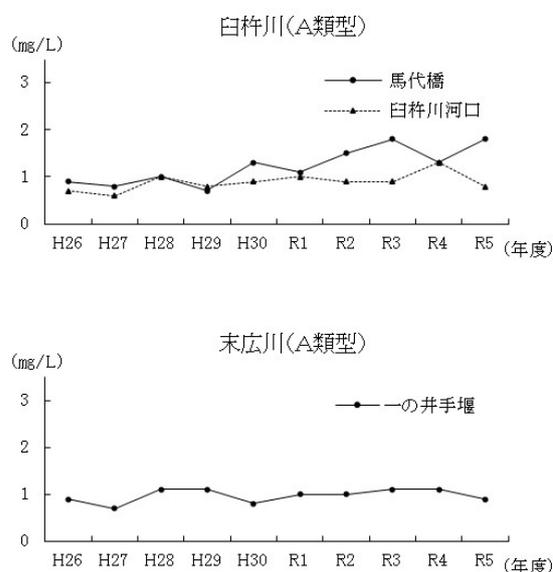
### ク 臼杵市内河川

臼杵川は、中臼杵川等8支川を合し、臼杵市を貫流して、河口部では末広川、熊崎川と合流し臼杵湾に流入する二級河川である。下流域には食料品等の製造業が立地しているが、特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体である。

環境基準の達成状況は資料編 表水質4のとおりで、臼杵川で環境基準を超過した。環境基準を超過した原因として、例年に比べて少雨傾向であったことなどから、河川流量が少ない日が続いたことや、藻類の繁殖などの影響が考えられる。

BODの年間平均値の推移は、臼杵川(臼杵川河口)及び末広川ではおおむね横ばい状態である。臼杵川(馬代橋)では、増加傾向が見られる。

図 臼杵市内河川 BOD 年間平均値の経年変化



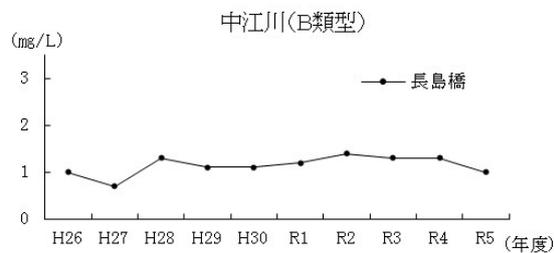
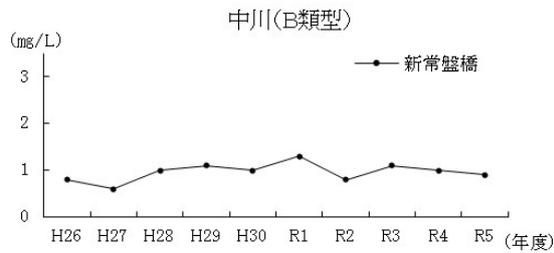
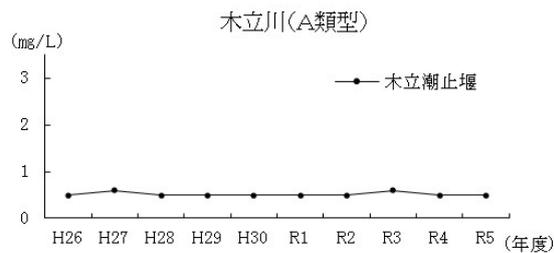
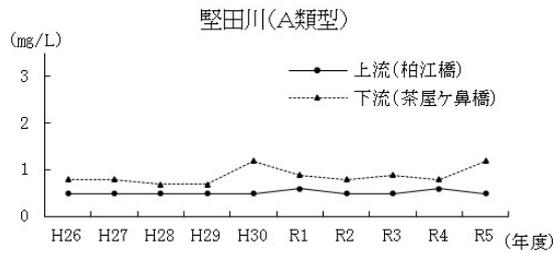
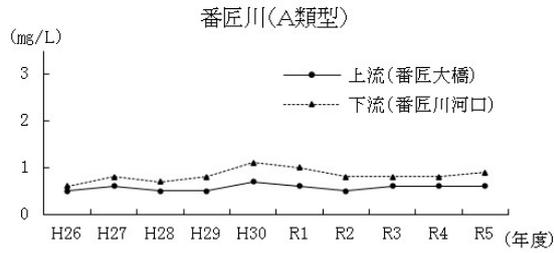
### ケ 番匠川水系

番匠川は、佐伯市内を貫流する一級河川であり、堅田川、木立川等47の支川を合し、中川、中江川を分派して佐伯湾に流入している。これら河川の流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 番匠川水系 BOD 年間平均値の経年変化



コ 筑後川水系

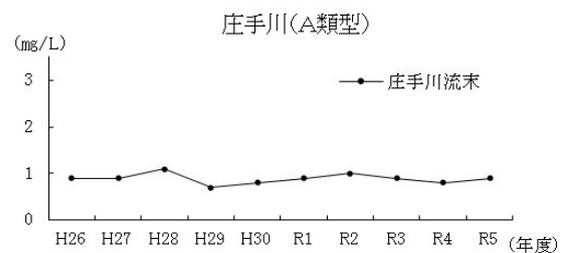
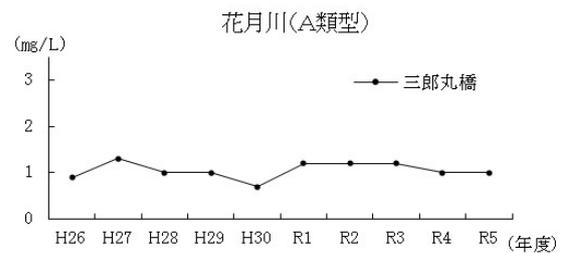
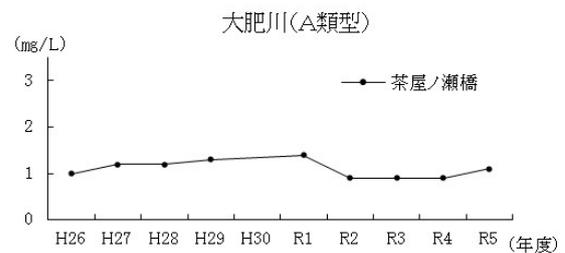
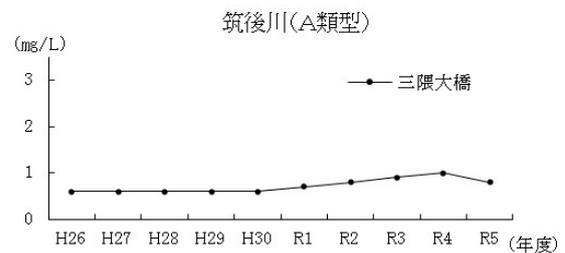
筑後川は、九州を代表する一級河川であり、県内の支川は津江川、玖珠川等 78 あり、日田市の夜明ダム下流で福

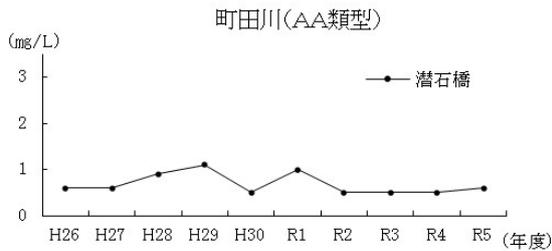
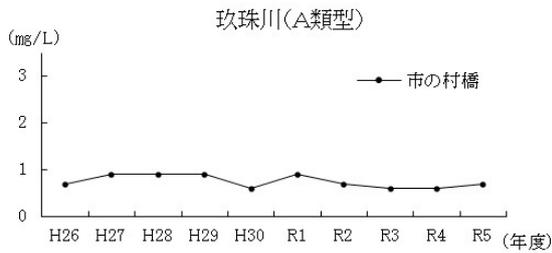
岡県に至り、有明海に流入している。これら河川の流域には大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表水質 4 のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BOD の年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 筑後川水系 BOD 年間平均値の経年変化





## (2) 湖沼

湖沼については、国土交通省管理の松原ダム貯水池、下笠ダム貯水池、耶馬溪ダム貯水池及び大分川ダム（ななせダム）貯水池、県管理の芹川ダム貯水池及び北川ダム貯水池、水資源機構管理の大山ダム貯水池が常時監視の対象である。松原ダム貯水池、下笠ダム貯水池及び大山ダム貯水池は筑後川水系、耶馬溪ダム貯水池は山国川水系、北川ダム貯水池は五ヶ瀬川水系、芹川ダム貯水池及び大分川ダム（ななせダム）貯水池は大分川水系に設置されている。

環境基準の達成状況は資料編 表水質4のとおりで、松原ダム貯水池及び北川ダム貯水池が類型指定されており、北川ダム貯水池において基準を超過した。

水素イオン濃度（pH）については、全ての測定日で環境基準を達成した。

溶存酸素量（DO）については、日間平均値の最小値が松原ダム貯水池で5.8mg/L、北川ダム貯水池で5.2mg/Lと環境基準値に満たない測定日があった。

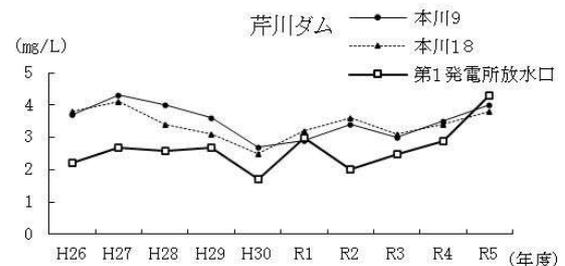
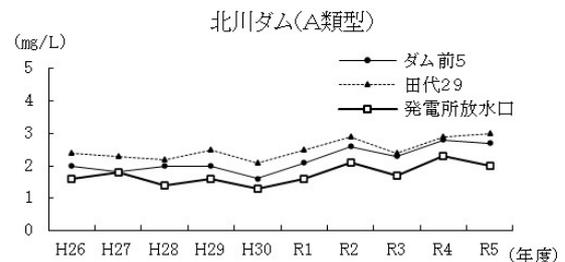
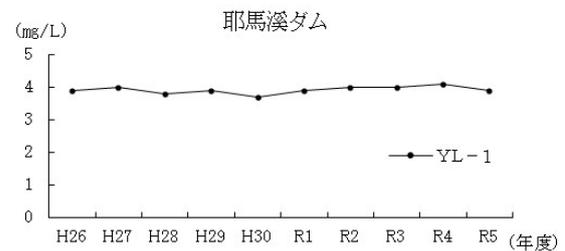
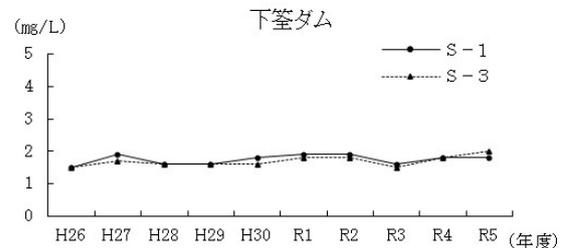
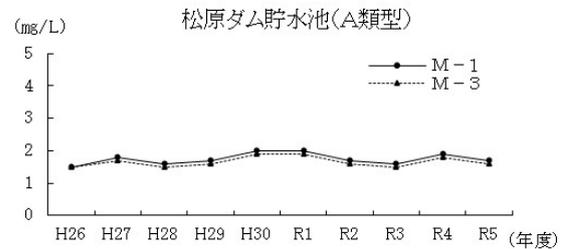
浮遊物質（SS）については、日間平均値の最大値が松原ダム貯水池で9 mg/Lと環境基準値に満たない測定日があった。

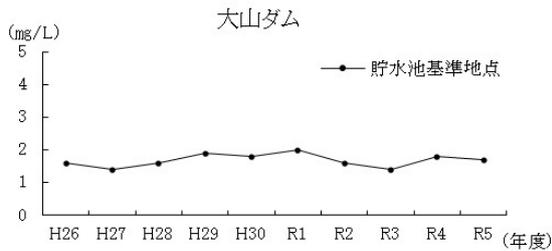
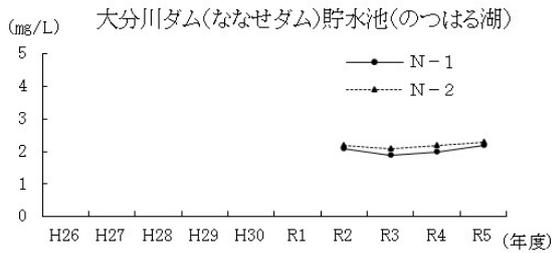
大腸菌数については、全ての測定日で

環境基準を達成した。

COD の年間平均値の推移については、おおむね横ばい状態である。

図 各湖沼 COD 年間平均値の経年変化





### (3) 海域

生活環境項目のうち、水素イオン濃度(pH)については、全ての水域の全ての測定日で環境基準を達成していた。

溶存酸素量(DO)については、豊前地先水域、響灘及び周防灘、国東半島地先水域、別府湾中央水域、別府湾東部水域、北海部郡東部地先水域、臼杵湾、津久見湾、佐伯湾東部水域及び南海部郡地先水域の最小値が6.0~7.4mg/Lと環境基準値に満たない測定日があった。その他の水域については全ての測定日で環境基準を達成していた。

大腸菌数については、豊前地先海域及び別府湾東部水域で日間平均値の最大値が22CFU/100mL、39CFU/100mLと環境基準を超過した測定日があった。その他の水域については全ての測定日で環境基準を達成していた。

COD年間平均値の推移は次のとおり。

#### ア 周防灘

周防灘は、中津市から豊後高田市までの地先海域で、沿岸の中津市、宇佐市、豊後高田市から直接又は山国川や駅館川等の河川を通じて、生活排水や産業排水等が流入している。

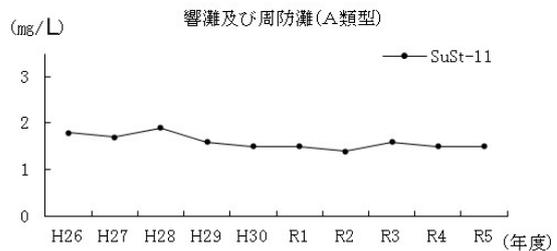
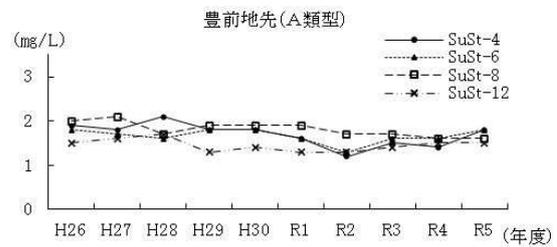
近年、輸送機械、電気機械関係等の製造業が立地しているが、大規模な水

質汚濁源となる事業場はない。陸域からの汚濁の流入は生活排水が主体である。浅海域の潮流は微弱であり、海水の交換が緩慢な閉鎖性海域で、浅海域の底質等の影響があり、水質はやや汚濁された状態が続いている。

環境基準の達成状況は資料編表水質4のとおりで、豊前地先海域において環境基準を超過した。

CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 周防灘 COD 年間平均値の経年変化



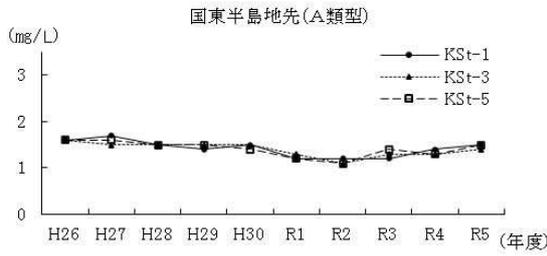
#### イ 国東半島地先水域

国東半島地先水域は、国東市の国見町から安岐町までの地先海域で、大分空港周辺にはIC関係の先端技術産業が立地しているが、大規模な汚濁源はなく、陸域からの汚濁の流入は、生活排水が主体で汚濁負荷量は比較的少ない。

環境基準の達成状況は資料編表水質4のとおりで、環境基準を達成している。

CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 国東半島地先 COD 年間平均値の経年変化



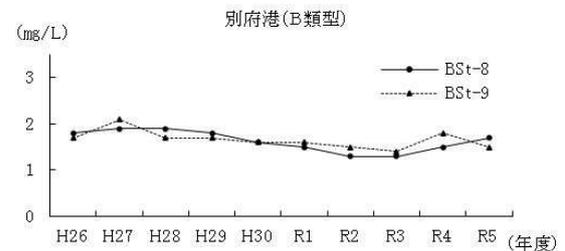
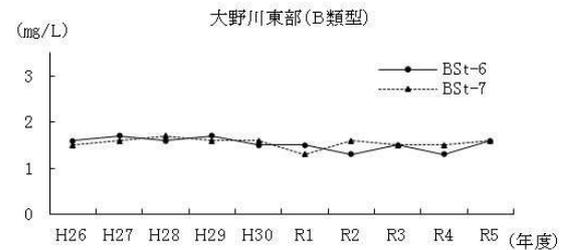
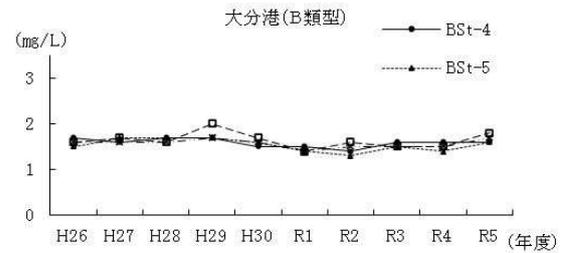
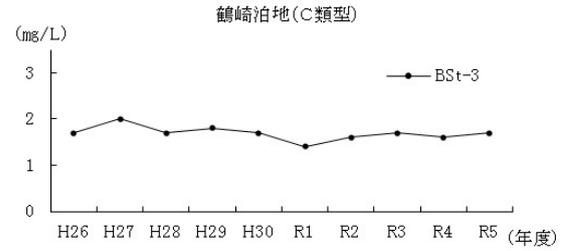
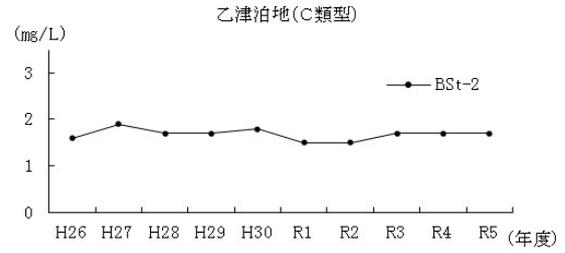
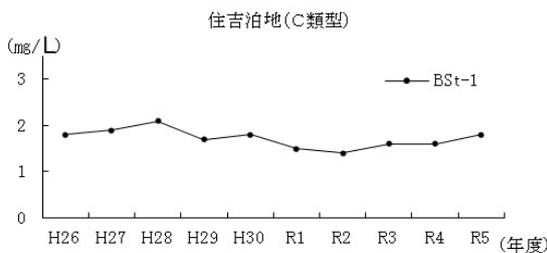
ウ 別府湾

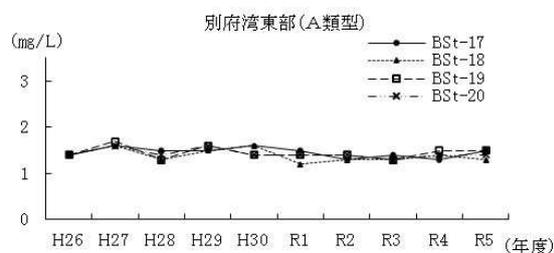
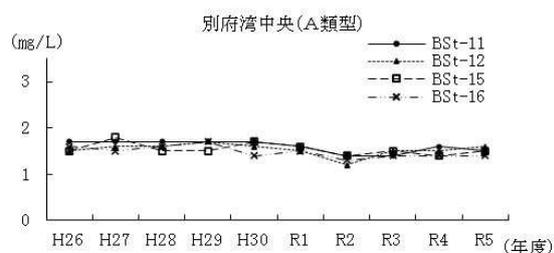
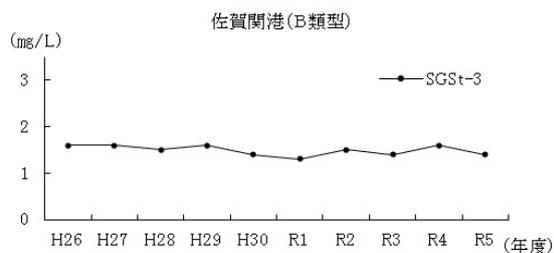
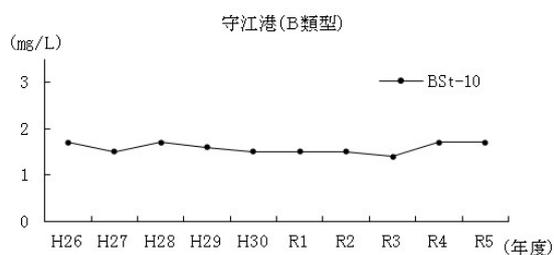
別府湾は、湾口の幅が 20km、奥行きが 25km で、湾口部の水深は 50m であるのに対し、湾奥部の高崎山前面付近では 70m と深くなっており、湾奥部の潮流が微弱で特に停滞性が強く、中央部はやや浅くなっており、中央水域は他の水域に比べて水質の改善が困難であると考えられる。沿岸の杵築市、日出町、別府市、大分市のほか、大分川、大野川を通じて内陸部の豊後大野市、竹田市等からも生活排水や産業排水が流入している。流域人口は県人口の 60%以上を占め、南岸の大分市には紙パルプ、化学、石油精製、鉄鋼、非鉄金属などの大規模工場群が立地しているため、流入する汚濁負荷量が多い。

環境基準の達成状況は資料編 表水質 4 のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

COD の年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 c 別府湾 COD 年間平均値の経年変化





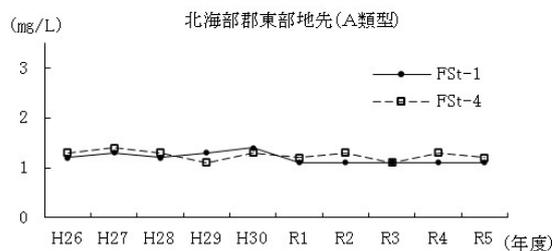
## エ 北海道郡東部地先水域

北海道郡東部地先水域は、佐賀関半島東端の関崎から臼杵市下ノ江に至る地先の海域で、この海域の背後には大規模な汚濁源はなく、陸域から流入する生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表水質4のとおりで、環境基準を達成している。

CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

## 図 北海道郡東部地先 COD 年間平均値の経年変化



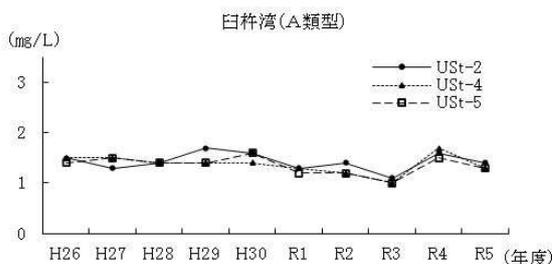
## オ 臼杵湾

臼杵湾は、臼杵市下ノ江から津久見市楠屋鼻に至る陸岸のリアス式の地先海域で臼杵川等の陸水の影響を比較的受けやすい。この海域には臼杵市等からの生活排水と醸造業等の産業排水が流入しているが大規模な汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表水質4のとおりで、環境基準を超過した。

CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

## 図 臼杵湾 COD 年間平均値の経年変化



## カ 津久見湾

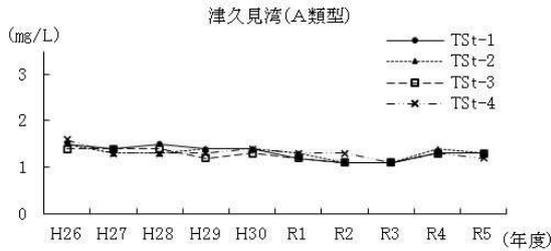
津久見湾は、津久見市楠屋鼻から佐伯市上浦蒲戸崎に至る陸岸のリアス式の地先海域で、この海域には、セメント工業、窯業土石製品製造業などの産業排水と津久見市等からの生活排水が流入しているが大規模な汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表

水質 4 のとおりで、環境基準を達成している。

COD の年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 津久見湾 COD 年間平均値の経年変化



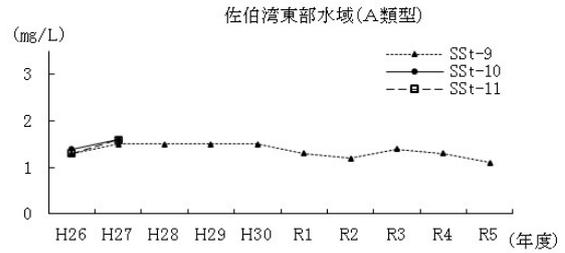
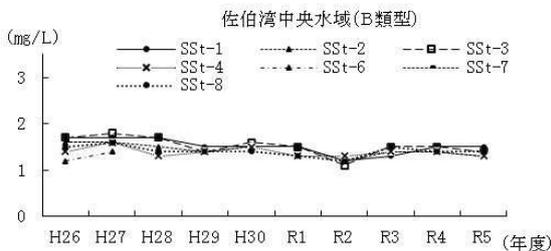
キ 佐伯湾

佐伯湾は、佐伯市上浦蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域で、一級河川番匠川が流入している。この海域には、佐伯市に立地する発酵工業、造船業等の産業排水と沿岸部の市の生活排水が流入している。湾奥部に位置する大入島との間の中央水域(旧甲、乙、丙水域)は閉鎖性水域でB類型に指定されている。

環境基準の達成状況は資料編 表水質 4 のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

COD の年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 佐伯湾 COD 年間平均値の経年変化



ク 南海部郡地先水域

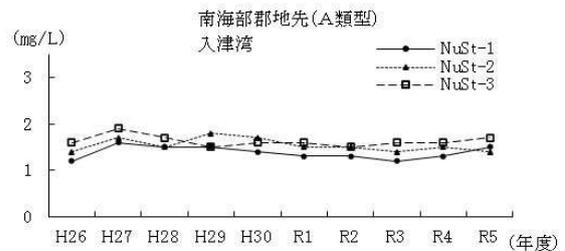
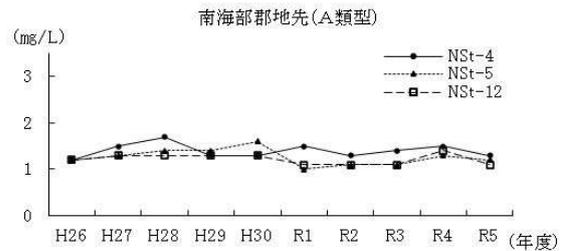
南海部郡地先水域は、鶴御崎から宮崎県との県境に至る陸岸の地先海域で、この海域は、養殖漁業が盛んであり、陸域からの汚濁の流入は畜産排水等で、大規模な汚濁源はない。

環境基準の達成状況は資料編 表水質 4 のとおりで、環境基準を達成している。

なお、入津湾は、閉鎖性水域として平成 6 年度から水質測定を実施しており、環境補助点 3 地点で水質測定を実施している。

COD の年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 南海部郡地先 COD 年間平均値の経年変化



## 2 親水活動の推進

県民が環境保全意識を醸成し、その主体的な行動により良好な水環境を保全するためには、親水活動を通じて身近な水環境に対する関心を高めることが重要である。県民の親水活動を推進する事業として、海水浴場の水質調査と河川の水生物調査を実施した。

### (1) 水浴場の水質調査

海水浴場の水質調査は、年間延べ利用者数がおおむね1万人以上又は快水浴場百選に環境省が選定した海水浴場等を対象に行っており、令和5年度9か所について開設前2回、開設中1回の調査を行った。調査結果は表2.3-32のとおりであり、全ての水浴場が判定基準に適合していた。

表 2.3-32 海水浴場調査結果（令和5年度）

市町名	海水浴場名	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)		COD (mg/L)		透明度 (m)		油膜の有無		判定	
		開設前	開設中	開設前	開設中	開設前	開設中	開設前	開設中	開設前	開設中
大分市	田ノ浦ビーチ	不検出	2	1.6	3.5	>1	>1	なし	なし	AA	B
	こうざき	不検出	不検出	1.4	2.2	>1	>1	なし	なし	AA	B
	大志生木	不検出	不検出	1.2	1.9	>1	>1	なし	なし	AA	AA
佐伯市	瀬会	不検出	不検出	1.6	1.6	>1	>1	なし	なし	AA	AA
臼杵市	黒島	不検出	不検出	1.6	1.8	>1	>1	なし	なし	AA	AA
	浜公園	3	不検出	1.5	1.9	>1	>1	なし	なし	A	AA
杵築市	住吉浜リゾートパーク	不検出	15	1.8	2.6	>1	>1	なし	なし	AA	B
	奈多	不検出	不検出	2.1	2.5	>1	>1	なし	なし	B	B
日出町	糸ヶ浜	不検出	7	2.3	2.8	>1	>1	なし	なし	B	B

国が定めた海水浴場の判定基準

判定は、下表に基づいて以下のとおりとする。

- ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。
- 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」及び「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
  - 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
  - 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
  - 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
  - これら以外のものを「水質C」とする。

区分	ふん便性大腸菌群数	COD	油膜の有無	透明度
適	水質AA	不検出(検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	全透(1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	全透(1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満～50cm以上
不適	1,000個/100mLを超えるもの	8mg/L超	常時油膜が認められる	50cm未満

### (2) 水生物調査

河川等の公共用水域の水質の評価については、一般に、BOD、SSなどの理化学的方法により測定された値を水質環境基準と比較することにより行われている。一方、水生物による水質調査は、サワガニ、カワゲラ、トビケラなど、川に棲む生物（指標生物（資料編表水質9））の生息状況から河川の水質を知る

ものであり、理化学的方法に比べて結果が分かりやすいだけでなく、次のような優れた特徴がある。

- 比較的長期間の水質を捉えることができる。
- 水質汚濁の生物に対する影響を捉えることができる。
- 住民の河川愛護、水質浄化の啓発に資することができる。

④適切な指導者のもとに、一般の人でも比較的簡単に調査が行える。

県では、この方法による調査活動を広く普及することにより、住民意識にマッチした水質保全施策の基礎資料を得るとともに調査への参加、結果の公表を通じて住民の水質保全意識の高揚を図り、河川の良い水質環境の確保を進めていくこととしている。

令和5年度は夏季に、19河川22地点において調査を行った。調査参加団体は21団体、参加者数は延べ428人であった。(表2.3-33)

調査結果は、きれいな水(水質階級I)が16地点(72.3%)を占め、県下の調査河川での水質の状況は概ね良好であった。(表2.3-34)

なお、水生生物による水質調査は全国各地で実施されており、環境省が設けている全国水生生物調査のページ(<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/mizu/suisei/>)により、全国の調査結果を閲覧することができる。

表 2.3-33 水生生物調査の参加団体、参加者数

(令和5年度)

団体の別	参加団体数	延べ参加者数(人)
小学校	13	277
それ以外の学校	2	51
こども会等	0	0
その他の団体	6	100
計	21	428

表 2.3-34 水生生物調査結果

(水質階級の状況・令和5年度)

水質階級	地点数	割合(%)
I きれいな水	16	72.7
II ややきれいな水	6	27.3
III きたない水	0	0
IV とてもきたない水	0	0
計	22	100

### 3 汚濁負荷の発生形態に応じた負荷の低減

水質汚濁防止法は、国民の健康の保護及び生活環境の保全を確保するために、工場

や事業場からの排水及び地下浸透水を規制することにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図ることを目的の一つとして昭和46年6月に施行された。

同法では、工場や事業場を監督指導するために、特定施設の設置や構造等の変更をしようとする者に対して、当該施設に係る事項について事前の届出を義務付けるとともに、健康被害や生活環境の悪化の原因となる化学物質等について、排出水中に許容可能な濃度を排水基準として定めている。

特に、瀬戸内海区域(資料編 図 水質10)に設置され、日最大排水量が50m<sup>3</sup>以上である特定事業場については、下水道終末処理場や地方公共団体の設置するし尿処理施設等一部の施設を除き、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可を受けなければならない。

令和5年度の水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による申請や届出の件数については、表2.3-35及び2.3-36のとおりである。

表 2.3-35 水質汚濁防止法に基づく届出件数

(令和5年度)

区分	設置届	使用届	構造等変更届	氏名等変更・廃止届	承継届
	(第5条)	(第6条)	(第7条)	(第10条)	(第11条)
環境保全課	7	0	3	18	3
東部保健所	31	0	1	39	7
国東保健所	14	0	1	8	0
中部保健所	4	0	1	5	1
由布保健所	38	0	3	30	8
南部保健所	9	0	0	25	1
豊肥保健所	5	0	1	6	0
西部保健所	20	0	0	10	4
北部保健所	21	0	3	42	15
豊後高田保健所	7	0	1	0	1
大分市	22	0	13	77	2
計	178	0	27	260	42

表 2.3-36 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく申請及び届出件数

(令和5年度)

区分	件数
設置許可申請(第5条)	17(6)
使用届(第7条)	0(0)
構造等変更許可申請(第8条)	15(10)
構造等変更届(第8条第4項)	0(0)
氏名等変更届(第9条)	31(11)
汚染状態等変更届(第9条)	0(0)
廃止届(第9条)	10(7)
承継届(第10条)	1(0)

※( )内は大分市の件数(再掲)

また、本県においては、大分県生活環境の保全等に関する条例及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（**上乘せ排水基準**）を制定し、工場や事業場に対する規制を強化している。

大分県生活環境の保全等に関する条例は、公害防止のための規制と事業活動及び日常生活の環境に対する負荷低減措置等を定めることにより、県民の健康の保護と生活環境の保全を目的として、平成12年12月23日から施行された。

同条例では、めっき、紙・パルプの製造の作業等30種類の作業を行う工場・事業場（特定工場等）を規制対象とし、その設置については事前届出制を採用するとともに、規制基準については**総量規制**を導入している。

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数は、令和6年3月31日現在で5,330事業場となっている。（資料編 表 水質11）

特定施設別の事業場数でみると、旅館業が最も多く全体の37.3%を占め、自動式車両洗浄施設の12.7%、指定地域特定施設の

6.6%、野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の6.3%がこれに続いている。

これらの事業場に対しては、表2.3-37のとおり水質汚濁防止法の規定に基づく立入調査を適宜実施している。特に日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場については、製造業では原則2回/年以上、非製造業では1回/年以上を目途に立入調査を実施しているが、効率的な立入調査を実施するため、直近3年間における排水基準違反の有無を加味し、違反の無い事業場についてはその立入頻度を半減させている（休止中又は未稼働の事業場を除く）。

令和5年度に実施した立入調査の結果、排水基準違反があった特定事業場については、表2.3-38のとおり文書等による排水処理施設の維持管理の強化等を指導し、適切な改善がなされていることを確認した。

また、申請及び届出の審査等により、生産工程の合理化や水利用の効率化、適切な排水処理や維持管理の徹底を指導し、産業排水に起因する汚濁負荷量の削減を図った。

表 2.3-37 特定事業場立入調査実施状況

区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	特定事業場数	延べ立入件数	排水基準違反件数	特定事業場数	延べ立入件数	排水基準違反件数	特定事業場数	延べ立入件数	排水基準違反件数	
大分県 実施分	50m <sup>3</sup> /日以上の特 定事業場	366	169	7	415	180	4	388	181	11
	50m <sup>3</sup> /日未満の特 定事業場	4,007	176	0	4,032	135	0	4,052	220	0
	小計	4,373	345	7	4,447	315	4	4,440	401	11
大分市 実施分		935	212	6	927	198	3	890	199	4
合計		5,308	557	13	5,374	513	7	5,330	600	15

表 2.3-38 排水基準違反に対する措置状況等

(大分県実施分)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
違反項目	有害物質	0	0	0
	pH	5	3	8
	BOD	0	0	1
	COD	0	1	1
	SS	1	1	1
	その他の項目	1	0	2
措置状況	一時停止命令	0	0	0
	改善命令	0	0	0
	文書指導	7	4	11
対策状況	排水処理施設の新・増設	0	0	0
	排水処理施設の改善	1	0	1
	排水処理施設の管理強化	7	4	9
	下水道への接続	0	0	0
	特定施設等の改善	0	0	0
	特定施設等の管理強化	0	0	1

(重複を含む)

特定事業場に係る排水基準等の概要については以下のとおり。

●排水基準の設定

特定事業場から公共用水域に排出される排出水については、水質汚濁防止法に基づき、有害物質やその他の項目の濃度を規制する排水基準（一律排水基準及び上乗せ排水基準）並びに**化学的酸素要求量 (COD)**、窒素含有量 (T-N) 及びりん含有量 (T-P) の汚濁負荷量を規制する総量規制基準が設定されている。（資料編表 水質 12）

ア 一律排水基準

一律排水基準は、国が全国一律に設定した基準であり、このうち有害物質（健康項目）については、平成 24 年 5 月 25 日に 1,4-ジオキサンが追加され、現在 28 項目について全ての特定事業場に適用されている。

また、その他の項目（生活環境項目）については 15 項目の基準が定められており、日平均排出水量が 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場に限り適用されている。このうち窒素含有量及びりん含有量の規制は、従来からの指定湖沼に加え

て、平成 5 年 8 月から閉鎖性の高い海域（瀬戸内海、有明海、入津）及びこれに流入する公共用水域に排出する特定事業場に適用範囲が拡大された。

イ 上乗せ排水基準

水質汚濁防止法では、一律排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないとして認められる区域について、条例により一律排水基準より厳しい排水基準（上乗せ排水基準）を定めることができることとされている。本県においては、昭和 47 年 12 月に佐伯湾水域に係る上乗せ排水基準（COD 及び SS）を設定したが、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の削減を図るため、昭和 49 年 7 月に、この条例を全面的に改正し、適用区域を瀬戸内海区域に拡大するとともに、対象業種の拡大及び規制項目へ n-ヘキサン抽出物質含有量（油分）の追加を行った。

更に上乗せ排水基準と COD に係る第 5 次総量規制基準との整合を図るため、平成 14 年 12 月に条例を改正し、規制基準の強化、対象業種を追加及び細分

化するとともに、適用区域を瀬戸内海及び入津に拡大した。

### ウ 大分県生活環境の保全等に関する条例の規制基準

大分県生活環境の保全等に関する条例の規制基準は、有害物質 25 項目及び生活環境項目 15 項目のうち 7 項目については一律排水基準と同等の濃度基準を定め、COD や SS 等の残り 8 項目については負荷量基準を定めている。この基準は、特定工場等について、排水量の多寡を問わずに適用され、特に、負荷量基準は工場の新増設等により排水量の規模が大きくなるほど段階的に厳しい基準が適用される。

## 4 水環境の安全性の確保

### (1) 水質事故等に対する措置

有害物質や油類の流出、魚類のへい死等の水質事故が発生した場合は、平成 16 年 2 月に策定した水質事故等緊急連絡体制マニュアルに基づき県及び市町村の関係機関が連携して迅速に対応し、被害の拡大防止、原因究明、原状回復等必要な措置を講じている。

令和 6 年度は、油類の流出等を原因とする水質事故 39 件（うち油類流出事故 20 件、魚斃死 9 件、その他 10 件）を通報等により了知した（表 2.3-39）。いずれも水道利水に対する被害はなかった。

表 2.3-39 水質事故発生状況（件数）

発生年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大分市	(1)油の流出	31	24	16	12	19	19	14	19	8
	(2)魚の斃死	2	1	2	2	1	3	2	0	1
	(3)その他	4	16	2	3	6	3	2	1	1
	ア 色	2	5	1	2	3	2	0	0	0
	イ 臭い	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ その他	2	11	1	1	3	1	2	1	1
小 計		37	41	20	17	26	25	18	20	10
大分市以外の区域	(1)油の流出	17	30	38	19	17	36	29	28	12
	(2)魚の斃死	5	5	10	3	4	4	10	5	8
	(3)その他	9	10	6	6	4	8	4	2	9
	ア 色	5	3	3	2	0	1	0	0	5
	イ 臭い	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ その他	3	7	3	4	4	7	4	2	4
小 計		31	45	54	28	25	48	43	35	29
計	(1)油の流出	48	54	54	31	36	55	43	47	20
	(2)魚の斃死	7	6	12	5	5	7	12	5	9
	(3)その他	13	26	8	9	10	11	6	3	10
	ア 色	7	8	4	4	3	3	0	0	5
	イ 臭い	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ その他	5	18	4	5	4	8	6	3	5
小 計		68	86	74	45	51	73	61	55	39

### (2) 地下水の保全

地下水は、一般的に地表水に比べて汚染されにくく、水量が安定し、水質も良

好であることから、水道水等の生活用水や工業用水など多方面に利用されてきたが、近年、テトラクロロエチレン等に

よる水質汚濁や過剰な利用による水位低下、水資源の枯渇等地下水に係る問題が全国的に顕在化していることが明らかになった。

このため、平成元年6月に水質汚濁防止法が改正され、有害物質を含む水の地下への浸透の禁止、地下水の水質の常時監視等の規定が整備された。更に、平成8年6月の水質汚濁防止法の一部改正により、汚染された地下水の浄化措置命令に関する規定等が整備され、平成9年4月1日から施行された。

本県では、昭和59年度からテトラクロロエチレン等を使用している工場、事業場に対して、その使用状況等の実態を把握するとともに、周辺の井戸等の水質調査を実施してきており、こうした調査の結果を踏まえて事業者に対する規制や指導、井戸所有者に対する飲用上の指導等を行っている。

地下水の水質については、人の健康の保護に関する環境基準に基づき評価されており、令和5年度には、概況調査（地域の全体的な地下水質の状況を把握する調査）45本、継続監視調査（汚染地域について継続的な監視、経年的なモニタリングとして実施する調査）26本計71本の井戸で調査を行った。（資料編 表水質13, 14）

概況調査では、環境基準を超過した井戸はなかった。

継続監視調査では、砒素が1本、クロロエチレンが1本、トリクロロエチレンが1本、テトラクロロエチレンが2本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が6本、ふっ素が1本の井戸で環境基準を超過した。

継続監視調査を実施している井戸について環境基準を超過している原因については、砒素及びふっ素は自然（地質）由来、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は農地への施肥等と推察されている。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等揮発性有機化合物（VOC）については、原因不明のものもあるが、主にクリーニング所等の事業場からの排水や、非意図的な地下浸透などによる汚染

と推察される。

クロロエチレンについては、過去にトリクロロエチレンが環境基準を超過し継続調査をしていた地点において、トリクロロエチレンが分解する過程で生成されたものと考えられる。

近年、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水質汚染が全国的に指摘されており、本県においても環境基準超過が多々みられ、地下水汚染の顕在化が危惧される。

今後とも、環境基準を超過した地下水が新たに確認された場合には、汚染原因を究明するための汚染井戸周辺地区調査等必要な措置を迅速に行い、地域特性に応じた適切な対策を進め健康被害を防止するとともに、有害物質に関する情報収集、提供に努め、有害物質を使用等している事業場等に対して適正な使用・保管管理や地下浸透の防止等を指導するよう、監視指導体制を充実し、環境汚染の未然防止を図る。

### (3) 水道の普及状況

#### ア 水道普及率

令和4年度末における本県の水道普及率は、全国平均の98.3%に対し、92.0%となっている。（水道普及率＝総給水人口／総人口。ただし、総給水人口＝上水道人口＋簡易水道人口＋専用水道人口）

令和2年度に水道普及率が0.5ポイント減少しているが、これは上水道事業と簡易水道事業の統合に際し、一部市町村で給水人口の算定方法が見直されたことによる。

水道普及率の低い要因として、本県は地形が複雑なうえ、集落が点在しているなどの地理的条件により整備が困難であることや、現状において、小規模な水道や井戸・湧水等で生活用水が確保されている地域が多いことが考えられる。

なお、給水施設を除いた水道未普及地域人口は約80,000人となっている。

表 2.3-40 水道普及率の推移

年度	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
普及率 (%)	91.1	91.4	91.4	91.6	91.9	92.2	92.2	91.7	91.8	92.0

### イ 水質検査等維持管理の強化

水道事業者等には、安全で衛生的な水の供給を確保するため、水道法の規定により、定期及び臨時の水質検査の実施や水質検査施設の設置が義務づけられている。

水質基準項目は、平成 15 年 5 月 30 日に新水質基準に関する省令が公布され、その後の改正により 51 項目に拡充強化されている。また、これらを補完するため、現在、27 項目の水質管理目標が設定されている。

水質検査の実施状況は、上水道や公営簡易水道では問題ないものの、組合営簡易水道や専用水道、給水施設では十分ではなく、隔年、各地域毎に開催する水道施設等維持管理講習会により、水質検査の実施を指導している。

また、水質検査施設は、一部の水道事業者しか設置しておらず、大多数の水道事業者では、**国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関**に委託等して水質検査を行っている。

安全な水道水の供給を図るため、水質検査が適正に実施され水道水質の状況を把握するとともに水質検査体制の整備拡充を図っていく必要がある。

### ウ 水道の計画的整備から基盤強化へ

水道普及率の早期向上を図るべく、特に普及率の低い過疎市町村における水道の普及を促進するため、簡易水道等施設整備費国庫補助事業を実施する市町村に対し、昭和 54 年度から県費による助成を行ってきた。しかし、地形が複雑で集落が点在するなどの地理的条件や人口減少による水道料金収入の減少などから、新たな水道施設の整備が困難となっているため、現在は、小規模な給水施設の整備による

生活用水の確保の推進に転換している。

また、近年の人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、平成 30 年 12 月に水道法が一部改正された。

県では、将来にわたって県内の水道事業が持続・発展していくことを目的として、平成 31 年 3 月に県内の水道事業の指針となる「大分県水道ビジョン」を策定した。本ビジョンで、「安全」「強靱」「持続」の観点から、大分県における水道の理想像を描くことにより、様々な課題を解決するために水道関係者が一丸となって挑戦していく目標や実現方策を示した。

本ビジョンに基づき、県では令和元年度から県内 5 圏域で市町村と水道事業効率化等連携推進会議を開催し、県内の水道事業の効率化と人材育成等を推進している。

### エ 小規模給水施設の整備

公営水道の整備が困難な地域では、共同で管理する簡易な施設に生活用水を頼っているが、水質に問題を抱えている施設や、過疎や高齢化により維持管理が困難となっている施設が見受けられ、水問題の実態把握や将来を見据えた解決策が必要となっている。

県では平成 21 年から平成 24 年にかけて、生活用水の確保が困難な小規模集落において、水問題の調査・解決方法の検討の段階から施設整備までを、モデル事業として 7 市 12 地区で実施した。平成 25 年度からは、この事業で得られた成果を生かし、地域の現状にあった小規模な給水施設の整備によって生活用水の確保を推進するため、

県費による助成を行っている。

○小規模給水施設普及支援事業実施状況（平成 25 年度～平成 30 年度）

施設整備実施箇所	
H25	日田市松金地区、日田市出口福路地区
H26	日田市出口松原地区、日田市岩下地区、宇佐市小平西部地区、宇佐市小平東部地区、宇佐市須崎地区
H27	日田市松野地区、竹田市九重野田原地区、竹田市南稲葉地区、竹田市糶山久保地区、宇佐市大内地区、宇佐市大平地区、日出町法花寺地区
H28	竹田市緩木高源寺地区、竹田市久住小倉地区、竹田市宮城久保地区、宇佐市西椎屋地区、九重町相挾間地区
H29	竹田市緩木尾村地区、竹田市久住梅ノ木地区、竹田市神原井手ノ上地区、竹田市直入社家地区、中津市耶馬溪小川内地区、中津市山国市平地区
H30	別府市東山合棚地区、津久見市畑地区、竹田市久住石田地区、豊後大野市松谷地区、豊後大野市小切畑地区、九重町折戸地区

○小規模給水施設水源確保等支援事業実施状況（令和元年度～令和 3 年度）

施設整備実施箇所	
R1	別府市山の口 A（二又）地区、別府市山の口 B（山の口）地区、別府市山の口 C（3 組）地区、別府市山の口 D・E（常行寺・境の台）地区、別府市山の口（ねじ山）地区、竹田市次倉糸原地区、竹田市直入仲村地区、竹田市九重野百木地区、宇佐市正覚寺、九重町甘川水地区、豊後高田市小畑地区
R2	別府市東山 1 区片山 1・2 地区、別府市東山 1 区小杉・鳥居地区、別府市東山 1 区中井地区、別府市枝郷上小平地区、別府市枝郷棚林地区、臼杵市須久保地区、竹田市明治小仲尾地区、豊後高田市大岩屋地区、豊後高田市郷倉地区、豊後高田市梅木地区、宇佐市熊地区、九重町後辻上地区、九重町後辻下地区、豊後高田市小河内地区、豊後高田市鳥越地区
R3	別府市内成自治区御苑・勢家地区、別府市内成自治区勢場地区、別府市内成自治区太郎丸 1 地区、別府

	市内成自治区山際地区、別府市内成自治区太郎丸 2 地区、別府市城島自治区合の原地区、宇佐市田平地区、宇佐市中尾地区、宇佐市古間地地区、九重町拓郷地区、九重町桐木地区、九重町奥郷地区、九重町日ノ迫地区、九重町柿ノ木原地区、豊後高田市鏡迫地区、豊後高田市上黒土地区、豊後高田市一畑地区、豊後高田市小畑下地区、臼杵市出羽地区、九重町岩ノ上地区、豊後高田市甘坪地区
--	--

○小規模集落等水源整備支援事業実施状況（令和 4 年度～）

施設整備実施箇所	
R4	豊後大野市中原矢射渡地区
R5	豊後大野市緒方町天神尾地区、豊後大野市清川町三玉中村地区、九重町麻生釣地区、宇佐市灘地区

## 5 閉鎖性水域などにおける水環境の保全

湖沼や閉鎖性が高い海域は、流入する生活排水や産業排水による汚濁物質が蓄積しやすいうえ、窒素、りん等の栄養塩の蓄積により、**富栄養化**が進行し、湖沼においては、アオコの繁殖による異臭味などの利水障害や、海域においては、赤潮等の発生により漁業被害が生じるおそれがある。したがって、これらの水域の水環境を保全するために、次の特別な対策を講じている。

### (1) 瀬戸内海の水質汚濁対策

#### ア 総量削減計画

広域的な閉鎖性水域である瀬戸内海の水質汚濁を改善するため、昭和 55 年度以降、COD に関する総量規制を実施している。総量規制制度は、環境大臣が定める総量削減基本方針に基づいて知事が総量削減計画を策定し、総量規制基準の設定や下水道整備等の施策を総合的、計画的に推進することによって COD 負荷量の削減を図るものである。

これまで、第 1 次（昭和 59 年度目標）から第 8 次（令和元年度目標）の 8 次にわたる COD 負荷量の総量削減に加え、第 5 次以降は総量規制項目として窒素含有量、りん含有量を加えた総

量削減計画を定め、産業排水、生活排水等の負荷量の削減対策を実施してきた。

本県においては、第6次総量削減計画における窒素含有量及びりん含有量において、削減目標量を達成できなかった。(資料編 表 水質 15)

現在は、瀬戸内海において現状の水質から悪化を防ぐことを目的として、令和4年10月に令和6年度を目標年次とする9次総量削減計画を策定し、COD、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量の達成を図ることとした。

## イ 総量規制基準

総量規制基準は瀬戸内海区域の日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上である指定地域内の特定事業場に対して適用され、次のような算式で許容される汚濁負荷量(L)が求められる。Cの値は、業種や施設の設置時期等に応じてきめ細かく設定されており、この値を段階的に強化することにより汚濁負荷量の削減を図っていく仕組みとなっている。なお、総量規制基準の遵守状況を把握するため、指定地域(瀬戸内海に接続する流域)内の事業場に対しては汚濁負荷量の測定・記録が義務付けられている。

この総量削減計画の達成状況を把握するため、毎年、発生負荷量管理等調査により、COD、窒素含有量及びりん含有量の負荷量実績について、調査を実施している。

$$L=C \times Q$$

C: 県知事が定める特定排出水のCOD、窒素含有量及びりん含有量

Q: 特定排出水の最大水量

## ウ 瀬戸内海の水質汚濁対策に関する大分県計画

瀬戸内海の水質汚濁対策に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために、瀬戸内海環境保全特別措置法による基本計画に基づき、昭和56年7月に

瀬戸内海の水質汚濁対策に関する大分県計画を策定した。その後、総量削減計画の段階的な見直しに伴い、昭和62年12月、平成4年6月、平成9年9月、平成14年7月、平成20年6月、平成28年11月、令和5年10月に大分県計画の変更を行った。(資料編 表 水質 16)

### (2) 有明海の水質汚濁対策

九州最大の閉鎖性海域である有明海については、平成12年度に深刻なノリの不作の問題が生じたことを契機として、海洋環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を目的とする「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が平成14年に制定された。大分県は有明海に面していないが、有明海への流入河川である筑後川の上流域に位置することから、関係県として平成15年3月に「有明海の再生に関する大分県計画」を策定し、有明海の水質汚濁対策に資する施策を行っている。

なお、毎年度、改善事業の見直しに伴い、大分県計画の変更を行っている。

## 6 水環境の保全に関する調査研究の推進

公共用水域及び地下水の水質に係るデータベースを活用し、データ解析・調査研究を推進することにより、水環境保全に係る施策の立案や環境影響評価等に活用する。

## 7 生活排水対策の推進

海や川などの水質汚濁の原因は、以前は工場などの産業排水が中心であったが、産業排水の占める割合は減少し、近年では生活排水による水質汚濁が主要な原因の一つになっている。このため、生活排水処理施設の整備を促進し、周辺環境の改善、公共用水域の水質保全に努めている。

### (1) 生活排水対策基本方針

県では、平成17年3月に、大分県生活環境の保全等に関する条例に基づ

き、「大分県生活排水対策基本方針」を策定した。

この方針は、生活排水対策の重要性を鑑み、きれいな水環境を創造し、次の世代に引き継ぐために、県民、市町村及び県が適切な役割分担のもとに連携し、生活排水による河川等の水質汚濁の防止を図る施策を総合的、計画的に実施するため、県としてなすべき基本的な事項について定めている。

特に、下水道の日の9月10日から浄化槽の日の10月1日を含む10月10日までの1カ月間を「生活排水きれい推進月間」とし、各種啓発活動を集中的に行うこととしている。

基本方針の概要については、次のとおりである。



### 県民・市町村・県の役割

区分	県民の役割	市町村の役割	県の役割
普及・啓発	・家庭及び地域での生活排水対策の実践	・生活排水対策の普及・啓発 ・生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成	・県民運動の推進等による生活排水対策の普及・啓発
施設の整備	・生活排水処理施設への早期接続・設置 ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換	・生活排水処理施設の整備 ・生活排水処理施設への接続を促進するための施策の推進	・生活排水対策に係る広域にわたる施策の策定 ・市町村等が実施する生活排水処理施設整備への支援・調整
施設の維持管理	・浄化槽及び排水設備の適正な維持管理	・生活排水処理施設の適正な維持管理	・生活排水処理施設の適正な維持管理の指導
その他			・生活排水対策に関する情報の収集及び提供 ・生活排水対策に関する調査研究及び処理技術の開発

### (2) 生活排水処理施設の整備

県では、平成28年3月に策定した「大分県生活排水処理施設整備構想2015」に基づき、効率的・計画的な生活排水処理施設の整備を推進しており、本県の令和5年度末現在の生活排水処理率は82.8%となっている。

### ア 公共下水道の推進

#### (7) 公共下水道の事業実施・整備状況

現在12市1町1村で公共下水道事業を実施している。

それぞれの整備状況は、表2.3-41のとおりである。

(イ) 公共下水道普及促進の施策

下水道の整備を促進するため、下水道事業を実施している市町村に対し、県費助成制度である「下水道整備緊急促進事業」及び平成 29 年度から新たに創設した「下水道整備未普及対策促進事業」により、財政負担の軽減を図っている。

イ 農業集落排水事業の推進

公共用水域の水質保全を図るとともに、農村の生活環境を改善し、活力ある農村社会を形成するため、農村集落におけるし尿、生活雑排水などを処理する施設の整備を行う農業集落排水事業を昭和 59 年度から実施している。(表 2.3-42)

ウ 漁業集落排水事業の推進

漁業集落からの家庭排水等によって港内汚濁が進行すると、漁業活動への影響が懸念されることから、漁港及び周辺水域への汚濁負荷の軽減と漁村の生活環境改善を図るため、汚水処理に必要な施設の整備を行う漁業集落排水事業に取り組んでいる

(表 2.3-43)。

エ 浄化槽の普及促進

浄化槽は、個別処理の生活排水処理施設として重要な役割を担っている。

県では、国庫補助事業の実施に伴い、平成元年度から浄化槽の設置整備に対する補助制度を創設し、さらに平成 15 年度からは、公共浄化槽等整備推進事業を補助対象とし、個人設置型と併せて公共浄化槽の普及を推進している。

この補助制度による浄化槽の設置基数は、図 2.3-44 のとおりであり、令和 5 年度には 17 市町で 904 基が設置された。(国庫補助では 1,260 基)

(3) 生活排水対策重点地域の指定

水質汚濁防止法の規定に基づき、平成 3 年度に旧大分市全域と旧湯布院町全域、平成 4 年度に旧中津市全域と旧臼杵市全域、平成 5 年度に旧竹田市全域、平成 9 年度に佐伯市中江川及び門前川の流域、平成 11 年度に旧三重町全域を生活排水対策重点地域に指定した。

表 2.3-41 公共下水道実施市町村一覧表

(令和 6 年 3 月 31 日)

市町村名	下水道の種類		事業着手年度	処理人口		供用開始年月日	下水道整備進捗率	備考
	公共下水道	特定環境保全公共下水道		全体計画(人)	現況(人)			
大分市	○		S41~	447,714	332,020	S44.9.1	74.2%	
別府市	○		S35~	88,920	77,711	S37.11.26	87.4%	
中津市	○	○	S53~	57,740	37,967	S61.4.1	65.8%	
日田市	○	○	S48~	44,802	44,802	S56.4.1	100.0%	
佐伯市	○	○	S51~	26,432	23,981	S62.4.1	90.7%	
臼杵市	○	○	S52~	17,375	17,375	S58.7.1	100.0%	
津久見市	○		S51~	8,598	8,553	H4.3.31	99.5%	
豊後高田市	○	○	S51~	11,648	11,648	H5.3.31	100.0%	
杵築市	○	○	H5~	10,494	10,228	H12.3.31	97.5%	
宇佐市	○	○	S59~	25,983	18,455	H4.3.31	71.0%	
豊後大野市		○	H8~ H11	1,141	1,141	H11.3.31	100.0%	
由布市	○			787	787	S53.4.5	100.0%	大分市へ
国東市	○	○	H3~	14,639	14,587	H9.3.20	99.6%	
姫島村		○	H4~ H7	1,469	1,469	H8.3.19	100.0%	
日出町	○		S51~	20,518	16,230	S61.4.1	79.1%	

表 2.3-42 農業集落排水事業実施市町村一覧表

(令和6年3月31日)

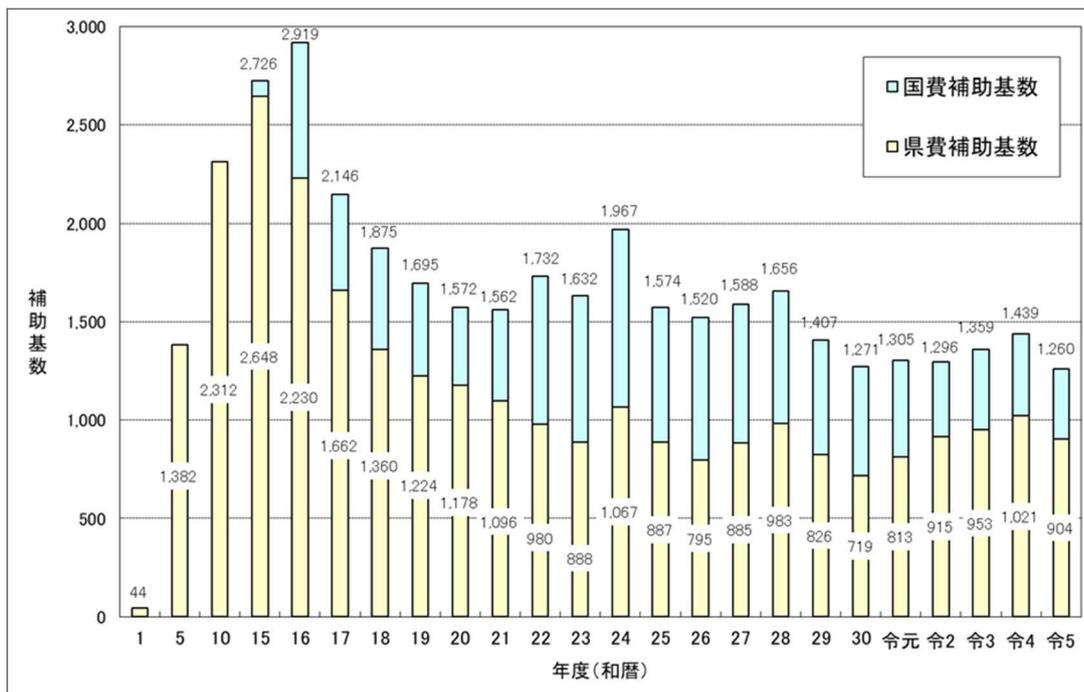
市町村名	処理区名	事業着手年度	処理人口(人)		供用開始年月日	備考
			全計画 (定住人口)	現況 (定住人口)		
大分市	吉野外1地区	H5~H18	2,266	1,490	H11.4	完了事業
中津市	平田外7地区	H4~H20	5,605	4,073	H8.3	完了事業
日田市	大明	H13~H17	2,626	1,316	H17.5	完了事業
佐伯市	久留須外9地区	S59~H20	8,496	6,946	S61.4	完了事業
臼杵市	王子外1地区	H6~H18	1,889	1,240	H11.4	完了事業
竹田市	桜町外1地区	H7~H15	2,173	1,595	H12.4	完了事業
豊後高田市	臼野	H10~H16	976	677	H16.6	完了事業
杵築市	大田外1地区	H8~H16	1,764	936	H9.6	完了事業
宇佐市	山城外4地区	H6~H20	4,670	3,115	H10.4	完了事業
豊後大野市	馬場外6地区	S59~H17	3,819	2,665	H2.1	完了事業
由布市	三船外2地区	S63~H9	1,928	1,325	H3.4	完了事業
国東市	朝来	H9~H20	571	274	H14.3	完了事業
日出町	原山	H4~H9	895	864	H9.3	完了事業
計			37,678	26,516		

表 2.3-43 漁業集落排水事業実施市町村一覧表

(令和6年3月31日)

市町村名	処理区名	事業着手年度	処理人口(人)		供用開始年月日	備考
			全計画 (定住人口)	現況 (定住人口)		
佐伯市	浪太外10地区	S59~H24	3,806	1,631	S62.4	完了事業
臼杵市	泊ヶ内	H7~H11	200	94	H12.7	完了事業
豊後高田市	松津	H5~H9	154	60	H11.4	完了事業
姫島村	大海外2地区	H5~H8	556	261	H7.6	完了事業
日出町	大神	S63~H6	1,000	722	H6.3	完了事業
計			5,716	2,768		

図 2.3-44 浄化槽設置整備事業補助基数の推移



## 8 浄化槽の設置と維持管理

### (1) 浄化槽の設置状況（令和5年度）

水道が普及し、水を多量に消費するライフスタイルが定着する中で、トイレの水洗化が進んだ。住宅のトイレを水洗にする場合、下水道等が整備されていない区域では、浄化槽を設置しなければならない。県内の浄化槽の設置基数は図 2.3-45 及び表 2.3-46 のとおり、平成 15 年頃までは大きな増加が続いた。その後、下水道整備の進捗に伴い、下水道への接続により下水道整備区域に設置されていた浄化槽の使用廃止が進んだことなどを主な理由として、平成 22 年頃まで一旦減少するものの、近年は緩やかに増加している。令和 5 年度末においては約 15 万基で、前年度末よりも若干増加した。

図 2.3-45 浄化槽設置基数の推移

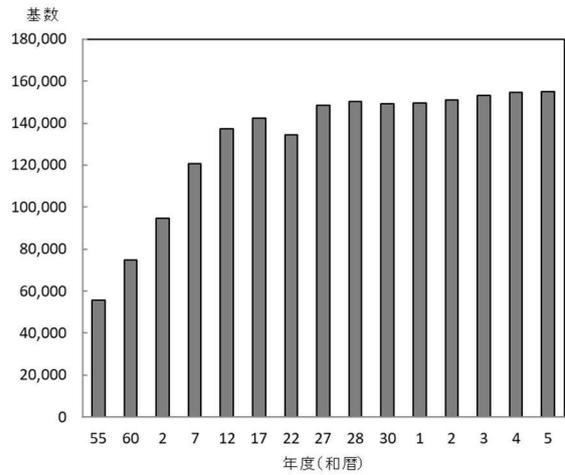


表 2.3-46 浄化槽規模別・種類別設置状況

(1) 旧構造基準適用のもの（昭和56年7月建設省告示1292号前）

種類		入槽 合計	令和6年3月31日現在											
			5~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~
単独処理浄化槽	腐敗型	5,550	3,973	1,423	131	13	5	5	0	0	0	0	0	0
	ばっ気型	16,200	14,374	1,716	90	14	6	0	0	0	0	0	0	0
	その他	100	76	22	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	小計	21,850	18,423	3,161	222	27	12	5	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	散水ろ床	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	活性汚泥	95	1	15	27	23	21	4	2	2	0	0	0	0
	その他	7	0	0	3	1	2	0	1	0	0	0	0	0
	小計	103	2	15	30	24	23	4	3	2	0	0	0	0
合計		21,953	18,425	3,176	252	51	35	9	3	2	0	0	0	0

(2) 新構造基準適用のもの (昭和56年7月建設省告示1292号後)

令和6年3月31日現在

種類	人槽	合計	令和6年3月31日現在															
			5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~		
単独処理浄化槽	分離接触ばっ気	33,180		30,071	2,934	117	46	8	2	1	1	0	0	0	0	0		
	分離ばっ気	8,374		7,977	328	58	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0		
	散水ろ床	3		1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他	5		4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	41,562		38,053	3,262	177	56	10	2	1	1	0	0	0	0	0	0	
合併処理浄化槽	構造例示型	分離接触ばっ気	1,452	440	320	671	16	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
		嫌気ろ床接触ばっ気	19,913	19,417	344	124	16	8	0	1	1	2	0	0	0	0	0	
		脱窒ろ床接触ばっ気	73	0	0	0	26	25	10	11	0	1	0	0	0	0	0	
		回転板接触	2				0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	
		接触ばっ気	1,381				619	464	167	84	26	17	1	2	1	0	0	
		散水ろ床	12				2	1	2	5	2	0	0	0	0	0	0	
		長時間ばっ気	163					25	28	48	26	24	7	3	0	1	1	
		標準活性汚泥	0														0	0
		接触ばっ気・ろ過	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		凝集分離	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		接触ばっ気・活性炭	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		凝集分離・活性炭	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		硝化液循環	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三次処理脱窒・脱磷	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大臣認定型	68,500	62,279	1,766	3,238	746	309	83	57	17	4	1	0	0	0	0	0	
	うち窒素又は磷除去能力を有する高度処理型	36,100	34,532	565	730	205	51	4	7	5	1	0	0	0	0	0	0	
	うち窒素及び磷除去能力を有する高度処理型	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
うちBOD除去能力に関する高度処理型	85	71	1	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	91,496	82,136	2,430	4,033	1,425	835	292	206	72	50	9	5	1	1	1	1		
合計	133,058		122,619	7,295	1,602	891	302	208	73	51	9	5	1	1	1	1		

## (2) 合併処理浄化槽の設置の推進

平成12年6月の浄化槽法改正(平成13年4月1日施行)により、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止されるとともに、併せて既設単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽へと転換するよう努力義務が設けられた。

また、浄化槽による汚水の適正な処理及び浄化槽の適正な管理をより一層促進するため、令和元年6月に浄化槽法が改正(令和2年4月1日施行)された。

こうした状況の中で既設単独処理浄化槽の廃止に向けて市町村、関係業界と連携しつつ、啓発等の取組を進めている。

## (3) 浄化槽の維持管理に関する指導

## ア 立入検査等

浄化槽法においては、浄化槽管理者等に対して浄化槽が適正に維持管理

されるよう、法律の施行に必要な限度において立入検査等ができることとされており、令和5年度は14件、保健所職員及び権限移譲市職員が立入検査を行った。浄化槽の保守点検業者については、「浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例」に基づき適正な保守点検業務の指導をしており、令和5年度末現在の登録業者数は109業者となっている(大分市を除く)。

## イ 法定検査

浄化槽は、使用開始後3か月経過した日から5か月の間に、適正に設置されているか(7条検査)、また、1年に1回、保守点検・清掃が適正に実施されているか(11条検査)を確認するため、知事指定検査機関(公益財団法人大分県環境管理協会)の検査を受けな

なければならない。

令和5年度の法定検査受検状況は、表2.3-47のとおりで、7条検査の実施率は、令和5年度中検査対象となった2,756基中2,756基で100%、また11条検査は151,164基中68,007基で45.0%と前年度44.0%より1.0%増となった。維持管理別の検査結果については表2.3-48のとおりで、不適正件数が7条検査で205基で7.4%（前年度7.9%）、11条検査で3,886基で5.7%（前年度5.9%）となっている。

#### ウ 今後の方針

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査は、浄化槽の適正な維持管理を確保するために必要不可欠である。そうした中、11条検査の受検率は改善傾向ではあるものの、十分な実施状況とは言え

ないことから、今後も引き続き浄化槽管理者に対して11条検査の受検の啓発・指導等を行っていく。

#### (4) 大分県浄化槽維持管理協議会の設立

令和元年6月の改正浄化槽法により、地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるようになり、令和5年3月に県、市町村、関係団体を構成団体とした法定協議会にあたる「大分県浄化槽維持管理協議会」を設立した。

本協議会を活用し、関係機関と連携して効果的な法定検査の実施に不可欠である浄化槽台帳の整備や法定検査未受検者への指導など、各種浄化槽に係る課題解決に向けた取組を協議、推進していく。

表 2.3-47 検査実施件数（保健所等）

（令和5年度）

検査区分	7条検査				11条検査			
	件数	判定			件数	判定		
		適正	おおむね適正	不適正		適正	おおむね適正	不適正
保健所								
東 部 保 健 所	215	144	44	27	4,371	2,838	1,254	279
国 東 保 健 部	44	38	4	2	2,042	1,511	402	129
中 部 保 健 所	156	113	23	20	2,439	1,803	492	144
南 部 保 健 所	256	194	30	32	6,321	3,955	1,728	638
西 部 保 健 所	136	81	42	13	5,166	3,338	1,516	312
大 分 市	844	636	171	37	18,472	12,139	5,534	799
日 田 市	69	49	14	6	3,132	2,026	1,001	105
中 津 市	245	208	17	20	6,182	4,681	1,120	381
津 久 見 市	19	14	4	1	772	483	194	95
竹 田 市	60	52	5	3	2,904	2,106	666	132
豊 後 高 田 市	39	35	3	1	1,412	1,030	274	108
宇 佐 市	144	112	17	15	4,824	3,397	1,012	415
豊 後 大 野 市	258	180	66	12	5,243	3,947	1,129	167
由 布 市	271	216	39	16	4,717	3,299	1,236	182
姫 島 村	0	0	0	0	10	10	0	0
計	2,756	2,072	479	205	68,007	46,563	17,558	3,886

表 2.3-48 維持管理別判定結果

（令和5年度）

管理状況	7条検査				11条検査			
	計	判定			計	判定		
		適正	おおむね適正	不適正		適正	おおむね適正	不適正
管理契約有	2,643	2,038	468	137	66,736	46,381	17,302	3,053
管理契約無	54			54	677			677
自主管理	1		1		205	31	127	47
不明	58	34	10	14	389	151	129	109
計	2,756	2,072	479	205	68,007	46,563	17,558	3,886

## 9 漁場環境保全の現況と対策

### (1) 赤潮・貝毒及び油濁の発生状況

赤潮については、令和5年度県内沿岸で23件が確認され、その状況は表2.3-49のとおりである。確認されたプランクトンは8属8種で、このうち有害種ではシャットネラ属が6件、ヘテロシグマアカシオが3件、コクロディニウムポリクリコイデスが2件、カレニアミキモトイ5件が発生し、カレニアミキモトイ、ノクチルカシンチランスの赤潮で漁業被害が発生した。

貝毒については、佐伯市南部海域で採取された天然アサリから国の規制値

(4MU/g) を超える麻痺性貝毒が検出され、天然二枚貝の採捕・出荷の各自主規制措置を以下のとおり行った。

・天然二枚貝：自主規制期間 R6.1.10～R6.2.21（毒力77.4MU/g）

\*3週連続で規制値を下回り、安全性が確認された際に自主規制措置を解除

なお、平成11年から継続して採捕・出荷の自主規制措置が行われている佐伯市蒲江森崎地先のムラサキガイについては、安全性が認められないことから継続して自主規制措置が行われている。

油濁については、令和5年度は漁業被害を伴う油の流出はなかった。

表 2.3-49 赤潮発生状況

(令和5年度)

発生期間	発生海域	赤潮構成種名	漁業被害の有無
5/22～7/3	豊後水道(猪串湾)	ケラチウム属	無
6/19～7/31	豊後水道(猪串湾)	ヘテロシグマ アカシオ	無
6/26～8/10	豊後水道(佐伯湾)	カレニア ミキモトイ	無
6/28～8/30	豊後水道(入津湾)	ケラチウム フルカ	無
7/5～7/26	豊後水道(米水津湾)	ヘテロシグマ アカシオ	無
7/12～7/27	豊後水道(入津湾)	ヘテロシグマ アカシオ	無
7/19～8/7	豊後水道	シャットネラ属	無
7/19～8/30	周防灘	シャットネラ属	無
7/19～8/30	周防灘、伊予灘	シャットネラ属	無
7/20～8/30	別府湾	シャットネラ属	無
7/26～8/30	豊後水道(臼杵湾)	カレニア ミキモトイ	無
8/1～8/17	豊後水道(佐伯湾)	シャットネラ属	無
8/1～9/4	周防灘	カレニア ミキモトイ	無
8/4～8/22	別府湾	コクロディニウム ポリクリコイデス	無
8/7～10/4	豊後水道(入津湾)	シャットネラ属	無
8/10～8/30	豊後水道(臼杵湾)	コクロディニウム ポリクリコイデス メソディニウム ルブラン	無
8/30～10/4	豊後水道(入津湾)	プロロセントラム シグモイデス	無
8/31～9/27	豊後水道(佐伯湾)	メソディニウム ルブラン	無
9/12～10/16	豊後水道(佐伯湾)	カレニア ミキモトイ	有
9/26～10/11	豊後水道(入津湾)	カレニア ミキモトイ	無
10/9～10/16	豊後水道(佐伯湾)	ノクチルカ シンチランス	有
10/23～10/30	豊後水道(佐伯湾)	ノクチルカ シンチランス	無
1/29～	豊後水道(猪串湾)	ケラチウム属	無

### (2) 漁業公害調査と指導

水産研究部により、内水面3定点において水温、pH、DO等の定期観測を行うとともに、県漁協各支店から環境情報の提

供を受けるなど漁場環境の監視、情報収集等を行った。

### (3) 赤潮情報交換と予察

赤潮の発生に伴う漁業被害の防止と軽減を目的に、連絡体制の整備を行うとともに、市町村、漁協等を対象とした研修会を開催した。

また、赤潮発生機構の解明を図るため、水産研究部及び同北部水産グループにより、プランクトンの発生状況、水質等に関する定期調査を実施した。

### (4) 沿岸漁場保全対策

生活関連廃棄物の堆積等により効用の低下している沿岸漁場の生産力を回復させるため、漁場の保全対策を講じている。

#### ア 漁場クリーンアップ事業（非公共）

令和5年度は、1市で有害生物の駆除を実施した。

#### イ 漁民の森づくり活動推進事業（非公共）

豊かな漁場を維持するうえで、重要な役割を果たす森林を育成保護することを目的に、令和5年度は1地区で下刈り等を実施した。

## 10 公害被害の救済の状況

### ア 制度の沿革

公害による健康被害者については、「公害健康被害の補償等に関する法律」で保護されているが、大分県は、この法律の適用を受ける地域として指定されていない。

しかし、県は独自に、原因者が不明の公害による被害の救済を図るために、昭和48年12月に、「大分県公害被害救済措置条例」を制定するとともに、大分県公害被害救済等基金を設置した。この制度では、大気汚染による健康被害及び水質汚濁による漁業被害を救済の対象としているが、健康被害については、条例の適用を受ける地域を指定していないので、具体的に運用されたことはない。

漁業被害については、県の沿岸海域を救済対象地域とし、救済制度の適用を受ける漁業被害の原因を、油濁、赤潮、水

質又は底質の悪化及び有害物質の蓄積の4種類に限定している。救済の対象者は、これらにより被害を受けた漁業者又は漁業協同組合である。

なお、漁業被害の救済対象のうち油濁被害については、昭和50年3月に「財団法人漁業油濁被害救済基金」（平成23年10月より「財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構」に組織改正）が設置され、被害の救済が図られるようになり、この基金の適用を受けるものは、これに移行した。

また、異常かつ長期間にわたる赤潮被害対策として、昭和52年3月に「大分県公害被害救済等基金条例」等の一部を改正し、赤潮の発生に伴う漁業環境保全事業及び赤潮被害緊急防止事業に対して補助金を交付できることとした。

さらに、平成17年は陸上養殖魚類にも赤潮による大きな被害が発生したことから、平成17年9月に条例を改正し、陸上養殖魚類に対しても被害の救済が図られるようになった。

### イ 基金の運用

公害被害救済等基金は、当面、漁業被害に係る救済事業を行うため、昭和49年度以降、県、沿岸市町村（22旧市町村）及び関係企業（沿岸部市町村に立地する主要企業）からの拠出金により積立てを行ってきたが、昭和60年度には目標額の5億円に達し、現在では、その果実で運用している。

### ウ 漁業被害の救済の状況

公害被害救済等基金による漁業被害補填状況、赤潮被害対策事業の補助金の交付状況は表2.3-50、表2.3-51に示すとおりであり、これまでに約531百万円の被害補填、約7百万円の補助金の交付を行っている。

表 2.3-50 漁業被害の補填状況

(昭和 50 年度～令和 5 年度)

年度	被害発生期間 (月日)	関係支店数 (関係漁協数)	申請件数	申請被害額 (千円)	補填額 (千円)
50	5. 25-6. 30	6	263	13, 511	10, 162
51	5. 24-9. 12	7	217	38, 978	24, 235
52	5. 12-7. 10	1	96	9, 414	8, 065
54	8. 13- 8. 23	3	3	123, 790	27, 100
56	6. 9-6 28	7	589	69, 271	14, 855
57	7. 26-8. 2	11	139	255, 783	16, 993
60	7. 11-8. 19	26	499	486, 373	56, 793
61	7. 19-8 20	6	67	35, 003	8, 490
元	8. 4-8. 19	3	69	31, 041	12, 199
3	10. 18-10. 19	1	1	17, 403	6, 021
9	7. 16-7. 25	1	3	4, 518	2, 623
10	8. 16-8. 22	2	2	1, 432	1, 031
13	7. 29-8. 10	2	1 2	152, 816	5, 153
15	8. 7-8. 9	1	1	1, 496	667
17	7. 25-8. 10	3	19	353, 743	50, 076
18	5. 16-6. 5	2	4	17, 800	4, 000
	7. 20-8. 7	7	13	156, 262	43, 403
19	7. 1-7. 10	1	6	113, 403	18, 036
	7. 10-7. 12	1	4	2, 929	1, 925
20	3. 17-6. 3	2	3	10, 659	2, 982
	7. 2-8. 6	7	8	80, 831	20, 597
21	7. 17-7. 30	2	3	24, 736	7, 764
22	8. 27-9. 24	2	13	17, 134	5, 072
23	7. 14-9. 22	4	7	7, 058	3, 757
	1. 20	1	1	260	204
24	6. 14-8. 7	6	9	234, 647	59, 414
26	7. 26-9. 1	3	3	21, 897	7, 528
27	7. 20-7. 30	2	2	1, 972	801
28	3. 29-7. 22	2	46	280, 432	50, 930
	7. 3-7. 25	2	2	17, 315	4, 484
	9. 6-9. 21	1	1	181	0
29	7. 12-9. 21	3	4	83, 483	20, 275
	7. 20-8. 28	2	8	32, 584	6, 164
	7. 19-9/4	2	4	79, 213	18, 469
	12. 1-12. 13	1	2	2, 078	1, 000
30	6. 21-7. 9	2	2	2, 732	1150
	6. 23	1	1	329	270
	8. 20-8. 30	1	1	1, 147	600
R元	7. 24-9. 2	2	3	15, 400	4, 326
R3	2. 18	1	1	154	70
R4	9. 10-9. 13	1	1	341	277
	9. 7-9. 14	1	3	2, 267	1, 313
R5	9. 23-9. 27	1	2	2, 259	770
	10. 9	1	1	920	492
合計		144	2, 138	2, 804, 995	530, 536

備考 上記の表に記載のない年度は、被害額の申請がなかった。

表 2.3-51 赤潮被害対策事業の補助金交付状況

(昭和 60 年度～令和 5 年度)

年度	被害発生期間 (月日)	関係支店数 (関係漁協数)	事業実施件数	補助金申請額 (千円)	補助金交付額 (千円)
60	7.16-8.13	2	3	1,300	1,300
61	7.30-8.21	3	4	1,085	1,085
元	8.31-9.6	2	2	1,919	1,919
10	8.16-8.25	1	2	806	806
17	7.27-8.16	2	2	1,240	1,240
18	7.20-8.10	1	1	520	520
20	7.31-8.11	1	1	570	570
合計		12	15	7,440	7,440

備考 上記の表に記載のない年度は、補助金の交付申請がなかった。

## 第 2 項 豊かな水環境の創出

公共用水域の水質は、近年概ね良好に推移しているものの、一部の河川では「昔のように魚が泳いでいない」「ホタルがいなくなった」等の声があり、現状の水質データと県民の意識には乖離が見られる。

また、本県の豊かな水環境を保全・創出していくためには河川ごとに流域住民、事業者、行政等が連携して多様な取組を行う必要がある。

### (1) 現状及び課題

身近な河川等の水環境を保全するためには、流域住民が主体的・継続的に水環境保全活動が行うことができる仕組みづくりが必要である。

各河川の流域を取り巻く水環境は、地形をはじめ、文化や歴史等が異なるため、流域毎に取り組む必要がある。

### (2) 豊かな水環境創出に向けた取組

平成 26 年度から筑後川、大分川、大野川、犬丸川をモデル河川に指定して、流域住民の水環境保全活動に積極的に支援・協働している。令和 4 年度は各モデル河川において河川ごみ実態調査を行ったほか、次のとおり取組を行った。

①筑後川 平成 26 年度に、12 団体により発足した「未来へつなごう豊かな水環境上流ネット」は、九重ふるさと祭りや中津江ふるさと祭り等での啓発物品の配布や、環境教育に取り組んだ。

②大分川 平成 26 年度に、14 団体により発足した「豊かな水環境創出ゆふいん会議」は、外来藻の除去活動や金鱗湖美化プロジェクトを実施した。

令和元年度に、11 団体により発足した「挟間水辺空間利活用推進会議」は、環境学習として、大分川親子釣り教室等を行った。

同じく令和元年度に 21 団体により発足した「庄内『水の輪』会議」は、河川清掃や不法投棄廃棄物の撤去事業計画を推進している。

③大野川 平成 10 年度に、13 団体により発足した「大野川流域ネットワーク」は、高齢化や後継者不足により活動を実施できていない。

④犬丸川 平成 26 年度に、6 団体により発足した「豊かな水環境創出 五十石川等流域会議」は、流域において、小学生による河川調査隊活動を行った。

### (3) 浄化槽整備との連携

豊かな水環境の創出のために、河川等公共用水域の水質の改善は必須である。本県は、河川の上流域ほど生活排水処理率が低い傾向であるが、良好な水質を保全し、清流を維持するためには、これらの地域において生活排水処理施設の整備を着実にすすめ、生活排水処理率の向

上を図ることが重要である。特に、下水道等集合処理施設の整備計画がない地域では、戸別に合併処理浄化槽を設置していかなければならない。

こうした中、流域住民等の活動に対する積極的な支援・協働の一つとして、平成26年度から、モデル河川の流域を有する市町の住宅において、既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を合併処理浄化槽に設置替えをする場合、当該市町と協力して補助金額の上乗せを行った。さらに、平成29年度からは補助金額の上乗せ対象地域を、大分県内全域に拡充した。本取組により個人負担が軽減されることから、合併処理浄化槽への転換が積極的に実施され、生活排水処理率の更なる向上を目指している。

### 第3項 土壤環境保全対策等の推進

#### 1 土壤汚染対策の推進

##### (1) 土壤汚染対策法

近年、土壤汚染対策の確立を求める社会的要請が強まる中、人の健康の保護と環境の保全を確保するため、土壤汚染の状況の調査、土壤汚染に係る区域の指定等を内容とする「土壤汚染対策法」が、平成15年2月15日から施行された。

また、平成29年5月19日に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、平成30年4月1日に2段階施行の第1段階が、平成31年4月1日に第2段階が施行された。改正法では、土壤汚染状況調査の対象となる土地の拡大や汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等、土壤汚染に関するより適切なリスク管理を推進する措置が講じられた。

土壤汚染対策法（以下この項において「法」という。）では、土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害があるおそれがある26物質（鉛、砒素、クロロエチレンその他の物質等）を特定有害物質として指定している（平成31年4月1日シス-1, 2-ジクロロエチレンを1, 2-

ジクロロエチレンに変更）。特定有害物質によるリスクについては、汚染土壤から溶出することにより汚染された地下水を摂取することによるリスクと、汚染された土壤から直接摂取するリスクに分けて考えられており、地下水経由のリスクについては、26物質全てにおいて土壤溶出量の基準が、直接摂取のリスクについては、重金属等9物質において土壤含有量の基準が定められている（令和6年4月1日現在）。

#### ア 土壤汚染状況の把握

土壤汚染の状況を把握するため、一定の機会をとらえて土壤の汚染状況の調査を行うことが定められている。具体的には、以下に示す場合において調査を行うこととなる。

##### (7) 有害物質使用特定施設の使用を廃止する場合（法第3条）

有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造、使用又は処理するもの）の使用が廃止された場合、その土地の所有者等に調査の義務が発生する。

令和5年度において、該当事例は1件（うち大分市1件）であった。

##### (4) 土地の形質変更の際し汚染のおそれがある場合（法第4条）

一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更を行う場合、工事に着手する30日前までに都道府県知事に届出を行うことが義務づけられている。この届出において、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認める場合、土壤汚染の調査命令を発出する。

令和5年度には218件（うち大分市72件）の形質変更の届出があった。

##### (7) 人の健康被害が発生するおそれがある場合（法第5条）

土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして、都道府県知事が認める場合、土地の所有者に調査を命ずることができる。

なお、これまで県内で法第5条の規定に基づき調査命令が発出された事例はない。

#### (イ) 自主検査において汚染が判明した場合（法第14条）

上記（ア）～（ウ）の場合によらず、自主的に行った土壌検査において汚染が判明した場合、当該土地の区域指定を申請することが出来る。

令和5年度において、申請はなかった。

### イ 区域指定

土壌の汚染が判明した場合、その汚染状況により区域指定を行うこととなる。汚染土壌の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域は要措置区域に、汚染土壌の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域は形質変更時要届出区域に指定される。要措置区域に指定された場合は、土壌の浄化、汚染物質の封じ込め等の汚染の除去等の措置が指示される。

令和5年度末現在、要措置区域が1件（うち大分市0件）、形質変更時要届出区域が17件（うち大分市5件）指定されている。令和5年度中に新たに指定されたのは、形質変更時要届出区域が1件（うち大分市1件）である。

### ウ 汚染土壌の処理

区域指定を受けた場所において汚染土壌を掘削除去する場合等、汚染土壌を区域外に搬出する際には特定有害物質等の飛散や地下への浸透を防止する措置を講ずる必要がある他、搬出した汚染土壌の処理を汚染土壌処

理業者へ委託しなければならない。

現在、県内の汚染土壌処理業者は、埋立処理施設3業者（うち大分市2業者）、セメント製造施設1業者の計4業者が存在する。

#### (2) 農用地における土壌汚染対策

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」によりカドミウム、銅及び砒素が特定有害物質として定められており、必要に応じて土壌汚染防止対策を実施している。

県内では、長谷緒地域（豊後大野市緒方町）が昭和58年3月に「農用地土壌汚染対策地域」に指定されたが、昭和61年度から平成2年度まで公害防除特別土地改良事業を実施し、確認調査結果に基づき、平成6年3月に対策地域指定が解除されたので、現在、県内には指定地域はない。

### 2 地盤沈下対策

「工業用水法」及び「ビル用水法」により、地下水の採取規制が行われてきたが、未然防止の面からは十分でなく地盤沈下とこれに伴う被害が著しく、緊急に防止する必要のある地域も見られるため、昭和56年11月に地盤沈下防止等対策関係閣僚会議が設置された。その後、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部については、地盤沈下防止等対策要綱に基づき各種対策が講じられ今日に至っている。

なお、県内においては、顕著な地盤沈下の事例は見られない。

## 第5節 化学物質等に係るリスクコミュニケーション

### 第1項 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進

人類がこれまでに作り出した化学物質は膨大な数にのぼり、さらに年々新しい化学物質が開発されている。これら化学物質は、様々な用途に有用性を持ち、現代生活のあらゆる面で利用され、人類の生活の向上に寄与している。その反面、化学物質の中には、その製造、流通、使用、処理等のあらゆる過程で環境中に放出され、環境中での残留、食物連鎖による生物濃縮などにより、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあり、これらの有害物質による環境汚染が強く懸念されることから、種々の調査・対策を行っている。

#### 1 化学物質対策

##### (1) ダイオキシン類対策

###### ア ダイオキシン類対策の概況

ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、廃棄物など物の焼却の過程で非意図的に生成してしまう物質である。環境中の濃度は微量であり、通常の生活における暴露レベルでは、健康影響を生じるおそれは低いが、発がん性や催奇形性を有することから、適切な対応が求められている。

このため国においては、平成11年3月のダイオキシン対策関係閣僚会議において、平成14年度までにダイオキシン類の排出総量を平成9年に比べて約9割削減することを目標とする「ダイオキシン対策推進基本指針」を策定した。さらにダイオキシン対策の一層の推進を図るため、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定し、平成12年1月から施行された。

法では、耐容1日摂取量(ヒトが一生涯にわたり毎日摂取し続けても健康に対する有害な影響がないと判断される1日当たりの摂取量)や大気、水質、土壌の環境基準が定められるとともに、廃棄物焼却炉等の排出ガス・排

出水の規制基準、汚染土壌等に関する措置等が定められた。

これを受けて県では、市町村等のごみ焼却施設に対する削減指導を行うなど、ダイオキシン類の主要な発生源である廃棄物焼却炉の指導を強化した。

また、知事に環境中のダイオキシン類の常時監視が義務づけられたことから、平成12年度から廃棄物焼却施設の周辺地域や一般の環境における大気、河川、海域、土壌等について総合的に調査を実施し、結果を公表している。

これらの対策の結果、令和4年の全国でのダイオキシン類の排出量は105～107g-TEQ/年であり、平成15年から約73%減少し、平成9年からは約99%減少した。

###### イ 調査結果概況

県下のダイオキシン類汚染の実態を把握するため、令和5年度は県下の大気、河川、湖沼、海域の水質と底質、地下水及び土壌の一般環境調査及び発生源周辺環境調査を実施した。環境基準を表2.3-52に示す。

なお、大分市内の調査は、大分市等が実施した。

表2.3-52 ダイオキシン類の環境基準

環境質	基準値
大気	年平均値 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質	年平均値 1pg-TEQ/L以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
底質	150pg-TEQ/g以下
備考	
1	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値(TEQ)とする。
2	大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
3	土壌については、環境基準が達成され

ている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

4 耐容1日摂取量(TDI)は、4pg-TEQ/kg/日である。

## (7) 大気

県下の6市9地点において、一般環境及び発生源周辺の大気環境調査を実施した。

各調査地点の年平均値を資料編表 大気 11(1)大気に示す。各地点の年平均値は、0.0049～0.015pg-TEQ/m<sup>3</sup>の範囲内にあり、全ての調査地点で環境基準(年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であることを達成した)。

## (イ) 水質

14河川15地点、1湖沼1地点、2海域2地点、地下水19地点において水質調査を実施した。各地点の測定値は0.021～1.5pg-TEQ/Lの範囲内にあり、地下水1地点で1.5pg-TEQ/Lと環境基準(1pg-TEQ/L以下であることを超過した)を超過した。当該地点は平成16年度の概況調査で環境基準を超過したため、大分市が継続調査を実施している。調査結果は資料編表 大気 11(2)水質 に示す。

## (ウ) 底質

11河川12地点、1湖沼1地点、2海域2地点において底質調査を実施した。各地点の測定値は0.19～13pg-TEQ/gの範囲内にあり、全ての調査地点で底質の環境基準(150pg-TEQ/g以下であることを達成した)を達成した。調査結果は資料編表 大気 11(3)底質 に示す。

## (エ) 土壌

公園等7地点において土壌調査を実施した。各地点の測定値は0.00095～0.17pg-TEQ/gの範囲内にあり、全ての調査地点で土壌環境基準(1,000pg-TEQ/g以下であることを

達成した)。

調査結果は資料編表 大気 11(4)土壌に示す。

## ウ 特定事業場の監視・指導

### (7) 特定施設の届出状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出の状況は、表 2.3-53 及び表 2.3-54 に示すとおり、大気基準適用施設は52特定事業場の71特定施設、水質基準適用施設は9特定事業場の21特定施設である。

### (イ) 特定施設設置者による測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設の設置者は、毎年1回以上ダイオキシン類の測定を行い、その結果を知事(大分市内は大分市長)に報告し、知事(大分市長)はその結果を公表することとなっている。

令和5年度の排ガスの測定結果については60施設から報告があり、測定結果は、0～8.1ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>の範囲であった(表 2.3-55 参照)。

排水水の測定結果は、4特定事業場から報告があり、全ての事業場で排水基準に適合していた(表 2.3-56 参照)。

ばいじんの測定結果は41施設から報告があり、測定結果は0～53ng-TEQ/gの範囲であった(表 2.3-57 参照)。

焼却灰及び燃え殻の測定結果は、43施設から報告があり、測定結果は0～1.4ng-TEQ/gの範囲であった。(表 2.3-58 参照)

なお、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰及び燃え殻のうち、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを越えるものは、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物として取り扱われる。

(2) 化学物質に関する環境汚染実態調査

国は、昭和49年度から化学物質環境汚染実態調査により化学物質の一般環境中の残留状況を調査し、公表している。平成14年度からは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」や環境リスク評価等の施策に直結するための

初期環境調査、詳細環境調査及びモニタリング調査が実施されている。

本県では、大分川河口の水質、底質、魚類(スズキ)について、環境省から試料採取の委託を受け、さらに平成22年度より大気についても試料採取を行い、化学物質環境汚染実態調査を実施している。

表 2.3-53 大気基準適用の特定施設

特定施設の種類の		特定施設数	特定事業場数
廃棄物焼却炉（焼却能力別）	4000kg/時以上	11 (9)	5 (4)
	2000kg/時以上4000kg/時未満	12 (2)	7 (2)
	2000kg/時未満	43 (13)	36 (10)
焼結鉱の製造用焼結炉		2 (2)	1 (1)
アルミニウム合金の製造用溶解炉		2 (0)	2 (0)
アルミニウム合金の製造用焙焼炉		1 (0)	1 (0)
合 計		71 (26)	52 (17)

注1) 令和6年3月31日現在 注2) 特定事業場数には重複がある。 注3) ( )内は大分市分

表 2.3-54 水質基準適用の特定施設

特定施設の種類の		特定施設数	特定事業場数
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		1 (1)	1 (1)
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち	イ 廃ガス洗浄処理施設	9 (9)	3 (3)
	ロ 湿式集じん施設	7 (7)	2 (2)
廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設（汚水又は廃液を排出するもの）		1 (1)	1 (1)
ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設		0 (0)	0 (0)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		3 (3)	2 (2)
合 計		21 (21)	9 (9)

注1) 令和6年3月31日現在 注2) 特定事業場数には重複がある。 注3) ( )内は大分市分

表 2.3-55 排ガス測定結果の報告内容

(単位：ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>)

特定施設の種類の		報告施設数	測定結果	基準値	
廃棄物焼却炉（焼却能力別）	4000kg/時以上	11 (9)	0～0.013	既設：1	新設：0.1
	2000kg/時以上4000kg/時未満	11 (1)	0.0000015～0.23	既設：5	新設：1
	2000kg/時未満	33 (11)	0.00000040～8.1	既設：10	新設：5
焼結鉱の製造用焼結炉		2 (2)	0.0000040～0.021	既設：1	新設：0.1
アルミニウム合金の製造用溶解炉		2 (0)	0.0019～0.55	既設：5	新設：1
アルミニウム合金の製造用焙焼炉		1 (0)	0.0081	既設：5	新設：1
合 計		60 (23)	—		

( )内は大分市分

表 2.3-56 排出水の測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類の		報告施設数	測定結果
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		0 (0)	—
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設		2 (2)	0.0014～0.0061
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		2 (2)	0.00091～0.03
合 計		4 (4)	—

( )内は大分市分

表 2.3-57 ばいじんの測定結果

特定施設の種類の		報告施設数	測定結果
廃棄物焼却炉 (焼却能力別)	4000kg/時以上	5 (3)	0.28~2.9
	2000kg/時以上4000kg/時未満	10 (0)	0.048~12
	2000kg/時未満	24 (7)	0~53
アルミニウム合金の製造用溶解炉		1 (0)	0.0092
アルミニウム合金の製造用焙焼炉		1 (0)	0.0030
合 計		41 (10)	-

(単位: ng-TEQ/g)

( )内は大分市分

表 2.3-58 焼却灰等の測定結果

特定施設の種類の		報告施設数	測定結果
廃棄物焼却炉 (焼却能力別)	4000kg/時以上	7 (5)	0~0.27
	2000kg/時以上4000kg/時未満	7 (1)	0.000000084~0.016
	2000kg/時未満	29 (9)	0~1.4
合 計		43 (15)	-

(単位: ng-TEQ/g)

( )内は大分市分

## 2 化学物質の適正管理(PRTR 制度)

平成 11 年 7 月、有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質管理の改善を促進し、環境の保全上、化学物質による支障が生ずることを未然に防止することを目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」が成立した。

化管法で定められた PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物等に含まれて事業所外に運び出されたかなどのデータを事業者自らが把握し、都道府県を經由して国に届出を行う仕組みである。届出を受けた国は、事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づいて、排出量・移動量を集計し、公表することとなっている。

令和 4 年度の排出量等の集計結果は、表 2.3-59 のとおりである。

なお、PRTR 制度の届出の対象は当初 354 物質であったが、平成 20 年度及び令和 3 年度に化管法施行令が改正され、令和 6 度分 (5 年度把握分) の届出からは 515 物質となっている。

表 2.3-59 令和 4 年度集計結果

	全国	大分県
届出事業所数(事業所)	32,209	368
届出物質種類数(物質)	432	149
排出量(千トン)	122	1.3
移動量(千トン)	247	1.8

## 3 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進

### (1) GAP 手法による農業生産工程管理の普及推進

GAP(Good Agricultural Practice 以下「GAP」という)手法とは、生産者自らが、食品の安全性の確保、品質の改善、環境保全等様々な目的を達成するための「農業生産工程管理手法(プロセスチェック手法)」である。

従来の収穫後に検査を行う管理方法(ファイナルチェック)に対し、GAP は農作業の各工程でのリスクを記録・評価・点検しながら改善していく管理方法であり、確実に実施することで環境負荷の軽減及び農産物の安全性を確保することを目指している。

本県では、平成 20 年度から県内の生産地・生産者に対し、GAP の導入推進を図っており、令和 6 年 3 月現在、県内の GAP 認証取得農場数は 221 農場となっている。

(2) **農薬危害防止等の対策に係る最近の情勢**

農薬は、農業生産の安定を図る上で重要な資材であるが、その使用方法を誤ると、人畜、水産物への被害や残留による食品、土壌、水質の汚染等、人の健康や生活環境保全上の問題が生じてくる。

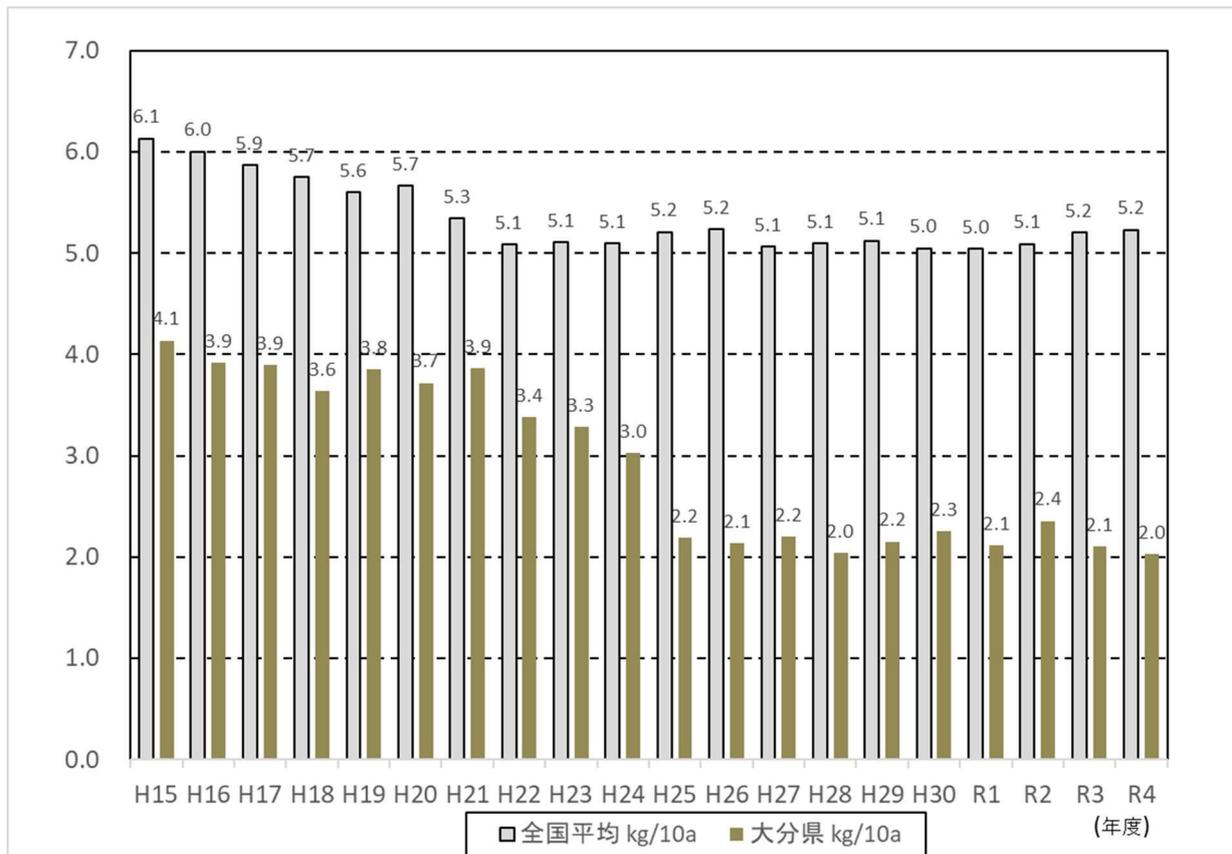
このため、農薬による危被害の防止には諸般の対策が講じられており、特に農作物、土壌の汚染及び水質の汚濁等で問題のある農薬は、農薬取締法において使

用規制を設けるなど厳しい措置がとられている。

また、平成 30 年 12 月及び令和 2 年 4 月に施行された改正農薬取締法では、主に農薬の安全性向上や農薬の使用に関する見直しが行われている。

県内における単位面積当たりの農薬の使用量は減少傾向にあり、環境保全型農業の拡大等により、図 2.3-60 のとおり全国平均より少ないレベルで推移している。

図 2.3-60 10a 当たり農薬使用量 (kg) の推移 (大分県と全国平均の比較)



(出荷量で推定、過去 20 年分、農薬要覧(日本植物防疫協会発行)から)

(3) **肥料・農薬の使用量低減及び農薬安全使用対策**

肥料・農薬の使用量低減及び農薬の適正使用、安全使用を図るため、県下全域を対象に以下のとおり対策を実施した。

**ア 環境保全型農業の推進**

化学合成農薬及び化学肥料を使用

しない有機農業推進のため、令和 4 年 3 月に「第 3 次大分県有機農業推進計画」を策定・公表し、普及拡大に取り組んでおり、令和 6 年 3 月末での有機 JAS 認証取得面積は 296ha となっている。

化学合成農薬のみに頼らない総合的な病虫害防除技術として、IPM(総合

的病害虫・雑草・管理技術)の導入を進めており、令和6年3月に「大分県病害虫総合防除計画」を策定し、化学農薬の使用量低減を目指している。

令和4年4月に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)が成立した。これを受け、令和4年12月に大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画を策定し、農林漁業者の環境負荷低減事業活動の取組を推進している。

### イ 防除指導指針の策定

「大分県主要農作物病害虫及び雑草防除指導指針」をインターネットで公開し、農薬の適正かつ安全な使用を推進するとともに、関係者へ広く速やかな情報提供を図った。

### ウ 農薬危害防止運動の実施

農薬による危害を未然に防止するため、6月～8月を農薬危害防止運動期間に定め、ラジオCMやポスター等による広報を行うとともに、振興局等関係機関が講習会等において運動の徹底を図った。

### エ 農薬の適正使用指導の実施

農薬の適正使用の徹底を図るため、GAP手法の実践推進や各種研修会等を通じ、生産者や指導者等に対し、各地域、各機関での指導を行った。

また、近年、小型無人機(ドローン)による農薬散布が普及しつつあることから、平成22年に定めた「無人ヘリコプター利用による農薬散布指導に関する基本方針」を平成28年8月に「無人航空機利用による農薬散布指導に関する基本方針」に改正し、無人ヘリコプターに加えてドローン利用による農薬散布の安全性確保と適正な防除の実施を進めた。同方針は、国の新ガイドライン通知に伴い、令和元年9月に改正した。

### オ 農薬指導取締

農薬販売業者を対象に、農薬の危害防止や適正流通及び農薬の適正使用促進を図るため、必要に応じて立入検査を行い、農薬の販売、保管管理及び農薬取締法遵守の徹底に努めた。

また、ゴルフ場業者に対しては、「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」に基づき農薬使用実績の報告を受けるとともに、必要に応じて立入検査を行い、農薬の使用方法や保管管理等について指導を行った。

### カ 大分県農薬指導士の認定

昭和62年度から始まったこの制度は、農薬販売業者、防除業者等の農薬取扱者及び指導者の資質向上と農薬安全使用の促進を図るため、農薬指導士養成研修及び認定試験を実施するものである。平成15年度からは期限を設けない認定制度であったが、認定者の定期的な資質向上を図るため、平成30年度から、3年ごとの更新制を導入した。令和6年3月末現在、合計1,307名となった。

## 第2項 放射線の監視体制の充実

### 1 環境放射能監視の現況

環境中には、様々な形で放射性物質や放射線が存在し、我々は常に放射線等にさらされて生活している。呼吸あるいは飲食によって取り込んだ放射性物質によって体内から放射線を受け、また、宇宙や大地など体外からも放射線等を受けているが、通常放射線量のレベルであれば、健康上の支障は生じないものと考えられている。

一方、原子力の平和利用の拡大等に伴い、環境中の放射線量や放射性物質濃度等を監視する必要性が高まったことから、本県では、昭和62年12月に科学技術庁(現文部科学省)からの委託を受け、昭和63年度から環境放射能の監視を開始し、継続し

て空間放射線量率と環境試料中の放射性物質の測定を行っている（現在は、原子力規制庁からの委託）。

また、平成23年3月12日に発生した東京電力株式会社福島第1原子力発電所の事故を受けて、平成24年4月から、モニタリングポストを4局増設し、県内5局で空間放射線量率を常時監視しており、降下物等の測定結果とともにホームページにて情報提供を行っている。

#### (1) 空間線量率の現況

空間放射線量率の測定は、空間における放射線の量を調べるもので、連続測定を行うモニタリングポストと運搬可能な計測器であるサーベイメータにより測定している。モニタリングポストは、大分県内5局（衛生環境研究センター（大分市）、大分市立佐賀関小学校（大分市）、大分県立佐伯豊南高等学校（佐伯市）、大分県日田総合庁舎（日田市）、大分県立国東高等学校（国東市））に設置しており、年間の空間放射線量率は資料編 表 大気8のとおりで異常は認められなかった。

なお、モニタリングポスト設置市を除く県内各市町村においてサーベイメータによる地上1mの地点での空間放射線量率の測定を年4回実施したが、異常は認められなかった。

#### (2) 環境試料中の放射能の現況

環境試料中の放射能は、雨水に含まれる全ベータ放射能測定と各種環境試料中の核種分析（放射性ヨウ素131、セシウム134、137等）を行っている。

#### (2) 各種環境試料中の核種分析

大気浮遊じん、降下物、上水、牛乳、野菜類、精米及び土壌の環境試料中に含まれる放射性ヨウ素131、セシウム134、137等を人工放射性物質の指標としてゲルマニウム半導体検出器により測定している。

令和5年度の調査では、土壌から人工放射性物質が検出されたが、過去の測定値の範囲内であった。環境試料中の放射性物質測定結果は、資料編 表 大気10のとおりである。

## 2 調査結果

#### (1) 全ベータ放射能調査

降雨ごとの雨水に含まれる全ベータ線の量をベータ線自動測定装置により測定している。大分市（衛生環境研究センター）で、1日あたり1mm以上の降水のあった86検体について測定した結果は、資料編 表 大気9のとおりで、特に異常は認められなかった。

## 第4章 豊かな自然の保全と活用

### 第1節 生物多様性の保全・回復の推進

大分県は、九州本島の北東部に位置し、北と東は周防灘、別府湾、豊後水道の海域に面し、西と南は英彦山、津江山系、くじゅう山群及び祖母傾山系の山岳地帯で囲まれている。地形が複雑で山地や台地が多く、平野は比較的少ない。山地では、広大な高原を山裾に持つくじゅう山群や由布・鶴見岳のほかに、北西に英彦山・犬ヶ岳山系、東南は急峻な山々の連なる祖母・傾山系がその代表である。台地では玖珠地方や耶馬溪地方を中心に、溶岩台地がつくる独特な山容である古い堆積層や溶岩が差別侵食されて生じた奇岩が林立し、優れた景観をつくっている。一方、県南部のリアス式海岸は、中生代、古生代の堆積性の地質からなっており、火山活動による地形造成が広範に見られる本県にとって、特異な地形の代表とされている。

こうした特徴的な地形が気候にも影響し、県内の気候区は、山地型をはじめ準日本海型、内海型、南海型及び内陸型気候区と、県土面積の割には、比較的多くの気候区に分けられている。

また、これらの環境条件は、動植物の分布にも影響を与えている。植生では、県南部海岸にアコウ、ピロウなどの亜熱帯性植物やウバメガシ林、ハマビワ林などの暖地性植生が見られ、内陸部の標高1,000m以上の山地帯では、ブナ林やミズナラ林などの温帯性植生やミヤマキリシマ、コケモモなどが群生する九州山頂帯植生がある。動物では、国指定特別天然記念物のニホンカモシカやオオサンショウウオも生息している。

更に、温泉資源も豊富で、源泉数及び湧出量ともに全国一（令和5年3月31日現在）である。その利用方法も古くからの浴用、飲用のほか、最近では温泉資源を生かした地熱発電、施設園芸など多岐にわたって開発が進められており、全国的な注目を集めている。

このように大分県の自然環境は全般的に優れているが、これは原生的な手つかずの自然が単に豊富に存在することを意味するもので

はなく、長い人類の歴史の中で、自然と人間が共存してきた結果として自然状態が良好に保たれてきたことを意味する。広大な草原景観を全国的に誇る久住・飯田高原の自然は、地域の人びとによって慣習的に続けられている火入れ、放牧と採草によって維持されており、里山の雑木林は、薪炭林として伐採が繰り返されていたものが、再生林として自然林状態に復元している姿である。ただ、最近では、過疎化に伴い畑跡地が森林化するなど、自然環境を構成する要素にも変化が見られる。

全国的に危惧されている優れた自然林の消失は、本県でも例外ではない。祖母・傾山系の山肌を覆うブナ・ツガなどの原生林は、伐採等により著しく減少しており、そこに生息する動物の生息域が分断されたり、狭められたりしている。県北の英彦山・犬ヶ岳山系の谷や山腹は伐採と人工林の植林の結果、原生林は稜線近くに帯状に残っているにすぎない。広大な山裾をひろげる久住・飯田の高原も、草原の減少や農道を含む道路網の整備等により、自然環境は変容してきている。また、公共、民間を問わず、都市周辺における各種の開発が、自然環境や生活環境を変化させている。

私たちは、この豊かな自然を利用して、農林水産業をはじめ多くの産業を発展させ、多様な気候や地理的特性のもとで地域色豊かな文化を育むなど、自然の恩恵を受けて生活を営んできた。しかし、経済性や効率性を優先した開発や乱獲等による直接的な自然の減少や、里山の荒廃等に見られるような人が手を加え保持してきた自然の減少、さらに、人為によって移入された外来生物等による生態系のかく乱など、豊かな自然と生物の多様性を危うくする状況が進行している。

## 第1項 自然公園等の保護・保全

### 1 自然公園等の現況

本県には、自然環境に恵まれた地域が数多く存在し、国及び県は、これらの地域を自然公園、自然環境保全地域等に指定して保護、管理することにより、自然環境の保全に努めている。これらの地域の概況は、次のとおりである。

#### (1) 自然公園の現況

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域を自然公園に指定している。自然公園には、我が国の風景を代表する国立公園、これ

に準ずる国定公園及び都道府県の風景を代表する都道府県立自然公園がある。

令和5年度末現在の本県の国立公園は、瀬戸内海及び阿蘇くじゅうの2カ所21,582ha（県土面積の3.4%、自然公園面積の12.35%）、国定公園は、耶馬日田英彦山、祖母傾及び日豊海岸の3カ所89,306ha（同14.1%、同51.2%）、県立自然公園は、国東半島、豊後水道、津江山系、神角寺芹川及び祖母傾の5カ所63,840ha（同10.1%、同36.6%）となっており、その総面積は、174,728haで北海道、新潟県などについて7番目に多く、県土面積の約28%（全国7位）を占めている。（図2.4-1及び表2.4-2）

図 2.4-1 大分県の自然公園等（令和6年3月31日現在）

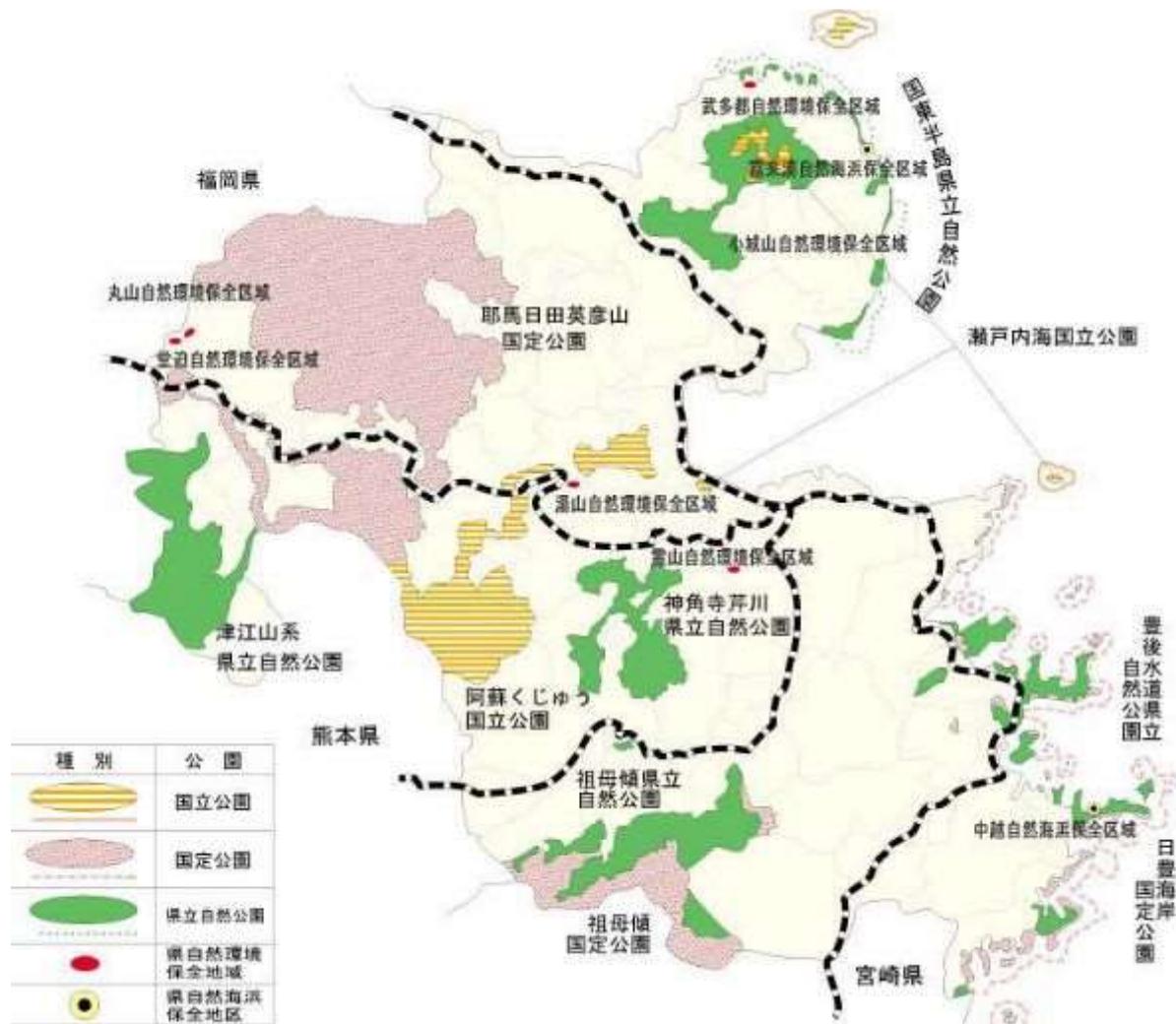


表 2.4-2 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園指定区域（大分県分）

①国立公園

(令和6年3月31日現在)

(単位：ha)

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
瀬戸内海国立公園	昭和9.3.16 25.5.18 (区域変更) 31.5.1 (区域変更) 59.9.20 (区域変更) 平成25.2.28 (区域変更)	2,933	本県はこの公園の最西端に位置しており、黒曜石の断崖、褶曲、断層など各種地形地質の構造がみられる姫島、仏教文化遺跡の観賞と瀬戸内海の好展望地としての、両子・文殊地区、ニホンザルの自然動物園高崎山、海蝕崖などの発達やウミネコの営巣地の高島地区からなる。	大分市、豊後高田市、国東市、姫島村
阿蘇くじゅう国立公園（61.9.10名称変更「くじゅう」を挿入）	昭和9.12.4 28.9.1 (区域変更) 31.5.1 (区域変更) 40.3.25 (区域変更) 56.12.14 (区域変更) 61.9.10 (区域変更) 平成7.12.12 (区域変更) 令和2.10.22 (区域変更)	18,649	熊本県の阿蘇火山一帯と、九州本土最高峰のくじゅう山群、広大な久住・飯田の両高原から奥別府までをとりこむ山岳と高原の公園である。 くじゅう山群には、ミヤマキリシマ、コケモモなど数々の高山植物が生育し、南北に展開する雄大な久住・飯田の高原と相まって独特の山岳景観を呈し、随所に湧出する各種の温泉とともに多くの人々に利用されている。 公園内の県道「別府・一の宮線」沿線では、城島高原、由布岳、小田の池、山下池、飯田高原などの美しい自然景観を見ることができる。	別府市、竹田市、由布市、九重町、玖珠町

②国定公園

(単位：ha)

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
耶馬日田英彦山国定公園	昭和25.7.29 45.7.1 (区域変更) 56.9.5 (区域変更)	74,772.50	英彦山を中心に南画風の奇岩秀峰と渓谷美を誇る耶馬渓と、メサ・ビュートの独特な地形を形成する岩扇山、万年山一帯及び温泉、河川美をもって知られる日田、天瀬、松原ダムなどをとりこむわが国最大の溶岩侵食台地である。 有名な青の洞門、羅漢寺もこの公園に含まれている。	中津市、日田市、宇佐市、九重町、玖珠町
祖母傾国定公園	昭和40.3.25	10,240	宮崎県の大崩山、高千穂峡一帯と、祖母傾山系、三国峠、藤河内渓谷などを含む山岳を中心とした公園である。 モミヤツガ、ブナ、シオジなどの針広混交の原生林として西日本に残された唯一の秘境であり、ニホンカモシカや野生のキリなど、学術上貴重な動植物が数多く見られる。	佐伯市、竹田市、豊後大野市
日豊海岸国定公園	昭和49.2.15	28,474.2 陸域 4,293.8 海域 24,180.4	佐賀関半島から宮崎県美々津海岸に至る、いわゆる日豊海岸と呼ばれる海岸、海中景観に優れた公園である。この公園は典型的なリアス式海岸で多くの島、半島、岩礁、海蝕崖があり、これに激突する黒潮は豪快で男性的な景観を呈しているとともに、この地域は亜熱帯植物の北限地域として学術上貴重な地域でもある。また、水産資源の宝庫として知られ、絶好の釣場が多く点在している。	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市

③県立自然公園

(単位:ha)

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
国東半島県立自然公園	昭和26.3.30 54.6.5 (区域変更) (特別地域指定) 平成27.6.26 (計画変更)	19,232.80 陸域 15,132.80 海域 4,100	国宝富貴寺をはじめ真木大堂、熊野磨崖仏や国東塔など六郷満山にまつわる文化材を数多く含むほか、耶馬溪式景観が林立する国東半島内陸部と岩礁、洞窟をもつリアス式海岸の北部海岸、白砂青松の海岸美を誇る南部の海岸よりなる。この公園には古代文化公園、国民休養地をはじめ、各種レクリエーション施設が整備され、また随所で海水浴、キャンプ、魚釣りが楽しめる。	豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市
豊後水道県立自然公園	昭和26.3.30 49.5.31 (区域変更)	8,271.50	日豊海岸国定公園に接続する長目、四浦、鶴見、入津半島などのリアス式海岸とカルスト地形の八戸台一帯からなる。海岸は小島岩礁が多く、アコウなどの亜熱帯植物が茂り、海水浴、魚釣、遊船などの利用が多い。	佐伯市、臼杵市、津久見市
神角寺芹川県立自然公園(36.4.28名称変更「芹川」を挿入)	昭和26.3.30 36.4.28 (区域変更)	10,065.50	重要文化財神角寺を中心に鎧ヶ丘、烏帽子岳の山岳地域、人造湖芹川ダム及び長湯温泉からなる。また、溪仙峡や普光寺の磨崖仏、紅葉で知られる用作公園の他、県民の森も含まれている。	大分市、竹田市、豊後大野市、由布市
津江山系県立自然公園	昭和26.3.30 60.9.20 (区域変更)	16,246	釈迦岳、御前岳、酒呑童子岳、渡神岳など峻険な山岳を中心とする公園で、ブナ、ミズナラ、シオジなどの原生林と溪谷美を誇り、展望もすぐれている。	日田市
祖母傾県立自然公園	昭和26.3.30 40.3.25 (区域変更)	14,123.95	祖母傾国定公園に隣接する山岳、溪谷を中心とした公園で、神原や内山観音、大白谷、九折などを含み、内山観音の文化財、神原溪谷などの景勝地とともに素朴な山村風景がみられる。また公園利用のため、隣接地の祖母傾国定公園の神原地区(竹田市)に自然探勝路、休憩舎、簡易宿舎、園地などが整備されている。	佐伯市、竹田市、豊後大野市

(2) 自然環境保全地域等の状況

自然公園以外で良好な自然環境を形成し、その保全を図る必要がある区域を自然環境保全地域に指定している。令和5年度末における県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域は、表2.4-3の

とおり6地域が指定されている。

これとは別に、防衛省との協定により福万山100ha及び高陣ヶ尾35ha(いずれも玖珠町)の2地域について、自然環境の保全を図っている。

表 2.4-3 自然環境保全地域指定状況

(令和6年3月31日現在)

(単位:ha)

名称	所在	指定年月日	面積	内特別地区	自然環境の特質
大分県武多都自然環境保全地域	国東市	昭和51.12.7	3.3	1.8	武多都社の境内林で、常緑広葉樹スダジイ・コジイの天然林は国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県小城山自然環境保全地域	国東市	昭和51.12.7	3.36	1.62	宝命寺の境内林を中心とする常緑広葉樹スダジイの天然林で、国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県霊山自然環境保全地域	大分市	昭和54.3.30	2.8	2.8 (野生動植物保護地区2.8)	大分県に特有のオオイタサンショウウオの生息繁殖の場として残された数少ない地域。大分地区では少なくなったコジイの典型林をはじめ、アカガシ、アラカシ等の森林が順調に復元し、すぐれた常緑広葉樹をつくりつつある貴重な地域である。
大分県湯山自然環境保全地域	由布市	昭和54.3.30	3.9	3.9	標高650m~750mの比較的高地にありながら、林内にはシロダモ、ユズリハなどの常緑広葉樹を含み、高木層の林冠群にはコナラ、イヌシデなど落葉広葉樹の両方で構成された、森の仕組みの特異な常落混交の天然林である。
大分県丸山自然環境保全地域	日田市	昭和59.10.6	1.7	1.7	九州北東部と中国西南部の内陸丘陵地に特有とされるコジイ=イシモチ群集の常緑広葉樹がまとまって残された地域性の強い貴重な天然林である。
大分県堂迫自然環境保全地域	日田市	昭和59.10.6	1.1	1.1	〃
計6か所	—	—	16.16	12.92 (2.8)	

(3) 自然海浜保全地区の状況

瀬戸内海区域（中津市山国川から佐伯市鶴見の間）の自然公園以外の自然海浜で、海水浴、潮干狩りなどの公衆の利用に供されている地域を県自然海浜保全

地区条例に基づき、自然海浜保全地区に指定して、自然海浜の保全及び適正な利用を図っている。令和5年度末における指定地区は、表2.4-4のとおり2地区である。

表 2.4-4 自然海浜保全地区指定状況

(令和6年3月31日現在)

地区名	市町村	指定年月日	海岸線延長	利用型
富来浦自然海浜保全地区	国東市	昭和57年8月3日	約1,000m	潮干狩り
中越自然海浜保全地区	佐伯市	昭和57年8月3日	約500m	海水浴

2 自然公園等の保全

(1) 公園計画の見直し

自然公園は、適正な保護及び利用を

図るため公園計画を定めることになっている。また、この公園計画は、自然公園をとりまく社会条件の変化に対応するため、必要に応じて、見直しを行

うことができる。

(2) **自然公園の保全管理**

自然公園の優れた風致景観を保護するため、自然公園区域内に特別地域、特別保護地区及び海域公園地区が指定されており、当該区域内で行われる一定の行為は、環境大臣又は県知事の許可を受けなければならないことになっている。また、普通地域内の一定の行為は、県知事に届出をしなければならないことになっており、風景の保護のために必要な規制や指導を行っている。

令和5年度中における行為の許可及び届出の状況は、表2.4-5のとおりである。

(3) **自然環境保全地域等の保全管理**

自然環境保全地域については、その保全を図るために地域内に特別地区を指

定し、更に必要があれば特別地区内に野生動植物保護地区を指定し、当該地区内における工作物の新築、木材の伐採等の行為は、県知事の許可を受けなければならないこととしており、その他の普通地区についても、一定の行為は県知事への届出を要し、必要な規制や指導を加えることによって保全を図っている。また、防衛省との協定により自然環境の保全を図っている地区については、2年毎に協定者相互で保全のための調査を実施し、適正な管理を行うことにしている。

(4) **自然海浜保全地区の保全管理**

自然海浜保全地区については、当該地区内において工作物の新築、土石の採取等の行為を行う場合は、事前に県知事に届出を要し、保全及び適正な利用のために必要があれば勧告又は助言を行うことによって保全を図ることにしている。

表 2.4-5 令和5年度自然公園許可届出（協議及び届出を含む）件数

公園名	国定公園			県立自然公園					合計	
	耶馬日 田英彦 山	日豊 海岸	祖母傾	国東 半島	祖母傾	豊後 水道	神角寺 芹川	津江 山系		
	知事			知事						
許可・協議	工作物の新築	24	8	1	7	0	0	0	0	40
	工作物の増築	2	1	0	0	0	0	0	0	3
	工作物の改築	1	5	1	0	0	0	0	0	7
	木竹の伐採	11	3	0	5	0	0	0	0	19
	土石の採取	3	4	0	1	0	0	0	0	8
	広告物等の設置	3	2	0	0	0	0	0	0	5
	土地の形状変更	6	0	1	2	0	0	0	0	9
	指定植物の採取	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	水面の埋立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	1	0	0	0	0	0	0	2
計	51	25	3	15	0	0	0	0	94	
届出・通知	工作物の新築	1	4	0	0	0	0	0	0	5
	工作物の増築	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	工作物の改築	1	0	0	0	0	3	1	0	5
	土石の採取	0	0	0	0	0	0	0	0	0

広告物等の設置	1	0	0	0	0	0	0	1	2
土地の形状変更	13	0	0	1	0	3	3	1	21
水面の埋立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	16	4	0	1	0	7	4	2	34
合計	67	29	3	16	0	7	4	2	128

### 3 ラムサール条約

ラムサール条約は水鳥の生息地として国際的に重要な湿地や湿地に生息する野生生物の保護を目的として採択され、締約国には登録湿地の保全と「ワイズユース」（賢明な利用）の推進が求められている。

くじゅう坊ガツル・タデ原湿原については、平成17年（2005年）に保全すべき重要な湿地として登録された。中間湿原としては、国内最大級の面積を有している。くじゅう坊ガツルやタデ原では長い間途絶えていた野焼きを地元の人たちが中心となって復活させた。毎年、春の芽吹き前に野焼きを行うことで、現在の美しい湿原景観や多様な生き物たちの生息、生育する環境が守られている。なお、令和6年11月時点の国内登録湿地は53カ所となっている。

## 第2項 多様な生態系の保全

### 1 生物多様性の現状把握及び対策

#### (1) 希少野生動植物の調査及び保護

環境省は、全国的な規模で絶滅のおそれのある動植物の種を選定し、その生息状況等を解説した資料である「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」を1991年に初めて作成し、以降、自然環境と調和した開発計画の立案や自然保護政策の基礎資料として活用されている。

本県においても、県内の希少な野生生物の生息・生育状況を総合的に調査・整理・検討し公表することにより、絶滅のおそれのある野生生物の保護を図るため、平成12年度に「レッドデータブックおおいた」を作成した。

平成22年度には見直しを行い、「レッドデータブックおおいた2011」として公表した。また、平成29年度から2回目の改定に向けて調査を開始し、令和3年度末に「レッドデータブックおおいた2022」のホームページを開設し、県内の希少野生生物の現状について普及・啓発を図った。

平成18年3月に、希少野生動植物の保護に関する条例を制定し、これまで指定希少野生動植物の指定（51種）や保護管理事業計画（6種）を策定している。

また、平成27年度まで実施していた「絶滅危惧種の保護活動」を発展させて、平成28年度から、指定希少野生動植物や「レッドデータブックおおいた2022」における絶滅危惧I類など絶滅の恐れのある種の保全活動をNPO等との協働（補助）により実施し、令和3年度はニホンカモシカの保護活動を行う団体など計4団体に補助した。令和4年度からは、希少野生動植物の保護だけでなく、特定外来生物の防除など自然環境保全活動に対し補助することとし、令和4年度は7団体、令和5年度は6団体に補助を行った。

#### (2) 外来生物対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）が平成16年に制定され、各地方公共団体においても同法に基づく外来生物対策が可能となった。

アライグマについては、市町村を中心とした防除体制の整備を図るため、平成29年度及び令和元年度に、県の北西部における市町村の担当者会議を開催し、令和2年度からは、アライグマの生息域の

拡大に伴い、県内の全市町村を対象として市町村担当者会議を開催した。

また、令和4年度に別府市においてクリハラリスの生息が確認されたことから、令和5年度からは、生息状況調査を実施するとともに、防除を行った。

さらに、外来生物のもたらす生態系等への被害やその防除に関する普及啓発を大分県ホームページやパンフレット等を活用して実施している。

### (3) 自然環境学術調査

本県では、県内の自然環境の現状を把握するために昭和44年の「大分県海中公園候補地学術調査」を皮切りに、表2.4-6のとおり自然環境学術調査を実施してきた。

平成29年度からは、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」に登録された祖母傾国定公園において自然環境学術調査を実施した（令和元年度調査終了）。

表 2.4-6 自然環境学術調査実施状況

	年度	調査地区
広域的な調査	昭和 44	大分県海中公園候補地学術調査報告書（日豊海岸国定公園候補地資料）
	昭和 48	大分県の植生
	昭和 49	大分県の自然－現況と保護対策－
	昭和 49	自然環境調査報告（地形・地質）国東半島地域
	昭和 50	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(国東半島地域の植物)
	昭和 50	祖母傾地域の自然環境保全調査報告
	昭和 51	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（阿蘇くじゅう国立公園地域）
	昭和 52	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（玖珠地区）
	昭和 53	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（県南地区）
	昭和 54	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（県北地区）
	昭和 55	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（日田地区）
	昭和 56	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（豊肥地区）
	昭和 57、58	耶馬日田英彦山国定公園学術調査
	昭和 59	祖母傾国定公園学術調査
	昭和 60	日豊海岸国定公園学術調査
	昭和 63	阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域学術調査
	平成 19、20	国東半島県立自然公園自然環境学術調査
	平成 23	奥山地域植生調査（祖母傾国定公園）
	平成 24	奥山地域植生調査（国東半島県立自然公園及び耶馬日田英彦山国定公園）
	平成 25	奥山地域植生調査（耶馬日田英彦山国定公園及び津江山系県立自然公園）
	平成 26	奥山地域植生調査（耶馬日田英彦山国定公園及び日豊海岸国定公園）
	平成 27	奥山地域植生調査（耶馬日田英彦山国定公園及び日豊海岸国定公園）
	平成 28	奥山地域植生調査（耶馬日田英彦山国定公園及び日豊海岸国定公園）
	令和元年	祖母傾国定公園学術調査
限定した地域の調査	昭和 48	西の小池とその周辺の植生（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成 3	小田の池自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成 4	猪の瀬戸湿原自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成 5	蒲江町深島・屋形島・名護屋地域自然環境学術調査（日豊海岸国定公園）
	平成 6	深耶馬地域自然環境学術調査（耶馬日田英彦山国定公園）
	平成 7	夷耶馬・鷲巣岳地域自然環境学術調査（瀬戸内海国立公園、国東半島県立自然公園）
	平成 8	酒呑童子山地域自然環境学術調査（津江山系県立自然公園）
	平成 10	くじゅう黒岳地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成 11	藤河内溪谷周辺地域自然環境学術調査（祖母傾国定公園）
	平成 12	犬ヶ岳津民川地域自然環境学術調査（耶馬日田英彦山国定公園）
	平成 13	くじゅうタデ原地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成 14	佐賀関町高島及び関崎周辺地域（瀬戸内海国立公園及び日豊海岸国定公園）
	平成 15	鶴見半島及び大島地域（日豊海岸国定公園・豊後水道県立自然公園）
	平成 18	坊ガツル地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）

(4) **生物多様性おおいた県戦略の策定**

本県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 23 年 3 月「生物多様性おおいた県戦略」を策定し、さらなる取組の推進のため、平成 28 年 3 月に「第 2 次生物多様性おおいた県戦略（2016-2020）」を策定した。

新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、国家戦略策定が遅れたことから、計画期間を令和 5 年度末まで延長し、国、市町村、NPO、企業及び県民と連携し、基本目標「豊かな自然と人間とが共生するふるさと“おおいた”の創造」に取り組んできた。

生物多様性に関する世界目標である「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、**30by30 目標**の達成に向けた具体的な行動目標を示した「生物多様性国家戦略 2023-2030」の策定を受け、令和 6 年 3 月に「第 3 次生物多様性お

おいた県戦略（2024-2030）」を策定した。

基本目標である「豊かな自然と人間とが共生するふるさと“おおいた”に向けた「大分県版ネイチャーポジティブ」の実現」を目指し、引き続き、国、市町村、NPO、企業及び県民と連携し、取組を進める。

(5) **おおいたの重要な自然共生地域の公表**

自然の恵みをもたらす生物の多様性豊かな自然環境が保たれた地域の中で、法的規制がない又は弱い地域を未来に残していくために、「**おおいたの重要な自然共生地域**」として 28 地域を令和 5 年度までに公表している（表 2.4-7）。公表地域の生物情報や保全活動などについて 17 か所に案内板を設置して県民へ周知を図り、生物多様性への理解や、その保全に向けた取組への参加や支援について呼びかけた。

表 2.4-7 おおいたの重要な自然共生地域一覧表

地域分類	公 表 地 域 等
山地・森林	柞原八幡宮の社叢（大分市）、ラクテンチの森（別府市）、前津江町の権現岳林木遺伝資源保存林（日田市）、佐伯市城山の自然林（佐伯市）、四浦地区（津久見市）、神原溪谷（竹田市）、真玉八幡神社の森（豊後高田市）、武蔵町小城山のスタジイ林（国東市）、鳴子川溪谷（九酔溪）（九重町）、寺床から熊の墓の溪谷林（九重町）、鹿伏岳のブナ・ミズナラ林を含む山林（九重町）
草地・湿原	天間高原（別府市）、湯沢（九重町）
里地・里山	野依新池と中津宇佐のため池群（中津市）、田染荘小崎（豊後高田市）、三重町又井地区（豊後大野市）、三重町菅尾石仏周辺（千歳町ひょうたん公園）（豊後大野市）、由布市庄内町平石地区（由布市）、うーたの里山（大分市）
河川・湖沼	乙津川（大分市）
海岸・干潟	生物多様性に富む中津干潟と塩性湿地（中津市）、臼杵川河口干潟（臼杵市）、下ノ江海岸（大間）（臼杵市）、カブトガニが生息する八坂川下流干潟と守江湾（杵築市）、生物多様性に富む宇佐地域の干潟と塩性湿地（宇佐市）、姫島周辺沿岸（姫島村）、小深江漁港周辺（日出町）

2 **野生動植物との共生と保護体制の整備**

(1) **鳥獣保護の現状**

野生鳥獣は、生物多様性を確保する上で、重要な役割を果たしてきた。近年、一部の野生鳥獣が生息環境の変化により減少する一方、イノシシ、シカ等増えすぎた野生鳥獣による農林水産物等被害が増加し、その対策が課題となってい

る。

このような現状から、本県における野生鳥獣の適正な管理に資するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、特定鳥獣保護管理計画や有害鳥獣捕獲許可基準等を盛り込んだ「第 13 次鳥獣保護管理事業計画（令和 4～8 年度）」を策定し、野生鳥獣の保護と農林水産業の健全な発展を

めざした鳥獣行政を推進している。

## (2) 鳥獣保護

### ア 鳥獣保護区の指定

鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区及び特別保護地区を指定するとともに、狩猟鳥獣の増加を図るため、休猟区を指定している。鳥獣保護区は、令和5年11月1日現在で、県下で65か所、県土面積の約5.5%にあたる34,852haを指定している。また、鳥獣保護区内で特に重要な鳥獣生息地9か所については特別保護地区に指定している。

### イ 狩猟制度及び違法捕獲の取締り

狩猟鳥獣（資料編 表 自然2）については、毎年11月15日から翌年2月15日までを狩猟期間（イノシシ・シカについては11月1日から翌年3月15日まで）としており、鳥獣の種類、捕獲数を定めて狩猟を許可している。その他、（一社）大分県猟友会に委託し、違法捕獲や狩猟違反の取締りに当たっている。（狩猟者によるR2年度の主な鳥獣の捕獲数 資料編 表 自然3）

### ウ 特定鳥獣保護管理計画

イノシシ・シカによる農林業への被害は、中山間地域等での人々の暮らしに深刻な影響を及ぼしていることから、これを防止するため、特定鳥獣保護管理計画を策定し、市町村からの被害状況、捕獲者の捕獲状況把握やシカの生息密度調査などにより個体数の増減を調査している。

これにより、イノシシ・シカについては平成19年度から県内全域で猟期を11月1日から3月15日までに延長し、シカについては1日1人1頭という捕獲数制限を解除するとともに、捕獲報償金制度の拡充と併せ、「県内一斉捕獲」等の計画的な捕獲活動やドロップネット等の大量捕獲装置の導入を進めるなど、捕獲圧の強化を図り、

適正な生息数になるよう個体数管理を進めている。（県内の鳥獣による被害状況 資料編 表 自然4）

### エ 予防対策等

平成20年度から県では鳥獣害対策アドバイザーの養成に取り組んでおり、市町村、県、農業共済組合、農協職員、猟友会会員、集落リーダー等が、集落住民や農家に対して的確に鳥獣害対策を助言できるよう、県の鳥獣害対策研修会を受講した者を認定している。

また、平成21年度から鳥獣害対策専門指導員2名を県庁に配置し、市町村や集落等に対し効果的な予防対策等の指導を行っている。

さらに、平成23年8月に行政・関係団体等を構成員とする鳥獣被害対策本部を県庁内に、現地対策本部を各県振興局に設置し、総合的な鳥獣被害対策を実施している。

このなかで、平成27年度から被害の大きい集落を予防強化集落として指定し、計画的・集中的な防護柵と併設する箱わなで、里に生息し農作物を荒らすイノシシの捕獲を推進している。

## 3 野生動植物の生育・生育環境の保全

### (1) キジの放鳥

県内ではキジが減少していることから、「第13次鳥獣保護管理事業計画」に則り、休猟区のキジ生息適地に200羽のキジを放鳥し、鳥獣保護と狩猟の調和を図っている。

### (2) 野鳥の生息調査

野鳥の生息実態を把握するため、毎年1月第二日曜日を中心に、全国一斉に行われるガン・カモ科鳥類生息調査や、11月15日にキジ・ヤマドリ出会い調査等を行っている。

### (3) 鳥獣保護思想の普及

鳥獣保護の理解と協力を得るため、愛

鳥週間に向け、愛鳥週間用ポスター原画展を実施し、愛鳥思想の普及に努めている。

#### (4) 傷病鳥獣対策

公益社団法人大分県獣医師会等の協力を得て、県内に鳥獣 110 番救護所を 21 箇所設置し、傷病鳥獣の治療と野生復帰に向けた取組を行っている。

### 第3項 森林の保全

#### 1 森林保全の現状と課題

森林は、木材生産のほか、水を蓄える緑のダムとしての働き、土砂の流出や崩壊を防止する防災の働き、生活環境の形成・保全などの多面的機能を有しており、県民が安全で安心な生活をしていく上で重要な役割を果たしている。

また、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止にも大きく寄与している。

これらの森林の持つ機能を効果的に発揮させるためには、適正な管理により森林を健全に維持することが必要である。

しかしながら、森林所有者や林業従事者の高齢化、後継者不足等による森林の手入れ不足が懸念され、機能低下による災害の発生などが危惧されている。このため、既存制度を有効に活用し、様々な対策を講じた。

#### 2 造林事業

森林所有者や森林組合等の林業事業者が行う再造林、下刈、間伐等の森林整備事業に対して助成することにより、森林の持つ多面的機能の維持増進を図っている。

特に、主伐後の森林造成に必要な再造林事業を中心に助成を行っている。令和5年度は1,142haの再造林事業を含め、7,886haの森林整備事業に対して助成を行った。

#### 3 保安林の整備

重要な公益的機能を持つ森林を**保安林**

に指定し、その機能を維持・増進するために伐採や開発を制限している。

一方、「公益上の理由」又は「指定理由の消滅」に限って、指定の解除を行っている。

令和5年度は新たに、397haを保安林に指定したほか、主に公益上の理由で、5.6haの解除を行った。

この結果、令和5年度末現在の保安林面積は、123,674haとなっている。

また、自然災害等により公益的機能が低下した保安林については、治山事業を実施し、機能の回復を図った。

#### 4 林地開発許可

保安林以外の森林については、林地開発許可制度により、災害の防止と適切な森林利用を確保するため、1ha（令和5年4月より太陽光発電設備については、0.5ha）を超える森林の開発について知事の許可制としている。

令和5年度は、新規6件35.6haの許可を行った。

#### 5 県民の森

県民の森が有する豊かな自然や多様な森林を生かし、広く県民に憩いや安らぎ、保健休養の場を提供するとともに、野生動植物とのふれあいを通じ、森林自然環境教育や青少年の野外体験活動等を推進している。

平成18年度から指定管理者制度を導入し、施設サービスの向上や自然観察会等のイベントの充実を図り、その活用を推進している。

#### 6 大分県森林環境税の活用

県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成するため、平成18年度に県民税の特例として「森林環境税」を導入し（特例期間5年間）、その財源を活用して、3期15年間に各種取組を実施してきた。

令和3年度からは、第4期目として、「大分の豊かな森林と木のある暮らしを次世代へ」をテーマに次の3つの施策を柱に各種事業を実施している。

- I 県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり
  - ①災害に強い森林づくり
  - ②シカ被害対策の推進
  - ③森・川・海をつなぐ環境の整備
- II 森林資源の循環利用による地域活性化
  - ①健全な人工林資源の循環と低コスト化の推進
  - ②森林資源の利活用推進
- III 森を守り親しみ、次世代につなぐ取組
  - ①里山林の保全活動の推進
  - ②森林ボランティア活動の推進
  - ③森林林業教育・森林ESDの推進
  - ④森林づくりへの理解を広げる取組

## 第4項 水辺の保全

### 1 河川環境の保全

近年、河川流域内の都市化の進展に伴い、河川環境についても著しく変化し、地域住民の水辺環境の保全に対する関心が高まるとともに、地域の実情に応じた河川整備が望まれている。

このため、洪水被害の防止・軽減を行う河川改修など河川の整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系に配慮した**多自然川づくり**に取り組むなど河川環境の保全に努めている。

### 2 砂防事業の環境保全

砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守るとともに、荒廃した山地を緑に復元して環境回復・保全を図ることにより安全で住みよい地域づくりを目指している。このため事業実施にあたっては、自然環境や生態系の保全に配慮しつつ、土砂災害の防止に努めている。

## 3 海岸環境の保全

海岸整備は、津波や高潮から人命等を守るほか、近年の海岸環境への意識や、海洋レクリエーションへの需要の高まりを背景に、環境・利用の視点に立った整備が求められている。

このため、地域と連携を図りながら、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を実施している。

## 第5項 生物多様性を支える基盤づくり

### 1 自然公園指導員

近年、自然とのふれあいを求め、自然公園を利用する人が増加する中で、優れた自然環境の適正な保全を図っていくためには、法令による規制のほか、県民一人ひとりの自然に対する正しい理解と深い関心を養うことが重要である。そのため、本県では、県内の自然公園に環境省及び県の委嘱による91名(令和6年4月1日現在)の自然公園指導員を配置し、利用者に対して自然公園の適正な利用や事故の予防等を指導している。

### 2 普及啓発活動の推進

自然保護について普及啓発を図るため、自然公園と自然環境保全地域の区域等を示した案内板を設置している。

## 第2節 快適な地域環境の保全

### 第1項 ゆとりある生活空間の保全と創造

#### 1 都市環境の整備

近年の都市を取り巻く社会情勢の変化や、住民の生活環境に対する関心の高まりなどを背景に、安全・安心なまちづくりをはじめ、バリアフリーやユニバーサルデザインといった誰もが住みやすい居住環境の創造、魅力ある快適な都市空間の創出が求められている。このため、本県では、安全、快適で機能的な都市空間の創造を目的として、次のような事業を実施している。

##### (1) 街路事業

自動車、自転車、歩行者の安全で円滑な交通の確保だけでなく、無電柱化などの良好な都市環境の創出を目的として整備を進めている。

##### (2) 市街地開発事業

市街地開発事業は、一定の地域について、総合的な計画に基づく宅地又は建築物の整備を公共施設等の整備と併せて行う面的な開発事業である。土地区画整理事業は、その市街地開発事業の代表的事業であり、本県の土地区画整理事業の施行地区は、令和5年度末で61地区（面積2973.1ha）となっており、全て施工済みである。土地の区画形質の整形と公共施設の整備を一体的に行うことにより良好な宅地を造成し、健全な市街地として全体の土地利用の増進を図っている。

##### (3) 共生のまち整備事業

高齢者や障がい者などを含む全ての県民が、自立していきいきと生活し、あらゆる分野の活動に参加することができるように、県が管理する既存の公共施設のバリアフリー化を進めている。具体的には、①視覚障がい者誘導標示

の設置や段差解消など歩道等の改良、②建物、公園等での多機能トイレ・スロープ設置などの改修、③交通環境（視覚障害者用音響信号機等）の整備を進めている。

#### 2 都市公園等の整備計画

##### (1) 都市公園等の現況

都市公園は、良好な景観、風致を備えた都市環境を形成し、コミュニティ意識の高揚や安らぎのある環境の創造に寄与するものであり、地域住民が健康で快適な文化の香り高い生活を享受できるよう、ゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境を形成するための施設である。

本県の都市公園の現況は、表2.4-8のとおりである。

##### (2) 都市公園等の整備計画

緑豊かな潤いある都市の形成を一層促進するため、効果的かつ効率的に新規整備や既存施設の更新を進めている。令和5年度の事業概要（交付金事業）は表2.4-9のとおりである。

また、計画的な都市公園の整備を推進するため、平成26年4月には「大分県都市公園条例」の一部を改正し、今後の都市公園の整備目標を定めている。



表 2.4-9 令和 5 年度の事業概要（交付金事業）

都市名	事業主体	箇所数	箇所名
大分県	県	4	大分スポーツ公園他 3 公園
大分市	市	10	北下郡公園他 9 公園
別府市	市	1	北石垣公園他 1 公園
中津市	市	15	大貞総合運動公園他 14 公園
日田市	市	11	萩尾公園他 10 公園
佐伯市	市	40	野岡緑道他 39 公園
竹田市	市	6	竹田市総合運動公園他 5 公園
豊後高田市	市	13	中央公園他 12 公園
宇佐市	市	3	西大堀地区公園他 2 公園
由布市	市	34	多目的公園他 33 公園
日出町	町	1	豊岡公園
計（1 県 9 市 1 町）		138 箇所	

## 第 2 項 美しい景観の形成

### 1 景観形成の基本的方針

本県は、くじゅう高原を始めとする雄大な自然景観、日田市豆田地区等の歴史的景観、豊後高田市田染荘の農村景観など、それぞれの地域で特色のある景観に恵まれている。

こうした優れた景観を保全・形成していくため、地域に身近な基礎自治体である市町村が景観行政の中心を担い、一方、広域的な景観行政については県と市町村が連携して取り組むという考え方のもと、令和 4 年度に大分県広域景観保全・形成指針を策定し、これに基づく取組を進めている。

### 2 市町村が担う景観行政への支援

県では、地域が担うべき景観行政は市町村が自ら景観行政団体となって景観計画及び景観条例を策定するという景観法の基本的な考え方に立って、一連の取組を促している。

令和 2 年 3 月 31 日をもって県内 18 市町村全てが景観行政団体となり、うち 13 市 1 村が景観計画及び景観条例を定めて、それぞれの地域の実情に即した景観行政に取り組んでいる。

また、他の 1 市 3 町においても、景観計画等策定に向けた取組や検討がなされているところであり、景観アドバ

イザーの派遣や県が作成した景観形成の手引書等を活用して、市町村の取組を支援している。市町村別の景観計画策定状況は、図 2.4-10 のとおりである。

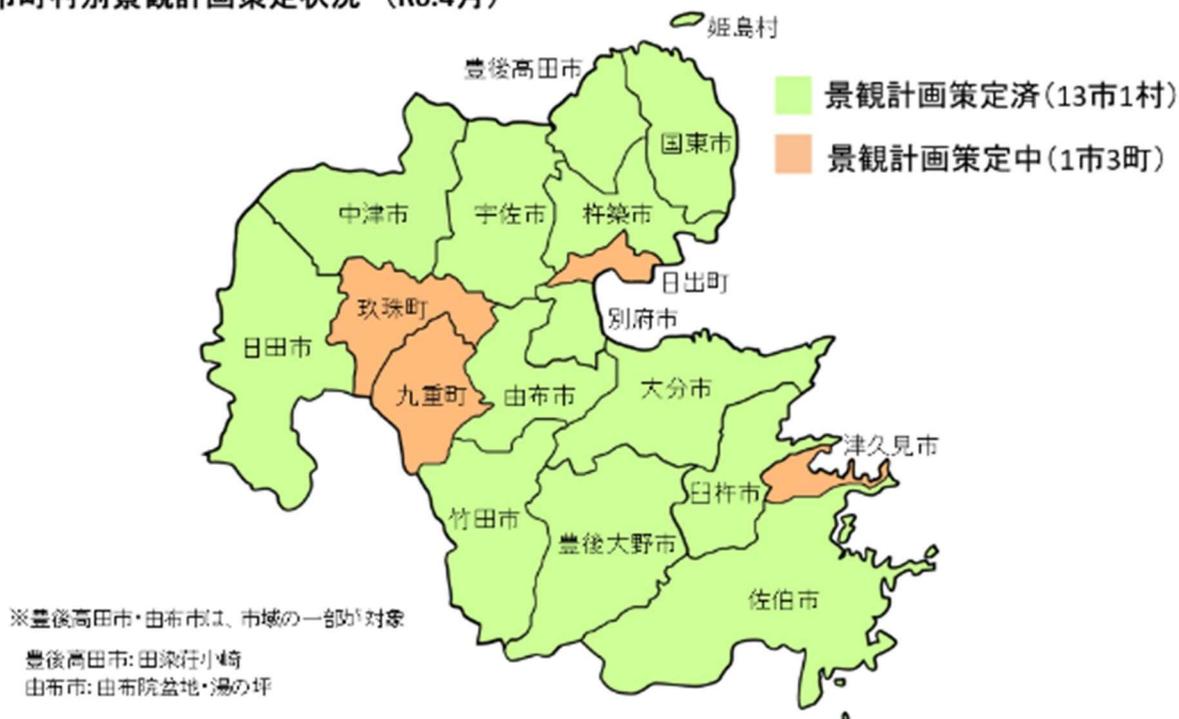
### 3 県が担う景観行政

美しい景観の保全・形成については、県と市町村とで構成する「景観行政推進協議会」や令和 5 年度に県内 7 エリアで設立した「広域景観協議会」などを通じて取組を進めている。

令和 5 年度は、岡城跡、旧久留島氏庭園及び仙の岩周辺の景観支障木の伐採に対する支援などを行った。

また、一般県民に対して景観の保全・形成の大切さについて理解を深めてもらうためのシンポジウムなども開催している。

図 2.4-10 大分県の都市公園現況  
市町村別景観計画策定状況 (R6.4月)



### 第3項 身近な緑の保全と創造

#### 1 環境緑化の推進

みどりは、多様な生命を育み、美しい景観の形成、県土の保全、水資源のかん養、レクリエーション・保健休養の場の提供など私たちの生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしており、このみどりを県民共通の財産として次世代に引き継いで行かなければならない。このため、大分県環境緑化条例に基づき緑化基本計画（現行：第6次計画（令和5年度～令和14年度））を策定し、「みどりを守る」「みどりにふれあう」「みどりを育てる」「みどりをいかして学ぶ」を基本方針として、県民一体となった”次世代に引き継ぐ緑化”を推進している。

##### (1) 緑地の保全

###### ア 樹木、樹林の保全

県民の緑化意識の醸成に貢献し、昔から地域住民に慣れ親しまれて

きた老樹、名木や森林を特別保護樹木、特別保護樹林に指定し、その保護保全を図っている。

現在、県内の特別保護樹林は21か所、特別保護樹木は63本であり、表2.4-11のとおりである。

#### イ 環境緑地の保全

市街地及びその周辺地域の自然・緑地を乱開発等から守るため、県緑化地域に指定し、開発の届出を義務づけ、緑化基準による計画的な緑化を指導している。また、それ以外の地域では、大規模開発の届出義務により自然環境と調和のとれた緑地の保全を図っている。

県緑化地域の指定状況は、表2.4-12のとおりである。

##### (2) 施設緑地の推進

###### ア 公共施設

都市及びその周辺地域にオープンスペースをもつ公共施設は住民の憩いの場やコミュニケーション

の場となるため、積極的な緑化を行い、みどり豊かな公共施設の整備を推進している。

### イ 住宅地、工場、事業所等

住宅地における緑化の推進を図るため緑化木の配布や緑化のPRに努めている。また工場や事業所の緑化は従業員の快適な職場環境を形成するだけでなく、地域住民にとっても騒音やほこりの抑制等重要な役割をもっていることから、地域の実情にあわせた緑化を推進している。

### (3) 緑化思想の高揚

環境緑化を推進するために、緑化に対しての県民理解や意識醸成に取り組んでいる。

### ア 環境緑化推進運動

3月の緑化推進強化月間や10月のみどりのまちづくり推進月間、みどりの月間(4月15日～5月14日)に、環境緑化木の配布や緑の募金街頭キャンペーン、県内各地での緑化行事を行っている。

### イ 森林林業教育の推進

みどりの少年団活動の支援、森林林業教育指導者の育成や派遣を実施している。

### (4) 緑化推進体制の整備

(公財)森林ネットおおいた及び市町村等と連携を図りながら、緑化相談窓口の開設、緑化技術の指導等を実施している。

表 2.4-11 特別保護樹木・樹林の指定状況

(1)特別保護樹木一覧表

(令和6年3月現在)

番号	樹木名	所在	指定年月日
1	クスノキ	豊後高田市新栄	S49. 3. 15
2	クスノキ	国東市武蔵町三井寺	S49. 3. 15
3	ケヤキ	国東市国東町大恩寺	S49. 3. 15
4	イチョウ	別府市大字内成	S49. 3. 15
5	シダレザクラ	別府市大字東山	S49. 3. 15
6	ウスギモクセイ	別府市大字鉄輪	S49. 3. 15
7	クスノキ	大分市大字下戸次	S49. 3. 15
8	イチョウ	大分市大字広内	S49. 3. 15
9	イヌマキ	大分市大字鶴崎	S49. 3. 15
10	ホルトノキ	大分市大字上八幡	S49. 3. 15
11	トチノキ	大分市大字今市	S49. 3. 15
12	アコウ	津久見市大字綱代	S49. 3. 15
13	ウバメガシ	津久見市大字中央町	S49. 3. 15
14	クスノキ	佐伯市船頭町	S49. 3. 15
15	ビャクシン	佐伯市大字長良	S49. 3. 15
16	イチイガシ	豊後大野市清川町左右知	S49. 3. 15
17	イチョウ	竹田市荻町新藤	S49. 3. 15
18	カヤ	九重町大字菅原	S49. 3. 15
19	イチョウ	玖珠町大字大田	S49. 3. 15
20	イチョウ	日田市天瀬町馬原	S49. 3. 15
21	マツ	日田市隈町2丁目	S49. 3. 15
22	イチョウ	中津市大字金谷森の丁	S49. 3. 15
23	クスノキ	中津市大字大貞	S49. 3. 15
24	イチョウ	宇佐市院内町西椎屋	S49. 3. 15
25	フェニックス	豊後高田市呉崎	S50. 1. 7
26	イスノキ	杵築市大田白木原	S50. 1. 7
27	カキ	豊後高田市黒土	S50. 1. 7

28	ムクノキ	由布市挾間町鬼崎	S50. 1. 7
29	クスノキ	臼杵市大字井村	S50. 1. 7
30	イチイガシ	佐伯市宇目大字木浦内	S50. 1. 7
31	ナツメ	臼杵市野津町大字野津市	S50. 1. 7
32	クスノキ	日田市大字西有田	S50. 1. 7
33	スギ	中津市本耶馬溪町跡田	S50. 1. 7
34	スギ	中津市山国町中摩	S50. 1. 7
35	イヌマキ	宇佐市大字下麻生	S50. 1. 7
36	イチイガシ	国東市国見町赤根	S51. 3. 9
37	ミツウメ	佐伯市大字青山	S51. 3. 9
38	ヤマモモ	臼杵市野津町大字八里合	S51. 3. 9
39	ムクノキ	竹田市大字会々	S51. 3. 9
40	ツクバネガシ	竹田市久住町大字久住	S51. 3. 9
41	クロガネモチ	宇佐市大字下高家	S51. 3. 9
42	イチイガシ	竹田市大字植木	S53. 3. 22
43	ソテツ	宇佐市大字上乙女	S53. 3. 22
44	カゴノキ	大分市大字廻栖野	S53. 3. 22
45	タブノキ	大分市大字佐野	S61. 4. 11
46	ナギ	佐伯市弥生大字床木	S61. 4. 11
47	クスノキ	大分市大字久土	H1. 10. 3
48	ムクノキ	日田市上津江町川原	H1. 10. 3
49	シダレザクラ	中津市耶馬溪町大字深耶馬	H10. 3. 20
50	ナギ	豊後大野市三重町上田原	H14. 1. 8
51	スギ (右)	宇佐市院内町斉藤	H14. 1. 8
52	スギ (左)	宇佐市院内町斉藤	H14. 1. 8
53	タブノキ	津久見市大字津久見	H14. 1. 8
54	ツバキ	日田市大字高瀬	H15. 2. 18
55	クロマツ	宇佐市大字住江	H15. 4. 25
56	オンツツジ (南)	豊後大野市朝地町上尾塚	H15. 7. 29
57	ムクノキ	国東市国見町赤根	H18. 3. 14
58	ケンポナシ	国東市国見町赤根	H18. 3. 14
59	スダジイ	宇佐市大字西大堀	H20. 4. 8
60	ヤマザクラ	佐伯市大字海崎字竹ノ脇	H23. 10. 28
61	ヤナギ	宇佐市大字江須賀	H25. 2. 5
62	イヌマキ	佐伯市大字堅田	H25. 10. 8
63	ムクノキ	宇佐市安心院町寒水	H29. 5. 12

(2)特別保護樹林一覧表

(令和6年3月現在)

番号	名称	所在	所有	樹林の状況 (主樹種)	指定年月日
1	熊野権現の森	豊後高田市田染平野	熊野社	スギ、ウラジロ、カシ、ケヤキ、モチノキ、ムク、ツバキ	S49. 3. 15
2	朝見神社の森	別府市朝見	朝見神社	スギ、カシ、クス、バクチノキ	S49. 3. 15
3	観海寺の森	別府市南立石観海寺	佐藤 保雄	コジイ	S49. 3. 15
4	火男火売神社の森	別府市鶴見	火男火売神社	スギ、イチイガシ	S49. 3. 15
5	柞原八幡宮の森	大分市大字上八幡	柞原八幡宮	スギ、ヒノキ、クス、モミジ	S49. 3. 15
6	春日神社の森	大分市大字勢家町	春日神社	クス、ケヤキ、エノキ、イヌマキ、ムクノキ	S49. 3. 16
7	小野鶴八幡社の森	大分市大字小野鶴	小野鶴八幡社	スギ、イチョウ、モミ	S49. 3. 15

8	西寒多神社の森	大分市大字寒田	西寒多神社	ヒノキ、スギ、イチイガシ、オガタマノキ	S49. 3. 15
9	日吉神社の森	大分市大字木田	日吉神社	ヒノキ、スギ、クス、モミ、カシ、シイ、ハゼ	S49. 3. 15
10	若宮八幡社の森	佐伯市大字鶴望	若宮八幡社	スギ、クス、ツガ、シイ	S49. 3. 15
11	城原神社の森	竹田市大字米納	城原神社	スギ、イチヨウ、モミジ、ケヤキ、クス、ヒノキ	S49. 3. 15
12	堅田八幡社の森	佐伯市大字長谷	堅田八幡社	シイ、カシ	S50. 1. 7
13	宮園鎮座津江神社の森	日田市 中津江村合瀬	津江神社	スギ	S50. 1. 7
14	法華寺のツバキ林	中津市大字福島	法華寺	ヤブツバキ	S50. 1. 7
15	健男社の森	豊後大野市緒方町上畑	健男社	スギ、ヒノキ、マツ	S50. 1. 7
16	鷹松神社の森	大分市大字高松東	鷹松神社	クス、イチヨウ、マキ	S51. 3. 9
17	八坂神社の森	佐伯市弥生大字江良	八坂神社	ハナガガシ、スギ、ヒノキ、マツ	S51. 3. 9
18	津江神社大杉の森	日田市上津江町川原	津江神社	スギ	S51. 3. 9
19	キンメイモウソウチクの林	臼杵市野津町大字王子	西山 順一	キンメイモウソウチク	S51. 7. 20
20	雲八幡神社の森	中津市耶馬溪町宮園	雲八幡神社	スギ	H10. 3. 20
21	真玉八幡神社の林	豊後高田市西真玉	真玉八幡神社	コジイ、イチイガシ	H17. 12. 9

表 2.4-12 県緑化地域の指定状況

(令和 6 年 3 月現在)

区分	指定地域	指定面積	指定地域の範囲	指定年月日
別府地域	明ばん鉄輪地域	130	別府市の明ばん、鉄輪温泉地帯背後の丘陵山地の地域	S49. 3. 15
	野田地域	150	別府市の亀川地区背後の貴船域を中心とした丘陵山地の地域	S49. 3. 15
	海岸地域	330	東別府から亀川に至る国道 10 号線より別府湾沿いの地域	S49. 3. 15
計		610		
佐伯地域	佐伯中部地域	620	番匠川、中江川及び日豊本線に囲まれた地域	S62. 4. 7
合計	4 地域	1, 230		

## 2 県民総参加の森林づくりの推進

県では、大分県森林環境税を活用し、「県民総参加の森林づくり運動」を推進しており、森林ボランティア活動を支援するため「大分県森林づくりボランティア支援センター」を設置し、森林ボランティア情報の収集・発信や研修会の受講支援等を実施している。また、森林づくり提案事業では森林ボランティア団体等が、自ら企画し実践

する里山や竹林の整備などを支援している。

「企業参画の森林づくり」では、企業が社会貢献活動の一環として森林所有者、森林組合と協定を締結して行う植樹などの森林整備活動を支援している。

## 第4項 身近な水辺の創造

### 1 河川空間の整備

河川は古来より人間の生活に密接にかかわり、文化や国土の形成に大きな役割を果たしてきた。しかし近年、河川流域内の都市化に伴い河川環境が著しく変化し、周辺環境と調和した河川空間整備への期待が高まってきている。このため、身近にふれあえる水辺の確保等を目指した川づくりに努めている。また、ボランティア活動の支援等、地域と連携した川づくりを推進している。

(主な取組)

#### リバーフレンド制度

地元自治会等の河川美化活動を支援し、総合的な河川管理活動を行っている。

#### かわまちづくり支援制度

河川とそれに繋がるまちの活性化を目的に、良好なまち空間と水辺空間を形成するため、竹田市の芹川にて事業を実施している。

#### 海岸環境整備事業

快適な海岸環境の空間を創出するため、国東市の国東海岸で事業を実施している。

### 2 海岸における親水空間の確保

誰もが利用しやすく、海とふれあえる海岸を目指し、親水性の高い護岸等の整備を別府港海岸（関ノ江地区）において行った。

### 3 港湾における憩い空間の確保

港湾における自然環境を保全・再生・創造し、豊かで親しみのあるウォーターフロントを形成し、安らぎ・にぎわいのある港湾緑地の整備を別府港（北浜地区）において行った。

## 第5項 農山漁村の持つ多面的機能の維持・保全

### 1 農地の適切な管理・保全

本県では、生産条件の不利な中山間地域が耕地面積の7割を占め、高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加及びこれに伴う水源涵養、洪水の防止や生態系の保全など多面的機能の低下が懸念されることから、中山間地域等直接支払交付金を積極的に活用し、農地の適切な管理・保全に努めている。現在、令和2年度にスタートした第5期対策（令和2～6年度）を実施中である。

令和5年度は、協定締結面積15,835ha、協定数1,234協定で条件不利地域の農業生産活動を継続する取組を支援した。

こうした取組の一例として、宇佐市の小平集落協定では平成12年度から本制度を利用して農道や水路等の草刈り、農道舗装等を実施し、農業生産活動を維持してきた。小平集落の農地には、日本棚田百選に認定されている「両合棚田」が含まれており、地域での活動が棚田の保全につながっている。

このように県下各地で農業生産を維持しながら、集落間の交流、都市と農村の交流及び生態系の保全など多面的機能を確保する活動が積極的に進められている。

### 2 農村の環境保全対策

平成13年度に土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正がなされ、田園環境整備マスタープランに基づく環境との調和に配慮した事業の推進が定められた。

このため、事業を実施する市町村では「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）と「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）とに区分し、事業計画との整合性を図ることが求められている。平成23年度までに、県内全ての市町村において本マスタープランを作成している。

なお、平成14年度から「大分県農業農村

整備環境情報協議会」を県内全振興局に設置し、新規地区を中心に農業農村整備事業の実施により自然環境に与える影響について議論するとともに、現地調査等において、貴重な動植物の確認を行っている。さらに、必要に応じて追跡調査や移植などの環境保全対策も講じている。

さらに、平成 19 年度から実施している「農地・水保管理支払交付金」に引き続き、平成 26 年度からは、「多面的機能支払交付金」により、地域共同による農地・農業用施設等の適切な管理と農村環境の保全活動及び、農業用施設の長寿命化や水質・地域環境の保全のための取組を行う活動に対して支援を行っている。

また、環境負荷を低減するために化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らした営農活動に対して支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を活用している。

### 3 農林水産業の持続的な生産活動による環境の保全

#### (1) 環境保全型農業の推進

##### ア 環境負荷低減の推進

令和 4 年 12 月に「大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」を策定し、土づくり、化学合成農薬及び化学肥料の使用量削減を一体的に行なう等、農林漁業者の環境負荷低減事業活動の取組を推進している。

##### イ 有機農業の推進

化学合成農薬及び化学肥料を使用しない有機農業推進のため、令和 4 年 3 月に「第 3 次大分県有機農業推進計画」を策定・公表し、普及拡大に取り組んでおり、令和 6 年 3 月末での有機 JAS 認証取得面積は 296ha となっている。

##### ウ IPM(総合的病害虫・雑草管理技術)の導入

化学合成農薬のみに頼らない総合的な病害虫防除技術として、IPM (総合

的病害虫・雑草管理技術) の導入を進めている。主要作物を中心に、農作業における具体的な取組内容を示す「IPM 実践指標」を 27 品目で策定している。

#### エ 環境保全型農業直接支払制度の推進

平成 23 年度から始まった環境保全型農業直接支払制度に積極的に取り組んでいる。有機農業者や化学肥料・化学合成農薬の削減など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援を行った。令和 5 年度の取組面積は 399ha となっている。

#### オ 肥料・農薬の適正使用の指導

肥料・農薬の適正使用を図るため、GAP 手法の実践推進や各種研修会等を通じ、生産者や指導者等に対し指導を行った。

## 第 6 項 文化的遺産(文化財)の保存・活用・継承

### 1 文化財の保護

#### (1) 文化財の現況

文化財は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物(史跡・名勝・天然記念物)・伝統的建造物群・文化的景観の 6 種類と埋蔵文化財に分けられる。このうち、記念物及び文化的景観は自然環境と密接な関わりを持つ。

#### (2) 令和 5 年度に実施した記念物及び文化的景観に対する文化財保護対策

##### ア 調査

九州山地の特別天然記念物カモシカの生息密度調査を、熊本県、宮崎県と 3 県合同で実施し、生息域の把握等を行った。特別史跡の臼杵磨崖仏(臼杵市)や国指定名勝の「天念寺耶馬及び無動寺耶馬」(豊後高田市)等の保存活用計画が策定された。また、国指

定史跡の「福沢諭吉旧居」の保存活用計画の策定が開始された。これらの計画策定にあたり、支援を行った。

### イ 指定

令和6年2月に、豊後高田市の夕日岩屋、朝日岩屋、竹田市の落門の滝が国登録記念物（名勝地関係）に新たに登録された。記念物についての指定状況は、表2.4-13に示す通りであり、県内における国指定及び県指定の全ての文化財件数は、表2.4-14に示す通りである。

### ウ 保存修理及び環境整備

特別史跡の臼杵磨崖仏をはじめ、国指定史跡の長者屋敷官衙遺跡（中津市）、宇佐神宮境内（宇佐市）、法鏡寺廃寺跡（宇佐市）、富貴寺境内（豊後高田市）、安国寺集落遺跡（国東市）、大友氏遺跡（大分市）、岡城跡（竹田市）、角牟礼城跡（玖珠町）、国選定重要文化的景観の別府の湯けむり・温泉地景観（別府市）の保存修理、環境整備等を実施した。

### エ 土地の公有化

国指定史跡について、宇佐市による小部遺跡、大分市による大友氏遺跡・里官衙遺跡、佐伯市による佐伯城跡の土地公有化を支援した。

表 2.4-13 記念物の指定状況

（令和6年3月31日現在）

（史 跡）

分 類	国指定	県指定
貝塚・集落跡・古墳など	22	41
城跡など	5	9
社寺跡・祭祀信仰遺跡など	13	33
教育・学術・文化施設など	1	1
交通・治水・生産施設など		9
墳墓及び墓	1	13
旧宅など	4	1
計	46	107

（名 勝）

分 類	国指定	県指定
公園・庭園	1	3
峡谷・瀑布・溪流	1	3
岩石・洞穴	3	
火山・温泉	1	
計	6	6

（天然記念物）

分 類	国指定	県指定
動物（生息地を含む）	6	7
植物（群落・自生地を含む）	9	67
地質・鉱物	9	5
計	24	79

表 2.4-14 国・県指定文化財件数（選定含む）

（令和6年3月31日現在）

国 指 定		県 指 定		合計
重要文化財（国宝4含む）	91	有形文化財	502	593
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	14	18
重要無形民俗文化財	7	無形民俗文化財	47	54
史跡（特別史跡1含む）	46	史跡	107	153
名勝	6	名勝	6	12
天然記念物（特別天然記念物2含む）	24	天然記念物	79	103
重要伝統的建造物群保存地区（選定）	2			2
重要文化的景観（選定）	5			5
選定保存技術		選定保存技術	1	1
合計	186	合計	758	944

## 第3節 持続可能な温泉利用の推進

### 第1項 おおいた温泉基本計画

本県は、緑豊かな山野、清らかな河川、変化に富んだ海岸線など、全国に誇れる豊かな自然環境に恵まれている。中でも、温泉資源は豊富で、別府や由布院など全国的に著名な温泉地を中心に、県内の16市町村で温泉が湧出し、日本一の源泉数と湧出量を誇ることから、平成25年度には「おんせん県おおいた」として商標登録が認められた。

奈良時代に編纂された「豊後国風土記」にも温泉に関する記述があるように、県内では古くから浴用を中心に療養や保養、休養のために温泉が利用され、観光資源としても活用されてきた。また、温泉熱を活用した施設暖房や施設園芸、養殖漁業、地熱発電などの多目的な利用も行われ、その中でも、再生可能エネルギーとして注目を集める地熱発電による発電電力量は日本一となっている。

その一方で、温泉は雨水を起源とする有限な資源であり、持続可能な利用を行うためには適切に保護することが不可欠である。県内の温泉地においては、温度低下や湧出量の減少、泉質の変化など、温泉資源の衰退が生じつつある地域もあり、保護対策の強化を求める意見も強くなっている。また、温泉偽装問題の発生や温泉付随ガスによる爆発事故、地熱開発の急激な増加、温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意事項の改訂、療養泉の泉質分類の改訂など温泉資源及びその利用を取り巻く環境は大きく変化している。

こうしたことから、県では、新たに生じている課題や社会経済情勢の変化等に適切に対応するため、温泉行政の基本指針となる「おおいた温泉基本計画」を平成27年度に策定した。「おんせん県おおいた」として温泉を将来にわたって持続可能な利用ができるよう保護し、魅力ある温泉利用を推進するため、この計画に基づいて諸施策を推進している。

### 第2項 温泉資源の保護

#### 1 温泉の現況

##### (1) 大分県の温泉の現況

本県の令和4年度末の源泉総数は5,090、湧出量は295,708L/分であり、ともに全国第1位である。

温泉の多い市町村としては別府市、由布市、九重町が挙げられる。

全国及び大分県の状況は、表2.4-15のとおりである。

表2.4-15 温泉の源泉数・湧出量  
〈全国の状況〉

##### ●源泉数の上位5都道府県（令和4年度）

源泉数	
大分県	5,090
鹿児島県	2,738
北海道	2,229
静岡県	2,209
熊本県	1,334

##### ●湧出量の上位5都道府県（令和4年度）

湧出量（L/分）	
大分県	295,708
北海道	196,262
鹿児島県	175,145
青森県	138,559
熊本県	129,962

##### 〈大分県の状況〉

##### ●源泉数の上位5市町村（令和4年度）

源泉数	
別府市	2,839
由布市	1,068
九重町	432
大分市	241
日田市	151

##### ●湧出量の上位5市町村（令和4年度）

湧出量（L/分）	
別府市	102,671
九重町	86,743
由布市	51,965
大分市	16,532
日田市	13,161

### 〈温泉の泉質〉

本県の温泉は含有する成分が多様であり、様々な泉質を楽しむことができる。泉質は泉温や液性、含有成分などで分類されるが、療養泉の分類によれば、県内では10種類のうち、含よう素泉と放射能泉を除く8種類の療養泉が湧出している。市町村別にみると、由布市や九重町には県内全域と同じ8種類の療養泉があり、別府市、竹田市においても7種類の療養泉が楽しめる。

### (2) 温泉の多目的利用

本県の温泉は、古くから浴用を中心に、疾病等の治療手段や観光資源として利用されてきたが、近年では、クリーンエネルギーとしても注目されており、温泉熱を利用した暖房、施設園芸、養魚、地熱発電等の産業面にも幅広く利用されるようになった。

特に、地熱発電への利用が進んでおり、全国の地熱発電所の設備容量の約3分の1にあたる約17万kWの設備容量は、全国第1位（令和4年度）となっている。

## 2 温泉の行政処分状況

### (1) 温泉掘削等の許可

温泉の掘削等の行為に際しては、**温泉法**に基づく許可申請を行い知事の許可を受けなければならない。

大分県では学識経験者等で構成される「大分県環境審議会温泉部会」（年6回開催）において審議を行い、その答申に基づき許可等の行政処分を行っている。

本県における温泉掘削等の許可件数は、表2.4-16のとおりである。

表2.4-16 温泉掘削等許可状況 (件)

年度／区分	掘削	増掘	動力	計
令和元年度	34	4	22	60
令和2年度	50	4	20	74
令和3年度	18	3	21	42
令和4年度	40	7	15	62
令和5年度	27	4	21	52

また、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合についても、知事（大分市にあっては大分市長）の許可が必要であり、令和5年度は、浴用108件、飲用2件の合計110件について許可した。

### (2) 温泉利用状況調査

温泉の公共利用許可を受けた者は、温泉法第18条の規定により温泉の成分等について施設内に掲示しなければならないこととされており、温泉の適正な利用を図るため、温泉法第35条に基づき管内の施設を対象に立入検査を実施し、所要の指導を行っている。

### (3) メタンガス対策

平成19年6月に東京都渋谷区で発生した温泉施設の爆発事故を受けた温泉法の改正（平成20年10月施行）により、温泉掘削時の災害防止規定や温泉採取時の濃度確認申請又は温泉採取許可申請が義務づけられた。

## 3 温泉資源の保護と適正な利用

### (1) 温泉資源の保護

大分県環境審議会温泉部会では、審議基準を定め、既存泉から一定の距離での掘削を認めている。さらに、別府市、由布市湯布院町の一部地域で新規掘削を禁止する地域を指定しており、令和4年度には、別府市で2つの地域を新たに追加指定するなど、温泉資源の保護に努めている。

また、温泉資源の現状把握と保護対策のため、水位、泉温、湧出量等を定期的にモニタリングする温泉資源監視基礎調査を実施している。令和5年度末現在、県内計34か所で調査を行い、モニタリングの実施にあたっては地元市町村の協力を得るとともに、学識経験者等で構成する大分県温泉監視調査委員会を設置して、調査結果の解析、検討を行っている。

モニタリングや様々な調査結果を基に、大分県内の保護地域の適切な見直し

を引き続き行っていく。

## (2) 温泉資源の適正利用

近年、再生可能エネルギーの普及促進が求められる中、安定的な発電が見込まれる地熱発電への注目が高まっている。

温泉資源を有効活用するための環境を整備するとともに、無秩序な開発による温泉資源の衰退化を防止するため、地熱発電目的の温泉掘削を行う場合、温泉モニタリング調査の実施や地域との合意形成の推進などを定めた「地熱関係運用指針」（令和6年9月改正）により審議を行っている。

## 第3項 多目的利用と温泉地づくり

### 1 温泉に関する調査研究

「おんせん県おおいた」の魅力をさらに加速するため、湯の花小屋や湯けむりの景観、多様な泉質に由来する湯治文化などを継承するとともに、景観、街並み、歴史など、地域の特性を生かした温泉地づくりが求められている。

また、既存源泉を活用した温泉熱発電、施設暖房等の温泉熱エネルギーの多目的利用を推進するため、温泉モニタリング調査の結果や、登録分析機関が行なった温泉分析結果を、広く一般に公表するほか、温泉資源の保護と適正な利用のため、「大分県温泉調査研究会」が中心となり、温泉にかかる調査研究を推進している。

### 2 大分県温泉調査研究会

「大分県温泉調査研究会」（事務局：自然保護推進室内）は、学識経験者、県及び温泉が湧出している市町村等を会員として構成されており、昭和24年の発会以来、地球物理学、地質学、医学等の科学的見地に基づき温泉の調査研究を推進している。

令和5年度は、次の13テーマについての調査研究を行った。

- 大分平野の深層熱水型温泉に含まれるアンモニウムイオンの窒素同位体比
- 別府鉄輪地区温泉水中のケイ酸の状態解析
- 日常的な単純泉あるいは塩化泉入浴の違いによる利用者の健康寿命推移進展の違い
  - －別府市および大分市を対象地区として－
- 夜間の温泉利用と高齢者の血圧変化に関する検討
- 大分平野の地下構造（2）－反射法地震探査－
- 大分市温泉分析データの時空間マッピング
- 九重火山群の第四紀火山岩類の地球化学的研究2
- 竹田市長湯温泉地域で採取された温泉水のSr同位体比
- 別府温泉郷100年の発展と大分県内温泉地域とのかかわり
- 総括 新型コロナ感染流行は温泉入浴行動を変えたのか？
  - ～第1波から収束までの入浴行動の分析～
- 別府市内で発生した入浴中の緊急搬送数の分析
  - ～入浴中の体調不良につながるファクターの探求～
- 地元のオーガニックで健康的な食事と別府温泉を楽しむ
- 温泉藻類RG92エキスが養殖ヒラメの健苗性に与える効果についての検討

令和5年度の調査研究の成果については、大分県温泉調査研究会報告第75号(令和6年8月発行)で公表している。

## 第4節 ユネスコエコパークなど地域資源を活用した 地域づくりの推進

### 1 ジオパーク活動の推進

ジオパークとは、地形や地層などの地質遺産の保全、調査研究を行いながら、教育や観光・ツーリズムの振興に取り組む地域であり、県内では、姫島村と豊後大野市の2地域が平成25年9月に日本ジオパークに認定された。県は両地域の受入体制の充実や情報発信等、持続可能なジオパーク活動のための取組を行っている。

令和5年度は、認定10周年を記念して「自然と大地の祭典～おおいた姫島・おおいた豊後大野ジオパーク認定10周年記念イベント～」を大分市で開催し、当日は221名が参加する等、ジオパークの魅力を広く情報発信した。

### 2 ユネスコエコパークの取組推進

ユネスコエコパークとは、「Biosphere Reserve (生物圏保存地域)」の国内通称で、ユネスコが推進する「人間と生物圏 (MAB) 計画」において、自然と人との共生における世界的モデルとして位置づけられている。「生態系の保全と持続可能な利活用の調和の推進」を目的とし、保護・保全に加えて、地域の豊かな自然や、そこから生まれた文化を活かして経済や地域の発展を目指すことを重視している。

大分、宮崎両県にまたがる原生的な自然と景観、希少動植物の宝庫として知られる祖母・傾・大崩山系は、平成29年6月に「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」として登録された。

大分、宮崎両県とエリア内6市町（佐伯市、竹田市、豊後大野市、延岡市、高千穂町、日之影町）及び関係者で構成する祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会を中心に、3つの基本方針（「貴重な生態系の持続的な保全」、「学術的研究や調査・研修への支援」、「自然と共生した持続可能

な発展」）に基づいた取組を着実に進めている。

### 3 アドベンチャーツーリズム等観光産業の振興

本県には、九州の屋根と呼ばれるくじゅう連山に至るまで、海、川、山と移り変わる自然がある。都市や海外から訪れる人々にとって、海、島、山、高原、渓谷、滝、鍾乳洞などの複雑な地形や雄大な自然が織りなす景観、新緑や紅葉、季節ごとに野や山を彩る花の鑑賞、農林水産業や地域の文化に触れることなどは非常に魅力的な体験であり、本県の重要な観光資源となっている。

このことから、県では、アドベンチャーツーリズムの推進に向け、安心安全なアウトドア活動の提供等を目的としたアウトドアガイド認証制度の創設やインバウンド対応可能なガイド人材の育成事業を行ったほか、自然や文化などの豊かな地域資源を活用したモデルコース造成や動画による情報発信を行った。また、国内外の都市と農山漁村の交流を図るグリーンツーリズムを振興するため、ホームページ等での情報発信、学校や旅行会社への教育旅行誘致などを行った。

# 第5章 環境を守り活かす担い手づくりの推進

## 第1節 “未来”につながる人材育成

### 第1項 あらゆる場・世代におけるESDの視点に立った環境教育の推進

美しく快適な大分県を将来の世代に継承していくために、私たちは、直面する様々な環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していかなければならない。そのためには、私たち一人ひとりが日常生活の中で意識的に環境に配慮した行動をとり、積極的に問題解決に取り組むことが必要となる。このように、一人ひとりの環境に対する意識を高め、環境保全活動への取組を促進していくためには、環境教育・学習が重要な役割を担っている。

国においては、国民各界各層の環境保全に関する理解を深めるための環境教育・学習の推進、環境保全活動に取り組む意欲を高めていくための体験機会や情報の提供等の措置を盛り込んだ「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下「環境教育推進法」という。）を平成15年7月に制定し、同年10月から施行するとともに、翌年9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」を閣議決定した。これに伴い、県においても平成18年1月に「大分県新環境教育・学習基本方針」を策定した。

その後、環境保全活動への取組や行政・企業・民間団体等の協働が益々重要になってきている状況や国連の「持続可能な開発のための教育」（ESD）の取組及び日本が提案した「ESDの10年」（2005年～2014年）の取組などを受けて、環境教育推進法を改定して新たに「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が平成23年6月に制定され、平成24年10月1日に全面施行された。

これを受けて、県では、新たに環境教育等に関し方向性及び具体的施策を示し、それを総合的かつ計画的に実施するため、平成26年3月に大分県環境教育行動計画を、平成28年3月に第2次大分県環境教育等行動計画を、令和2年3月には第3次大分県環境教育等行

動計画を策定し、広く環境教育を推進した（資料編11 大分県環境教育等行動計画の進捗状況）。

なお、令和5年3月17日付け環政総発第2303175号「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について（通知）」を受けて、令和6年9月に策定した第4次大分県環境基本計画において、本県における環境教育等行動計画を包含することとした。

### 1 学校における環境教育推進

学校における環境教育・学習は、幼稚園から高等学校までの教育活動を通じて、環境や環境問題に関心・意欲を持つといった基礎的なことから、人間の活動と環境との関わりについて、総合的な理解と認識の上に立った環境への責任のある行動がとれる態度を身につけることまでを目指している。各学校では、各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間、特別活動等において創意工夫された環境教育・学習を進めている。

中でも、児童生徒の森林環境保全活動の推進を目指し、森林環境学習促進事業（社会教育課）やグリーンアップおおいたアドバイザー派遣事業（環境政策課）等を活用し、森林環境教育プログラムや外部人材を活用した体験活動を促進する取組を実施している。また、高校においては各校が地域や学科の特性を活かした環境学習の取組を実施している。

環境教育・学習の対象は、家庭における身の回りの問題から地球規模の問題までの広がりを持つとともに、その学習領域も自然科学・社会科学の分野から一人一人の感性や心の問題にまで及んでいる。今後も、学校の教育活動全体を通じての取組、児童生徒の発達段階に応じた取組、家庭や地域など生活の場における実践的な取組など、総合的な環境教育・学習をより一層推進し

ていく必要がある。

## 2 家庭、地域社会における環境教育・学習の推進

県立図書館では、生涯学習情報提供システム「まなびの広場おおいた」において、県民の自然環境への興味・関心や環境保全意識の高揚を図るため、大分の自然環境、動植物の生息環境についての講座や情報を提供している。

県立香々地青少年の家では、海岸（干潟）や磯、森林の環境を活用し、様々なSDGs教育を展開している。大分県地域ぐるみで「体験の風をおこそう」推進事業では、県内の児童・生徒及びその家族を対象に、自然体験アクティビティを提供すると同時に、海岸清掃などの海の保全活動やクヌギ林の整備等の森の育樹活動を実施した。

県立九重青少年の家では、養成した森林環境学習指導者を活用して、青少年の自然環境に対する興味・関心や環境保全への意識の高揚を図り、自然を愛する心豊かな青少年を育成する「森林環境学習促進事業」を展開している。この事業では、幼児や小学生とその家族を対象にした「森の子レンジャー」「森の楽校」、青少年の家を利用する学校や団体を対象に指導者を派遣する「森林（もり）の環境学習サポート隊」等を実施している。

さらに、社会教育関係団体においても、大分県生活学校運動推進協議会の実態調査結果に基づく食品ロス、レジ袋及びプラスチックごみ削減に向けた意識啓発、（一社）大分県地域婦人団体連合会の「安全で健康な食生活の推進」など、地域課題に対応した環境学習や環境保全活動に取り組んでいる。

## 3 職場における環境教育

職場における環境教育を推進するため、従業員に対する環境教育が必要となるISO9000・14000シリーズを導入しようとする事業所に、中小企業支援アドバイザー派遣制度に基づくISOアドバイザーの派遣や、グリーンアップおおいたアドバイザー

派遣事業に基づく研修講師等の派遣を実施している。

また、環境配慮の取組目標を自主的に定めた事業所をエコおおいた推進事業所として登録し、県庁ホームページを通じて県民へ紹介することにより、環境保全に対する意識の高い事業所を支援している。

## 第2項 環境教育を担う人材の育成

### 1 多様な学習の機会の提供

#### (1) 環境教育講師の派遣

平成16年度から、地域や学校で開催される環境をテーマとした講演会や自然観察会などにおける講師として**環境教育アドバイザー**を派遣してきた。令和5年度は187回派遣し、延べ9,363名が受講し、環境問題への理解を深めた。

令和6年11月からはグリーンアップおおいたアドバイザー派遣事業に制度を改め、環境カウンセラーや**環境NPO法人**での活動実践者、大学教授など環境問題の有識者50名を委嘱し、学校や企業、地域などが開催するあらゆる世代を対象とした講習会等に講師として派遣している。

#### (2) こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、将来を担う子どもたちが主体的に行う環境学習及び環境保全活動を支援するために、環境省が平成7年度から実施しており、本県においても令和5年度末には30クラブ1,425名が自然観察やリサイクル活動等の環境活動に取り組んだ。

#### (3) おおいた環境学習サイト「きらりんネット」

平成19年3月に、インターネットを活用し、環境学習の教材や環境情報を広く提供するため、大分県新環境基本計画に基づいた学習教材として、おおいた環境学習サイト「きらりんネット」を開設した。平成21年度からは、いつでも、どこでも広く活用されるように、県庁ホー

ムページで提供することとした。平成 28 年 3 月には、より多くの県民に興味をもってもらうため「おんせん県おおいた！エコクイズ」を「きらりんネット」内に開設した。

(4) **環境学習用 DVD の貸出し**

地域での研修会や学校の環境活動等で広く利用していただくため、環境学習用の DVD を希望者に貸し出している。

(5) **レジ袋収益金寄付金活用事業（幼児向け環境劇の公演）**

幼児が楽しみながら環境問題に関心を持つきっかけとなるよう平成 22 年度から環境劇の公演を実施している。令和 5 年度は、10 市 38 か所の幼稚園等で巡回公演を実施した（観劇者 3,592 人）。

(6) **おおいたこども探険団推進事業**

平成 26 年度から、子どもの環境学習を推進するため、実体験を伴う年間を通じた環境学習を実施する団体に補助金を交付する「ごみゼロ探険団推進事業」を実施してきた。

平成 28 年度からは、子どもたちの環境意識を高めるため、子どもを対象とした自然体験活動を年間通じて行う「おおいたこども探険団推進事業」を実施し、令和 5 年度は、9 団体に委託した。

(7) **森林環境教育**

県内の保育園・幼稚園・小中高等学校・大学・放課後児童クラブ・子ども食堂・児童デイサービス・児童館・公民館・NPO 等の団体が行う活動に、県が認定する森の先生を派遣し、森林環境学習活動を通じて、子どもたちの森林や自然に対する理解や関心を高め、次世代の森林づくりを担う人材を育成することを目的に実施している。令和 6 年 3 月現在で、森の先生登録者は 242 人、令和 5 年度中の参加者は 3,574 人となっている。

また、令和 4 年 11 月に当県で開催された第 45 回全国育樹祭を契機として、

「次代につながる森林づくり」を推進するため、子ども達の森林・林業への興味・関心を喚起する体験講座の開催や森林・林業デジタル副読本の作成、指導者の育成などの森林・林業教育に取り組んでいる。

(8) **全国水生生物調査**

小中学校等での環境保全に関わる学習活動の一環として、水生生物による川の水質調査を行う。川に実際に触れることで、川を知り、環境に配慮した暮らしを実践することを目的としている。

## 第2節 持続可能な“活動”につながる環境の整備

### 第1項 環境保全活動の推進

環境問題の多くは、経済成長の結果、社会経済構造が大きく変革し、日常生活や事業活動における環境負荷が増大したことに起因するとされている。

こうした状況を踏まえ、県は、平成11年を「環境元年」と位置づけ、平成12年2月に「エコおおいた推進県民会議」を設置し、県民、事業者及び行政の各主体が公平に役割を担い、互いに連携・協力しながら、環境に配慮した活動を推進しようと「環境にやさしい大分県」の実現に向けて取り組んできた。

また、平成15年9月には「ごみゼロおおいた作戦県民会議」を設置し、県民総参加により美しく快適な大分県づくりに取り組んだ。

こうした取組の成果を生かして、さらにステップアップさせた地域活性化型の「おおいたうつくし作戦」を推進するため、平成28年4月には「おおいたうつくし作戦県民会議」を設置し、恵み豊かな大分の環境を守り、地域を元気にする取組を進めてきた。

#### 1 環境保全活動の推進

令和6年度にスタートしたグリーンアップおおいたは、これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策、環境保全活動などに新たな社会的価値を付け、経済の発展も促していく取組を進めることで「恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいた」の実現を目指す県民運動である。

そして、地域においてグリーンアップおおいたを実践する団体を「グリーンアップおおいた実践隊」（以下「実践隊」という。）に任命し、その取組を支援している。実践隊は令和6年12月末で48団体となっている。

また、本県の恵み豊かな環境に感謝し、環境保全の大切さを再認識する機会とするために、平成28年度から令和5

年度まで「おおいたうつくし感謝祭」を開催した。

令和6年度には、県民が、自らを含む人々の生活・行動が環境へ及ぼす負荷についての理解を深め、環境問題を自分ごととして捉える機会とするとともに、日常生活に起因する環境への負荷の低減に取り組む契機となることを目的として「グリーンアップおおいたデー」を開催した。

#### (1) おおいたうつくし作戦まちづくり推進事業（まちづくり）

平成28年度から、おおいたうつくし作戦を県民に広げるため、環境保全活動を通じて地域を活性化する波及効果の高い普及啓発活動を実施する。令和5年度は7団体に委託した。

#### (2) 県民運動を牽引する団体の支援

平成28年度からおおいたうつくし作戦をけん引する新たな団体の設立や既存団体の構成員増加等を支援する「おおいたうつくし作戦なかまづくり推進事業」を実施し、令和5年度は2団体に補助金を交付した。令和6年度からは同事業を「グリーンアップおおいた実践隊支援事業」として、グリーンアップおおいたを実践する新たな団体の設立や活動を支援する。

#### (3) 県民一斉おおいたうつくし大行動

県民一人ひとりが環境問題を自らの問題として意識し、行動できるようにするため、おおいたうつくし作戦では、県民総参加で取り組む「おおいたうつくしキャンペーン」を展開した。美しく快適な大分県づくり条例に基づく「環境美化の日」の取組として8月に県下全域を対象に美化活動の実施を呼びかけるとともに、美しい観光地づくりを目指して秋の行楽シーズンに合わせて10月に観光地やイベント会場を対象に美化活動等

の実施を呼びかける「県民一斉おおいたうつくし大行動」を実施した。

令和5年度は環境美化の日を8月6日に設定し、美化活動の実施を呼びかけたところ、県下で約36万人の県民が参加した。

## 2 節電対策の推進

令和5年度の九州電力管内での電力受給は、夏季、冬季ともに、電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しとなったため、節電要請は見送られることとなった。県では、県民に対し県民生活や経済活動等への影響を配慮しながら省エネ・節電に取り組むよう呼びかけるとともに、家庭向け、事業所向けに次の事業を実施して、省エネ・節電の取組を促した。

### (1) 家庭での節電対策

#### ①節電メニューの励行

#### ②県民参加の取組

・緑のカーテンの実施

#### ③県民向け普及啓発の取組

家庭向けエコ診断の実施（診断士が家庭の節電・省エネについてアドバイス）

### (2) 事業所での節電対策（令和5年度）

#### ①節電メニューの励行

#### ②事業所への情報提供・普及啓発

・事業所のための省エネセミナー（2回）

・国・県等の補助制度の情報提供

#### ③事業所の節電の取組支援

・省エネコーディネーターの派遣（168件）

## 3 環境保全活動の促進

環境保全活動を促進するためには、身近なことから地球規模にいたるまで様々な環境問題や環境保全に関する取組についての具体的な情報を提供し、県民一人ひとりの環境に関する意識を高めるとともに、多様化する住民ニーズに対応できるNPOとの協働等を通じ、それ

ぞれが自発的に環境保全に取り組む意欲を増進する仕組みを構築する必要がある。

### (1) 事業者の自発的活動の促進

事業者による事業活動は、利便性や生活水準の向上、社会基盤の整備に貢献する一方で、地域の環境のみならず地球環境にも大きな影響を及ぼしている。また、環境に配慮することは、生産性の面からマイナスであるとの見方が以前はあったが、近年の産業界では、環境への配慮を企業イメージの向上というプラスの面から捉える向きが大勢となり、自主的に**環境マネジメントシステム**を構築するなど、環境保全に対して積極的な取組を見せる企業が増えつつある。

・「エコおおいた推進事業所」の登録

環境配慮の取組目標（5項目以上）を自主的に定め、事業活動に伴う環境負荷を低減しようとする事業所を、県では環境に配慮した事業所であるとして平成12年3月から「エコおおいた推進事業所」に登録している。これらの取組に関する情報はインターネット（県庁ホームページ）等を通じて広く県民に紹介している。

令和6年12月末での登録数は1,101事業所となっている。

・おおいたグリーン事業者認証制度

事業活動に伴い発生するCO<sub>2</sub>又はプラスチックの削減目標を設定し、その達成に向けて取り組む事業者を、令和5年10月から「おおいたグリーン事業者」として認証している。

また、認証部門に応じた補助金制度を実施し、おおいたグリーン事業者の取組を支援・促進している。

令和6年12月末での認証数は、120事業者（脱炭素部門：94脱プラスチック部門：26）となっている。

・エコアクション21認証・登録制度

環境省が平成8年に策定した、中小企業等の幅広い事業者が取り組める環境マネジメントシステムのプログラム。企業等が自ら設定した環境負荷

低減の目標達成に向けて取り組み、その結果を評価し、報告するための方法の一つとして、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づき、事業者を認証・登録する制度である。広範な中小企業、学校、公共機関などを対象としており、環境への取組を効果的・効率的に行うためのシステムを構築・運用・維持し、その取組を「環境経営レポート」として発信することで、多くの関係者との相互理解や信頼を高め、企業価値や経営力の向上を図ることができる。県では、環境マネジメントセミナーや個別コンサルティングを通じてエコアクション 21 の普及を図っており、県内では令和 6 年 12 月末現在で 96 事業所が認証・登録している。

## (2) 啓発活動の実施状況

環境問題は、県民、事業者、行政がそれぞれの立場から環境保全に向けた取組を主体的に推進するようになってはじめて解決しうるものである。近年、環境問題に対する県民の関心も高まりを見せ、環境保全の捉え方も変わりつつある。これまでの公害の防止や自然環境の保全といった観点だけでなく、環境対策に取り組む企業を経済的に評価する流れなども生まれている。県内各地で NPO 法人やボランティア団体主導の環境保全活動が盛んに行われているところである。

県では、県民の自主的な環境保全活動を支援し、その活動が一層発展するよう促すとともに、県民一人ひとりが環境に対する意識を高め、環境保全活動について自ら考え、主体的に行動できるよう、各種の啓発活動を実施している。

なお、令和 5 年度に県が実施した啓発活動の実施状況は表 2.5-1 のとおりである。

## (3) 環境月間行事の実施状況

1972 年（昭和 47 年）6 月にストッ

クホルムで開催された国連人間環境会議において、人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標とする「人間環境宣言」が採択されたが、この会議において日本は毎年 6 月 5 日からの 1 週間を「世界環境週間」とすることを提唱した。国連ではこれを受けて、毎年 6 月 5 日を「世界環境デー」と定めた。我が国では、環境庁の主唱により、昭和 48 年から毎年 6 月 5 日を初日とする 1 週間を「環境週間」と定め、国民一人ひとりがよりよい環境づくりに向けて認識を新たにしよう全国的な運動が展開されていたが、平成 3 年からは、これまで以上に環境保全活動に関する国民の責務と自覚を促すため、従来の環境週間の幅を拡大して、6 月の 1 ヶ月間を「環境月間」として国、都道府県、市町村、民間団体などにより各種啓発事業に取り組むこととなった。

また、平成 5 年 11 月に制定された環境基本法において、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6 月 5 日が「環境の日」と定められ、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めることとされた。

県においても、県が主体となった行事を実施するとともに、「環境の日」及び「環境月間」について積極的に広報を行い各種自発的な取組を推進している。令和 5 年の実施状況は表 2.5-2 のとおりである。

## 5 自発的な環境保全活動を支える人材・団体等との連携・協力

### (1) 環境教育講師の派遣

地域住民のよりよい地域環境への意識を高め、地域全体として環境保全の取組を効果的に推進するためには、環境保全活動に取り組む個人、団体と協働する必要がある。

県では、環境保全活動に取り組む NPO

法人との協働を進めるほか、自発的な環境保全活動の重要性についての理解を深めるとともにその実践を促進するため、学校や地域団体に環境教育アドバイザーの派遣を行った。

令和6年11月からはグリーンアップおおいたアドバイザー派遣事業に制度を改め、学校や企業、地域などが開催するあらゆる世代を対象とした講習会等に、環境に関する専門的な知識や活動経験を有するグリーンアップおおいたアドバイザーを講師として派遣している。

## **第2項 県、市町村の率先行動の推進**

環境保全の推進のためには、地域における取組が不可欠であり、地方分権が進展する中で、地域の住民に最も身近な市町村が果たす役割が一層重要となっている。このため、市町村においてはそれぞれの地域特性に応じて、環境保全に関する総合的な計画等の策定を行うとともに県、事業者、県民、各種団体と協力・連携し、環境保全に関する取組を推進することが期待される。

また、市町村は地域における一大事業所であり、自ら消費者、事業者の立場から、地球温暖化対策実行計画の策定、グリーン購入の推進など率先して環境に配慮した活動へ取り組むことが求められている。さらに公共事業の実施においても、計画から管理までの各段階で環境への配慮が必要である。

そこで、県においては市町村のグリーン購入の推進を図るため、国等が開催するグリーン購入に関する説明会への積極的な参加を奨励している。

表 2.5-1 啓発活動の実施状況

(大分県実施)

行事名	所管課	実施期間	場所	内容
みどりの月間	森との共生推進室	4月15日 ～5月14日	県内	「緑の羽根」着用の呼びかけを行ったほか、緑の募金街頭キャンペーンを実施するなど緑化の普及啓発を行った。
環境月間 (6月5日環境の日)	うつくし作戦推進課	6月1日～30日	県内	詳細は表 2.5-2 参照。
瀬戸内海環境保全月間	環境保全課	6月1日～30日	県内	期間中(公社)瀬戸内海環境保全協会作成のポスターを市町村・保健所等へ配布し意識の高揚を行った。
河川愛護月間	河川課	7月1日～31日	県内	期間中、河川周辺のごみ拾いや雑草刈りを実施した。また、啓発活動用チラシやポスターを市町村・土木事務所等へ配布し河川愛護思想の高揚を図った。
海岸愛護月間	河川課	7月1日～31日	県内	期間中、海岸の清掃を実施し国土交通省の作成した「海岸愛護ポスター」を市町村・土木事務所へ配布し海岸愛護の高揚を図った。
道路ふれあい月間 (8月10日道の日)	道路保全課	8月1日～31日	県内	期間中道路の草刈、側溝掃除、空き缶拾い等を実施した。また、各種広報媒体により、道路愛護思想の高揚を図った。
生活排水きれい推進月間 (9月10日下水道の日) (10月1日浄化槽の日)	公園・生活排水課	9月10日 ～10月10日	県内	市町村と連携した各種「下水道の日」「浄化槽の日」の広報・啓発等により、生活排水対策による水環境保全思想の高揚を行った。
食品ロス削減月間	うつくし作戦推進課	10月1日～31日	県内	広報・啓発活動等を行い、食品ロス削減に対する意識の高揚を図った。
みどりのまちづくり推進月間	森との共生推進室	10月1日～31日	県内	県民一人ひとりの手で緑化木を植栽し、生活環境の緑化を推進するため、街頭での緑化苗木の配布を行い、緑化の意識の高揚を図った。
都市緑化月間	公園・生活排水課	10月1日～31日	県内	都市における緑の保全・創出や、都市計画、街路樹の整備等を促進し、住民参加による緑豊かな美しい町づくりを展開するため、「都市緑化月間」中に、緑に関するイベントとして苗木等の無料配布を行った。
文化財保護強調週間	文化課	11月1日～7日	県内	文化財に関する講演会・芸能発表会の開催・文化財めぐり・文化財周辺の清掃活動・児童生徒による文化財学習などを実施し、文化財愛護思想の普及・高揚を図った。
緑化推進強化月間	森との共生推進室	3月1日～31日	県内	期間中、県内各地で緑化用苗木の街頭配布を行ったほか、取組パンフの配布等により緑化の普及の啓発を行った。
土地改良施設愛護月間	農村整備計画課	7月10日 ～8月10日	県内	期間中、県内各地でため池やダム周辺の環境整備活動を行い、参加者へ土地改良施設維持及び農業農村の保全への意識啓発を図った。

表 2.5-2 令和 5 年度「環境の日」及び「環境月間」関連行事

	行事名	行事内容	主催	場所	期日
1	生ごみの水きり	HP での生ごみの水きりの呼びかけ	宇佐市	—	通年
2	資源ごみ拠点回収	拠点回収ボックスの設置・回収・周知	宇佐市	市内全域	通年
3	ばい煙発生施設等への立入調査（公害パトロール）	工場に立入し、ばい煙発生施設に係る公害防止施設等の確認を行った。	大分県	県内の公害防止協定締結企業等	6 月
4	環境関係啓発資材の配布	環境関係啓発資材の配布（大分県リサイクル認定製品関係）	東 部 保 健 所 国 東 保 健 部	東 部 保 健 所 国 東 保 健 部	6 月
5	広報誌による普及啓発	・市報さいき 6 月号 ・広報たけた 6 月号 ・広報くす 6 月号	佐伯市 竹田市 玖珠町	—	6 月
7	全戸配布による啓発（九重町生活環境だより）	・リサイクル（雑がみ）の呼びかけ。 ・生ゴミ処理容器補助制度の紹介によるごみ削減への呼びかけ。	—	町内	6 月
8	清掃センター社会見学	ごみやリサイクルに関心を持ち家庭内でのごみ分別や減量を啓発する。	市立小学校	豊後大野市清掃センター	6 月
9	週末講座（磯観察）	家族等で磯の生物を採取し観察することで自然環境保全の意識醸成を図る。	香々地青少年の家	香々地青少年の家	6 月（各週末）
10	環境月間啓発普及事業	街頭啓発	（一社）大分県産業資源循環協会	別府ホテルサンバリーアネックス前	6 月 1 日
11	不法投棄撲滅・街頭啓発活動	協会員とともに不法投棄防止等の街頭啓発活動を行った。	〃	新地交差点（明屋書店豊後高田店前）	6 月 1 日
12	全県下一斉不法投棄撲滅街頭啓発活動	不法投棄撲滅・ゴミのポイ捨て禁止をのぼり旗等により通行者やドライバーに呼びかける。	〃	豊後大野市役所前交差点	6 月 1 日
13	不法投棄防止街頭啓発活動	大分県産業資源循環協会別杵国東由布支部、市町村、保健所で横断幕、のぼり旗等を用いたドライバーへの啓発	（一社）大分県産業資源循環協会、大分県	九州横断道路入口付近	6 月 1 日
14	不法投棄撲滅街頭啓発活動	不法投棄について、横断幕やのぼりを持ってドライバー等へ啓発	（一社）大分県産業資源循環協会 日田・玖珠支部	玖珠町新塚脇交差点	6 月 1 日
15	令和 5 年度不法投棄撲滅・街頭啓発活動	大分県産業資源循環協会日田・玖珠支部に属する会員と大分県西部保健所職員及び日田市環境課職員で左記において不法投棄撲滅に係る街頭啓発活動を実施。	〃	日田市玉川交差点	6 月 1 日
16	不法投棄撲滅広報活動	市報で不法投棄の撲滅を周知する。	豊後大野市	豊後大野市内	6 月 1 日
17	生ごみ処理容器配布	生ごみ処理容器の配布	宇佐市	市内全域	

		(申請：6月1日～23日、配布：7月25日～8月25日)			
18	海岸美化活動	番茶の会(ボランティア団体)が定期的に清掃活動を実施	番茶の会	市内	6月1日～25日
19	環境月間ポスターの掲示	来庁者への啓発のため、保健所内で環境月間のポスターを掲示した	大分県	東部保健所内	6月1日～30日
20	環境ブックの読み聞かせ運動	学校、図書館等で環境関連図書の読み聞かせや紙芝居を行い、子どもが自ら地球環境について考えるきっかけづくりとする。	大分市環境部環境対策課	大分市内(市民図書館、小中学校等)	6月1日～30日
21	文字放送(ケーブルテレビ)による啓発	・ごみの捨て方や分別について ・生ごみ処理容器(ミニキエーロ)の無償モニター募集 ・充電式小型電池の捨て方について	佐伯市清掃課	—	6月1日～30日
22	環境美化活動	桜貝の会(ボランティア団体)が定期的に清掃活動を実施	桜貝の会	市内の海岸、河川、道路等	6月1日～30日
23	菌ちゃん野菜作り生ごみリサイクル授業	生ごみを利用した土づくり授業	佐伯市清掃課	しろやま共同保育園、松浦小学校、切畑小学校、鶴岡幼稚園	6月2日～29日
24	令和5年度大分市環境展	「来て！見て！知って！みんなでエコチャレンジ」をテーマに、環境保全やごみ減量・リサイクル等への関心と理解を呼びかけた。 九州エコファミリー応援アプリ「エコふぁみ」と連携。	大分市環境部環境対策課	ギャラリー竹町ドーム広場	6月3日
25	湯布院一斉清掃デー	湯布院町内において、ごみ拾い等を行う。	由布市	湯布院町内各所	6月4日
26	環境出前講座	講座(ごみの減量)	真玉小学校	真玉小学校	6月5日
27	別府市公式SNS(Faceべっふ)での情報発信	別府市公式SNS(Faceべっふ)で、身近なごみ減量・リサイクル推進の取組みを5回に分けて投稿し、意識啓発の情報発信を行った。	別府市	—	6月5日～22日
28	エコセンター番匠施設見学	ごみ処理施設(エコセンター番匠)の見学(渡町台小学校、木立小学校、八幡小学校、蒲江翔南学園、上野小学校、鶴岡小学校、佐伯東小学校、上堅田小学校(各校4年生))	佐伯市清掃課	—	6月5日～29日
29	環境出前講座	講座(ごみの減量)	呉崎小学校	呉崎小学校	6月6日
30	水田及び水路周辺の草刈り清掃	地域の水田を中心に水路及び通路周辺の草刈り清掃	三重総合高校	本校水田圃場及肝煎地区の水路	6月8日・16日・21日
31	長峰小学校水生生物調査	五十石川に生息する生き物を調査し、身近な環境について学ぶ。	豊かな水環境創出五十石川等流域会議	五十石川(宇佐市)	6月9日
32	森林環境学習促進事業「森の楽校」	県内の小学4年生から小学6年生までの児童を対象とした自然体験活動	九重青少年の	・九重青少年の家	6月10日～11日

			家	・男池	
33	環境出前講座	講座（ごみの減量）	上北自治会	春日神社	6月13日
34	資源ごみストックヤードでの社会見学の受入れ	社会見学で、ごみの話をするとともに、現場作業を見学	杵築市大内小学校	キツキ環境センター	6月13日
35	挾間中学校環境学習会	環境月間に合わせ、授業の一環としてごみの減量化についての講演を行う。	挾間中学校	挾間中学校体育館	6月14日
36	出前講座	保育園の園児にごみのお話を聞かせる	杵築市松栄保育園	松栄保育園	6月15日
37	不法投棄撲滅広報活動	広報車で不法投棄の撲滅を呼びかける。	豊後大野市	豊後大野市内	6月15日・28日
38	令和5年度環境ポスター展	市内や友好都市、交流促進都市等の小中学生を対象に、環境問題をテーマとしたポスターを募集し、展示した。九州エコファミリー応援アプリ「エコふぁみ」と連携。	大分市環境部環境対策課	大分市J:COMホルトホール大分	6月17日～29日
39	町内一斉清掃	環境月間に合わせ町内一斉美化活動として、各区において空き缶や不燃物等の清掃活動を実施する。	日出町住民生活課	日出町全域	6月18日
40	チラシ配布による普及啓発	生ごみ処理容器（ミニキューロ）の無償モニター募集のチラシを配布	佐伯市清掃課	市内小学校	6月22日
41	建設リサイクル法パトロール	解体現場における労働者の安全衛生や廃棄物の適正処理などの確認のため、関係機関合同でパトロールを実施した	県内	管内の家屋等解体現場	6月19日～23日・10月23日～27日
42	出前講座	ごみの分別の詳しい方法や生ゴミ減量のためのダンボールコンポストの紹介を行い地域の方々の分別意識を高めてもらう。	国東市環境衛生課（共催）国東市地球温暖化防止協議会	国東市国東町浜崎公民館	6月23日
43	環境出前講座	講座（ごみの減量）	香々地小学校	香々地小学校	6月23日
44	文字放送（ケーブルテレビ）による市民への啓発	ごみ減量や資源活用の市の取組の紹介	国東市環境衛生課	—	6月23日～30日
45	不法投棄撲滅・街頭啓発活動	大分県産業資源循環協会、臼杵津久見警察署、保健所で街頭啓発活動を実施	（一社）大分県産業資源循環協会、大分県	臼杵津久見警察署前	6月30日
46	クリーンアップ津久見	大分県立津久見高等学校特別活動部によるトイレ清掃、ゴミ拾い	津久見高校	つくみん公園津久見駅	6月30日
47	環境出前講座	講座（ごみの減量）	高田小学校	高田小学校	6月30日

# 第6章 基盤的施策の推進

## 第1節 環境影響評価の推進

### 1 環境影響評価の現況

環境影響評価（環境アセスメント）は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものである。環境影響評価の制度としては、平成9年6月に「環境影響評価法」が公布、平成11年6月に全面施行された。また、法施行から10年が経過し新たに浮かび上がった問題を解決するため、事業の位置等の決定段階からの環境配慮を求める配慮書手続等を新たに盛り込んだ「改正環境影響評価法」が平成23年4月に公布、平成25年4月から全面施行された。

本県においても、平成11年3月に「大分県環境影響評価条例」を制定、同年9月から施行し、環境影響評価の手続を進めてきたが、法との整合性を図るため、改正条例

を平成25年3月に公布、同年9月から施行した。

また、大規模太陽光発電施設などの発電所の設置事業を新たに対象事業に追加する条例改正を行い、平成29年3月に公布、平成30年1月から施行した。このように規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業等を対象に法又は条例に基づく手続が実施されている。

一方、法又は条例の対象とならない比較的小規模な開発事業等を対象に「大分県自主的環境配慮推進指針」を制定し、事業者による自主的な環境配慮を進めている。

### 2 本県における環境影響評価の実施状況

本県において、令和5年度中に環境影響評価法、大分県環境影響評価条例又は大分県環境配慮推進要綱に基づく指導・審査を行った実績は、表2.6-1のとおり4件で、そのうち法の対象事業は1件、条例の対象事業は1件、要綱の対象事業は2件であった。

表 2.6-1 令和5年度環境影響評価指導審査実績（令和6年3月31日現在）

#### ○環境影響評価法対象事業

No.	事業名	事業主体	種類	手続状況
1	中九州横断道路（大分～犬飼）	国土交通省九州地方整備局	道路事業（約17～18km、4車線）	計画段階環境配慮書に対する知事意見発出（R6.2.19）

#### ○大分県環境影響評価条例対象事業

No.	事業名	事業主体	種類	手続状況
1	東神野地区石灰石鉱山拡張事業	（株）戸高鉱業社	その他の土地開発事業（190ha）	環境影響評価書受理（R6.1.9）

#### ○大分県環境配慮推進要綱対象事業

No.	事業名	事業主体	種類	手続状況
1	大分港大在地区港湾機能施設整備事業	県	公有水面埋立（4.5ha）	環境影響評価書に対する生活環境部長意見発出（R6.3.8）
2	臼杵港下り松地区港湾機能施設整備事業	県	公有水面埋立（4.6ha）	環境配慮調書受理（R6.3.13）

### 3 条例施行規則及び技術指針の改正

国は、平成 17 年 3 月に基本的事項の改正を行い、これを受けて各省庁も事業ごとに環境影響評価の実施に必要な指針を定めた「主務省令」を改正した。

このような国の見直しに伴い、本県においても必要な見直しを行い、大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正と、大分県環境影響評価条例第四条第一項の技術的事項に係る指針の一部改正を、平成 19 年 4 月

1 日に公布し、同年 7 月 1 日に施行した。

平成 25 年の条例改正による配慮書手続の導入及び平成 29 年の条例改正による、発電所設置事業の対象事業への追加に伴い、条例施行規則及び技術指針についても必要な改正を行い、それぞれ平成 25 年 9 月、平成 30 年 1 月に改正施行規則を施行した。

また、令和 3 年 3 月には、太陽光発電所の規模要件に特別地域に係る特例を設ける施行規則の一部改正を行い、同年 8 月に施行した。

## 第2節 環境に配慮した取組の推進

### 第1項 大分県環境マネジメントシステムの構築

本県では、平成11年1月に本庁3庁舎の知事部局を適用範囲としてISO14001の認証を取得し、節電や紙ごみ等の廃棄物の削減などエコオフィス活動に取り組むことにより、約10年間で金額にして1億円を超える経費が節減され、大きな効果が得られた。

その一方で、本庁3庁舎の知事部局のみの取組であったことから、ISO14001の認証を継続せず対象を全所属に拡大して、県独自の新しい環境マネジメントシステム(EMS)を構築し、平成23年4月より稼働している。

具体的な取組として、①第3次大分県環境基本計画の着実な推進 ②環境に配慮した事業の推進 ③地球温暖化対策実行計画の推進 ④グリーン購入推進方針による物品調達 ⑤環境法令を遵守した庁舎管理業務の5つを一体的に実施・進行管理をしている。

また、本システムの基本理念となる環境基本計画が令和6年10月に第4次大分県環境基本計画として新たに策定されたことに伴い、環境方針を改定した。

### 環境方針

本県は、緑豊かな山野、大地を潤す清らかな河川、変化に富んだ海岸線、日本一の源泉数と湧出量を誇る温泉資源など全国に誇れる豊かな自然環境に恵まれています。この恵み豊かで美しく快適な環境を将来の世代に継承することは今を生きる私たちに課せられた責務ですが、地球温暖化による気候変動、プラスチックごみ等の資源循環、生物多様性の保全など地球規模の環境問題は深刻化しています。また、化石燃料中心からクリーンエネルギー中心の社会経済システムへと転換を図るGX(グリーントランスフォーメーション)が加速しています。

大分県環境基本計画では、こうした変化に適切に対応するため、自然環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を取り入れ、これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策や環境保全活動などに新たな社会的価値を付け経済の発展も促すことにより、環境先進県おおいたの実現を目指していくこととしています。

この将来像の実現に向け、次に掲げる基本方針に沿って目的および目標等を定めて、すべての職員の参加の下に確実に実行します。そして、その結果を検証するとともに必要な見直しを行い、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図ります。

#### 1 環境関連施策の推進

- ・大分県環境基本計画に掲げる環境施策を推進します。
- ・大分県自主的環境配慮指針の活用等により、公共事業等の事務事業の実施に伴う環境負荷を低減します。

#### 2 エコオフィス活動の推進等

- ・大分県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)および大分県グリーン購入推進方針等により、庁舎・施設の管理や事務事業における省エネルギーや再生可能エネルギー導入の推進、資源循環等の取組を推進し、環境負荷を低減します。

#### 3 環境関連法令等の確実な遵守および環境汚染の未然防止

- ・環境関連法令等を確実に遵守するとともに、環境汚染の未然防止に取り組みます。

#### 4 職員の環境保全意識の向上

- ・職員の環境保全に向けての意識の一層の向上を図るため、環境に関する教育・訓練を徹底します。

令和6年10月

大分県知事 佐藤 樹一郎

## 第2項 グリーン購入の促進

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。

このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務に伴う環境負荷についても低減していくことが急務となっており、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務(以下「環境物品等」という。)への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等の購入を促進するためには、環境物品等の供給を促進するとともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を併せて実施していくことが重要である。

このことから環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたすために、国では「**国等による環境物品等の調達**の推進等に関する法律」を定め自ら率先して環境物品等の調達を推進している。

この法律を受け、県の事務、事業における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、県内における環境物品等の市場形成・開発促進を図るとともに市町村、県民及び事業者等のグリーン購入への転換を促すことを目的として平成14年4月から「**大分県グリーン購入推進方針**」を策定し、毎年度、重点的に調達を推進すべき環境物品等及び調達目標を定め、県庁におけるグリーン購入を推進すると同時に、これを通じて物品納入業者等に対して環境に配慮した自主的な事業活動の働きかけを行っている令和5年度の特定期間品目以外の物品(基準外1)の購入実績は次の表2.6-2のとおりである。

表 2.6-2 令和5年度活動実績 グリーン購入推進方針による物品調達

大分類名	主な品目名	R5
		基準外1 購入額
文具類	ゴム印、事務用封筒など	26,304
オフィス家具等	いす、机、棚、ホワイトボードなど	11,387
OA機器	複合機、プリンタ、トナーカートリッジなど	259,880
エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ストーブなど	88,880
その他繊維製品	ブルーシート、旗、のぼりなど	3,594
合計		390,045

(基準外1) グリーン購入できなかったもののうち、早急に必要で、選択している余裕がなかったものの金額

## 第3節 環境情報の整備と提供

環境保全施策を総合的・計画的に推進するためには、環境情報を体系的に整備し、その利用を図っていくことが必要である。また、県民、事業者や民間団体等に対する環境教育・学習を積極的に推進していくことはもちろんのこと、こうした各主体による自発的な環境保全活動の取組を促すため、環境保全に関する様々なニーズに応じた情報を各主体に正確かつ適切に提供することが不可欠である。

大分県の環境についての現状、条例及び計画や施策などの各種の情報については、県が開設するホームページの中で提供している。また、「グリーンアップおおいた Instagram」を開設し、グリーンアップおおいたの取組状況等を随時発信している。

### グリーンアップおおいた

[https://www.pref.oita.jp/site/guoita/greenup\\_ooitai\\_suishinkaigi](https://www.pref.oita.jp/site/guoita/greenup_ooitai_suishinkaigi)

<https://www.pref.oita.jp/site/guoita/suishinkaigi.html>

### グリーンアップおおいた Instagram

[https://www.instagram.com/green\\_up\\_oita](https://www.instagram.com/green_up_oita)

おおいた環境学習サイト「きらりんネット」  
<http://www.pref.oita.jp/site/kirarinnet/>

### おんせん県おおいたエコクイズ

<http://oita-eco.jp>

### 大分県の大気の状態

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/taikijokyo.html>

### 大気環境中の放射性物質に関する測定結果について

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/kukan-housyasen.html>

### 公共用水域及び地下水の水質測定結果

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/suiki.html>

### レッドデータブックおおいた 2022

<https://www.rdb-oita.jp>

## 第4節 調査研究、監視・観測等の推進

### 第1項 衛生環境研究センターの概要

昭和40年代中頃までの公害関係の試験・研究は、衛生研究所及び工業試験場等で行ってきたが、複雑多様化する公害事象に対応するため、昭和48年3月に大分市大字曲字芳河原団地内の衛生研究所隣接地に、公害センターが建設された。昭和48年4月の機構改革により衛生研究所と統合、公害衛生センターとして発足した。

平成3年5月には衛生環境研究センターと改称し、組織改正により管理情報部（管理課、企画情報課）、化学部、微生物部、大気部及び水質部の5部2課制となった。

平成12年3月に特定化学物質分析棟を新設、平成12年4月の組織改正により、管理部（管理課）、企画・特定化学物質部、化学部、微生物部、大気部及び水質部の6部1課制となったが、平成14年4月から管理部の管理課が廃止され、6部制となった。

平成15年3月、大分市高江西2丁目8番地に新庁舎が完成し、芳河原団地から移転した。

平成18年4月、組織改正により、部制が廃止され、企画・管理、化学、微生物、大気・特定化学物質及び水質の5担当制となった。

平成30年3月、ダイオキシン類の分析業務を終了した。

令和6年3月31日現在の主な業務内容は、次のとおり。

#### (1) 企画・管理担当

- ① 庁舎の維持・管理、予算の執行及び物品等の管理
- ② 調査研究に関する総合調整及び評価
- ③ 衛生及び環境教育に関する企画
- ④ 研修指導及び精度管理に関する企画・調整
- ⑤ 衛生及び環境に関する広報

#### (2) 化学担当

- ① 食品中の残留農薬、動物用医薬品、添加物等の試験検査
- ② 乳児用衣類等家庭用品の試験検査

- ③ 自然毒の試験検査
- ④ 衛生化学に関する調査研究

#### (3) 微生物担当

- ① 感染症、食中毒等の病原微生物の検索
- ② 食品の細菌やウイルス等の微生物学的検査
- ③ 日本脳炎等の流行予測調査
- ④ 川や海水浴場等の細菌検査
- ⑤ レジオネラ等の微生物学に関する調査研究

#### (4) 大気・特定化学物質担当

- ① 大気汚染の常時監視
- ② PM2.5の成分分析調査
- ③ 大気環境中における有害汚染物質等の試験検査
- ④ 環境放射能の測定調査
- ⑤ 大気汚染・酸性雨等に関する調査研究
- ⑥ 気候変動適応に関する調査研究

#### (5) 水質担当

- ① 河川、海域、湖沼等の公共用水域及び地下水における水質の試験検査
- ② 工場排水等の水質の試験検査
- ③ 温泉の成分分析
- ④ 水環境保全・温泉に関する調査研究

### 第2項 環境保全に関する試験検査の実施状況

令和5年度における環境保全に関する試験研究は、資料編10 衛生環境研究センター関係資料 表 衛生1のとおりであり、調査分析件数は、資料編10 衛生環境研究センター関係資料 表 衛生2、3のとおりである。

## 第5節 規制法的手法の活用

### 第1項 大分県生活環境の保全等に関する条例の施行状況

平成12年12月に施行した大分県生活環境の保全等に関する条例は、工場・事業場のうち、石油製品の製造等30種類の作業（特定作業）を行う工場等を「特定工場等」と定義し、特定工場等の新設や工場内の施設の増設等について届出の義務を課すとともに、排出され

るばい煙や排水等についての規制基準を設けている。

本条例では、特定工場等から排出される排煙、排水等について、総量規制方式が導入されており、一部の項目では法律より厳しい基準となっている。

令和5年度末までの特定工場等の届出の状況は表2.6-3のとおりである。

表2.6-3 特定工場等の種類別内訳

別表番号	特定作業の種類	特定工場数
1	石油製品の製造の作業	1
2	石油化学基礎製品の製造の作業	6
3	合成樹脂の製造の製造	2
4	合成ゴムの製造の作業	1
5	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	
6	医薬品の製造の作業	1
7	農薬の製造の作業	
8	1から7に掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	
9	化学肥料の製造の作業	
10	無機顔料の製造の作業	
11	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	
12	10及び11に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	1
13	コークスの製造の作業	
14	銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業	1
15	非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業	2
16	建設作業、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業	
17	電気機械器具の製造の作業	
18	船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業	
19	精密機械器具の製造の作業	
20	骨材の製造又は加工の作業	14
21	セメント又は石灰の製造の作業	4
22	生コンクリートの製造の作業	73
23	その他の土石製品の製造の作業	3
24	パルプ、紙又は紙加工品の製造の作業	1
25	発電の作業	8
26	ガスの製造の作業	
27	汚水又は廃液の処理の作業	
28	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業	5
29	物の表面処理又はめっきの作業	31
30	炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業	
	合 計	154

備考：複数の特定作業を行っている特定工場については主たる業種を計数している。

## 第2項 公害防止協定締結の現況

公害防止協定は、公害関連法令による措置を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい公害防止対策を行うためのものであり、令和6年3月31日現在、県では、資料編 表 大気3及び表 水質19のとおり、10企業・企業グループとの間で協定を締結し運用している。

## 第3項 土地利用対策

国土利用計画法は、国土利用計画及び土地利用基本計画の策定、土地取引の規制、遊休土地に関する措置等を規定し、土地の投機的な取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するとともに、乱開発の未然防止と土地の有効利用の促進を通して、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としたものである。

### 1 国土利用計画

国土利用計画（県計画）は、国土利用計画（全国計画）を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するための長期の目標を定めるものである。全国計画の改定等に伴い、平成31年3月に第五次県計画を策定した。

また、全国計画、県計画と併せて国土利用計画体系を構成する市町村計画については、昭和59年度までに全市町村で第一次計画の策定を完了した。平成の大合併以降の策定状況は、旧市町村の計画を引き継がない市（新設合併した9市）では3市が第一次計画を策定しており、また、旧市町村からの計画を引き継ぐ市町村等（編入合併又は合併しなかった9市町村）では、第二次計画を4市町、第四次計画を3市町が策定している。

## 2 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として定めるものである。この基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく土地利用に関する諸計画の上位計画として、行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域区分の表示である計画図と、土地利用の調整等に関する事項を定めた計画書で構成されている。五地域の指定状況については、表2.6-4のとおりである。

表 2.6-4 五地域の指定状況

(単位：ha、%)

年		H31.3.31現在	R2.3.31現在	R3.3.31現在	R4.3.31現在	R5.3.31現在	R6.3.31現在
五 地 域	都 市 地 域	(16.4) 103,865	(16.4) 103,865	(16.2) 102,731	(16.2) 102,731	(16.2) 102,731	(16.2) 102,731
	農 業 地 域	(65.0) 412,285	(65.0) 412,285	(65.0) 412,288	(65.0) 412,288	(65.0) 412,288	(65.0) 412,261
	森 林 地 域	(71.2) 451,629	(71.2) 451,565	(71.2) 451,561	(71.2) 451,439	(71.2) 451,243	(71.1) 451,100
	自然公園地 域	(27.6) 174,849	(27.6) 174,849	(27.6) 174,849	(27.6) 174,849	(27.6) 174,849	(27.6) 174,849
	自然保全地 域	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15
	五 地 域 計	(180.2) 1,142,643	(180.2) 1,142,579	(180.0) 1,141,444	(180.0) 1,141,322	(180.0) 1,141,126	(179.9) 1,140,956
白 地 地 域	(1.1) 7,004	(1.1) 7,004	(1.1) 7,260	(1.1) 7,261	(1.2) 7,314	(1.2) 7,314	
合 計	(181.3) 1,149,647	(181.3) 1,149,583	(181.2) 1,148,704	(181.1) 1,148,583	(181.1) 1,148,440	(181.1) 1,148,270	
県 土 面 積	634.073	634.076	634.076	634.070	634.070	634.070	

備考 1 ( ) は、県土面積に対する割合

2 各地域に重複している地域があるため、五地域と白地地域の単純合計は、県土面積を超えている。

3 県土面積は、毎年 10 月 1 日現在で国土地理院が把握している面積

### 3 土地取引の規制

国土利用計画法においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、土地取引の規制に関する措置が定められている。

本県では、国土利用計画法第 23 条の規定に基づき、土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出があった場合に、関係する市町村や個別規制法の担当部署の意見を聴いた上で、当該土地を含む周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言等を行うこととしている。

また、大規模な開発行為を行う土地については、平成 11 年 3 月に定めた「大規模土地利用事前指導要綱」により、土地利用に当たったの問題点等について指導しており、更に、ゴルフ場の開発については、平成 2 年 11 月に定めた「ゴルフ場の開発事業に関する事前指導要綱」により、自然環境の保全等に配慮した適正な開発が行われるよう指導している。

誘致を行っており、工場立地に当たっては、都市計画区域や農業振興地域など地域の土地利用計画との調整を行い、周辺環境との調和を図っている。

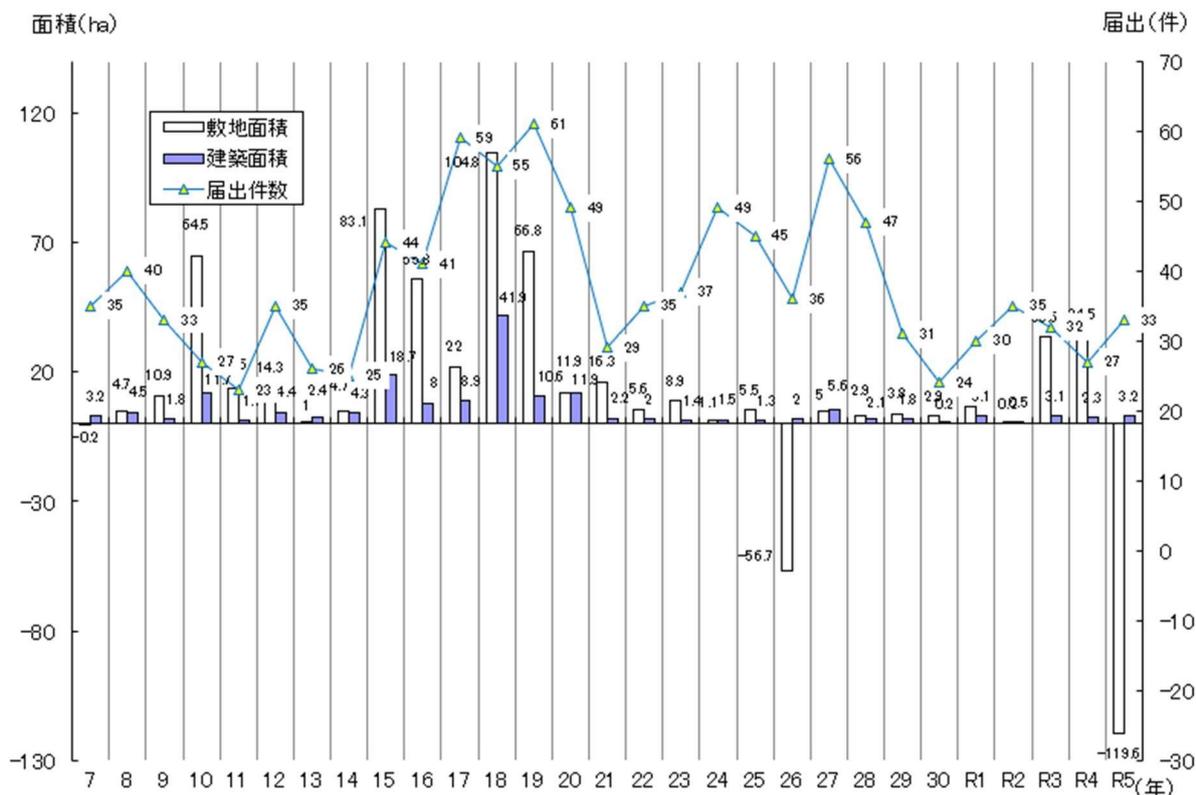
一方、工場立地を行う者に対しては、工場立地法の規定に基づき、工場の生産施設や緑地等環境施設の面積の割合が定められており、特に、敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>又は建築面積 3,000 m<sup>2</sup>を超える「特定工場」の新設・増設には、市町村長への事前の届出が義務づけられている。市町村による届出の審査を通じ工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」に適合するよう指導を行い、工場の新設・増設が適正に行われるよう努めている。

工場立地法に基づく特定工場の届出件数、敷地面積の推移は、図 2.6-5 のとおりである。

### 第 4 項 工場立地対策

本県では従来から地域の実情に応じた企業

図 2.6-5 工場立地法に基づく特定工場の届出件数等の推移



## 第5項 環境犯罪の取締り

### 1 環境犯罪とは

環境犯罪とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)違反、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)違反などの、環境汚染を引き起こしたり、生物多様性に影響を及ぼすような犯罪の総称をいう。

### 2 環境犯罪の傾向

過去5年間の大分県内の環境犯罪の検挙数は、高止まりの状況にあり、法令別に見ると廃棄物処理法違反の検挙が最も多い。令和5年中の検挙状況は、同法違反が24件と最も多く、その内訳は、不法投棄が14件、不法焼却が10件と環境犯罪全体の約7割を占めている。

### 3 基本方針及び取締り状況

警察は、環境汚染等の防止を図り、住民の生活環境を保全するため、環境犯罪に対して厳正に捜査を行うとともに、環境行政担当部局と連携して環境犯罪の未然防止と発生後の環境被害の拡大防止、原状回復の支援に努めている。

図 2.6-6 環境事犯法令別検挙件数

法令別	R 元年		R2 年		R3 年		R4 年		R5 年	
	件数	人員								
廃棄物処理法	34	44	20	27	21	23	28	35	24	32
動物愛護管理法	1	1	2	2	1	2			1	1
鳥獣保護管理法	1	1	3	2	4	2	3	4	5	6
特定外来生物法			1	1			1			
種の保存法	2	2	4	4						
森林法			3	1	1	2	1			
その他環境事犯					1	1	3	3	1	1
合計	38	48	33	37	28	30	36	42	31	40

※特定外来生物法とは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」をいう。

※種の保存法とは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」をいう。

※「その他環境事犯」には、「大分県希少野生動植物の保護に関する条例違反」、「軽犯罪法違反（汚廃物投棄）」を計上している。

## 第 6 節 公害紛争等の適正処理

### 第 1 項 公害苦情及び紛争の処理

#### 1 公害苦情の現況

##### (1) 公害苦情の総件数

令和 5 年度に県及び市町村が新たに受理した公害に関する苦情件数は 1,062 件で、前年度に比べ 3 件増加した。

苦情の原因は、大気汚染 121 件 (11.4%)、水質汚濁 84 件 (7.9%)、土壌汚染 8 件 (0.8%)、騒音 134 件 (12.6%)、振動 18 件 (1.7%)、地盤沈下 0 件 (0%)、悪臭 194 件 (18.3%) の典型 7 公害に含まれるものが 559 件 (52.6%)、それ以外のものが 503 件 (47.4%) であった。

令和 4 年度と比較すると、大気汚染 (-38 件)、騒音 (-19 件)、悪臭 (-3 件) の件数は減少した。また、水質汚濁 (+42 件)、振動 (+5 件)、廃棄物の不法投棄等典型 7 公害以外 (+9 件) の苦情件数は増加した。

公害苦情の種類別新規件数の年度毎推移及び令和 5 年度の公害苦情の内訳は、図 2.6-7 及び図 2.6-8 のとおりである。

##### (2) 公害苦情の処理状況

令和 5 年度に処理した苦情は、新規処理 1,039 件に前年度からの繰り越し分 23

件を加えた 1,062 件で、このうち 1,049 件 (98.8%) が受理機関等において解決され、翌年度への繰越件数は 13 件となっている。

図 2.6-7 公害苦情件数の推移

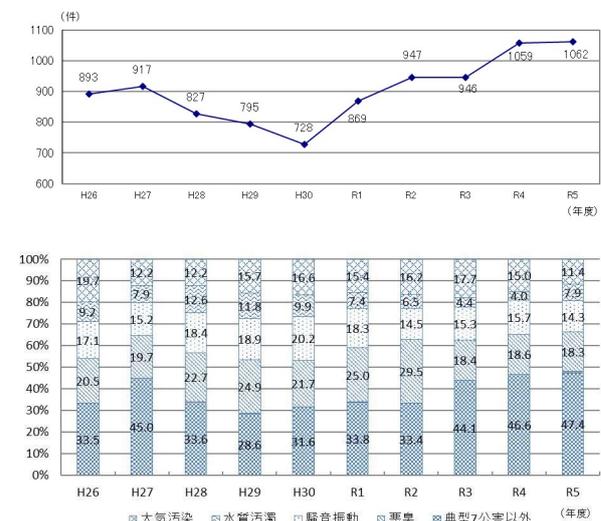


図 2.6-8 公害苦情件数の内訳



## 2 公害苦情・紛争処理の対策

公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）は、公害紛争について、迅速かつ適切な解決を図ることを目的として制定されたもので、この法律に基づき、国には公害等調整委員会が、都道府県には公害審査会が設置され、あっせん、調停、仲裁等の方法により紛争の処理が行われる。

さらに、この法律では、公害紛争の未然防止の観点から、公害苦情の適切な処理に努めるべき地方公共団体の責務を明らかにしており、より地域に密着した公害苦情、紛争の処理を実現している。

### (1) 公害審査会

公害紛争処理法に基づき、県では、大分県公害紛争処理条例(昭和 45 年大分県条例第 38 号)を制定し、昭和 45 年 11 月に大分県公害審査会を設置した。

審査会は、法律、公衆衛生、産業技術等の学識経験者 10 名から構成され、委員の任期は 3 年である。(大分県公害審査会委員 資料編 2-(3))

平成以降の公害紛争に係る処理状況は表 2.6-9 のとおり 8 件となっており、全て調停事件となっている。

### (2) 公害苦情相談員

公害苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階ともいえるものであるから、その迅速かつ適切な処理は、住民の生活環境を保全するためにも、また、将来の公害紛争を未然に防止するうえでも重要である。

このため、県及び市町村は、公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員制度を設け、公害苦情の適切な処理を図っている。

表 2.6-9 大分県公害審査会等に係属した公害紛争事件

No.	受付年月	事件名	終結年月	終結区分
1	平成 3 年 10 月	ゴルフ場農薬等被害防止建設差止請求事件	平成 5 年 3 月	調停打ち切り
2	平成 7 年 11 月	下水道終末処理場建設に係る調停申請事件	平成 8 年 8 月	調停打ち切り
3	平成 17 年 3 月	ガソリンスタンド土壌汚染浄化工事実施協力に係る調停申請事件	平成 17 年 12 月	調停成立
4	平成 27 年 8 月	食品製造工場からの悪臭被害防止請求事件	平成 28 年 1 月	調停打ち切り
5	平成 28 年 3 月	福祉施設からの騒音・悪臭等被害防止請求事件	平成 29 年 1 月	調停打ち切り
6	平成 29 年 2 月	非鉄金属製造工場からの排水による海底汚染物質除去請求事件	平成 29 年 3 月	調停打ち切り
7	令和元年 8 月	コインランドリーからの騒音等被害防止請求事件	令和 2 年 3 月	調停打ち切り
8	令和 2 年 11 月	発電所施設からの粉じん被害防止請求事件	令和 3 年 10 月	調停成立

## **第7節 地域環境保全基金**

県では、「地域環境保全対策費補助金（環境省）」により、平成2年3月に大分県地域環境保全基金を創設した。

この基金は、財源を安定的に確保し、地域環境を保全するための各種の地域環境保全推進事業を実施するためのもので、環境の保全に関する知識の普及、地域における環境保全活動に対する支援、その他の地域の環境を保全するための活動の推進に要する経費に充当している。

また、これまでに個人及び団体から193件、合計108,829千円（令和6年3月末現在）の寄付を受け入れている。

なお、平成21年6月から開始したレジ袋の無料配布中止の取組に伴う収益金について、事業者からの申し出により、県が実施する環境関連事業に活用する目的で、寄付として同基金に受け入れている。（上記193件のうち135件、金額76,804千円）

# 第3部 環境関連事業の取組状況

## 令和5年度及び令和6年度実施事業の取組状況

番号	部局名	事業名	事業区分	R6 当初予算額	R5 決算額	令和6年度事業内容及び取組状況 (終了事業については令和5年度取組内容)
1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造						
1	生活環境部	おおいたジオパーク推進事業	継続	13,197	10,000	<p>炬高村及び豊後大野市のジオパーク活動を持続可能なものとするための情報発信、受入態勢の整備等の支援を行う。</p> <p>①ジオパークの情報発信等 ・海外向けパンフレット及びPR動画の作成 ・集客施設等でのブース出展及び体験科学講座の開催</p> <p>②ジオパーク活動の質向上のための支援 ・学術研究・普及啓発の推進、教育活動等 ・ジオサイト解説看板の設置、更新等</p>
2	生活環境部	生物多様性保全推進事業 (地域環境保全基金：1,358)	継続	29,662	15,655	<p>豊かな自然と生態系を次世代に引き継ぐとともに、大分県版ネイチャーポジティブ実現のため、第3次生物多様性おおいた県戦略に基づき、おおいたの重要な自然共生地域への支援のほか、特定外来生物対策、自然環境の保全対策の推進等を行う。</p> <p>①大分県版ネイチャーポジティブ実現への取組の推進 ・おおいたの重要な自然共生地域の啓発看板の設置等による普及啓発 ・自然共生地域へのコーディネーターの派遣等</p> <p>②特定外来生物対策の推進 ・特定外来生物クワリハリスに必要な情報の調査及び計画の策定等</p> <p>③豊かな自然環境の保全対策 ・自然環境保全活動への支援 ・絶滅の恐れのあるニホンカモシカの生息状況調査、シンポジウム開催</p>
3	生活環境部	希少野生動物保護事業	継続	2,353	872	希少野生動物の保護及び生物多様性を保全するため、指定希少野生動物リーフレットの作成やレッドデータブックおおいた2022ホームページによる絶滅危惧種保全の普及啓発を行う。
4	生活環境部	自然環境保全管理費	継続	3,898	5,416	自然公園の管理、野生動物の保護等を推進するため、自然公園内で行われる行為について許可等を行う。(R5年度処理件数 許可・協議：94件、届出：34件)
5	生活環境部	国立公園等施設整備事業	一部新規	177,785	5,129	国立公園満喫プロジェクトにより阿蘇くじゅう国立公園の施設設備を整備し、大分県の魅力ある景観の保全と安全で快適な自然とのふれあいを推進するとともに、インバウンドの拡大を図るため、県有施設の牧ノ戸トイレポンプ設備改修を行うほか、九重町の小松地獄園地の整備に対する補助を行う。
	生活環境部	「山の日」レガシー推進事業	終了	0	19,966	<p>第5回「山の日」記念全国大会のレガシーとして、豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継ぐため、保全活動に取り組む団体を支援するとともに、令和5年3月に開設したウェブサイト「オオイトオと時間」において登山等のアウトドア情報を発信する。</p> <p>・自然環境保全活動支援(7団体程度×500千円) ・WEBサイトによる情報発信</p>
6	生活環境部	阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクト推進事業	新規	21,420	0	<p>阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクトを推進するとともに、くじゅう地域において課題となっているオーバーユース問題への対策を行う。</p> <p>また、Webサイト「オオイトオと時間」において県内の豊かな自然環境を活かしたアウトドアの魅力を広げるとともに、自然環境の持続可能な利用と保全の両立について考えるきっかけを提供する。</p> <p>①令和7年4月から開催される大阪・関西万博等に向けて、「くじゅう」のPR動画等を作成し、国内外へ向けた情報発信を行う。</p> <p>②Webサイト「オオイトオと時間」においてキャンプ場やアクティビティ等のアウトドア情報発信、県内各地でPRイベントを開催する。</p>
7	生活環境部	祖母・傾・大崩エネコエコパーク推進事業	継続	10,202	11,682	<p>エネコエコパークに登録された祖母・傾・大崩地域の環境保全及び自然と共生した地域振興を図るため、宮崎県や関係市町と連携し、魅力発信等を行う。</p> <p>①祖母・傾・大崩エネコエコパーク推進協議会事業として、環境保全活動団体等への助成、エリア内の子どもたちを対象とした自然体験学習などの普及啓発及び自然環境調査への助成などの学術的調査の研究・支援等を行う。</p> <p>②オフィシャルアーティストDRUM TAOを活用し情報を発信する。</p> <p>③受入環境整備の支援を行う。</p>
8	生活環境部	祖母・傾・大崩エネコエコパーク施設整備事業 (森林環境保全基金:2,475)	継続	7,425	3,606	エネコエコパーク登録を機に、入り込み客の増加が想定される祖母傾国立公園内の老朽化した公園施設等の整備を推進するため、佐伯市の藤河内溪谷の遊歩道の整備に対する補助を行う。
9	生活環境部	観光施設維持管理調査事業【生活環境部】	継続	8,516	8,998	自然公園内の県有施設や九州自然歩道などの維持管理等を実施している。
10	生活環境部	温泉対策事業費	継続	16,936	13,813	温泉掘削許可申請に係る調査及び環境審議会温泉部会を年6回開催する。
11	生活環境部	温泉台帳電子化事業費	継続	1,981	10,914	令和5年度に構築した「温泉台帳システム」を円滑に運用するために、運用保守委託等を行った。
12	生活環境部	温泉資源適正利用推進事業	特別枠	22,424	0	温泉現況調査を実施し温泉使用の実態を把握する。あわせて、温泉資源の保護の観点から定められている離隔距離等について見直しを検討するため、各種データを取得した。
13	商工観光労働部	県産竹材利用促進事業	継続	869	527	<p>県産竹材を活用し創業・自立しようとする若手竹芸士に必要な貸し工房を設置し、竹材利用の知識等の取得や制作活動を支援する。</p> <p>・貸し工房の入居者3名 ・産業科学技術センターによる支援を実施</p>
14	農林水産部	世界農業遺産ファンド推進事業 (おおいた世界農業遺産次世代継承ファンド：31,500)	継続	31,500	43,180	域内外の高校生参加による「高校生聞き書き事業」の実施による世界農業遺産の次世代への継承、PR動画制作やSNSを活用した情報発信、誘客促進に向けたモデルルートの整備、展示商談会等を活用した応援商品の販売促進により地域の元気づくりを推進する。
15	農林水産部	中山間地域等直接支払事業	継続	1,855,977	1,833,498	中山間地域等での農業生産や耕作放棄防止、水路・農道の管理等に取り組む農業者等に対する直接支払により、農業生産活動等の維持・増進を図る。
16	農林水産部	環境に配慮した農業定着化推進事業	継続	26,787	23,232	農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るため、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援する。
17	農林水産部	農業農村多面的機能支払事業	継続	1,166,000	1,144,000	地域共同で行う農業の多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する。(取組面積28,000ha)
18	農林水産部	環境にやさしい農業農村整備推進事業 (農地諸費)	継続	12,502	13,226	生態系や景観に配慮した事業を推進するため、有識者による環境情報協議会を開催し、環境にやさしい農業農村整備事業の計画を策定する。
19	農林水産部	みんなで支える森林づくり推進事業 (森林環境保全基金：24,095)	継続	24,095	19,788	県民総参加の森林づくりを推進するため、大分県森林環境税の適正な運営・管理を行うとともに、森林に親しむ機会を創出する。

(単位：千円)

番号	部局名	事業名	事業区分	R 6 当初予算額	R 5 決算額	令和6年度事業内容及び取組状況 (終了事業については令和5年度取組内容)
20	農林水産部	優良竹林化・利活用推進事業 (森林環境保全基金：7,240)	継続	7,240	5,756	県土の保全及び竹資源の有効活用を図るため、管理放棄された荒廃竹林での竹林整備の取組を支援し、竹材・タケノコ生産地として持続的管理が見込める竹林の再生、竹材生産への利活用を推進する。
21	農林水産部	森林・林業教育促進事業 (森林環境保全基金：17,186)	継続	17,186	20,109	次世代の大分の森林づくりを担う人材を育成するため、子どもの学びの段階にあわせた体系的・継続的な森林林業教育の推進する。
22	農林水産部	環境緑化推進事業	継続	1,781	1,788	緑化に対する県民意識の醸成を図るため、特別保護樹林等の保全等を行う。
23	農林水産部	緑のふるさとづくり推進事業	継続	2,899	2,912	環境緑化用樹木交付事業等に使用する苗木を購入する。
24	農林水産部	鳥獣被害総合対策事業 (森林環境保全基金：60,100)	一部新規	791,574	792,407	イノシシ・シカ・サル等野生動物による農林作物被害の軽減を図るため、農林業者自らが被害対策を行う意識の醸成や技術の習得、鳥獣被害防止柵の設置、捕獲報償金の交付、狩猟者の確保・育成など、予防・捕獲・狩猟者確保に係る対策を講じる。
25	農林水産部	造林事業(保育間伐推進緊急対策事業)	継続	13,948	20,100	若齢林(3～5齢級)の保育間伐に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全で活力ある森林の維持を図る。
26	農林水産部	造林事業(再造林促進緊急対策事業)	継続	6,798	12,611	20%以上の広葉樹の植栽を伴う再造林に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全な森林の造成を図る。
27	農林水産部	再造林促進事業 (森林環境保全基金:170,800)	継続	909,760	827,418	林業経営適地内で、植栽本数を削減して取り組む再造林に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全な森林の造成を図る。
28	農林水産部	災害に強い森林づくり推進事業 (森林環境保全基金:40,025)	継続	40,025	37,946	災害に強い森林づくりを推進するため、河川沿いや尾根・急傾斜地における人工造林の広葉樹林化等に向けた対策を実施する。
29	農林水産部	森と海をつなぐ環境保全推進事業 (森林環境保全基金：1,290)	継続	1,290	91	漁業被害を防止するため、大分県漁業協同組合が実施する泊地などに滞留する流木等の除去、回収に要する経費を助成。
30	土木建築部	道路維持修繕費	継続	2,567,235	2,044,826	県管理道路の草刈り、清掃、街路樹の剪定等の環境整備を実施する。
31	土木建築部	安全・安心な道路環境創出事業 (森林環境保全基金：20,000)	継続	20,000	30,000	県管理道路における「倒木の危険性が高い樹木」の伐採対策を実施し、道路と自然が調和した良好な景観を形成する。
32	土木建築部	河川海岸維持管理費	継続	71,034	70,325	県民の河川愛護意識の高揚を図るとともに、良好な河川環境を保持し、快適な自然環境を形成するため、地域の自治会や河川愛護団体等が行う河川の草刈り作業に対し、経費の一部を支援する。
33	土木建築部	(公) 広域河川改修事業	継続	183,960	206,504	河川とそれに繋がるまちの活性化を目的に、良好なまち空間と水辺空間を形成するため、竹田市の芹川にて事業を実施する。
34	土木建築部	(公) 海岸環境整備事業	継続	118,882	96,524	台風等の波浪による海岸の浸食防ため、潜堤工などの海岸環境整備事業を実施する。
35	土木建築部	港湾管理費	継続	43,305	43,019	港湾施設の草刈り、清掃、ごみ拾い等といった維持管理を実施する。 (大分、別府、臼杵、佐伯、中津、国東の各港湾施設)
36	土木建築部	砂防維持管理費	継続	5,450	5,448	観光都市別府を流れる都市河川として古くから市民に親しまれている境川・春木川において、周辺住民のボランティア活動が及ばない場所について、8月～9月に草刈を実施する。
37	土木建築部	魅力ある景観づくり推進事業 (森林環境保全基金：9,457)	継続	11,028	23,580	景勝地等の自然景観を楽しむ観光ルート沿線等において、良好な景観が阻害されている箇所を伐採し、景観の再生を図る。また、大分県らしい良好な景観の保全・形成を図るため、研修会等の開催に取り組む。
38	土木建築部	屋外広告物指導費	継続	1,762	1,634	電柱等に貼付されているチラシを必要に応じて除却するとともに、9月の屋外広告物適正化旬間では安全点検研修やチラシ配布による普及啓発を実施し、屋外広告物の適正化を図る。
39	土木建築部	きれいな水再生啓発事業	継続	932	427	大分県生活排水対策基本方針に基づき、合併処理浄化槽の転換促進及び下水道への接続促進を図るため、生活排水処理率が低い市町村において、地域住民への啓発活動(小学校出張教室・地域イベント等)を実施し、生活排水対策の意識向上を図る。
40	教育庁	文化財保存事業費補助事業	継続	58,853	52,383	有形文化財の調査、修理、保存のための施設整備等及び無形文化財の伝承活動等事業の実施に係る費用の一部を補助し、文化財の保存と活用を図る。
41	企業局	北川ダム濁水長期軽減につながる、佐伯広域森林組合が実施する植林事業「北川上流の森復活大作戦」や、NPO法人「宇目まちづくり協議会」が実施する北川ダム集水域における河川清掃活動を支援する。	継続	5,700	5,700	
小計	41事業			8,314,171	7,485,009	

番号	部局名	事業名	事業区分	R6 当初予算額	R5 決算額	令和6年度事業内容及び取組状況 (終了事業については令和5年度取組内容)
<b>2 循環を基調とする地域社会の構築</b>						
1	福祉保健部	社会福祉法人指導監督事業	継続	1,316	1,485	監査の一環として、社会福祉施設の給排水施設、浄化槽等の適正な管理について指導する。
2	福祉保健部	備蓄物資管理費	継続	119,235	27,168	災害時に避難所等で配布する県の備蓄物資を有効期限が切れる前に無償譲渡し、生活困窮者支援や防災教育等に活用している。
3	福祉保健部	医療関係行政指導事業	継続	196	197	医療施設に対する立入検査の一環として、医療廃棄物の適正処理を指導している。
4	福祉保健部	業務取締費	継続	225	225	毒物劇物・医薬品・医療機器関係施設に対する立入検査を行い、毒物劇物等の適正使用及び保管管理に対する指導を行っている。
5	生活環境部	プラスチックごみ削減推進事業 (産業廃棄物税基金：10,939)	継続	20,834	24,886	プラスチックごみ対策を総合的に推進するため、県民、事業者、行政の3者間で取組を展開する。 ①3R推進キャンペーンの実施 ②漁業系プラスチックごみ対策の実施 ③スポGOMI大分県大会の開催 ④大規模イベントにおけるプラスチック代替容器的試験的導入・検証を実施 ⑤プラスチックごみ削減に向けた広報啓発の実施
6	生活環境部	おおいたグリーン事業者認証推進事業 (産業廃棄物税基金：21,603)	継続	21,603	6,211	県内事業者の事業活動における環境負荷を低減するため、脱炭素・脱プラスチックに取り組み事業者を認証し、効果的な取組を支援する。
7	生活環境部	水質保全対策事業 (環境保全協力金基金：5,599)	継続	40,181	36,231	河川や海城などの公共用水域(河川58地点、湖沼6地点、海城50地点)と地下水(53地点)の常時監視及び水質汚濁防止法に基づく工場や事業場の規制、指導等を行う。
8	生活環境部	特殊公害対策費	継続	9,049	8,999	自動車騒音常時監視、航空機騒音調査(7地点)等の監視を行うとともに、市町村担当者向けの騒音・振動・悪臭講習会を実施する。
9	生活環境部	大気保全対策事業 (環境保全協力金基金：40,704)	継続	57,769	37,650	大気環境保全のための大気環境の監視及び事業場に対する指導・監督を実施する。
10	生活環境部	ダイオキシン類対策推進事業 (環境保全協力金基金：7,227)	継続	7,342	4,603	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県下のダイオキシン類による環境汚染の実態把握や常時監視(大気5地点、河川5地点、海城2地点、湖沼1地点、地下水10地点、土壌5地点)及び事業場の指導を行う。
11	生活環境部	有害化学物質対策推進事業 (環境保全協力金基金：4,075)	継続	8,587	3,131	有害大気汚染物質について、県内5定点でのモニタリング調査を行うとともに、P R T R制度に基づく事業者からの届出の受理等を行う。
12	生活環境部	公害対策関係委託事業	継続	16,929	18,088	環境放射能水準調査、化学物質環境実態調査及び広域総合水質調査等を実施する。
13	生活環境部	大気環境監視推進事業 (環境保全協力金基金：30,093) (産業廃棄物税基金：3,756) (電源立地地域対策交付金：8,315)	継続	47,526	10,584	大気汚染物質の適切な削減対策を講じるため、大気汚染物質の詳細な分析を実施する。また、石綿による健康被害を未然に防止するため、建築物の解体工事現場への立入検査体制を強化するとともに、災害時における大気中石綿濃度測定体制を整備する。
14	生活環境部	産業廃棄物適正処理推進事業	継続	323,325	327,012	産業廃棄物税の徴収を、一元的に管理するために産業廃棄物税基金への積み立てを行う。
15	生活環境部	産業廃棄物処理施設等監視指導事業 (産業廃棄物税基金：56,411)	継続	57,224	54,314	①産業廃棄物監視員(嘱託10名)を5保健所に配置 ②排出事業者、産業廃棄物処理業者への立入調査等を実施する。 ③行政代執行事業の早期発見、再発防止を目的に、最終処分場設置者及び中間処理業者の経営状況を把握するための、公認会計士を活用した経営審査を実施する。 ④無人飛行機(ドローン)を活用した産廃処分場の空撮を行う。
16	生活環境部	廃棄物不法投棄防止対策事業 (産業廃棄物税基金：94,989) (地域環境保全基金：10,686)	継続	106,100	97,340	①保健所設置市が行う不法投棄対策事業に対し補助を行う。 R5年度：大分市 ②不法投棄防止対策を行う市町村に対し補助を行う。 ③防止用フェンスの設置による不法投棄の防止を図る。 ④AIカメラを活用した不法投棄の防止を図る。 ⑤産業廃棄物管理表交付等状況報告書を活用した排出事業者の指導を行う。 ⑥投棄者不明で地域的美観を損なう比較的大規模の不法投棄廃棄物の撤去を行う。 ⑦産業廃棄物処理計画の推進 ⑧不適正な産業廃棄物搬入防止及び普及啓発を図るため、産業廃棄物運搬車両への検閲を実施する。 ⑨市町村が行う代執行事業に対し補助を行う。 R5年度：大分市 ⑩新聞広告・テレビCMを通じて、県民に廃棄物に関する各種広報を行う。
17	生活環境部	産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業 (産業廃棄物税基金：22,602) (環境保全協力金基金：33,809)	継続	56,411	62,571	市町村・産業廃棄物処理施設設置者が処理施設周辺の環境整備を行う場合、事業に要する経費を補助する。R6年度実施予定箇所：9件
18	生活環境部	県外産業廃棄物対策事業 (環境保全協力金基金：20,721)	継続	152,309	163,940	①産業廃棄物適正化条例に基づき納付される環境保全協力金を基金に積み立てる。 ②県外排出事業者への立入調査を行う。 ③県外産業廃棄物監視員(嘱託2名)を循環社会推進課に配置するとともに、県外産廃を受け入れる県内処理施設への立入調査を行う。 ④保健所設置市が行う県外産業廃棄物対策事業に対する補助を行う。R5年度：大分市 ⑤県外排出事業者との事前協議及び環境保全協力金の納付指導を行う。 ⑥県外から産業廃棄物が搬入される最終処分場の水質検査を実施し、生活環境保全を図るとともに不適物が搬入されていないかを監視する。
19	生活環境部	P C B廃棄物対策推進事業 (産業廃棄物税基金：6,286) (地域環境保全基金：3,811)	継続	10,097	9,631	①高濃度P C B含有機器未処理事業者への指導を行う。 ②P C B廃棄物保管届の提出と早期処理について指導を行う。

(単位：千円)

番号	部局名	事業名	事業区分	R6 当初予算額	R5 決算額	令和6年度事業内容及び取組状況 (終了事業については令和5年度取組内容)
20	生活環境部	循環社会構築加速化事業 (産業廃棄物税基金：14,920) (環境保全協力金基金：2,023)	継続	16,943	16,483	①災害廃棄物処理における連携強化を図るため、産業廃棄物処理業者や市町村職員を対象に研修会を実施する。 ②産業廃棄物処理業者経営セミナーの開催、テレビCMや新聞などを利用した広報を通じて、優良産業廃棄物処理業者の育成を図る。 ③リサイクル製品認定制度の利用促進を図る。
21	生活環境部	森と海をつなぐ環境保全推進事業 (森林環境保全基金：3,000)	継続	3,000	3,000	海岸に漂着した流木等について、NPO、自治会等が行う回収・撤去活動に要する経費に対し補助を行う。
22	生活環境部	海岸漂着物地域対策推進事業 (産業廃棄物税基金：14,240)	継続	23,082	12,419	県又は市町村が事業主体となって行う海岸漂着物等の回収処理及び発生抑制対策にかかる経費を助成する。
23	生活環境部	災害時海岸漂着物処理事業 (産業廃棄物税基金：25,000)	継続	50,000	50,000	台風や豪雨等による大規模災害で被害を受けた県管理海岸等の復旧を図るため、滞留した草木等の漂流・漂着物を回収・処分する。
24	生活環境部	環境整備指導事業	継続	12,051	12,213	清掃船により別府湾海域の漂流物等の清掃活動を行っている公益社団法人別府湾をきれいにする会に対し支援を行う。
25	生活環境部	一般廃棄物対策事業	継続	3,130	3,232	①浄化槽の維持管理及び一般廃棄物処理に関する指導監督等を実施する。 ②浄化槽管理台帳システムに関する維持管理委託を行う。 (R5.4.1契約締結済み)
26	生活環境部	環境保全対策費 (産業廃棄物税基金：869)	継続	1,831	—	→循環型社会の構築を目指し、食品ロス対策を行う。
26	生活環境部	浄化槽適正維持管理推進事業	新規	11,566	—	浄化槽の適正な維持管理を推進し、県民の生活環境の保全を図るため、下水道台帳等との突合作業による浄化槽管理台帳の再整備を実施し、法定検査受検率の向上を図る。
27	商工観光労働部	エネルギー関連産業成長促進事業 (産業廃棄物税基金：5,605)	継続	248,594	1,061,843	県内のエネルギー関連企業や大学、行政機関等が構成する大分県エネルギー産業企業会を中心に、研究開発から人材育成、販路開拓まで切れ目無く支援するとともに、有望分野への新たな取組へと連鎖させ、県内エネルギー関連産業の成長を促進する。 ・グリーン水素製造から利活用までの一体的サプライチェーン構築プロジェクトの組成 ・燃料電池自動車の公道導入 ・燃料電池車再導入補助金 ・水素充填インフラ拡大事業 ・地熱理解促進事業 ・地熱利用設備導入支援事業 ・太陽光発電長寿命化サポート推進事業 等
28	農林水産部	森と海をつなぐ環境保全推進事業(再掲) (森林環境保全基金：1,290)	継続	1,290	97	漁業被害を防止するため、大分県漁業協同組合が実施する泊地などに滞留する流木等の除去、回収に要する経費を助成。
29	農林水産部	環境保全型畜産確立対策推進事業	継続	249	249	畜産環境保全に対処するため、総合的な指導推進体制の整備、巡回指導の実施等を行う。
30	農林水産部	漁場被害防止対策費(漁場環境保全推進事業)	継続	3,270	2,282	赤潮・貝毒等の被害防止に向けた調査や公害情報の収集等を実施するとともに、漁場の環境改善活動を行う市町村、漁協に対して支援を行う。
31	農林水産部	海洋環境保全型養殖推進事業 (産業廃棄物税基金：5,332)	継続	23,753	26,959	養殖ブリ類の安定生産を図るため、環境負荷を軽減した持続可能な養殖手法を実証するとともに、海底環境の改善による赤潮発生の抑止技術の確立に取り組む。
32	農林水産部	漁港適正管理推進事業 (産業廃棄物税基金：4,950)	継続	8,650	7,650	漁協と連携して漂着物、放置物等の廃棄物を解消し、漁港区域における施設の適正管理を図る。
33	土木建築部	生活排水処理施設整備推進事業 (下水道整備緊急促進事業) (下水道整備未普及対策促進事業) (農業集落排水整備推進事業) (浄化槽市町村整備推進事業) (浄化槽設置整備事業)	継続	509,150	360,117	大分の恵み豊かな水環境を保全するため、県費交付金及び補助金の助成により県民と市町村の財政負担を軽減し、県と市町村が連携して生活排水処理率の向上を図る。
34	土木建築部	農業集落排水事業	継続	174,000	95,516	農業用排水路における水質保全、施設の機能維持及び農村の生活環境の改善を図る。併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿や生活雑排水等の汚水処理施設の改築・維持管理を行う。
35	土木建築部	漁業集落排水事業	継続	15,000	—	漁業集落の生活環境の改善と漁港・漁場の水域環境の保全・回復を図ることで、個性的で豊かな漁村の再生を支援し、水産業及び漁村の健全な発展に資するため、漁港漁村における排水処理施設の改築等を行う。
36	土木建築部	(単)道路施設補修事業 (産業廃棄物税基金:30,000)	継続	2,759,028	2,755,028	高濃度PCBが含まれていることが確認された橋梁の塗膜を適正に処理する。
37	企業局	芹川ダム環境調査事業	継続	4,296	4,005	平成27年度に芹川ダム水環境改善事業で設置した循環装置等の効果検証および水質及び生物への影響調査を行う。
小計	37事業			4,925,141	5,316,006	

(単位：千円)

番号	部局名	事業名	事業区分	R 6 当初予算額	R 5 決算額	令和6年度事業内容及び取組状況 (終了事業については令和5年度取組内容)
3 地球温暖化対策の推進						
1	生活環境部	地域気候変動対策推進事業 (地域環境保全基金：20,937) (産業廃棄物税基金：5,199)	継続	32,067	48,588	県内のCO <sub>2</sub> 排出量削減のため、学生地球温暖化防止活動推進員の活動を広げ、若い世代への普及啓発を図る。エコアクション2.1認証取得の支援やエコドライブの推進等、引き続き脱炭素社会へ向けた取り組みを促進する。併せて、大分県内の気候変動に関する情報を幅広く収集し、県民に情報発信を行う。
2	生活環境部	地域再生可能エネルギー導入推進事業	継続	264,884	24,354	2050年カーボンニュートラルを実現するため、公共施設への太陽光発電設備設置等をはじめ、県内における再生可能エネルギーの導入推進を図る。
3	生活環境部	おおいたグリーン事業者認証推進事業（再掲） (産業廃棄物税基金：21,603)	継続	21,603	6,211	県内事業者の事業活動における環境負荷を低減するため、脱炭素・プラスチック削減に取り組む事業者を認証し、効果的な取組を支援する。
4	商工観光労働部	エネルギー関連産業成長促進事業（再掲） (産業廃棄物税基金：5,605)	継続	248,594	1,061,843	県内のエネルギー関連企業や大学、行政機関等が構成する大分県エネルギー産業企業会を中心に、研究開発から人材育成、販路開拓まで切れ目無く支援するとともに、有望分野への新たな取組へと連鎖させ、県内エネルギー関連産業の成長を促進する。 ・グリーン水素製造から利活用までの一体的サブプライチエーン構築プロジェクトの組成 ・燃料電池自動車等の公用車導入 ・燃料電池車導入補助金 ・水素充填インフラ拡大事業 ・地熱理解促進事業 ・地熱利用設備導入支援事業 ・太陽光発電長寿命化サポート推進事業 等
5	商工観光労働部	中小企業等エコエネルギー導入支援事業	終了	0	15,490	中小企業のカーボンニュートラルへの対応を図るため、エコエネルギーの導入に対して支援した。 ・太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自家消費型エネルギー設備等の導入への助成
6	農林水産部	小水力発電施設整備事業	継続	14,700	215,250	農業水利施設を活用した小水力発電の施設整備及び導入支援を行う。
7	農林水産部	木造建築物等建設促進総合対策事業	一部新規	8,800	7,900	県産材の需要拡大を図るため、中大規模木造建築に取り組む建築士を支援するとともに木造建築物の普及を推進する。
8	農林水産部	水田農業産地力強化対策事業	継続	117,629	92,916	高温に強い「なつほのか」の導入・普及拡大を実施する。 水田の地力改善のために堆肥供給システムの確立を実施する。
9	農林水産部	造林事業(保育間伐推進緊急対策事業) (再掲)	継続	13,948	20,100	若齢林(3~5齢級)の保育間伐に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全で活力ある森林の維持を図る。
10	農林水産部	造林事業(再造林促進緊急対策事業) (再掲)	継続	6,798	12,611	20%以上の広葉樹の植栽を伴う再造林に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全な森林の造成を図る。
11	農林水産部	再造林促進事業(再掲) (森林環境保全基金:170,800)	継続	909,760	827,418	林業経営適地内で、植栽本数を削減して取り組む再造林に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全な森林の造成を図る。
12	農林水産部	災害に強い森林づくり推進事業(再掲) (森林環境保全基金:40,025)	継続	40,025	37,946	災害に強い森林づくりを推進するため、河川沿いや尾根・急傾斜地における人工造林の広葉樹林化等に向けた対策を実施する。
13	土木建築部	建築物グリーン化促進事業	特別特	8,892	7,947	省エネ建築物の普及促進を図るため、建築関係団体等と連携し、ネットワーク体制の構築などを行うとともに、県内技術者への啓発や県民の意識醸成を行う。
14	土木建築部	カーボンニュートラルレポート形成計画策定事業	特別特	20,000	20,000	重要港湾において、関係企業等と連携し、温室効果ガスの削減のために必要な取組やロードマップ等を記載したカーボンニュートラルレポート形成計画を策定する。
15	土木建築部	県有建築物脱炭素化調査事業	特別特	6,589	0	庁舎機能を持つ県有建築物における省エネ・創エネの効果的手法等を検証し、その結果に基づき県有施設に係るZEB化改修の検討を行う。
16	病院局	屋上緑化事業	継続	102	119	病院本館3階南側の外来棟屋上に、緑のカーテン(幅70m:ネットプランター)を設置し、執務室の気温上昇の緩和と節電を図る。
17	警察本部	交通安全施設整備事業 (信号灯器LED化)	継続	323,192	162,960	年次計画により、県下に設置されている電球式信号灯器をLED式信号灯器へ順次切り替える。
18	教育庁	県立学校施設整備事業	継続	5,126,839	4,087,778	老朽化した校舎等の大規模改修に合わせ、高断熱化、高効率化設備の導入など、脱炭素化に向けた改修を実施する。
19	教育庁	農山漁村を牽引する担い手確保・育成事業 (森林環境保全基金：1,477)	終了	0	31,935	魅力ある農山漁村づくりの核となる担い手を確保・育成するため、先進的な農業者や大学等と連携して、農林水産高校生を対象とした実践的な研修等の実施を行う。
20	教育庁	次世代農林水産業の担い手育成事業 (森林環境保全基金：2,461)	特別特	26,454	0	スマート技術の導入等、時代のニーズに対応した農林水産業を担う人材を育成するため、先進的な農業者や企業の持つ技術を授業に取り入れるとともに、地域や大学等と連携した実践的な研修等を行う。
小計	20事業			7,190,876	6,681,360	

(単位：千円)

番号	部局名	事業名	事業区分	R 6 当初予算額	R 5 決算額	令和6年度事業内容及び取組状況 (終了事業については令和5年度取組内容)
<b>4 環境を守り育てる産業の振興</b>						
1	福祉保健部	障がい者工賃向上支援事業	継続	4,300	3,910	農業の専門家であるアグリ就労アドバイザーを障害者社会参加推進室に配置し、農業を行う障害福祉サービス事業所に派遣することにより、農産物の生産性や加工技術の向上、販路拡大を支援する。
2	商工観光労働部	アドベンチャーツーリズム推進事業	継続	13,238	8,196	アドベンチャーツーリズムを推進するため、プロモーション動画による情報発信やインバウンド対応可能なガイド育成セミナーを実施する。また、アウトドアガイドの資質向上を目的とした各種セミナーや野外災害救急法の国際資格取得コース等を開催する。
3	商工観光労働部	農山漁村ツーリズム推進事業	継続	3,768	898	グリーンツーリズムを推進するため、Web媒体等を活用した情報発信を実施する。
4	商工観光労働部	成長志向型ものづくり循環経済推進事業 (産業廃棄物税基金：75,577)	継続	75,577	37,508	循環経済への転換を促進し、持続可能なものづくり産業の育成を図るため、ものづくりのサイクルである「設計・生産・廃棄」の段階における産業廃棄物の「発生抑制・減量化・再生利用」に資する設備投資を支援するとともに、市場や社会からの環境配慮要請をビジネスチャンスとするための情報提供、個社の事業計画について専門家による助言等を行う。
5	商工観光労働部	グリーン・コンビナートおいた創出事業費	一部特枠	135,606	35,824	「グリーン・コンビナートおいた推進構想」実現のため、県独自F Sや国が支援するF S・実証等にも上乗せ補助可能な県単独補助を実施し、企業の実証・投資等を呼び込む。
6	商工観光労働部	エネルギー関連産業成長促進事業(再掲) (産業廃棄物税基金：5,605)	継続	248,594	1,061,843	県内のエネルギー関連企業や大学、行政機関等が構成する大分県エネルギー産業企業会を中心に、研究開発から人材育成、販路開拓まで切れ目無く支援するとともに、有望分野への新たな取組へと連鎖させ、県内エネルギー関連産業の成長を促進する。 ・グリーン水素製造から利活用までの一体的サプライチェーン構築プロジェクトの組成 ・燃料電池自動車の公道導入 ・燃料電池車両導入補助金 ・水素充填インフラ拡大事業 ・地熱理解促進事業 ・地熱利用設備導入支援事業 ・太陽光発電長寿命化サポート推進事業 等
7	農林水産部	G A Pを活かす産地育成事業	継続	5,770	3,151	安心・安全な農産物等の生産や農業生産の経営改善等を図るため、G A P(農業生産工程管理)に取り組む産地を育成し、J G A P等の外部認証を取得する産地を支援する。
8	農林水産部	環境に配慮した農業定着化推進事業(再掲)	継続	26,787	26,787	農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るため、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援する。
9	農林水産部	安全・安心な農作物防除推進事業費(エコ農産物生産技術確立対策)	継続	4,704	15,060	安全安心な農業生産体制を構築するため、エコ農産物の産地育成のための実証圃を設置し、防除技術の確立を図る。
10	農林水産部	安全農業推進事業(土壌保全対策)	継続	9,536	4,781	土壌の維持管理を適正に行うため、土壌診断体制の整備や土壌管理に対する指導を行うとともに土壌汚染対策の検討を行う。
11	農林水産部	中山間地域等直接支払事業(再掲)	継続	1,894,429	1,883,416	中山間地域等での農業生産や耕作放棄防止、水路・農道の管理等に取り組む農業者等に対する直接支払により、農業生産活動等の維持・増進を図る。(取組面積16,100ha)
12	農林水産部	持続可能な豊かな有機産地等活性化事業	特別枠	56,650	35,792	持続可能な食料システムを構築するため、国が策定した「みどりの食料システム戦略」に基づき、有機野菜等の生産・販売に取り組む産地を育成する。
13	農林水産部	おいた園芸産地づくり支援事業	継続	1,864,141	2,075,328	大分県の顔となる園芸品目の育成を図るため、農業団体・生産者が行う集出荷施設や栽培施設等の整備に要する経費に対し助成する。
14	農林水産部	農業農村多面的機能支払事業(再掲)	継続	1,166,000	1,144,000	地域共同で行う農業の多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する。(取組面積27,600ha)
15	農林水産部	環境にやさしい農業農村整備推進事業(再掲) (農地諸費)	継続	12,502	13,226	生態系や景観に配慮した事業を推進するため、有識者による環境情報協議会を開催し、環境にやさしい農業農村整備事業の計画を策定する。
16	農林水産部	資源造成型栽培漁業推進事業	継続	78,262	74,221	水産資源を早期に回復させるため、漁獲する魚の体長制限の強化など漁業者の自主規制のレベルに応じて、種苗放流を段階的に支援する。
17	農林水産部	沿岸漁場基盤整備事業 水産基盤整備調査 (水産多面的機能発揮対策事業)	継続	9,912	8,265	母藻の設置、干潟の造成、耕うん、モニタリング調査など、県内18活動組織の取り組みを支援することで藻場・干潟の機能保全を図る。また、一部海域において藻場分布調査を実施し、藻場の現状を把握する。
18	農林水産部	無給餌養殖推進事業	終了		6,477	漁船漁業の副収入源として有望なカキやアサリ、海藻など給餌が不要で環境に優しい養殖技術を開発・普及する。
19	農林水産部	海域戦略魚種増殖モデル構築事業	継続	37,933	22,889	効果的な資源造成により水産資源の回復を図るため、広域で取り組む新たな増殖モデルの構築を行う。
20	農林水産部	未来につながる養殖環境創生事業	継続	3,585	25,983	ブリ類養殖業の経営安定化を図るため、漁場環境改善に向けた調査等を実施する。
21	農林水産部	豊かな海を活用したカキ類等養殖拡大推進事業	新規	12,081		漁船漁業の副収入源を確保するため、カキ類や海藻などの養殖指導や現場実証などによる普及・拡大を図る。
小計	21事業			5,663,375	6,487,560	

番号	部局名	事業名	事業区分	R6 当初予算額	R5 決算額	令和6年度事業内容及び取組状況 (終了事業については令和5年度取組内容)
<b>5 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり</b>						
1	企画振興部	広報活動費	継続	132,974	132,627	テレビ・ラジオなどの県政情報番組や、新聞広報などを通じ、県民に対して環境問題や環境美化活動について広報を行う。
2	福祉保健部	老人クラブ助成事業	継続	22,632	23,856	一人暮らし高齢者等の見守り活動や清掃奉仕、児童の登下校時の見守り等の地域活動やスポーツ活動などを行う、老人クラブの活動費を助成する。
3	生活環境部	おおいとうつくし作戦推進事業 (地域環境保全基金:12,946) (産業廃棄物税基金:12,097)	継続	26,869	22,683	環境保全活動を通じて地域を活性化する「おおいとうつくし作戦」を展開する。また、花いっぱい運動による環境視点のおもてなし活動や県民一斉おおいとうつくし大行動等、県民総参加で取り組み、環境意識の醸成を図る。 また、令和6年4月から開催される福岡・大分DCに向けたおもてなしの一環として、県内主要駅や空港に花のプランターを飾るほか、大分駅構内にフラワーフォトスポットを設置する。
4	生活環境部	未来の環境を守る人づくり事業 (地域環境保全基金:4,685) (産業廃棄物税基金:6,630) (森林環境保全基金:3,534)	継続	18,236	15,718	地域や学校等における環境教育を推進するため、環境教育アドバイザー派遣制度の充実を図り実施するとともに、子どもを対象とした自然体験活動を年間を通じて行うおおいこども探検団活動を実施する。また、大分県地域環境保全基金へ寄附されたレジ袋無料配布中止の取組による収益金を、幼児向け環境教育等に活用することにより、環境保全活動に自主的、継続的に取り組む人材の育成を推進し、レジ袋無料配布中止の取組への県民理解の一層の浸透を図る。
5	生活環境部	循環社会構築加速化事業（再掲） (産業廃棄物税基金：14,920) (環境保全協力金基金：2,023)	継続	16,943	16,483	①災害廃棄物処理における連携強化を図るため、産業廃棄物処理業者や市町村職員を対象に研修会を実施する。 ②産業廃棄物処理業者経営セミナーの開催、テレビCMや新聞などを利用した広報を通じて、優良産廃処理業者の育成を図る。 ③リサイクル製品認定制度の利用促進を図る。
6	農林水産部	森林・林業教育促進事業（再掲） (森林環境保全基金：17,186)	継続	17,186	20,109	次世代の大分の森林づくりを担う人材を育成するため、子どもの学びの段階にあわせた体系的・継続的な森林林業教育の推進する。
7	土木建築部	クリーンロード支援事業	継続	16,000	16,000	道路愛護団体(ボランティア団体や地元自治会等)の育成及び道路愛護気運の醸成を目的に、草刈り活動や花植え等活動への支援を行う。
8	教育庁	森林環境学習推進事業 (森林環境保全基金：5,938)	継続	5,938	4,908	森林環境学習指導者の養成及び児童・生徒へ森林や木材に親しみをもつ取組の機会を創出することで環境教育の推進を図るとともに、森林や木の魅力を運動（遊び）を通して体感する中で、基本的な運動の行い方を身につけ、健康の保持増進や体力の向上を目指す。
9	教育庁	「森の子学校」体験活動推進事業 (森林環境保全基金：6,902)	継続	6,902	6,902	社会教育施設である青少年の家を活用し、学校教育と連動した事前学習、直接体験、事後学習からなる学習プログラムを実施することにより、次世代を担う子どもたちへの森林・林業教育の推進を図る。
小計	9事業			263,680	259,286	
<b>6 基盤的施策の推進</b>						
1	生活環境部	環境保全対策費 (産業廃棄物税基金:594)	継続	4,105	3,875	・大分県環境審議会を開催する。 ・環境白書を作成し、県ホームページに掲載する。 ・第4次大分県環境基本計画を策定する。
2	生活環境部	環境影響評価指導事業	継続	2,101	1,027	環境影響評価法（手続中3件）及び条例、大分県環境配慮推進要綱及び公有水面理立法等に基づいて事業者が実施する環境影響評価について、技術指導及び審査を行う。
小計	2事業			6,206	4,902	
総計	130事業			26,363,449	26,223,382	

※ 各施策の予算額には、再掲分を含んでいるため、総計の予算額と一致しない

